急激に増えるゴミ 収集作業にご協力を

ゴミが目立つ季節です。町も全力をあげてゴミの収集処理につとめていますが、一部の心ない人たちにより、御崎護岸、大浜海岸、運上屋川などに、いまだにゴミが投げられていますが、これは見た目にも衛生的にも非常に悪く、地域のかたから悪臭がひどいと苦情が出ていますので、ゴミを投げている人を見かけたら役場福祉課衛生係までお知らせください。

また、地域ぐるみで家の中やまわりをきれいにし、ゴミは必ずきめられた収集日に出すか、指定されているゴミ捨場にもっていき、ゴミのない明るい町づくりにご協力をお願いします。

▽ゴミは収集日に

前日や夜間に出しておきますと犬やねこなどにちらかされたり、雨、つゆにぬれて袋やダンボールや箱などがこわれたりして、見にくい状態になりますので、必ず収集日の当日、きめられた場所に出すようにご協力ください。

▽袋詰めやダンボール箱詰めに

ポリバケツに入れて出されますと、周囲が不衛生になる場合がありますので、紙袋かポリ袋、あるいはダンボール箱に入れて出してください。

▽集積場所の清掃にご協力を

収集作業後は、できるだけきれいにしていますが、完全というわけにはいきません。めんどうでもご近所のご協力をお願いします。

なお、ゴミの収集日は次のとおりです。

月、木曜日 東山、大浜、栄
火、金曜日 万代、高台、宮園
水、土曜日 相生、大和、清住
御崎、野束、敷島
内

第1回臨時会

議会だより

昭和五十一年第一回臨時会は四月二十一日招集され、議長の諸報告があったのち会期を一日間と決め、提案された四件の議案を原案のとおり可決しました。

議案第1号 岩内町税条例の一部を改正する条例設定について ……原案可決

地方税法が改正されたことにより町民税、軽自動車税その他必要な事項を改正したものです。

議案第2号 岩内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例設定について…… 原案可決

地方税法が改正されたことにより、国民健康保険税の限度額の改正及び減額対象世帯を拡大するなど必要な事項を改正したものです。

議案第3号 昭和五十一年度岩内町一般会計補正予算(第一号)： 原案可決

町道の舗装整備工事その他緊急に必要とする予算を補正したものです。

報告第1号 専決処分した事件の承認について ……承認可決

西小学校のグランド造成事業費にあてる町債が五十年度予算で増額になったので専決処分し議会の承認を得たものです。

『移動入浴車』のご利用を希望するかたは

—福祉課へ—

町では、五月から移動入浴車により、ねたきり老人または重度身体障害者などで、自力あるいは家族のみでは入浴することができないかたに対して入浴サービスを行なっています。これは、自宅に入浴車を走らせセットしてある入浴そうを家の中に運び、老人家庭奉任員が世話をしながら入浴してもらうものです。

くわしいことと利用を希望するかたは役場福祉課にお問い合せください。

かならず届出を

建物をたてるときは 建築確認申請を

一、都市計画区域内に建物を建築する時には、工事に着手する前に必ず建築確認申請書を提出して建築主事の確認を受けなければならないことになっております。

また、都市計画区域外においても建築確認申請書の提出が必要な建物もあります。

二、建築される前には、自分の敷地を連絡図等により十分確認し他の用地(道路、敷地、河川敷地、隣接地等)に迷惑をかけないようにして下さい。

三、都市計画街路計画が昨年大幅に変更され、新しく計画個所も加えられるとともに、用途地域によっては建てられない建物もありますので注意して下さい。

なお、くわしいことは役場建設課へお問い合せ下さい。

道路占用は許可を

最近許可なくして、道路に資材の放置や建築工事などによる道路の占用が目立ち、交通の安全ばかりでなく道路の維持管理にも支障をきたしております。

町としても、これらの路上放置物件については撤去するよう指導しておりますが、今後やむをえず道路を占用する場合は、必ず道路管理者の許可をうけてください。

なお、くわしいことは役場建設課にお問い合せください。

公営住宅の増改築は 許可を

公営住宅の増改築などをするときは許可が必要です。

違反建築や許可を受けないで増築したときは、とりこわしていただくこともありますので、必ず許可を受けてから工事をしてください。

増築は、物置で六・六平方メートル以内、居室で押入れなどをふくめて九・九平方メートル以内です。

増改築などを希望されるかたは役場住宅課に必ずご相談ください。

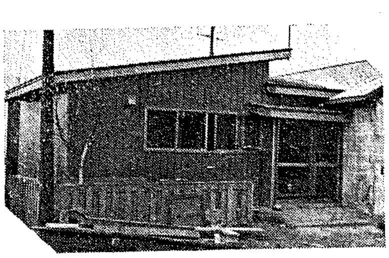

ゴミ焼きにご注意

これからは、ゴミなどを焼く機会が多くなります。つぎのことに充分注意し、火災を出さないようご協力ください。

・消火の準備をしてから始めましょう。
・ゴミ焼きの所からはなれない。
・あと始末を完全にしましょう。
・風の強いときや夜はやめましょう。
・火災とまちがいやすい煙を出すときは、かならず消防署に届けをしましょう。

六月は運動会などのシーズンです。開催合図に煙火打上げをするときもあらかじめ届けをしましょう。届出用紙は消防署にあります。

51.6月

町民交通傷害保険にはいりましょう

家族ぐるみ　職場ぐるみ　町内会ぐるみ

ではいりましょう。

かけ金は　1か月　40円　1年で　480円

★保険料と印かんをもって、役場または支所へ申し込んでください。

第2回臨時会

昭和51年7月23日午後1時30分から第2回臨時会が招集され会期を一日と決定し、提案された議案の審議を行ない、同日午後2時30分閉会しました。

審議した議件

議案第1号　工事請負契約の締結について………
………………………………………**原案可決**

西小学校屋内体育館新築工事（建築主体工事、暖房設備工事）と、中央小学校屋内体育館新築工事（建築主体工事、電気設備工事、暖房設備工事給排水衛生設備工事）の各工事について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例にもとづいて、工事請負契約を締結するものです。

一般質問

住民要求の実現と地方財政の危機打開

日本共産党議員団代表

質問　統合小学校建設事業費の財源措置のため、現西小学校の敷地を含めた町有財産を処分すると町政報告をしているが、西小学校の敷地は行政財産であり適当な措置と思われないが、見解をお聞かせ願います。

また、第二中学校の建設予定地の整備が七月上旬で終ると報告されておりますが、いつ頃をめどに改築時期を考えているのか、お聞かせ願います。

町　長…住民の要求は、近年極めて多様化しておりますので、全部応えるということはできることではありません。

従って理事者が議会にはかってともどもこれを選択しなければなりませんが、いわゆる将来展望に立った観点から、町の将来発展に結びつけるというような選択のしかたが必要です。

このことは財政事情も考慮しなければならない問題であり、それに大きく拘束されるということもやむを得ません。

町財政の現状と将来を考えて、住民要求の多様化の中から選択するということによって、町政を執行するのが妥当であると考えます超過負担の問題などにつきましては、いろいろと要望を続けていることは再三申しあげたとおりです。

財政危機に対して、どういう点に留意していくかということについても、町政執行方針で具体的な問題として四点に分けて申しあげておりますが、この考えは、現在も変っておりません。

教育財産の処分については、教育財産は行政財産でありますからそのまま処分はできませんが、これを教育委員会の決定によって用途廃止をおこない、普通財産に分類替えして処分をするつもりですその時期、方法については、教育に支障のないような時期、方法を考えて処分いたします。

第二中学校は、実際にいつ建てるかということですが、見通しとしては、中央小学校、西小学校を建築が完成し、附帯的な事業の財政的な後始末も一切完了した段階で、具体的な計画をまとめたいということでございます。

もっと具体的にいえば、五十二年度の予算編成のまとめあげる段階まで、最終結論を出したいということでございます。

西　小　学　校

季節労働者の雇用安定

質　問…季節労働者の雇用の安定は町としても積極的に取り組むことが必要であるが

①出稼ぎ労働者の当町においての経済的な影響と生活実態を調査し実態を把握して雇用の安定をはかることについて

②冬期間でも岩内町において工事を施行するとなれば、どの程度の仕事量、金額が必要かを調査し、国、道に雇用安定のための働きかけについて

③一時金五十日分支給されたのち道外に働きに出るようにいわれているが、これが過疎につながり、商店の経営にも打撃を受けることについて

④現在の状況では、冬期間季節労働者の生活のめどが立たないが、その生活の保障について、町長はどのように考えているか。

町　長…季節労働者の実態調査は終っております。その内容は、家族構成、出稼先をきめた経過、就労先、産業別、年令別等を詳細に調べております。

それに対して、どういう対策をとればいいかという結論は国、道の施策とも関連して簡単に出る性質のものではありません。例えば出稼労働者数を二千九百十人、一日平均の保険金を三千百四十円とみて、九十日の雇用保険を受取るとなれば、その総額は八億二千二百三十万円、五十日分だけとなれば、四十日分の差額は、三億六千五百五十万円です。

この四十日分を町内で働いて貰うということになりますと、事業に占める人件費は、例えば、上水道工事の場合二十五%を占めるので、仮に上水道工事をやりますと総工事費十四億六千万円の工事をやらなければならないことになります。

道路工事とすれば、人件費は三十%とみて、十二億円、下水工事となりますと、人件費四十%とみて、九億円の工事をやらなければ雇用保険で受取る四十日分の差額が出稼労働者の手に入らないということになります。

仕事のない間、町で金を払えば出稼ぎしなくても済むのではないかという問題も、当事者としては簡単にやりましょうという訳にはいかないという実例の一端を申しあげた訳でございます。

また、冬期間季節労働者の生活の保障といわれれば、何億もの町単独の事業をやって賃金を支払うということしかなくなるわけです

最終的に結論を申しあげますとやはり雇用保険法の五十日を九十日にする恒久的な対策をとるように、国、道にうったえて問題の解決を図るしか方法がない大きな問題であると考えます。

招魂祭のご案内

ことしも次により執行いたしますので、多数ご参拝くださいますようご案内します。

前夜祭　八月十四日　午後七時
本　祭　八月十五日　午前十時
ところ　岩内神社境内

奉賛行事
十四日　午後三時　自衛隊音楽隊町内パレード
　午後三時三十分　演奏会（駅前歩行者天国）
　午後八時　前夜祭終了後、忠魂碑前で演奏会
十五日　午前十時三十分　剣道大会、銃剣道大会
　空手道演武会

自衛隊から引渡し
第二中学校舎建設用地造成

町が自衛隊に委託していた第二中学校舎建設用地造成がこのほど完成し町に引き渡しされました。

引渡し書を受取る長濱町長

このグランドは、五月十二日から陸上自衛隊第十一施設大隊第三中隊約七十人がブルドーザー、ショベルカーなどで作業を進めていたものです。この日は、長濱町長ほか町関係者ら五十人が出席、近藤靖同師団長から引き渡し書が長濱町長に手渡され、町では感謝状とお礼のことばをのべ、労をねぎらいました。

北海道職員採用初級試験受験者を募集

北海道人事委員会では、次の要領で高等学校卒業程度の初級試験の募集をしています。

受付期間
八月二十三日（月）～九月四日（土）

受験資格
昭和三十年四月二日から昭和三十四年四月一日までに生まれた者

申込書用紙の請求先、問合せ先
〒〇四四　倶知安町北一東二
後志支庁総務課

昭和五十一年度前期技能検定試験

技能検定は、職業訓練法に基づいて技能を一定の基準によって検定し、これを公証する制度で、技能労働者のレベル向上と社会的、経済的地位の向上を図ることを目的としています。

ことしは、つぎにより検定試験を実施します。

◎板金　八月二十五日
　岩内専修職業訓練校
◎左官　八月二十六日
　岩内専修職業訓練校
　余市分校

道路と川を守る月間
51年8月1日から31日まで

道路と川――
それは　暮らしの動脈
　みんなの財産
明るい生活　豊かな社会づくりのために　汚さず大切に使いましょう。

建設省・北海道

1.8月
No.1

てきていない。』というのが労働省の言い分の中心であります。更につけ加えて、『新年度では最高日額及び最低日額を大幅に引き上げをし、給付率も一率六割を六割から八割と改善した。一時金制度の場合、過去五十日の失業の認定を必要とせず、一度に受給ができ翌日から就労することもでき、支給された一時金から差引かれない有利性がある。さらに出稼者の状況をみても、道内からの出稼者は一割減となっているが、一、二月の需要求人は二十パーセントも伸びており、出稼ぎをすれば、雇用の場は東京、大阪方面の建設業にある。居住地を離れたがらない労働者が多いことから、人が集らないので困っている現場もあるようだこの辺にも問題がある。そして最後に今後当省としては、労働市場の開拓に十分努力し、関係本庁に対しても、冬期間対策等についても十分討議していきたい。』というような労働省の言い分であります。そのほか北海道開発庁とか農林省、建設省、国会の社会労働委員会などのいろいろなご討議もありますが、端的にいえば、みるべきものはありません。

町村会の私どもの報告の結論は以上のようなことで、雇用保険給付は暫定措置の延長については、絶望的であり、今後は建設業における通年雇用化、常傭化の促進、並びに農林漁業の所得の確保、あるいは地場産業の振興によって、出稼ぎをしなくてもよいような就業構造の改善方について、関係方面へ働きかけることが必要と考えられるというのが、道の町村会の私どもの要請した結論でございます。

なお最近の新聞をみますと、労働大臣の諮問機関である中央労働審議会というのがあって、この雇用保険制度の改善について、総評と同盟、中立労連、新産別の労働四団体から労働大臣に要求経緯が出ております。その中を全部読んでみましても、北海道で要求の強い出稼ぎ季節労働者の失業給付基準の緩和ということについては、労働四この中央労働審議会でも、労働四団体でも、この問題には全然触れていないというところに、ひとつの問題点があるように考えます。いずれまた、このことがそ上にのぼってくる時期があると思いますので、ご参考までに申し上げておきます。

十五、岩内線建設促進について

結論から申しあげますと、国の財政特例法案の国債の問題が国会を通過しなければ、配分も何も公表できるものではない、というのが国の一貫したい分であります

これにつきましては、先般北海道の新線建設期成会としましても北海道選出の国会議員に一カ所に集っていただきまして、道内の各線の状況を全部報告して、問題点をお願い申しあげましたが、その席には、国会の代表も鉄道建設公団の総裁、運輸省の責任者にきてもらいました。落ちつくところは財政関係の国の法律が通らない段階では、予算づけも決めかねるというのが結論でございました。

十六、UHFテレビ置局について

HTB（北海道テレビ放送）とUHB（北海道文化放送）のテレビを岩内でもみれるようにしてほしいという要望でございます。

このことにつきましては、道で防災、行政無線中継塔をニセコの山につくった段階でこれを使ってUHF（極超短波の名称）の電波を中継する設備を併設するということで進められましたが、これは技術的に困難だということがわかりまして、それ以外のルートとしては、銀山を通って稲穂峠を通って岩内へという計画も経費がかかりすぎるということです。現在の段階では、倶知安から国富を通って岩内へというルートが一番いいのではないかという技術者の検討結果でありまして、今年度は現地の調査を完了して、五十二年度に着工したいという道としての考え方であります。

放送会社の方では支庁所在地を先にするとか、町村を後にして市を先にするとか、地元の置局について熱心な町村から先にやるとかいうようなことですが、会社の上層部の方にお願い申しあげたときの結論としては、道から働きかけもありまして、岩内が全道的に最優先に近い状況で動いております

建設費の道の負担、地元負担の問題が残っておりますが、地元の負担をできるだけ軽くして、納得できる段階を考えながら置局の話しにのっていこうという考えであります。

十七、土地開発公社、振興公社の財政状況について

五月二十六日に岩内町土地開発公社の理事会と岩内地方振興公社の定時株主総会をやりまして、事業報告と収支決算について承認を得ておりますが、他町村の振興公社で破産のような新聞記事もありますけれども、当町の岩内町土地開発公社及び岩内地方振興公社については収支の状況、資産の状況からみてそのような状態ではないということを申しあげたかったわけでございます。

十八、町有地の処分及び取得状況

四十五年から五十年までの町有地の処分及び取得状況のおもなものは、次のとおりです。

▼おもな処分

賃貸地	二〇、三五七㎡	一〇七、四五一千円
埋立地	一八、七〇九㎡	八〇、〇三九千円
更地、その他	二三、六四三㎡	五八、九七九千円
計	六二、七〇九㎡	二四六、四六九千円

▼おもな取得

東小敷地	一六、五二八㎡	六五、五六三千円
一中敷地	三五、九八四㎡	三五、九八四千円
西小敷地	四〇、六一九㎡	四六、九九四千円
二中敷地	三二、九七〇㎡	四二、三〇〇千円
小計	一二六、一〇一㎡	一九〇、八四一千円
運動公園敷地	一四八、四五九㎡	一六一、〇六八千円
住宅敷地	四五、四〇五㎡	九一、八八九千円
公共用地	二六、〇二五㎡	三四、二四八千円
計	三四五、九九〇㎡	四七八、〇四六千円

▼差引増

	二八三、二八一㎡	二三一、五七七千円

町有地の売却代金二億四千六百万円は学校の財源に使ってきたわけです。おもな取得は学校敷地、運動公園の敷地、住宅敷地、その他の公共用地となっておりまして面積からいきますと、売ったものより買ったものが多くなっておりまして、町有財産を食いつぶしているということはしておりません

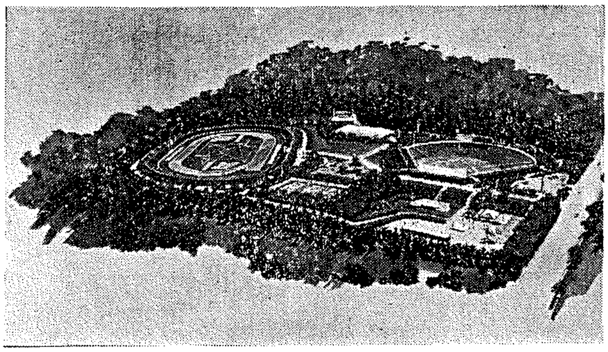

岩内運動公園建設計画

審議した議件

議案第一号　昭和五十一年度岩内町一般会計補正予算（第二号）……原案可決

補正のおもなものは、町道の整備工事費、その他緊急に追加を必要とする予算について補正したもので、今回の補正により一般会計の予算総額は三十五億三千百二十万三千円となります。

議案第二号　昭和五十一年度岩内町水道事業会計補正予算（第一号）……原案可決

水道事業会計の補正予算は、有効期間を満了した量水器取替えに要する経費について補正したものです。

議案第三号　育児休業に係る給与等に関する条例設定について……原案可決

「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」が制定されたことにより、育児休業を受ける職員の給与等について条例を設定したものです。

議案第四号　後志支庁管内公平委員会規約の一部を変更する規約設定について……原案可決

後志支庁管内公平委員会から規約の一部変更について協議があったので変更する規約を設定したものです。

議案第五号　工事請負契約の締結について……原案可決

浜中大通り舗装新設工事、岩内運動公園造成工事、ポン岩内川河岸災害復旧工事について、工事請負契約を締結したものです。

議案第六号　工事請負契約の締結について……原案可決

第一種公営住宅建設工事及び第二種公営住宅建設工事について、工事請負契約を締結したものです

報告第一号　専決処分した事件の承認について……承認

昭和五十年度国民健康保険特別会計の収支の不足額を補てんするため、昭和五十一年度岩内町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を専決処分したので、報告し承認を求めたものです。

報告第二号　専決処分した事件の承認について……承認

岩内第二中学校建設予定地造成工事をするため、敷地内の町道の廃止と変更について専決処分したので、報告し承認を求めたものです。

選挙第一号　岩内町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について……当選

選挙管理委員会委員と補充員の任期が満了となるので、地方自治法の規定により議会で選挙を行ないつぎのかたが当選されました。

選挙管理委員会委員
小田幸一　森谷悦郎　斎藤保弘
中西　清
同補充員
志摩貞雄　松本仙雄　森山信子
岩城成治　（敬称略）

くらし　健康　生きがい

三本柱で福祉の充実
あたたかい心・明るい老後

町では老人のしあわせのために くらし、健康、生きがいの三つを目標に老人福祉の充実につとめています。

九月十五日は敬老の日ですので おとしよりのしあわせのための主な制度をご紹介します。

老後の安定した生活

老令福祉年金

老令福祉年金は、国民年金発足当時、すでに高令のため拠出制年金に加入できなかった人や、拠出制年金の支給要件を満たせない人が対象で、満七十歳から支給されます。年額は十四万四千円で現在およそ一、二〇〇人の方にさしあげています。

満七十歳になっても老令福祉年金を請求していない方は、住民票と印鑑をもって国民年金係に申請して下さい。ただし、他から年金を受けていたり、所得が一定以上ある場合は支給されません。

長寿祝金

長い間社会に寄与したおとしよりの長寿と健康を祝福するため、町では満七十五歳以上の方に年額三千円の長寿祝金をさしあげています。今年は五八〇人の方が受けています。

老人家庭奉仕員訪問

町では、昭和四十四年から老人家庭奉仕員制度を設け、ひとり暮しの老人や病気でねたきりの老人身よりがなく毎日不自由な生活をしている老人家庭を毎日訪問し、食事の世話や衣服の洗たく、ふき掃除はもちろん身のまわりのお世話、また、生活上の身の上相談のよき相手となり、老人の方から喜ばれています。現在、岩内町では六人の家庭奉仕員がおり、ともすれば孤独に陥入りがちなひとり暮しの生活を楽しいものにするため活躍しています。

老人移動入浴車派遣

昭和五十一年から、ねたきり老人と重度身体障害者で自力あるいは家族のみで入浴することができない方に対し、入浴サービスを行っております。派遣を希望する方は、いつでも地区民生委員を通じて役場福祉課にご連絡ください。

健康で不安のない生活

六十九歳以上の方の医療費は無料

昭和四十七年から医療費を無料化し、おとしよりの健康管理と医療費の負担軽減をはかっています

これらの方には、すでに受給者証と老人医療費請求書をさしあげておりますが、これから六十九歳になる方は、誕生月か前月に役場福祉課へ申請してください。

老人健康診査の実施

おとしよりの健康を守るため、六十五歳以上の方に、毎年九月に老人健康診査を無料で行なっています。

診査の内容は、高血圧や心臓病などを早期発見するためのもので必要な場合は精密検査を受けることができます。健康の確認のためにも、多くの方が進んで受診してください。

ねたきり老人に特殊寝台

ねたきり老人対策の一環として特殊寝台を無料で貸し出しております。この寝台は、寝たままハンドルを操作するだけで上半身がもちあがったり、足もとも上下するようになっております。

そのほか、週二回の給食実施、福祉ベル設置、交通安全つえの無料提供などをしております。

心豊かな生きがいある生活

老人クラブ「天寿会」助成

町内には、六十五歳以上の方で構成する老人クラブ「天寿会」があります。

この会は、会員同志の親睦と健康増進、レクリエーションや他町村の老人クラブとの交流を図っています。この会の運営を助成するため、町では活動費として年間三〇万円を助成しています。

議会だより

昭和五十一年第三回臨時会は八月二十四日午後二時から招集され議長の諸報告があったのち会期を一日間と決め、提案された二件の議案を審議して同日午後二時三十分閉会しました。

第3回臨時会

審議した議件

議案第一号　昭和五十一年度岩内町一般会計補正予算（第3号）……原案可決

今回の補正は、八月十二日の集中豪雨によって被害を受けた個所の災害復旧費など緊急に追加を必要とする予算について補正したものです。

なお補正額は四千五百四十五万円で、これにより岩内町の一般会計予算は歳入歳出ともに三十五億七千六百六十五万三千円となりました。

議案第二号　工事請負契約の締結について……原案可決

町道老古美稲穂崎通り舗装新設工事及び町道十三号線舗装新設工事について、工事請負契約を締結するものです。

9月26日は大火の日
火の取扱いには十分に注意を

昭和29年9月26日は、私たちの町にとって忘れることの出来ない大火の日です。

あれから22年を迎えましたが、この間、町民のみなさんのたゆまぬ努力で他の町にまけないりっぱな町が建設されました。

町民のみなさんには、あの大火の状況を思いおこして、二度とあの惨禍をくりかえさないよう、これからも火の用心に十分に注意し火災のない明るく住みよい町を建設しましょう。

臨時サイレンを鳴らします

9月26日に秋の消防演習が行なわれます。この日は、団員召集と模擬火災消火訓練合図のためサイレンを臨時に鳴らしますのでまちがいのないようにしてください。

――集中豪雨で被害を受けられた皆様へ――
――お見舞い申し上げます――

8月12日の集中豪雨による被災者および被害地区住民の皆様へ、心からお見舞い申し上げます。

災害発生と同時に、町では、復旧作業に全力をあげています。皆様にはその対策に大変だったと思います。

一日も早く再起復旧に努められますようお願いいたします。

岩内町長　長濱金太郎

S51 9月

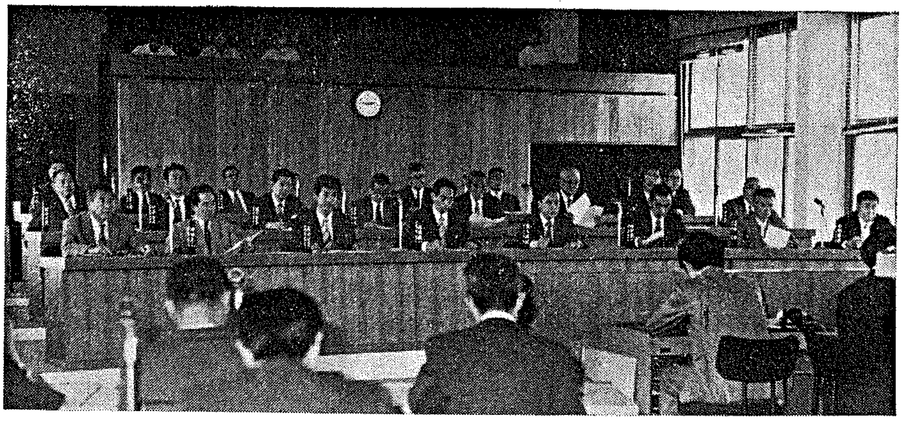

町議会第3回定例会

昭和51年第3回定例会は、9月17日招集され、一般会計補正予算ほか5件を議了し、同月22日閉会しました。

この中で、各会派の代表による一般質問がおこなわれましたので、その要旨と、これに対する答弁の要旨はつぎのとおりです。

一般質問

公政クラブ代表

自動車税について

質問　本年度の改正で後志管内一市十九カ町村あるうち、神恵内、泊、岩内、寿都、島牧の五カ町村のみが一級地に指定され、自動車税が高いわけですが、なぜこのようになったのか、おうかがいします。

町長　自動車税は一級と二級に区分されて課税されています。これは雪で自動車の運行がうまくいかない地域と、そうでない地域に分かれているわけです。豪雪地帯特別措置法によって、特別豪雪地帯に指定されていない地域が一級地で、それ以外の地域が二級地です。岩内の場合、五十一年度の課税の時点では一級地になっており、本年四月十五日から特別豪雪地帯に指定されましたので、来年度から二級地に級地替えされる見込みです。税額は一台について大体二千円位の差があります。

公営住宅の売払い

質問　国も持ち家制を奨励しておりますし、それを望んでいる時代です。町としても、売払いできる年限になっている公営住宅がたくさんあるわけですが、これを入居者にやすく売却した方がいいのではないかと思います。一部の地主からも、用地の問題については協力をしたいという話しも聞いておりますが、この点についての理事者の見解をおうかがいします。

町長　公営住宅を引き続き管理することが災害その他の理由で不適当だという状態になり、かつ、その敷地を公営住宅の敷地として保有する必要がない場合、その住宅の維持保全上適当と認められるときには、建設大臣の認可を得て、入居者、入居者の組織する団体、営利を目的としない法人に譲渡できるということが法で定められています。公営住宅の譲渡処分の基準は、①中高層の耐火性を有する共同住宅以外の住宅であること。②建設後耐用年限の二分の一を経過していること。災害公営住宅では、民有地の借地にあるものは、耐用年限の四分の一を経過していること。③地域の実情からみて、公営住宅として維持管理する必要がなく、かつ、建て替えによってと。④敷地を将来の都市施設用地の公有地として保有する必要がなく、また、譲渡をしても都市計画上支障を生ずるおそれがないこと。⑤団地を形成している場合では、原則としてその全戸数の入居者が、譲り受けを希望していること。かつ、譲渡価格の支払い能力があること。⑥譲渡価格が適正であること。敷地の価格は、原則として、不動産鑑定士が更地として評価した金額であるということ。⑦借地に建設された公営住宅については、敷地の所有者が入居者に対して、その土地を譲渡し、または賃貸することを地主が承認していること。以上の七つの条件が充たされなければなりません。岩内の実態として、二十九年と三十年に建てたものが九一八戸、これが耐用年限の二分の一を経過しています。そのうち　民有地に建っているもの五五八戸、町有地に建っているもの三六〇戸いう状態です。実際問題としては、生活保護世帯、母子世帯、老人世帯、身障者世帯といろいろありまして、全戸数の入居者が譲り受けを希望して住宅及び敷地の支払い能力があるということは、必ずしも考えられないわけです。それと借地に対して、地主が入居者に賃貸するか、譲渡するか、ということも未確定の問題です。更に公営住宅の譲受け代金の支払いが終る五十九年三月以降でなければ、町の所有にならないという戸数も相当あるわけです。それともう一つの問題は俗な言葉でいえば長屋ですから、四軒なら、四軒のうち一軒だけでも買わない人が残るということになれば解決が困難であります。結論としては、仮りに入居者に売り払うことにしても、いま申しあげたような何点かの問題の解決の見通しがたたない限り売却は事実上不可能であります。

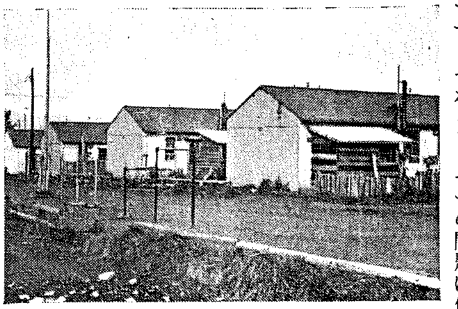

公営住宅

自転車道路の整備

質問　交通事故防止対策のため、国、道町をあげて対策に取り組んでおりますがその中で自転車による交通事故が大きな比重を占めています。しかも子供の問題が大きく、子供が自転車の技術を習得するために必要な道路というものは、岩内町にはありません。交通安全対策上のこともありますし体位向上の意味におきましても、岩内町にも自転車道路が必要かと存じ　ので、これを設置する考えがあるか、ないかおうかがいします。

町長　自転車専用道路ということになりますと、たとえば円山の方へ行く道道には、中央橋から円山観音の方に、巾員約三メートルで三キロメートルの自転車道路が併設される計画になっています。それから九月定例会の補正予算に出ている農免農道も、方法によっては自転車道として利用できるものと考えます。ただ、交通事故関係の町の中の自転車道につきましては、今後の道路の新設、改良の際は、考慮するほか、国道、道道については、自転車道の併設を要望してその実現をはかっていくような形をとりたいと考えております。

公明党議員

道路台帳の整備

質問　町道が私有地にかかっていたり、建築物が道路用地にかかったりして、苦情や不法建築が続発しており、正確、公平、適切な行政指導がおこなわなければならない。そこで、①基本となる測量をし、道路敷地の境界石及び中心標を埋設し、道路台帳の整備を急ぐべきである。②連絡図等は尺貫法のまま使用しているが、メートル法の現代版に改製する考えはないか。以上の二点についておうかがいします。

町長　昭和四十年から四十四年までの間に、道路中心標の設置測量を実施して、五年間で六十五カ所入れていますが、今後は、道路舗装工事施工の時点で境界標や中心標を入れて、順次整備していく考えです。全町的にやるとなると、ぼう大な金のかかる仕事で、一挙にはできない問題です。町で備えつけている連絡図をメートル法に全部書き替えるという作業ですがなかなかそこまで手がのびない現状です。実際問題としては、窓口で換算してお知らせするようにしています。この仕事に金をかけるか、他の仕事に使うかということは、選択の問題であって、現在とくに支障がないので他の仕事に使っているというような実情です。

円山地区の開発計画

質問　国民年金保養センター誘致が実現可能な情勢にあるが、冬の客をいかに誘致するかが課題であると考えます。町としても総合的な開発計画をたてておりますが、

(1)初級、中級クラスのスキー場施設の整備計画
(2)国設スキー場の実現の見通し
(3)その他具体的な整備計画の現状と見通し、以上三点についておうかがいします。

町長　岩内岳のスキー場整備計画として予定しているコースは、ほとんど国有林地です。国設スキー場の運動は、昭和四十三年からはじめたわけですが、機が熟さなくて現状のような状態になっております。国民年金保養センターの建設実現の見通しが、かなりはっきりしてきましたので、周辺の施設整備も促進されると思いますのでこれに関連して、今まで停滞していた国設スキー場の問題が、今後はかなり早いテンポで開発されていくというような見通しをもっているわけです。具体的な計画としては、来年度以降、スキー場のベ

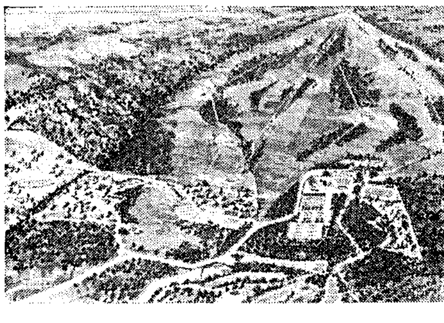

岩内岳山麓開発予想図

S51.11月 No.1

ースの造成を計画しております。売店とか食堂をあわせた建物の計画、公衆便所の計画、長さ六三五mのリフト四本の計画、円山道路の巾員三mを六mにする計画、レストハウスの新設とか、そういう具体的な計画をもっておりますが、これもやはり年金保養センターの建設と関連して、逐次整備されていくという計画でございます。

高齢者の福祉対策

質問 病気治療の原則は、早期発見、早期治療であると思いますが、そのためには予防衛生にもっと力を入れるべきだと考えます。そこで①日常生活の中での健康増進と疾病予防のために、保健婦を各地区に配置すべきであると思うがどうか。②どこの病院へ行っても過去の病歴がひと目でわかる町民健康手帳制度。過去の病歴、健康診断の記録、保健婦による指導要領、注意等の記帳、急病の場合この手帳をもっていれば応急手当の処置が可能で、この手帳の活用によって、お年寄りの健康管理が一段と進むことになる、いわば移動カルテ方式を採用する考えはないか。③老人医療費無料化の年齢引下げについて、道も六十五才以上に踏み切るとの方針であり、当町も早急に引下げに踏み切るべきと考えるが、実施時期の見通しについて、以上三点についてご所見をお聞かせ願いたいと思います。

町長 高齢者の福祉対策で保健婦の問題が出ましたが、保健婦の設置基準は、人口三千五百人に対して一人ということですので、岩内は約七人の保健婦を置かなければならないことになるわけで、実際には現在は一人だけです。実態としては、このほかヘルパー六人に活躍してもらっております。なお岩内保健所には、保健婦が四人配置されており、住民の保健指導にお世話をしていただいております。保健婦の資格者が少いため、当町でもその方面に手を尽して要請しておりますが、岩内のように医者のたくさんいる町は、あとになって、病院も医者もいないほうが優先していくという実態で、言うべくしてこれは充実できない現状です。健康手帳方式を採用しておりますのは、全道的には登別市と初山別村の二ヵ所だけです。初山別の場合には、健康手帳を満十五才以上、ことしから満三十五才以上を対象にやっているようですが、これは健康診断とか、結果とか、既往症については自分で記録することにし、医者の記録欄もつくっておりますが、これはことしからやめてしまっているということです。医者が記録してくれるということは、なかなか面倒な問題です。町民一人一人が自分で記録をして、ポケットに入れておくということに対する意識の啓発ということも、大変なことだろうと思います。ただ、老人の健康管理については、六十五才以上の老人健康診査を毎年実施しておりますので、老人については、健康手帳制度を検討する価値があるのではないかというように考えて、老人対象だけについては検討してみたいと考えております。

一般質問

老人医療費無料化の年令引下げは全道的には、六十五、六十七、六十八才といろいろあるわけですが、岩内の場合には、四十七年一月から七十才以上、四十九年四月から六十九才以上ということで、そこでストップしておりますが、そのかわり、六十五才以上の寝たきり老人については、四十八年四月から九十日以上の寝たきり老人に対する無料と、四十九年四月からは六十日以上ときめて、無料化を実施しているわけです。年令を一才下げると、財源的には年間町負担が約一千五百万円です。年令引下げについては、いずれにしても五十二年度の予算編成の段階でもう一度検討してみたいというように考えております。

特別養護老人ホームの建設

質問 昨年第三回定例会で軽費老人ホームの建設計画についての質問に対し、事前調査による入所希望者が五人しかいないので着手できない旨の答弁がありました。その後町民相談の中で施設への入所希望者が十名からあり、建設を強く希望しています。また将来的には、軽費老人ホーム等と特別養護ホームの併設が好ましいと考えますが、今後の建設計画と見通しについて具体的な答弁をお願いします。

町長 岩内から町外の施設に行っている人の現状は、特別養護老人ホームが二十一人、養護老人ホームが三十七人です。これも落ち着くところ金の問題になりますが、特別養護老人ホームを建てる計画も計算してみると、建設費は二億円かかり、補助、起債を差し引いた一般財源だけが六千三百万円かかります。こうなると各種事業の選択をしなければならないわけで、仮に来年特別養護老人ホームを考えるということになっても、二中とどちらを先にするかという問題あるいは道路の舗装にどの程度の金をつぎ込むかという問題、保育所とどちらを先にするかというような、いくつかの財源的に大きな事業の選択をしなければなりませんので、これもやはり五十二年度の予算編成の段階で、どれを先にするか、ということを決めることによって、実現の時期が変わってくることになると思います。

ほうらん荘の岩内町公園化

質問 遠別荘の愛称で親しみ、町民の多くが憩いの場、思い出の場としてはぐくまれてきた「ほうらん荘」を町の公園として活用できる方法があるかどうか、おうかがいいたします。

町長 現在町内の公園は、東山保育所の横にある近隣公園一ヵ所、児童公園十五ヵ所、墓地公園一ヵ所という現状であり、東校から一中に行く途中の運動公園は、今のところテンポはのろいですが、できるだけ早く完成させたいと思っています。

ほうらん荘全景

そのほか、岩内町総合計画に、鳴神の滝のほうの公園、岩野橋付近の公園など、何ヵ所かの計画がありますが、用地買収費、造成費を考えますと、限られた財政で、実現にはかなり時期がかかるのではないかと考えております。

ほうらん荘の問題につきましては、町の将来の公園計画の一環として公園とするのであれば、都市公園としての近隣公園ということで、どのように対処していくかということが焦点でありますが、前からこの話は何回か出たことであり、もう一度改めて考え直して、よく検討させていただきたいと考えます。

日本共産党議員団代表

住民本位の町行政確立と給与改定

質問 (1) 本年四月部制を施いてから六ヵ月経った今、若干の人事異動がなされた。そのなかで管理職の増員がなされているが、処遇を主目的としたものでないか、町長の見解をお聞かせ願います。

(2) 本年七月町民より町長に郵送された親書が、町長の手もとに、その時点で届いていなかったことが判明したということを聞いております。また集中豪雨による災害復旧工事について、議会も町理事者も共に、住民サイドに立って全力をあげることは当然ですが、今回の災害復旧工事に関して、若干の意思そ通を欠いたと聞いております。これら一、二の例を申し上げたが、町長として今後どのような考え方をもって、住民サービス向上や民主的町政を確立していくお考えか、おたずねします。

(3) 諸物価が上昇になっている現在、町職員の生活実態に見合った給与引上げを実施すべきと考えますが、今年の引上げ額なども合わせて町長の考えをおうかがいします。

町長 部制を施いたあとの仕事の処理の仕方に重大な関心をもってみていたわけで、部長を専任にしたほうが住民サービスができるものという結論になり、そのための人事異動をやったわけで、処遇を目的とした人事異動ではございません。

町長あての親展文書が、事務的な処理の段階で適正を欠いて、発送者の申し出によって、その文書が町長の手に届いたという事実がありまして、まことに遺憾なことであり、事務関係者には厳重に注意していたことがございます。

それから災害工事に限らず、工事関係については、これまでも関係委員会と十分はかって進める方法をとってきたわけですが、たまたまそういう形をとらないような事例もあったようで、この点も遺憾に思っております。場合によっては緊急に施工せざるを得ないものもあり得るわけですが、今後におきましては、このような措置をとる場合、あるいはとった場合でも、委員会に報告し、承認を得るような点については十分注意いたします。

職員の給与改定につきましては国の基準に準じて実施するという方針でございます。

上水道料金値下げ改正に対する町長の姿勢

質問 (1) 本年六月第二回定例会における町政報告の中に、水道料金値下げを検討すると報告され、町民の期待は高まっているところです。ところが、町長は上水道特別委員会で、水道料金を改定できる要素の中に、北電に水を売ることを前提にしているかのような印象を与える発言がありましたが、北電ぬきで、現在の水道行政の中で水道料金の値下げはできないのか、町長の見解をおうかがいします。

(2) 原発特別委員会では、北電に水を売る問題を含めて反対、賛成の議論のあるように思っていますが、もし、この問題を前提にしておられるとするならば、重大な問題を含んでおりますので、町長の見解をお聞かせ願います。

(3) 給水装置をつけても上水道を利用していない家庭も多く、普及の伸びがよいとは言えない原因のひとつに、水道料金が高いことに起因していることは申すまでもないことです。早急に町民の納得する形で、水道料金値下げ改定をすべきと考えますが、町長の見解をおうかがいします。

町長 水道料金を下げるための改定については、基本となるものは

経常経費と有収水量の問題です。上水道特別委員会でご報告申し上げましたように、経常経費では、当初の推定より人件費は五㌫程度資材、薬品なども五㌫程度低くおさえることも可能となり、改良費などを除きますと、年間の支出が当初の計画より約九㌫低く見積ることもできるという結論に達したわけです。

有収水量につきましては、当初計画より若干低く、計画の八十六㌫見込まれますが、今後公営住宅の水量が決定し、また、普及率もある程度進むものと推定されますので、全体として当初の計画より七㌫程度は増加するだろうという見通しです。

これをもとにして計算した場合には、当初の一㌧当りの給水原価二五〇円が二三〇円ないし二二〇円となりまして、トン当り二〇円ないし三〇円の値下げが可能という結果が出たわけです。

上水道の問題を結論的に言えば水道料金改定のためには、経常経費の上がり下がりの問題と、有収水量の変化の問題、それに付随する普及率の変化の問題が大きな要素になるわけです。

きれいな水……上水道

北電に上水道の水を供給するかどうかということも、有収水量の面からみて、料金改定のための重大な要素になりますので、これらを考えまして、料金改定のためのあらゆる要素を検討して結論を出したいというのが私の考え方でございます。

再質問 水道料金の値下げについて、町長は情勢も変わり、考え方も変わったのであれば、このような重要なことが九月の定例会で町政報告をすべきであると考えますが、なぜ町政報告で町民に明らかにしないのか、お聞きしたいと思います。

町長 上水道料金問題について、町政報告をなぜしなかったかという点につきましては、おそらく予算委員会の過程で出てくるだろうということも予想されましたので特にしなかったわけですが、一般質問の中で出てきております。その中の答弁でご理解願いたいと思います。

町の農作物の冷害対策

質問 町内の農作物冷害の被害状況は、いかほどになっているか、推定を含めておうかがいします。また、この被害に対する町としての適切な対策と、今後における冷害に対する事前の対処をどのようにとられているかをお聞かせ願います。

町長 岩内町の作付面積の七〇㌶が水稲です。基準反収は四〇八㌔六・八俵という統計が出ております。今年の作柄は農業改良普及所にお願いして調査の結果、反収は三五六㌔、五・九俵という算定です。基準反収の約八十七㌫の作柄という結果です。これを本年度の米価で計算した場合には約二千万円程度の減収になります。

畑作につきましては、八十五㌫程度の出来高ですので、約一千万円程度の減収、総減収額は三千万円程度と推計されます。農業委員会で作柄調査をやっておりますから、これもいずれ詳細な結果が出るものと考えます。

冷害対策につきましては、農業共済制度が設けられており、町としては加入者の共済掛金の十㌫を助成しておりますが、今後農協とも協議いたしまして、農業改良普及所など関係機関の協力を求めながら、霜害予防にあたりたいと考えております。

被害にあった農作物

なお、今後の冷害の状況につきましては、状況によっては天災資金の貸付制度の活用、あるいは制度資金の償還猶予の措置も考えられますが、作況確定の段階で本格的に動くという態勢で、場合に応じて適確に対処していきたいと考えております。

町の公害対策

質問 水質汚濁、チリ、ゴミ、騒音、重車両が通過する際の振動などに大変迷惑している町民の方は少くありません。これら公害問題から町民を守るためにも、行政の立場から、公害課を設置する必要があると考えますが、町長の見解をお聞かせ願います。

町長 公害対策については、万全の対策を講ずるように十分配慮してまいりたいと思いますが、公害関係の事務については、現在は総務部総務課企画係で担当しておりますが、特に支障はありませんので、公害課を設置する考えはありません。

再質問 公害問題は現在のところ支障がないと答弁しておられますが、総務課企画係で、公害の苦情に対し万全に対処していると理解してよいか、おたずねします。

同時に統合校舎建築時における杭打ちの際、七十ないし九十ホーンの騒音が出ているのに対して、どのように対処されたか、おたずねします。

町長 公害の苦情件数は、四十七年度三件、四十八年度三件、四十九年度八件、五十年度二件、五十一年度四件と、過去五年間の状態をみましても、特に増加しているということにはならないわけですが、住民の生活を守るという立場から、前向きに対処しなければならないことは当然でありまして、今後の推移をみて、公害課をつくるよりも専任の係を置くということは、情勢の変化によっては考えていくことにいたします。

杭打ちの問題につきましては、経済部長から答弁させます。

一般質問

経済部長 中央小学校の杭打ち工事の際、支庁の係の方に来町いただいて調査をしましたが、七十ないし九十ホーンというような状況の場合もありまして、さいわい学校が休みでしたので、付近の裁判所のほうへも出向きまして、公判等の支障のないような措置をとっていただくとか、あるいは、住宅に対しての連絡等をして、できるだけ短期間で工事が済むように、現場の指導をしながら措置をしたわけでございます。

再再質問 さきほど公害問題について、総務課企画係で万全の措置をしていると言われましたが、ただいまの杭打ちの公害問題について、経済部長が答弁なされている。本当に総務課企画係で掌握されているのかどうか。ご答弁をお願いします。

町長 公害を総括するところの仕事をするのが企画であって、水産関係は水産で、建築関係は建設で、自分の専門で対処するということが適当であって、その係が全部やるという言い方は逆でないかと思うわけです。公害係があるから、全部そこで一括してやれということは、部課を掌握する私の立場から言えば、むしろ適当でないと考えております。

審議した議件

議案第1号　昭和51年度岩内町一般会計補正予算（第４号）…………原案可決

今回の補正のおもなものは、公共土木施設の災害復旧費、草地開発事業用地の買収費その他の追加を必要とする予算について補正したものです。

なお、補正額は40,411千円で、これにより一般会計の予算総額は歳入歳出ともに3,617,064千円となりました。

議案第２号　岩内町公営住宅管理条例の一部を改正する条例設定について…………原案可決

昭和51年度建設の公営住宅の使用料及び敷金の額を定めたものです。

議案第３号　字の区域の変更について…………原案可決

相生、野束地区の一部について野束川の改修工事によって複雑になっていましたので、これも野束川を境として字の区分整理をしたものです。

議案第４号　岩内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて…………原案可決

岩内町教育委員会委員、寺井栄作氏と大越作治氏は昭和51年９月30日をもって任期満了となるので、両氏の再任について議会の同意を得るため提案したものです。

報告第１号　専決処分した事件の承認について…………承　認

８月12日の降雨による災害復旧個所の早期復旧をするため、町道48号線排水路災害復旧工事請負契約を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めたものです。

認定第１号　昭和51年度岩内町水道事業会計決算認定について…………認　定

地方公営企業法第30条第４項の規定により、昭和50年度岩内町水道事業会計決算を認定に付したものです。

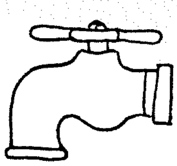

水道の凍結にご注意

水抜きをお忘れなく

いよいよ厳寒の冬を迎え、凍結による水道給水管の事故が多くなることが予想されます。

ご承知のとおり、水道本管から分水して各家庭に引き込んでいる給水管から蛇口までの給水装置はみなさんの所有物であり、みなさんの責任において管理する義務があります。したがって給水装置の管や蛇口、水抜栓が破損した場合は、みなさんの費用で修理しなければなりません。

これから冬の間予想される給水管の凍結は、水の使用ができなくなるばかりでなく、給水管の破損をまねくことがありますので、毎日おやすみになる前と外出前にはつぎの要領で必ず水を抜いてください。

- **まず蛇口を開いて水を流しながら**
- **次に水抜栓のハンドルを完全に閉じて**（閉の方に¼回転あるいは½回転させる）水が落ちたことを確認し、**蛇口は開いたままにしておいてください。** この場合蛇口を開かないで、水抜栓だけを閉じても水が給水管の内部に残り凍ることがありますので注意してください。

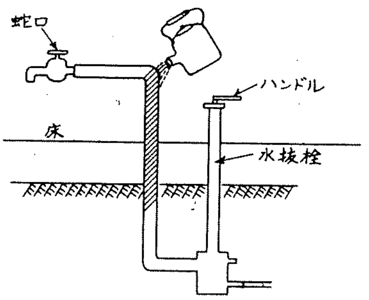

水を抜き忘れてもし凍ったときは、 蛇口を開いたままで給水管の立ちあがり（図の斜線部分）に図のようにヤカンで熱いお湯をすこしづつ同じところに連続してかけそのほか蛇口にもかけてください。

凍らせた給水管を融かすため、水道部や水道工事店に頼んだ場合修理代がかかりますので、できるだけ自分でするよう心がけてください。

給水管の凍結は、水を抜くことを怠ったために発生するので、その防止は、水道使用者の義務として必ず守ってください。

なお水道部の職員が凍結をとかすために伺ったときはつぎのようにお金がかかります。

修理費　三十分間　五三〇円

三十分増毎に五三〇円が加算。ほかに材料代は実費をいただきます。

議会だより

〜 第6回臨時会 〜

議員の招集請求による昭和51年第6回岩内町議会臨時会は、12月1日に招集され、「原子力発電所の建設に関する決議」を原案のとおり可決し、同月3日に閉会されました。

この臨時会においておこなわれた決議の内容はつぎのとおりです。

原子力発電所の建設に関する決議

北海道電力株式会社が計画している共和、泊発電所の建設については昨年十二月本町議会に、賛成と反対の話し合いの場として「原子力発電所問題特別委員会」が設置されて以来今日まで委員の先進地視察並びに必要な地元諸団体等の意見陳述と北海道電力株式会社の説明を求め、この間必要な調査審議を進めてきたところである。

以上の経緯から本町議会としては今後北海道電力株式会社に対し、次の事項が満たされることを条件として、原子力発電所の建設に賛成する。

一、地元住民の不安を解消し、生活環境保全について最善の対策を講ずること。

二、漁業との共存共栄はもとより、地元産業の振興、福祉向上等の地域開発に誠意をもって対処すること。

以上決議する。

岩内町議会

水道料金の納め忘れはありませんか

水道料金を納め忘れのかたはおりませんでしょうか。

水道事業の会計は、水道料金の収入によりまかなわれており、水道料金が毎月納入されませんと、水道事業の正常な運営が出来ないことになります。

滞納の月が長く続きますと、水道の利用を遠慮していただくことになりますので、もう一度お手もとの領収書をお調べのうえ、納め忘れの水道料金がありましたら、すぐに納めてください。

水道料金は、役場や各金融機関の窓口で納められますが、納めるときは水道料金納入通知書（黄色の伝票）に使用水量のお知らせ（青色の伝票）を添えて差し出してください。

なお、水道料金は、町税や住宅使用料などの徴収に係員がお伺いしたときにも一緒に納められます。

国民年金保険料を納めましたか

今月は第三期分（十月、十一月、十二月）保険料の納期になっていますので、忘れずに納めましょう。

保険料が未納になっていると、万一の事故のときに障害年金、母子年金などを受けることができなくなりますので、保険料の納め忘れのあるかたは早めに役場または町内の銀行で納めましょう。

「生活の一部にしょう」火の用心

これから冬期間は、毎年各地で火災が多発し、人身事故も発生しております。

つぎのことがらに十分気をつけて「火災のない明るい町づくり」にご協力願います。

◎一般家庭では

- 外出前や就寝前には必ず火の元を確認しましょう。
- たばこの投げ捨てや、とくに飲酒時の寝たばこは絶対やめましょう。
- 暖房器具やガスコンロの使い方には十分注意しましょう。
- 老人や幼児は避難しやすい所に寝かせましょう。とくに寝たきり老人をおいて外出するときは、隣近所に頼んでからにしましょう。
- 有事の場合に備え、水バケツや消火器を備えておきましょう。
- 旅行で旅館などに宿泊するときは、避難口などを確かめましょう。
- 出入口などは、有事に備え常に除雪しておきましょう。

◎職場では

- 火気使用器具の周囲は、常に整備清掃につとめましょう。
- 避難口や出入口などは、常に除雪し確保いたしましょう。
- 灯油や重油などの危険物は安全な場所に管理しましょう。

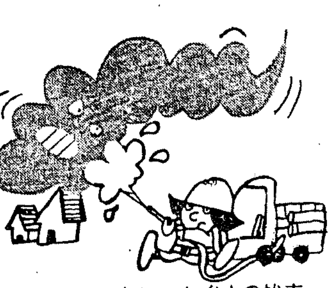

幸せをあしたにつなぐ火の始末。

農業基本調査にご協力を

2月1日現在で実施　農家をもれなく

二月一日現在で、農業基本調査が実施されます。

この調査は、毎年道内の全農家をもれなく調査するものです。

調査の目的

農業に関する基本的な事項を調査し、本道農業の実態を明らかにするとともに、道ならびに町における農政諸政策に必要な基礎資料を得ることにあります。

調査項目および秘密の保護

調査項目は、世帯員の状況、経営の耕地面積、主要作物収穫面積など七項目となっています。

これら調査された事項は、統計以外の目的、たとえば課税資料など直接申告者に利害を生ずるようなことに使用することは固く禁じられており、調査結果についても個人の秘密は法律によって厳重に守られていますのでありのままを申告されますようお願いします。

調査方法

調査にあたっては、知事から任命された調査員がおじゃまして、聞き取りにより調査することになりますので、よろしくご協力ください。

犬を正しく飼いましょう

毒えと捕かくで野犬狩り　3月31日まで

最近、犬を飼育している人の放し飼いによる人畜の苦情や被害がひんぱんにおきています。

飼犬であっても、放し飼いは野犬とみなされて掃とうされますので、飼犬は必ずつないでおいてください。

S52. 1月 No. 1

孤独な老人を
地域ぐるみで援護しましょう

独居老人及び老人世帯の事故発生は冬期間がもっとも多いとされています。

ひとり暮らしやねたきり老人がだれにも見守られずに死亡するという悲惨な事故が報道されていますが、地域ぐるみでの暖かい援護の手をさしのべていただくことにより、このような悲惨な事故を未然に防ぐことができると思われます。

町でも、民生委員や一般のかたがたの協力によりパトロールを行っております。

みなさんの近所に、このようなかたが居られましたら、愛の訪問やパトロールにより町内から悲惨な事故がおきないようご協力をお願いします。

特殊寝台を貸します
―ねたきり老人に―

町では、老人福祉の増進をはかるため、老人特殊寝台を無償で貸与しています。

該当者は、六十五才以上のかたで、長期にわたり臥床している低所得者（その属する世帯の生計中心者が所得税を課せられていないもの）となっています。

希望されるかたは、役場福祉課に申し出ください。

安全運転管理者を必要
マイクロバス一台でも　1月1日から

道路交通法施行規則の一部が改正（昭和五十年十二月二十五日公布）になりまして、安全運転管理者の選任を必要とする自動車の台数は、これまでの五台を乗車定員が十一人以上の自動車は一台、その他の自動車は五台とすることになりました。

このため、従来五台以上の自動車を使用している場合に必要とされた安全運転管理者の選任は、マイクロバスなど乗車定員が十一人以上の自動車をたとえ一台でも使用していると安全運転管理者を選任しなければならなくなりました。

この改正は、一月一日から実施となりますので、建築、土建、水産加工関係者などでマイクロバスを使用しているところでは、実施後すぐに公安委員会に選任者を出すようにしてください。

なお、届出に必要な用紙などは岩内警察署交通係に備え付けてあります。

消火栓の近くに
物を置かないで

このたび町の要所に消火栓が設置されました。

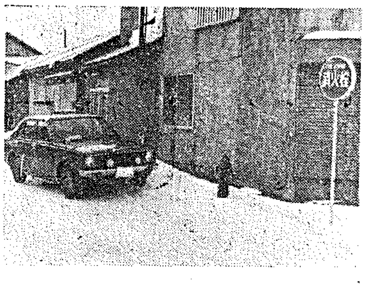

消火栓から5㍍以内は駐禁

この消火栓は町民のみなさんの生命と財産を火災から守るためです。なにか起った際にすぐ使用できるよう、つぎのことにご協力ください。

一、消火栓から、五メートル以内には駐車しないこと。

二、消火栓の周囲に雪を捨てたり物品などを置かないこと。

三、消火栓や標識にいたずらをしないこと。

家族そろって歌合戦に応募を

第二回北海道雪の祭典前々日祭として、HBC提供の「家族そろって歌合戦」が歌手の細川たかしを迎えてつぎにより倶知安町で開催されます。多数ご応募ください。

日程　二月十三日（予選会）
　　　三月　三日（決　勝）

場所　倶知安町文化福祉センター

申込み締切り　一月三十一日

なお応募方法などくわしいことは役場観光課におたずねください。

卓球教室を開設します

学校開放事業で開設しておりました卓球教室が終りましたので、青少年会館の卓球教室をつぎにより開設しますのでご利用ください

期間　1月13日～3月末

時間　午後6時30分～8時30分

講師　岩内卓球協会
　　　江口　重利
　　　野崎　幸博
　　　阿部　勉

スキー行事のお知らせ

教育委員会とスキー連盟が計画している各種行事は、つぎのとおりです。多数の参加をお待ちしています。

1月7～9日　町民スキー教室

2月2・3日　スキー技術強化講習会

2月6日　道民スポーツ選手強化

2月13日　道民スポーツ大会（倶知安町）

2月20日　町内少年スキー大会

2月26・27日　スキー講習検定会

3月6日　町民スキー大会

3月27日　納会

会場はいずれも円山スキー場です。

新春の文化行事

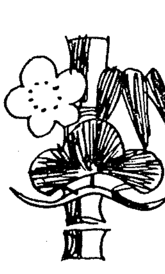

会場　公民館

☆新春短歌大会
一月十六日　午前十一時　階下

☆新春朗吟大会
一月十六日　午後一時　三階

☆新春岩宇俳句大会
一月十六日　午後二時　和室

☆新春謡曲大会
一月二十一日　午後六時　和室

審議した議件

昭和五十一年第四回定例会は十二月十七日招集され、会期を二十五日までと決定し、議案の提案説明を受けて議案調査のため休会に入りました。

二十三日再開、町政に対する一般質問が行われたのち予算特別委員会を設置して議案の審査に入り、一般会計補正予算ほか二十三件の審議を議了し会期を一日残して十二月二十四日閉会しました。

なお、一般質問とその答弁要旨は次号に掲載する予定です。

議案第一号　昭和五十一年度岩内町一般会計補正予算（第六号）……原案可決

今回の補正予算は、医療費助成扶助費の増、町道の用地確保、災害復旧事業の繰延べ、公債費の追加等、その他必要とする予算について補正したものです。

議案第二号　昭和五十一年度岩内町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）……原案可決

今回の補正予算は、五十年度に国から受けた交付金の超過分の返納、その他追加を必要とする予算について補正したものです。

議案第三号　昭和五十一年度岩内町水道事業会計補正予算（第二号）……原案可決

今回の補正予算は、企業債の償還元金を利息ならびに一時借入金の借入限度額の引上げとそれに伴う一時借入金の支払利息について補正したものです。

議案第四号　岩内町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

各種委員の日額報酬について改定したものです。

議案第五号　非常勤職員に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

非常勤の職員についても増額改定したものです。

議案第六号　証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

証人等の実費弁償について改定したものです。

議案第七号　岩内町費職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

国家公務員の給与改定に準じて町の一般職の職員の給与改定をしたものです。

議案第八号　岩内町立小中学校の給食業務従事職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

国家公務員の給与改定に準じて給食業務に従事する職員の給与改定をしたものです。

議案第九号　遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

恩給法の一部が改正されたのでこれに準じて元町費職員の遺族扶助料を改定したものです。

議案第十号　岩内町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

国の法律が改正されたので、災害弔慰金と災害援護資金の額を改定したものです。

議案第十一号　岩内町営草地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

国が建設する国民年金保養センターの敷地として提供するため、一部を町営草地から除外するものです。

議案第十二号　財産の無償貸付につき同意を求めることについて……原案可決

国が国民年金保養センターを建設するので草地から除外した町有地を無償で貸付けるため、議会の同意を得るものです。

議案第十三号　北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約設定について……原案可決

北海道市町村職員退職手当組合から、規約の一部を変更するについて協議があったので提案したものです。

議案第十四号　後志支庁管内公平委員会規約の一部を変更する規約設定について……原案可決

後志支庁公平委員会から、規約の一部を変更するについて協議があったので提案したものです。

議案第十五号　岩内地方伝染病隔離病舎組合規約の一部を変更する規約設定について……原案可決

岩内地方伝染病隔離病舎組合から、規約の一部を変更するについて協議があったので提案したものです。

議案第十六号　岩内地方衛生処理組合規約の一部を変更する規約設定について……原案可決

岩内地方衛生処理組合から、規約の一部を変更するについて協議があったので提案したものです。

議案第十七号　岩内町費特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

町の特別職の給料月額について改定したものです。

議案第十八号　岩内町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

町の教育長の給料月額について改定したものです。

議案第十九号　岩内町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

議会議員の月額報酬等について改定したものです。

議案第二十号　岩内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて……同意可決

岩内町固定資産評価審査委員の川村仙蔵氏は十二月二十六日をもって任期満了となるので、引きつづき同氏を再任するので議会の同意を得るものです。

S52. 1月 No.2

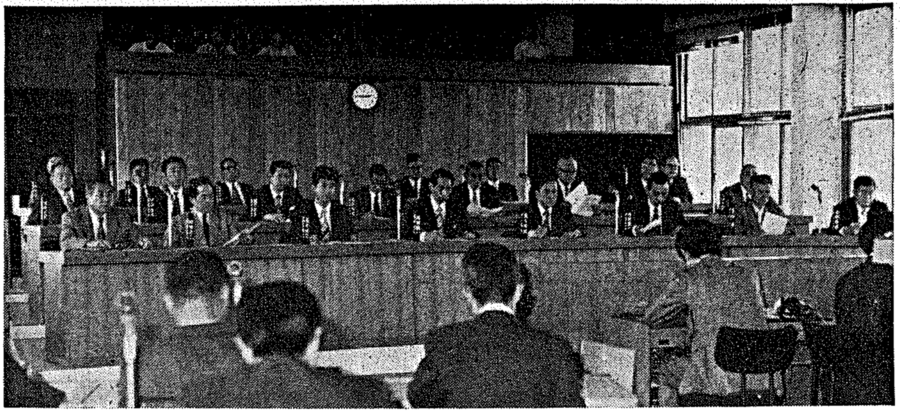

町議会第４回定例会

昭和51年第４回定例会は、12月17日招集され、24日閉会されましたが、この議会における各会派代表による一般質問とこれに対する答弁の要旨はつぎのとおりです。

公政クラブ代表

共和・泊 原子力発電所問題

質問 五十一年十二月はじめの臨時議会において建設賛成決議がなされましたが、町長は今後この問題について、どのように進めていかれるかおうかがいいたします。

町長 基本的には、昭和五十一年度の町政執行方針に申し述べたとおりですが、先般の町議会としての原発建設賛成決議という大きな情勢の変化もありましたので、今後具体的には、

第一に、原発反対六団体と町長の間にとり交わされている確認書の処理

第二に、北電社長と町長との間にとり交わされている覚書の処理

これを五十二年三月定例会までに処理したいという考えでおります。それについてはあくまでも町議会の賛成決議を基調とした処理をするつもりでございます。

上水道利用に関する事項等については、本年度内に最終的な処理ができるように作業を進める考えであります。

これらはすべて議会のそれぞれの機関にはかりますので、よろしくご協力をお願い申しあげます。

この際私から申しあげたいのですが、議会が原発賛成決議をしたことに伴って、従来のままの原発特別委員会でいいのかどうか、問題別、部門別の小委員会のようなものをつくる必要があるかないか。仕事を進める上に深い関係がありますので検討していただきたいものと考えています。

町としては、今後の具体的作業を進めるために、町の機構として「原子力発電所問題対策事務局」を設けて、事務局長は杉本助役、総務担当は岩城総務部長、小石川町長室長、民生担当は宮腰民生部長、建設、港湾担当は吉田経済部長、教育、文化担当は本間教育次長という陣容で、すでに第一回の打合会を終わっている段階でございます。

町道の整備

質問 五十一年度の町道舗装はのべ九三〇㍍約七千万円施工されましたことは、町民ひとしく感謝しておられるところです。そこで五十二年度も本年度のように実施していただきたいと思いますが、いかがですか。

また、都市計画街路事業の町道舗装の進め方について、特に公園通りの見通しなどについてお聞かせ願いたいと思います。

町長 町道の整備の方法については、都市計画街路事業による整備は、建設省道路局所管による道路整備

一般質問

事業、町が単独で整備する場合などいろいろな方法がありますが、これはいずれも舗装を前提としておこなわれる仕事であります。

今後の舗装計画につきましては、どこを舗装するか、それにはいくら工事費がかかるかという計画をつくってありますが、町道舗装の総延長を一一二・八㌔の計画とし、そのうち三五％にあたる三九・八㌔をとりあえず第一段階として進める計画です。工事費は約十五億円です。財政事情の許す限り整備を進めていきたいという考えです。

今年度臨時町村道整備事業債で年度途中やりましたような形が、また、本年もできそうな話がありますので、それができる段階になれば昨年程度のことは年度途中でもやりたいと考えております。

なお、急を要するところで財政的に早急に舗装の見通しのたたないところは、例えば通学道路については、とりあえず簡易舗装をするように考えていますが、五十二年度の箇所づけにつきましては、予算編成の段階で最終決定をしたいと考えております。

道路の除排雪

質問 冬期間の交通の確保の万全を期すためには、町においても相当数の重機、人員等を用意しなければなりませんが、その場合、路線の一部を民間業者に委託することによって効率的な運用が可能になるものと思われ、検討に値するものと思われます。

他市の例を視察したこともありますが、当町におきましても、このような考えはないか、おうかがいいたします。

町長 除雪の民間業者委託について町としても考えたこともありましたが、国道、道道を見ましても雪が多かったり、作業量がふえるという段階で、その都度必要に応じて民間の車両を借上げて作業能力を補っているというのが現状のようであります。

除雪路線の区域が非常に広いということ、除雪の場所が離れているということ、相当規模の延長をもっているというような三点から民間に委託することが作業能率を高くするし、経済的にも有利でないかと考えられるわけです。

当町の場合、除雪路線の大部分が街の中で、しかもつながっている路線ですので、今年の除雪の計画も現在の車両と人員で処理できるという計画をたてたわけでございます。特に豪雪などの事態には臨民間機械の借上げもしまして、臨機の措置をとって作業をして、排雪作業については従来どおり民間車両を借上げながら計画的に進めていきたいと考えております。

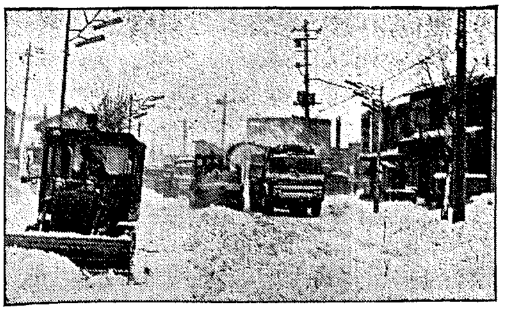

排雪作業中のロータリー車

従って今の段階では、ただちに民間委託をする考えはありませんが、経費の面から細かに検討している段階でございます。

公明党議員

応急生活資金の貸付制度の設定

質問 低迷する経済不況と一連の公共料金値上げ、また、雇用保険の減収等により、町の経済にも大きな影響を与えると予想されます。今後町民の生活不安に対し、町民の経済的自立と生活意欲の促進をはかるため、低所得世帯に対し、応急的に必要な生活資金の貸付け制度を早急に制定すべきであると考えますが、理事者のご所見をおうかがいいたします。

町長 町民全般の生活資金の貸付制度について、すでに制度ができているものを簡略に申しあげますが、商工業者については、中小企業に対する生活資金を含めた事業運営資金があります。岩内町中小企業融資制度は、町が預託しているものです。

道の制度としては、中小企業振興資金融資制度があり、これも生活資金の応急的な要素をもったものです。

更に、勤労者に対する生活資金として労働金庫生活資金貸付制度があって、これに町が預託をしております。

一般町民に対する生活資金としては、極く一部に限られるかも知れませんが、愛情金庫の貸付制度があって、運転資金も町から出ていることはご承知のとおりであります。

それから生活保護申請者に対する生活資金、これは保護が決定するまでのつなぎ資金として貸付けする制度もあるわけです。

そのほか、低所得者、身体障害者、母子家庭などに対する世帯更生資金もあります。

お話しなさいました季節労働者の雇用保険一時金四十日分減収に相当する額は、一人当り大体十二万円から十三万円と推計されます対象人員推計二、九六一人のうち主婦と非世帯主を除いた千人の方を対象に、仮に十万円貸付けするとすれば、資金は一億円必要となります。この貸付制度の創設は、事実上困難な状況です。季節労働者が必要とする生活資金を町が労働金庫に特別預託して、その見返りに労働金庫が雇用主に対して一括融資する方法について話し合いをしましたが、結果的にはできないということであります。

以上町民の生活資金貸付の道について申しあげましたが、結論としては、現行の制度を有効適切に活用して、特に生活に困る状態になるような場合には、民生委員ともよく連絡をとって援護相談にあたりたいと考えております。

S52、2月 No.1

財政運営について

質問 ①雇用保険四十日減収により、町税収入等の財政運営に与える影響はどうか、あるとすれば対応策をどのように考えているか。

②五十一年度末の財政見通しをお聞かせ願いたい。

③五十二年度予算編成にあたり、基本的な姿勢をお聞かせください。

④本年度の職員の新規採用状況及び来年度の新規採用計画はあるかどうか。

⑤財源確保のために各種の手数料使用料の引上げなどを検討している町村もあるときいているが、当町においてはどうか。

以上について質問いたします。

町長 (1)雇用保険が九十日から五十日になることによって集合主税の収入に影響がないとはいわれません。商店の売上げ減による町税の影響も考えられます。五十二年の所得は五十三年度に課税されることになりますが、本年度としては、商店についても雇用保険受給者と同様に減収による収入減がある程度心配されます。町税の納入対策については、失業期間中は納税の猶予の扱いもして、個々について十分配慮していきたいという考えでございます。

(2)五十一年度末の財政見通しについて、決算見込という意味になるかも知れませんが、五十一年度の予算総額の三〇%を超す約十二億円が学校建設の事業費でございます。現在学校建設の事業費を除きますと一般の事業費その他経常的な経費の執行状況は、十二月末で約七八%の執行率で大体予定どおりです。今後は学校建設事業費の財源の確保が残された重要な課題です。この財源区分を見ますと国庫補助金三億四百万円、起債が三億八千三百万円、一般財源は五億五百万円です。

この一般財源の確保につきましては、当初計画の西小学校の跡地の代替として、高台小学校の跡地を処分するという方針でありまして財産処分による財源の確保が予定どおりできれば、健全財政を維持できる見通しでございます。

(3)五十二年度の予算編成にあたっては、上水道問題その他予算編成の前に処理しなければならない問題もありますので、まだ、考え方をきめておりません。

(4)本年度の職員の新規採用状況は一般事務職六名、技術職二名、保母職五名、ヘルパー職三名、合計十六名です。一般事務職の採用については、後志支庁管内の町村職員初級試験に合格した者を採用するという基本線で、その他については特殊技能の関係もありますので、公募したり選考によって採用しています。

一般質問

来年度の採用計画の見通しについては、後志支庁管内の町村職員の初級試験に合格し、採用対象となる一般事務職は、岩内町に住所を有する者で当町就職希望は一人です。そのほか、町外に住所を有する合格者で当町就職希望は四名です。これらにつきましては必要最少限にとどめ、多少の欠員があっても間に合わせるという考え方で進めたいと考えております。

(5)財源確保のために各種の手数料使用料の引上げの問題ですが、そのほとんどが長い間改定されていない実情です。内容的には町民の利益につながるもの、町民の福祉に関係するもの多様になっておりますが、この段階で全体の使用料、手数料の見直しをしまして、客観的に引上げなければならないものについては、新年度予算編成までに検討を終わるようにいたします。

日本共産党議員団代表

季節労働者の雇用安定と失業保障

質問 町としても季節労働者の雇用安定と失業保障問題の解決は大きな問題であり、冬期間の仕事もなく、失業保障も九十日から五十日に切り下げられ、生活のメドがたたない実情であります。

そこで第一に、岩内公共職業安定所と町の実態調査資料を活用して実情をひろく訴え、公共機関とも連携し、町内各業種別に就職のあっせんを進めるべきであると考えますが、この点についておうかがいいたします。

第二に、町としても冬期間の失対事業の人員の拡大等の諸制度の活用と、母子世帯、身体障害者、高齢者世帯の除雪ヘルパーの活用など、失業対策事業の推進をはかるべきと思うが、この点はどうか、お聞きいたします。

第三に、町長におかれても支庁、道、国に、失業保障九十日給付の復活など改善策を強く要望すると共に、積極的に取り組むことが必要であると考えますが、この点についてお聞きします。

第四に、季節労働者の生活相談対策の強化、生活保護法等救済制度活用のため、万全の対策を講ずる指導体制の確立をはかる必要があるが、この点はどうか、おうかがいいたします。

町長 季節労働者の雇用対策については、道としても雇用対策本部を設けて協議しており、北海道地方職業安定審議会からの建議にもとづいて施策を進めているようでありますし、また、国に対しても通年施工、公共事業の増加、民間業界に対する雇用の通年化を強く要望している現状であります。更にまた今回の第四回定例道議会でも、冬期間の季節労働者雇用安定対策の補正予算ということで、農地開発、土木、林業、災害復旧費など合わせて五〇億七、四八五万円を債務負担行為で計上しております。

支庁としても管内労働関係部局長会議や建設業界との懇談会をして季節労働者の雇用対策に取組んでいる現状です。

岩内町といたしましても、職業あっせんはできませんが、職安と密接に連係をとって就業指導を職安に依頼しておりますし、臨時的な仕事の求人についても職安に連絡して処理する体制をとっております。

道の今回の補正予算の季節労働者雇用安定対策予算の債務負担行為の中身は、年度内に発注するもので、小樽土現として三億円、救農土木事業が一億五千万円見込まれております。

岩内町で四十日分のお金が季節労働者に入るような事業をおこすことは現実には不可能です。

それから九十日の復活問題の実現は面倒だというような判断に立っております。見通しの暗い九十日復活問題だけに声を大にしているよりも、実際にやれることを探すことが問題解決の具体的な方法であります。むしろ大事なことは通年雇用対策を前進させるべきで現実的な考え方としては、具体的な対策として、春先の就労時期を早めるための措置を考え、どの事業についてどこまでやれるかということを前提とした検討をするつもりです。

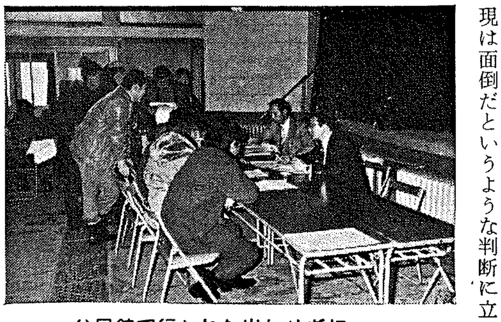

公民館で行われた出かせぎ相談

町民の生活の問題については、季節労働者の問題に限らず、町民全般にわたって、それぞれの実態に応じて、できるだけの配慮をするように心して仕事をするように進めているつもりでございます。

漁業を発展させ漁民の生活を守るために

質問 漁業専管水域二百カイリ設定により、当町の漁業は漁獲量において五〇%の影響を受けると推定され、漁業だけでなく、水産加工業においても大きな影響が予想されます。

今後岩内湾の漁業資源を守ることは大きな課題であり、これら資源を破壊する原子力発電所の建設反対の先頭に町長は立つべきと考えますが、見解をおたずねいたします。

つぎに岩内湾一帯の漁民の希望のあった大規模な漁場づくりに、行政の立場から漁民の意見をきき試験研究機関と十分連係をとって沿岸漁場整備開発事業を総合的に推進すべきと考えますが、町長の見解をおうかがいいたします。

つぎに漁業経営を守るための抜本的な対策として、長期低利な融資制度の確立が必要ですが、現在の危機を乗り切るための一つの方策として、町としても燃油引下げのため行政指導をはかるとともに昭和四十七年の燃油価格を基準として、価格差補給も必要と考えるが、町長の見解をお聞かせ願います。

つぎに魚価安定策について、町長は適切な対策を講ずると意向が示されておりましたが、その後どのようになっているか、お聞きいたします。

また、漁民の生活に直結した公共事業を大幅にふやし、出稼ぎ漁民の人達の地元での仕事を保障すべきと考えますが、町長の見解をおうかがいいたします。

町長 沿岸漁場整備開発事業につきましては、事業実施計画もすでに樹てておりまして、岩宇の関係町村と関係漁協が具体的な協議を進めております。後志支庁、北海道中央水産試験場、後志南部地区水産業改良普及所とも協議をしまして協議会をつくり、相互の連係のもとに道に対して事業決定の推進と予算要求を強くおし進めている状況です。

それからきれいな海と豊かな漁業を発展させるために、原子力発電所に反対しろということでございますが、原発問題については、町議会の建設賛成決議の主旨を尊重して、漁民の立場を十分頭において問題の解決を進めるという考えでございます。

船の燃油の問題につきましては価格の変動に対して、漁業関係者ならびに関係団体が全国的な運動として、強く政府に要請してきているところでございましたが、石油値上がりによる影響は漁業だけの問題でないということや、経営に対して国が補助することは例がない等の理由で、最終的には、漁業用燃油対策特別資金制度と魚価安定基金を創設して、国としての漁業用燃油価格問題の措置がとられたわけです。

道としても北海道漁業用燃油対策特別資金融通助成事業実施要綱を定め、岩内郡漁業協同組合の利用状況は、漁家三五〇戸のうち、浅海漁業者を除いて二〇〇戸が利用している現状です。

燃油の値下げのための町独自の行政上の考えということになりますと、現状では一般家庭も含めてあらゆる面に影響し、漁業だけに

S52. 2月 No. 2

とどまらない問題でございますので、政府並びに系統機関による対策によって解決されることを期待して、事態の好転を見守りたいということでございます。

魚価の安定策の問題ですが、道はもとより全国的な問題として、水産物価格安定制度の恒久的確立漁業経営維持安定資金の創設、漁業用燃油価格の抑制の問題というような中央折衝をおこなっていたわけですが、難しい問題があって事業団の設立については実現しておりません。しかし、こういう運動を通して、魚価対策として水産物調整保管事業の拡大に伴う損失補てんを目的とした魚価安定基金という制度がつくられております。

道でも魚価安定事業の補助金の予算も計上されましたし、ある程度実を結んでおります。

この問題の最終的解決のためには、漁業団体と提けいして、その実行に参加してまいりたいという考えでございます。

それから漁民の生活に直結した公共事業をふやすとか、労働条件確保ということですが、漁業労働者の場合には、一般の季節労働者と同じようなものの考え方をすることには、いろいろな問題があると考えております。

交通安全対策

質問 ①冬期間の歩道の除雪対策について、現在の除雪実態は車道中心で、除雪された雪が歩道に飛ばされて、歩行者は車道のすみを危険にさらされながら通行している現状にあります。この点についてどのようにお考えですか。

②駅前の交通安全施設について、車道、歩道の区別をわかりやすくし、歩行者の通行の安全を守る上からガードレールが必要と考えるが、この点についてお聞きします。

③通称アスパラの坂の信号機のところと協会病院下の交差点の二カ所は車が一時停止すると発進が困難なため、横断中の人がいてもそのまま通行している現状です。

通学、通院の安全と車の安全運行を確立するため、この二カ所にロードヒーティングが必要と考えますが、この点についておうかがいいたします。

④浜中大通りと国道の交差点に信号機を設置すべきと考えるが、おたずねいたします。

⑤町内の公共施設等の通行確保のため除雪ヘルパーを配置するお考えはあるかどうか、お聞かせ願います。

一般質問

町長 (1)岩内町の歩道設置の状況はほとんど人家の連たん地域ですので、雪を飛ばすことはできません。排雪作業によって歩道をあけるしか方法はないわけです。

本年度グレーダーを更新するときにも、歩道の除雪、排雪に役立てるために、雪のかき込みとか、かき出しのできる二枚羽を装備したものを買ったわけで、除雪作業の中でできる限り効果をあげるようにしたいと考えております。

(2)岩内駅前の安全施設、ガードレールの問題ですが、駅前の広場は駅寄りの方半分が国鉄の用地で、南側の半分が町有地です。

まだ国鉄と相談をしておりませんが、前の駅前広場舗装等のいろいろな経緯からみて、容易なものとは思っておりません。これはやはり国や道と話し合いを進めて、どういうように妥協して結論を出すかということに、かなり暇がかかる問題だと思います。

(3)通称アスパラの坂のロードヒーティングの問題ですが、現在の状況と構造からみて、登りだけのヒーティングは交通安全上から問題があるという専門家の意見です。

効果をあげるためには、幅九米、延長二一・五米必要となり、二カ所として工事費は一、三六〇万円維持費は暮から三月までで二六四万円となりますが、問題が単純ではありませんので、今後の課題として検討いたします。

(4)浜中大通りと国道の交差点に安全施設の信号機ということですが信号機の設置主体は北海道公安委員会です。一機一七三万円かかるものですが、この交差点が来年度計画の設置基準に適合しているということであれば、岩内警察署と相談して、早く実現するように運動したいと思います。

(5)除雪ヘルパーを配置してはどうかということでございますが、現在ひとり暮しの老人、身体障害者の世帯を含めて家庭奉仕員が訪問してお世話している世帯は十四世帯で、除雪についてもお手伝いをしております。豪雪などの特殊な場合には、臨時的な処置は十分とりますので、現在までのところ特に支障はありませんが、状況に即応して間違いのないように、迷惑をかけないように、困らせないように対処いたします。

通学道路の歩道の除雪については、ヘルパーということではなしに、雇用対策の問題とも関連しますので、そういう点とからめて検討いたします。

保育所の増設

質問 保育所につきましては、町長の町政報告にもありましたが、島野小学校の跡を六十名規模で利用して対処するといわれておりますけれども、島野の保育所については一刻も早く実現するようにし更に、宮園、相生地区にも保育所が必要と考えます。この時期をいつにするのかはっきりとお答え願います。

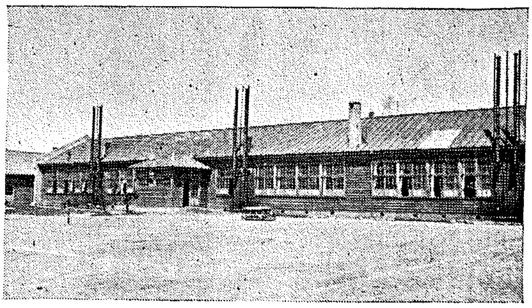

島野小学校

町長 保育所については、来年度島野につくりたいということと現在の全町的な保育所の配置状況からみて、宮園、相生、清住、高台の一部のはみ出している子供達の問題解決のために、適当な場所を選んで、そこに一カ所一二〇名定員のりっぱなものをつくりたいと考えておりますが、これは少し先のことになると思います。

この計画ができあがれば、計画定員と合わせて六六〇名になりますから、昭和五十五年度の保護する必要のある児童数は六八六名と計算されておりますから、島野をつくって、もう一カ所つくれば、町内の保育所の対策としては、あとあふれる心配はないというようなことになります。

ご協力ありがとうございました

〝共同募金〟に

昨年十月一日から十二月三十一日まで実施いたしました「赤い羽根」共同募金運動には、みなさんの深いご理解とご協力によりまして、目標額(九十六万五千円)を上廻る百四十一万五千五十円の募金がありました。

募金の内訳は

街頭募金	十一万九千百七十円
学校募金	八万七千四円
一般募金	百二十万八千八百七十六円

この募金されたお金は、そのまま北海道共同募金会に送金しました。

みなさんの心暖まる募金に感謝するとともに、共同募金に協力いただいた洋裁、編物女学院、公立学校並びに募金委員のかたがたに厚くお礼申しあげます。

〝歳末たすけあい〟に

歳末たすけあい運動には、みなさんの暖かいご理解とご協力をいただき、百七十四件、百七十四万六千九百六十円の心暖まる義援金をお寄せいただき、まことにありがとうございました。

さっそく配分委員会を開き、次のとおり配分いたしましたので、みなさまにご報告申しあげます。

要保護世帯	
四十二世帯に	二十八万七千円
長期療養者	
三百五人に	八十七万一千円
老人ホーム入所者	
六十一人に	三十万五千円
児童福祉施設入所児	
五十人に	十二万五千円

なお、残金につきましては、被保護世帯の新入学児童に学用品の一助として配分いたします。

ご協力くださいました多くの方がたに厚くお礼申しあげます。

第2回 北海道「雪の祭典」が開催されます

白銀の世界に親しみ、冬の生活を明るく豊かなものにすることを目的として、第二回北海道雪の祭典がつぎにより開催されますのでふるってご参加ください。

とき　三月五、六日

ところ　ニセコ国際ひらふスキー場

主な催し

・小中学生スキー大会
・バンググライダーショー
・演奏会と郷土芸能ショー
・知事と一緒にスキーで歩こう
・フリースタイルスキーショー
・花火大会
・喰べ歩きコーナー
・タイマツショー
・モデル撮影会
・プロスキーヤーと滑ろう、サイン会

なお、記念バッチを発売しています。

価格　三百円(一個)

期間　二月一日～三月四日

場所　岩内観光協会(商工会議所内)

552 2月 No.3

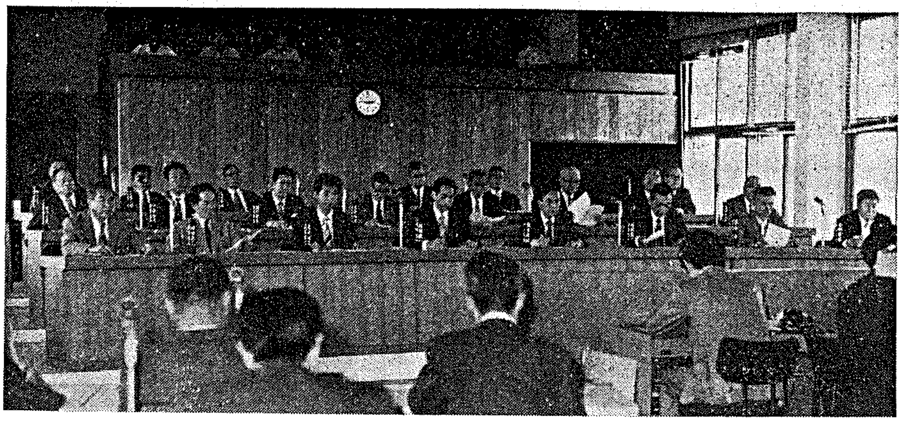

町議会第1回定例会

昭和52年第1回定例会は3月11日招集され、昭和52年度一般会計予算ほか24件の議件を議了し、3月25日閉会いたしました。

このなかでおこなわれた各会派の代表者による一般質問の要旨と、これに対する理事者の答弁の要旨はつぎのとおりです。

一般質問

公政クラブ代表

二百カイリ水域問題

質問　アメリカにつぐソ連の二百カイリ水域宣言にともない、漁業はもとより関連業界に及ぼす影響が大きいと憂慮されていますが、当町としてはどのように対応していく考えか、おうかがいします。また、影響があるとすればどの程度かお知らせください。

町長　三月七日に漁業協同組合、商工会議所、海産商協同組合、水産加工業協同組合、遠洋漁業生産組合の代表の方々や産業委員会の委員に集まっていただきまして、この問題についてご協議をしたわけですが、今のところ国際間のやりとりのさなかで見通しはつきませんが、今後更に情報を集めて、関係団体の相互の連絡、調整をはかって対応策を検討しようということで「岩内町二百カイリ問題連絡協議会」をつくろうという結論が出たわけです。

近く設置する予定ですが、この協議会には、各団体からそれぞれ二名位の代表によって構成し、お互いに相談し合って進めようということになっています。

そういう組織は道にもありますので、全道的な組織とも合流して中央に対する要望を続けるなどして、この問題に対処していきたいと考えます。

なお、岩内町の影響ですが、漁業協同組合の資料によりますと、日本海マスで影響を受ける船は六十五隻、北洋のサケ、マス四隻、イカ百三十七隻、ホッケ十四隻、ニシン刺網十七隻、エビかご五隻、サンマ棒受け四隻、スケソ刺網七隻、スケソはえなわ六十隻、そのほかタラのはえなわもありますが、ある程度承知しているわけです。実際に被害を受けるのは、日本海マス、イカ、エビの関係だけでも、全体の十三％二千六百トン、約十億円程度と推計されます。町としても協議会をつくって、今後これに対応していく考えです。なお、現在の段階でもある程度予測されますので、関係の漁協と連携して、総工事費約二百億円の国費と道費を導入して、生産性の高い沿岸漁業を前浜につくるということで、今年から五カ年計画で、大型魚礁の設置事業を進めることにいたします。

また、水産加工については、ニシンだけをとってみても、アラスカ、ソ連、カナダの関係の水産加工にどのような影響がくるかということは、重大な問題でありますので、関係機関ともよく相談しまして対応していく考えでございます。

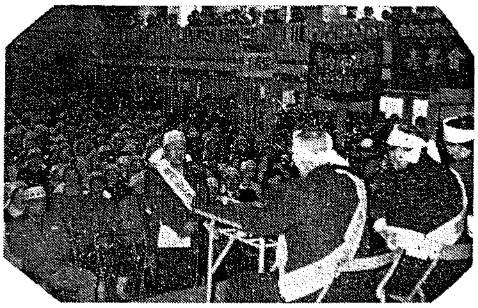

危機突破総決起大会で訴える関係者

高校間口増と北星高校通学バスの便の問題

質問　学校進学については、ほとんどの者が願がっていることと思います。現在の落ちこぼれを無くするために、岩内、共和両高校に間口増をお願いしたいと思いますが、今後の見通しなどをお知らせください。

また、余市北星高校通学生の便をはかるために、朝の便のことや高校前でバスを止めてくれるように、中央バスに要請していただけないかどうかおうかがいします。

教育長　岩内高校の入学定員は、全日制三六〇人、定時制四〇人、計四〇〇人です。五十二年度の志願者は、全日制三九三人（うち岩内二五二人）定時制五〇人（うち岩内二九人）で合計四四三人の志願者です。したがってはいれない方が岩内高校で四十三人、共和高校で一四人、計五七人でございます。高校間口問題につきましては、毎年岩宇PTA連絡協議会におきまして関係当局に陳情を続けておりまして、共和高校の農業科から普通科への転換と、定時制から全日制へと、五十一年度から実施されたわけです。

現在りっぱな校舎が建築されておりまして、道立移管の運動を進めております。間口増については、何回か討議されておりますが、岩内高校は無理ですので、共和高校の間口をふやしていくことになろうかと思います。道立移管になってから、当然この問題を考えるべきであると岩宇PTA連絡協議会では考えているようです。

いずれにしても、今は共和町が中心ですので、その意向も尊重いたしまして、更に岩宇関係の者が力を合わせて、この問題の解決に努力してまいりたいと考えます。

町長　北星高校の通学バスの問題につきましては、以前から中央バスと話し合いを続けてきていますが、大体夏の間は汽車八〇％、中央バス二〇％使っております。冬は反対になりまして、汽車二〇％、中央バス八〇％という実態になっています。時間の関係で岩内、札幌の特急バスを使っているというところにも問題があるわけで、一般客を含めて非常に混雑する時間帯に生徒が乗らなければならないという状態ですが、バスの定員が大体八二名です。通学している生徒は、本年一月現在でも八五名おりまして、それに一般客が混じるという状態です。これは特急便ですから、余市の市内は旭中学校あたりで止めてもらいたいということですが、営業所と学校の間は約二キロありますので、余市で降りても二キロ歩かなければならないということで、専用の通学バスを運行してほしいと今まで中央バスにお願いしてきております。

中央バスでは、混雑を緩和するための増車とか、専用の通学バスを配置するということは、全体の配車の上からみてできません、という返事でございます。

停留所をふやしてもらいたいということにつきましても、陸運局の認可の問題もあり、特急便だということで、実現性の乏しい話です。しかし、そのままにしておくわけにいかない問題ですので、町としても新入生徒の数とか、交通機関の利用状況の移り変わりをよく見て、この運動を続けていきたいと考えております。

住宅管理の問題

質問　借地に建っている公住の地代金が家賃を上まわっている現状であり、修理営繕費も四千七百万円位かかるとのことですが、本年度予算では千七百万円より計上されていません。

さいきん建設されている公住の家賃は、限度額より五十円程度より下まわっていないが、四十七年以前建設された住宅は、再計算限度額より、最高四千六百円、最低二千二百円少い家賃となっています。

受益者負担の公平ということからも、家賃を見直す必要があると思いますが、町長のご答弁をおうかがいします。

町長　この問題につきましては、現在社会文教委員会で審議中ですが、町民であれば誰が考えてもわかるように問題点があるわけです。

五十二年度の予算の上からみましても、町が借りている公営住宅敷地の地代金の総額が約一、四三五万円。その借りている敷地に建てられている公営住宅の家賃は、一、二六一万四千円と、そういう問題がそのまま残っていってよいわけはないのであります。

そのほか住宅の管理費を見ましても、住宅使用料で間に合っているという状態ではございません。

いつの議会でしたか、住宅管理審議会のようなものをつくる意向がないかどうかというご意見がありまして、そのときに所管の委員会によくご相談して結論を出したいということをご答弁申しあげてあったのですが、社文委員会では、担当の委員会であるのだから、その必要はないということで、現在審議が進められているわけです。

誰が考えても、筋が通らない現状を、いつまでもこのままにしておくわけにはいかないので、住宅使用料の問題とか、住宅の営繕の問題を含めて、社文委員会のご審議の経過をみて、どうしても結論が

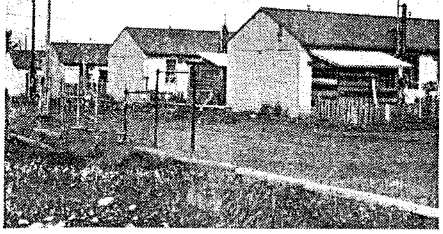

公　営　住　宅

S52.5月NO.1

出ないようであれば、私は、私なりの結論で委員会におはかりして結論を出していきたいと考えております。

ごみ焼却炉の余熱利用によるプール建設

質問　港湾改修新計画によると、現在の海水浴場がつぶれるものと思われますが、あらたに東の方につくるとすれば道路はどうなるか。また、海水浴場は限られた日数しか利用できませんが、各学校にプールをつくる計画があるかどうか。更に、じん芥焼却炉の余熱を利用して、年間使用できる温水プールをつくればよいと思いますが、ご見解をおうかがいします。

また、じん芥焼却炉建設地の地元の方から苦情が出ていると聞いていますが、もし困難であれば町内に建設して、余熱利用を考えたらよいのではないかと思いますが、その点おうかがいいたします。

町長　新しい港湾の長期計画は、今のところ素案の段階で、あの計画が本当に実現するとすれば、海水浴場はつぶれますけれども、どうなるか実際問題としてはわかりません。

各学校にプールをつくるとか、海で泳ぐのと真水で泳ぐのと違うとか、目の前に海があって泳げないとは一体なんの話しだ、というご意見もあるようですが、その対策としては、実際の問題になりましたら、海水浴場がつぶれる場合、なんらかの対応策はとれると考えております。

これは港湾計画が具体的にきまった段階では、当然海水浴場とかプール問題の対応策をはっきり樹てて、実施に移したいと考えます。

ごみ焼却炉を共和町につくるということは、四カ町村の組合議会で決まっておりまして、それを今の段階で岩内の方で引き受けるというわけにはいかない段階になっておりますので、ただ、地元住民からいろいろな条件が出ておりまして、ごみの車の通らない道路まで舗装してほしいというような要望が出ておりますが、筋の通らない要望はきくわけにいきませんので、共和町でも困っているようですが、私の方では、はっきりお断りしました。

そういうような事情にありますので、今共和のごみ焼却炉をこちらに移すわけにはいきませんが、しかし、問題点は協力して解決して、できるだけ早く焼却炉ができるように進めたいという気持です。昔は、ごみ焼却炉がきたら困るという反対運動をしましたが、今は逆に大都市では誘致運動をやっております。自分のすぐ近くにつくってもらって温水を利用したいという陳情が出ているのが都市の現状です。しかし、共和の今の場所を考えるならば、あそこから湯を引いてプールまでとなりますと、現実の問題として面倒だと思います。

政友クラブ代表

岩内岳山麓の開発

質問　①町政執行方針の中で、すでにとりあげられている町民の湯治施設を一日も早くつくっていただくようにご配慮願います。

②岩内岳スキー場建設計画の中に、ぜひジャンプ台の建設をおり込まれるようにお願いします。

町長　①湯治場につきましては、町政執行方針に書きましたようにできれば今年のうちにも手をつけたいという気持ちには変りありません。ただ、予定している用地が町営草地ですので、代わりの草地を造成して転用する問題を早く解決するようにして、あとは財産処分の状況によっては、この程度の財源はできますので、はっきり建てられることが決まる前に土地の問題を先に解決して、あとは財産処分の状況によってはできるだけ早く手をつけたいという考えでございます。

②円山開発は、スキー場の開発を抜きにしては考えられません。スキー場の開発も町の開発公社でやるか、振興公社でやるか、あるいは企業にきてもらってやるか、その辺に問題がありますが、スキー場は振興公社でもやれるのでないかという考え方もありますので、その点は、また関係の機関とご相談したいと思います。

ジャンプ台の問題につきましては、規模の大小にかかわらずジャンプ台がなければスキー場としての魅力がありません。いろいろな人の話を聞いて考えられるのは、岩内岳の東側が適当だろうというご意見が多いようですので、その点も考えて、専門家にスキー場の計画をたててもらう段階で、ジャンプ台の施設はぜひ計画の中に組み入れるようにしたいと考えております。

文化センターの早期建設

質問　文化センターの建設は、近い将来の懸案問題の一番先に挙げられておりますが、町財政を勘案のうえなるべく早い機会に建設に着手していただきたくお願いいたします。

町長　この問題は二中が終われば、あとやる学校がありませんので、文化センターが次に残った大きな問題だろうと思います。

これは、いつでも手を出せるような計画は進めておりますが、敷地は東小学校の跡地で、敷地はまず間違いなくあると見てよいと思います。文化センターの規模は鉄筋の地上三階、地下一階の計画で約一、五〇〇人席の大ホール、それから大小の会議室、資料室、図書室、あるいは調理実習室とか研修室、視聴覚室、青少年室、展望台、展示コーナーなど、いろいろな施設を考えて大体十一億五千万円ぐらいの見当でございます。

今までのように学校を毎年一校づつ建てることを考えたら、二中を終わったらすぐ文化センターにかかれるのではないかと思います。これは町民の要望が非常に強いので、一般財源は大体七億ぐらいで手をつけることができますから、財源確保の方法をよく考えてできるだけ早く手をつけるように努力いたします。

運動公園野球場の早期完成

質問　本年度から町営グラウンドは中央小学校の屋外グラウンドとなります。

軟式野球連盟にとって、メーン会場を失うことになり、練習場所にもこと欠くことになりますので野球場の早期完成が待たれますが、その完成時期はいつになるのか、また、その間町営グラウンドは従来どおり使用できるか、また、西小学校グラウンドは一般に使用させる考えがあるか、おうかがいいたします。

町長　運動公園で今一番急ぐのは、野球場と、次に陸上競技場ですが、野球場がもっとも多く予算を必要とします。これにつきましては、今年使えるようにしたいというのが結果的にはいろいろな関係で今年使えるところまではいきません。これは今一部工事が残りますが、これは今残っている仕事のうちで一番急がなければならない仕事のひとつだと考えて、今後整備を進めてゆきたいと思います。なお、町内各小、中学校グラウンド整備については、できるだけ手を加えて、学校教育に支障のない範囲で十分利用できるよう広く町民に解放して、町民も利用させていただくように教育委員会によくお願いをしたいと考えております。

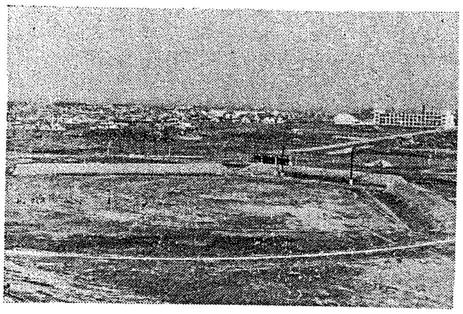

完成間近の野球場

雇用対策

質問　昭和五十年四月失業保険制度が改正され、雇用保険がスタートしましたが、積雪寒冷地域である北海道においては問題も多くあります。

岩内町の対象者は、昭和五十年度で約三千名の多きを数えていますので、岩内町独自の対策として雇用拡大対策協議会をつくり、雇用対策の万全をはかっていただきたいので見解をおうかがいいたします。

町長　雇用保険の問題については、これの対策としては企業誘致とか、産業振興、あるいは通年雇用の促進等、いろいろ総合的な施策はあるでしょうが、岩内町だけで対策協議会をつくるということは、これは非常に意味のあることだと思います。ただ問題は現在後志管内全体の雇用対策協議会があって岩内にも支部があります。

これは二十二名の構成員で協議会ができていて岩内の支部長が商工会議所の会頭でありますが、季節部会があります。

管内全体のものがあって、岩内の支部があるけれども、その構成によっては、また仕事の仕方が変わることも考えられますので、この問題については、後志全体の雇用対策協議会との関係、岩内支部との関係も十分考えて対処いたします。

バイパスの早期完成

質問　交通量の増加にともない、岩内町を経由するだけの車輛も多い現状です。このため今後の商店街の振興計画にも影響がありますので、市街地域外にバイパスが必要と思いますので、早期完成を配慮願います。

町長　バイパスにつきましては、岩内町の総合計画をつくるときに産業開発の促進とか、市街地の交通緩和を含めた交通運輸体系の機能整備のためには、国道バイパスの新設が将来の大きな懸案問題であると考え、計画はもっておりましたが、こういう大きい問題については、今のところ何年度に手をつけれるか未知数でございますが、去年建設省から二二九号線の視察に国道第一課長がきましたときに、この問題についても陳情しております。

大きな問題ですが、だまっていてはいつまでもできませんので、機会をみて早期にこの計画が実現できるような方向に、国に対しても要請を続けていきたいと考えております。

日本共産党議員団代表

五十二年度予算案と財政問題

質問　五十二年度の地方財政計画が閣議決定されましたが、その内容を見るとき、これで地方財政の危機が打開できるか疑問をもちます。その一例として今年度の岩内町の予算では、地方交付税が昨年度と比較して三・五％の伸びにとどまっていることを見ても明らかです。歳出では、地方交付税によってまかなわれるべき性質の第二中学校改築事業、及び港湾直轄事業の七、五〇〇万円の町債など、年々増加する公債費は町財政を圧迫しています。

この地方財政の危機を町民の負担増加で切り抜けるのでなく、根本的な国の施策を変える運動を町民にも訴え、行なうべきと考えますが、町長の見解をおうかがいします。

また、財産処分についても収入だけが強調されるのでなく、産業振興上の影響も十分考慮して執行

S52. 5月 No.2

することが必要と考えますが、町長の見解をお聞きいたします。

保育料について、五十一年度は一〇％値上げを実施しているが、五十二年度についてはどのように考えているかお聞きかせください。

町長　ご質問の主旨は借金が多いのでないかという意味に受けとりました。

今年の予算を見ますと、起債の大きいのを例にとりましても、下水側溝に一、〇五〇万円、農免農道整備に一、四二〇万円、町道舗装に六、〇〇〇万円、相生橋のかけ替えに二、四〇〇万円、運動公園の整備に一、三一〇万円、公営住宅の建設に一、二一〇万円、第二中学校改築事業に六、〇六〇万円、ポン岩内川の災害復旧に六三〇万円、岩内墓地通り災害復旧に五七〇万円といったものが積み重なって公債が膨大な数字になっています。

借金してだめだというなら仕事をやめれば借金をしないですむのですが、そういういい方は当らないと考えます。財政上の立場からこういうやり方は、正常でないと考えられるということですが、私はそのように考えません。

保育料の問題については、国が児童措置費負担金として、徴収金基準額を示すわけですが、国が示した段階で補正予算で措置することになります。いずれこの問題は臨時会で出てくるはずでございます。

原子力発電所問題

質問　①執行方針の中で「新長期計画における港湾計画の策定作業が目下進められている」とありますが、現在進められている経過と今後の見通しについてお聞きします。

②町の総合計画にもないこの新長期港湾計画が、地域発展の重要な位置にあるのであれば、広く町民の意見を聞き策定作業を進めるべきと考えるが町長の見解をお聞きします。

③フェリーの岸壁はつくられるが、土地の利用等具体的説明が執行方針に示されていない。原子力発電所関係の専用埠頭を主にして策定したのでないか、見解をおうかがいします。

④大浜海水浴場の利用者は五十一年に約三万七千人の多くをかぞえているが、これを原発埠頭にするという新長期計画は教育上、また、町民の立場から許されないと考えるが、町長及び教育委員会の見解をお聞かせ願います。

⑤二百カイリ水域問題に関連して沿岸漁業は、ますます重要になっているが、原子力発電所と沿岸漁業が共存できると考えているか、見解をおうかがいします。また、水道に関する覚書調印の時期については、どのように考えているかお聞きいたします。

町長　港湾計画の策定は、国が十年二十年後の岩内町の将来を考えて、岩内港にはどういう問題が残っているか、それの整備対策はどうすればいいかと意見を聞かれて、こちらの意見を述べてきたのが皆さんに示した港湾計画です。

今後の見通しについては、いつの段階で確定するか見通しはついておりません。

原発の埠頭をつくるための港湾整備でフェリーの岸壁はつけたしとのお話ですが、私共はフェリーとか、原発とか片寄った考えでなしに、岩内町の将来の港をどうするかの基本線にたって意見を述べ国と協議している段階です。

新長期港湾計画の策定にあたっていろいろな人の意見をよく聞くようにとのお話しですが、町には港湾審議会があります。漁業協同組合代表、一般町民代表、学識経験者の十二名の委員で構成されておりまして、その中に議会議員が五名入っております。そういった策定にあたっての意見を聞く機関である港湾審議会があるのに、別の人の意見を聞けというのは、委員に対して非常に失礼な話しでないかと思います。

新長期港湾計画に関連して大浜海水浴場の問題はご意見はよくうかがいました。

これに対するお答えは中川議員にお答えしたものと同じでございます。

つぎに原発と沿岸漁業は共存できると考えているかとのお尋ねですが、これは非常に重大な問題だと思います。議会で決議した二項目がこういう中身をもっているとすれば細やかに執行方針に書いてありますす。議会で決議して、私が分析した項目が完全にみたされるのであれば漁業と共存共栄できるという判断でございます。もし、できないというのであれば、なぜ議会があのような決議をしたのかということになります。

それから水道に関する覚書調印の時期については、水道に関連して負担金の問題とかいろいろ出ましたが、最終的には始末はなにもしておりません。今まで出た関連した問題の仕末のつかないかぎり調印する意志はございません。

一般質問

教育長　岩内港新長期整備計画に大浜海水浴場が港湾施設用地として使われるように計画されておりますが、教育委員会では社会教育目標でありますスポーツの生活化として年間約三万六千人の海水浴場利用者をもっております。これがなくなることは社会教育を制約されることになりますが、全町的な面から考えて、町の発展のためには港湾の整備が優先されることも考えられます。

プールについては教育委員会としては海水浴場にかわる施設について配慮をいただきたいと考えております。

二百カイリ問題と沿岸漁業の振興

質問　各国の相つぐ二百カイリ漁業専管水域の設定宣言は、わが国の漁業と関連産業に深刻な影響を与えている。これは沿岸漁業と水産加工業を基幹産業とする当町の発展にもかかわる重大問題であると考えるが、執行方針はこれに対応する漁業振興策が示されなかった理由はなにか、今後どのように対応していく考えかおうかがいします。

町長　執行方針になぜ書かないかということについては、ごもっともなご意見と思い拝聴いたします。

なお、この問題を考えて予算措置をしますということと、また、沿岸漁業の振興策についての今後の考えかたについても中川議員に申し上げたとおりでございます。

それから、水産加工業に対する影響に対応する問題として「岩内町二百カイリ問題連絡協議会」を設けるなかに、加工関係の代表の方がたにも入っていただいて十分ご意見をうかがって対策を講じていきたいと考えております。

高台小跡地の売却問題

質問　高台小跡地売却により大型店舗の進出が予想されるが、小樽、余市、倶知安の例からみて地元の商店が大きな打撃を受けている実態から、当町の商工業者も対策に苦慮しています。町としても消費者と業者の意見を聞き、商店経営を守る立場から大型店の規制対策をたてることが必要と考えますので見解をおうかがいします。

また、予算では財産収入に五億二百十一万円を計上しているが、町有地処分は高台小跡地だけなのか。

高台小跡地となると坪十数万円となり地価及び物価値上がりにつながるので、処分することなく、町民の福祉に使うことを考えるべきと思うが見解をおうかがいします。

町長　財産処分の問題ですが、学校を建てるための予算は、学校跡地を処分してつくると議会で説明して了解をいただいていますが、実際は工事はしても金が入っていないため、ほかの仕事にしわ寄せが出ることになります。そういったことのないよう財政全体の面から処分せざるを得ないということで、いま財産処分にかかっております。

西小学校の跡地については駐車場とか公園をつくる、あるいは大型店の進出に使ったらだめだというご意見もありまして、それでは西校跡地の処分はやめて、かわりに高台小跡地を売却することに切替えたわけでございます。そこで具体的な処分の方法を総務委員会にはかりまして、一般競争入札とすることにして、三月十二日に公売の公告は終わっております。

そのあとに繊維商組合などから大型店進出反対の陳情が出ましたが、皆さんがご心配になる問題については、大規模小売店舗審議会というものがあって、大型店舗の建築を申請した場合には、大臣からこの審議会に諮問があり、意見を求められた審議会は、更に地元の商工会議所に対して意見を求めてきます。その場合会議所は会議所内に設置される商業活動調整協議会にまた諮問しなければならないことになります。この協議会の委員選任についても商業者、消費者、学識経験者の代表によって構成され、公平な意見が出されてそれによって決められることになります。大型店舗に対してはそういった何段階もの規制措置がとられ、それらの機関で十分審議された結論が出されるということですので、公売して一般競争入札にするという考えは変えておりません。その場合、岩内商工会議所では、地元の共存関係を調整する措置を当然とるものと考えております。それから高台小跡地売却について町民の福祉に使うことについては、今の問題と関連しますのでそのご意見には賛成でございます。

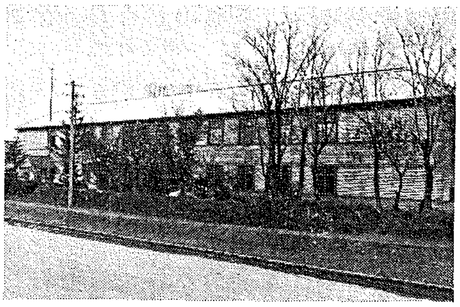

旧高台小学校

季節労働者の雇用安定

質問　このたび町が雇用安定と景気浮揚対策として行なった除排雪は画期的な行政であり心から敬意を表します。

①季節労働者の雇用安定については国・道が積極的に対策を講ずる必要がありますが、町としても今後とも季節労働者の仕事を確保していただきたい。

②学校建設工事に賃金不払い問題が起きていると聞くが、町が発注者となる建設工事に賃金不払いがあった場合どのように対処するか。

また、それとともに労働基準法違反が生じたらどのように対処するかおうかがいします。

③中小企業退職金共済制度は退職金制度を設けることが困難な中小企業に、国が事業主の拠出をもとに共済制度の形で運営する退職金制度です。

したがって建設工事に当ってこの経費一・三％の積み上げがされるべきと考えますが、これについての行政指導はどのようにされているかおうかがいします。

④五十一年度当初の基準労賃は、

S52.5月 No.3

一般質問

一日、五、六八〇円でありましたが、実際には季節労働者は四、五〇〇円であり、設計単価にくらべて一、一八〇円も少なく支払われているのが現状です。

こういったことについて、国・道でも各省は行政指導及び設計単価の支払いの義務づけを検討すべきであるとの意見もあるようです。町としても行政指導をすべきと考えますのでおうかがいします。

町長　賃金の問題については、農林省、建設省、運輸省の三省協定の賃金がありまして、道とか、土現、町などに来ますが、これは公表されていません。したがってそれを参考にして指導はいたしますが、指示するということはやっておりません。

経済部長　賃金不払い及び退職金制度活用の指導については昭和四十年建設省の事務次官から実施勧告が出されております。

それによりますと、入札参加者の資格審査にあたっては労働環境、退職給付制度の状況あるいは賃金不払いの状況等について判断をするようにとなっております。

とくに賃金不払いについては、過去一年間に賃金不払いをした業者については、労働基準法の賃金支払いの規定に違反するものとして、所轄行政庁から直接指摘を受け、また各町村にもその名簿が送られてきます。

これらの点を十分考慮しまして、業者の指名については慎重に審査して対処してまいりたいと考えております。

また退職給付金制度活用の指導につきましては、建設業退職金共済組合の加入状況を、指名参加願いをとりまとめる段階で調査して、未加入の業者には機会あるごとに加入を指導しておりますが、今後も引き続き指導してまいります。

なお、学校建設工事における賃金未払いの問題については、元請業者が下請業者に金を支払っており、下請業者は更に次の段階に支払っているわけですが、その人の段階で労務者に賃金が払われていないということでありますので、これについては実情を現場代人に調査させております。

更に、本日元請業者の責任者を呼んで十分注意をし、元請業者の責任において早急に処理するよう指示をいたしております。

公明党議員

国民年金保養センターの管理運営

質問　国民年金保養センターも本年六月着工が決定し、町民の期待も大きいものがあります。

①国が経営を委託する社会福祉事業団の構成についてお知らせください。

②建物の建設とは別に備品、環境整備等の資金が必要と思われますが、これの国・道・町の負担区分はどのようになるのかお聞きいたします。

③運営が軌道にのるまでの運転資金も必要と考えますので、計画についておうかがいします。

④従業員の採用条件、人数、身分保障等の基準についてお聞きいたします。

⑤増改築については国の負担でされるのかおうかがいします。

町長　今までは社会福祉事業団といっておりましたが、他府県の例からみて、最終的には、財団法人北海道国民年金福祉協会という形になろうかと思います。

その構成員は道と関係市町村と国民年金関係団体がなると思われますが、最終的に主力となるのは道と岩内町でございます。

なお、備品購入等の資金につきましては、現在道と厚生省との間で建物の設計が協議されておりまして、その中で備品についても協議されております。原則的には国が備品についても整備するものと考えております。

また、運転資金につきましては、財団法人が管理運営をする場合には、道・町の関係機関がその法人に対して出資をしまして、その出資金が運転資金として使われるという見通しでございます。

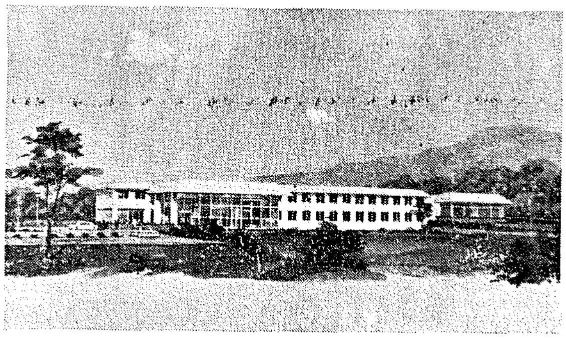

国民年金保養センター完成予想図

従業員につきましては、支配人が一名、事務員が一名、運転手一名、コック長一名、賄婦四名程度になるかと思います。

なお、身分保障とか、地元採用等につきましては、関係機関との協議が必要ですので、結論はまだ出しておりませんが、従業員の地元採用につきましては特に道に対して強く要望したいと考えております。

将来の増改築につきましては、他府県の例を見ますと国の予算でやるように聞いております。

町民の湯治施設

質問　湯治施設の具体的な規模、内容についてお知らせください。

町長　国民年金保養センターにお湯を使っても、まだ町営の湯治施設に使うだけの量が十分あるという考えで、今ある温泉から引くことも考えております。そのため湯治施設は泉源になるべく近いところと考えております。

しかし、今度新しくボーリングするところでお湯が出た場合、その泉源の近くにもっていくことも考えられますので、場所については固定しておりません。

また、やるとすれば町の単独事業となります。

保健医療問題

質問　岩内保健所はさきに昭和五十一年度岩宇四ヵ町村の人口動態調査結果を発表いたしましたが、これによると、低体重児や乳児の死亡率が全道平均を大幅に上回ることから住民の衛生思想、特に母子保健の向上が強く求められると指摘しております。町も町民の健康保持と予防衛生の普及、医療施設の充実等について目標を定めておりますが、この指摘をどのように受けとめ、今後どのように取り組むのか、おうかがいします。

また、保健婦は当町は一名でありますが、管内の町村を見るとき余市町三名、倶知安町五名、共和町三名で泊村も一名が決定したと聞きます。

保健婦の増員配置について強い決意を示していただきたいので見解をお聞きいたします。

なお、町民の健康管理、予防検診、衛生思想の普及のためにも母子健康センターをつくるお考えがないかおうかがいします。

町長　母子保健の問題に関連して保健婦の問題でございますが、数が少なくて来てもらえないとか、また道その他の機関にお願いしても、岩内のように医師がたくさんいるところは後回しになるということで、実際には来てもらえないのが実態です。

ただ以前に同様のご質問があり、お答えした当時の状況と幾分変ったのは、金をいくらでも出せば来てもらえないわけでもないということです。

今年なども話がありましたが大学を出て七年も八年も勤めた職員以上の給料を出さなければ来てもらえないという状況でありますので、他との関係もあって簡単にいくらでも出すから来てもらいたいとはならないわけでございます。

しかし確保についてはできるだけ努力したいと考えております。

なお、母子健康センターにつきましては、現在広域市町村圏の振興計画で、岩宇四ヵ町村で母子保健センターをつくる計画をもっております。ベット数二十の建物でございますが、医師の確保がむずかしい土地ではこういう形をとっておりますが、入院施設の病院のある岩内などの場合には、そういうところにお産のためのベットをつくるよりも、ベットをもたない保健相談とか予防検診といった施設が適当でないかというのが有識者のご意見でございます。

そこで総合福祉センターといったものをつくる場合には、この母子保健センターの意味を含めたものをつくるように今後考えてまいります。

第1回臨時会

本年4月21日招集された第1回町議会臨時会において審議された議件のあらましはつぎのとおりです。

議案第1号　昭和52年度岩内町一般会計補正予算（第2号）…………原案可決

岩内町海洋法対策審議会の運営に必要な予算として310万円を補正したものです。

議案第2号　岩内町海洋法対策審議会条例設定について…………原案可決

国際的な漁業関係の制度化に伴ない、本町の漁業ならびに水産加工業など産業に与える影響に対処するため、岩内町海洋法対策審議会を設置することをきめたものです。

議案第3号　岩内町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定について…………原案可決

岩内町海洋法対策審議会を設置することに伴って、審議会委員の報酬の額を定めたものです。

報告第1号　専決処分した事件の承認について…………承認可決

昭和51年度の統合小学校建設事業費等にあてる町債が増額になったので、昭和51年度一般会計補正予算（第8号）を専決処分し、議会の承認を求めたものです。

報告第2号　専決処分した事件の承認について…………承認可決

西小学校ならびに高台小学校二校の旧校舎の解体工事費が必要となったため、昭和52年度一般会計補正予算（第1号）を専決処分し、議会の承認を求めたものです

S52.5月

審議した議件

本年三月に招集された第一回町議会定例会において審議された議件のあらましは、つぎのとおりです。

議案第一号　昭和五十二年度岩内町一般会計予算……原案可決

予算総額は三十三億五千万円でおもな内容は四月の広報いわないに掲載されています。

議案第二号　昭和五十二年度岩内町国民健康保険特別会計予算……原案可決

予算総額は七億七百万円で、前年度当初予算に比較して百四十四万五千円の増となりました。

議案第三号　昭和五十二年度岩内町温泉事業特別会計予算……原案可決

予算総額は前年度に比較して、五百五十四万五千円減の三千八百四十九万三千円となりました。

議案第四号　昭和五十二年度岩内町水道事業会計予算……原案可決

予算規模は二億二千八百三十万円となりました。

議案第五号　昭和五十一年度岩内町一般会計補正予算（第七号）……原案可決

景気浮揚と雇用安定をはかるための対策費、その他豪雪にともなう除雪対策費、水道工事負担金等緊急に追加を必要とする予算について補正したものです。

議案第六号　昭和五十一年度岩内町水道事業会計補正予算（第三号）……原案可決

公営住宅給水装置改良工事費と消火栓設置工事をするため追加を必要とする予算について補正したものです。

議案第七号　岩内町水道事業給水条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

水道料金の負担軽減をはかるため、料金の引き下げをする条例の改正をしたものです。

議案第八号　岩内町職員定数条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

島野保育所の新設と保育内容の充実をはかるため、保育所職員の定数を増員する条例改正をしたものです。

議案第九号　岩内町費職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の全部を改正する条例設定について……原案可決

条例にもとづく職員の休職事由を定めるとともに、分限の手続き効果について規定を整備したものです。

議案第十号　岩内町費職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

職員の特殊勤務手当及び管理職手当について改正したものです。

議案第十一号　岩内町支所設置条例を廃止する条例設定について……原案可決

行政事務の合理化をはかるため島野支所を本年七月一日から廃止するものです。

議案第十二号　岩内町保育所条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

島野保育所を新たに設けるため保育所の位置、名称及び収容定員などを定めたものです。

議案第十三号　岩内町公民館条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

島野支所の廃止にともない、岩内町公民館島野分館を廃止するものです。

議案第十四号　岩内町立学校設置条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

昭和五十二年度より第二中学校の改築に着手するため、校舎の位置を定めたものです。

議案第十五号　岩内町奨学金条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

奨学金の額月額三千円以内を五千円以内に増額改定したものです。

議案第十六号　岩内町医療費助成条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

老人医療費助成の対象者について、本年度から年齢を一才引き下げて六十八才以上としたものです。

議案第十七号　岩内町心身障害児童手当支給条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

心身障害児童の手当月額千円を二千円に増額改定したものです。

議案第十八号　岩内町遺児手当支給条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

遺児手当の月額千円を二千円に増額改定したものです。

議案第十九号　岩内町公営住宅管理条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

昭和五十年度に建設された特別低家賃住宅が、本年四月から町に譲り渡され管理が移りますので、その使用料を定めたものです。

議案第二十号　議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

これまで議会の議決を必要とする請負契約の金額が一千万円以上であったものを三千万円以上と改めたものです。

議案第二十一号　岩内、寿都地方消防組合規約の変更に関する協議について……原案可決

岩内、寿都地方消防組合から、監査委員の任期三年を四年に改めるため、規約の変更について協議があったものです。

議案第二十二号　岩内町行政財産使用料条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

中央小学校の屋内体育館が完成したので、この体育館を利用するについての使用料の額を定めたものです。

議案第二十三号　財産処分について……原案可決

高台小学校跡地一二、一一四平方米を四億三百万円で売却処分することをきめたものです。

選挙第一号　岩内地方衛生処理組合議会議員の選挙について

岩内地方衛生処理組合の議会議員に、これまで岩内町議会から一名が選出されていましたが、同組合規約が改正されたことにより、更に一名を選出したので、宮下佐一氏が当選しました。

意見案第一号　ソ連邦二〇〇カイリ水域実施に関する要望意見書

ソ連邦が二〇〇カイリ水域を実施したことにより、漁業、水産加工業を基幹産業とする本町にとっても経済的に重大な影響があるところから、政府が緊急に対応策を講ずるように、本町議会として要望意見書を提出することをきめたものです。

季節労働者障害保険掛金の補助額を引き上げ

昭和五十二年度より障害保険金の掛金のうち、道補助金、町補助金が次のとおり引き上げられましたので、不慮の災害にそなえ季節労働に従事されるかたは、就労先が町内、町外をとわず加入出来ますので、利用いたしましょう。

道補助額　五〇四円が六七二円に
町補助額　五〇四円が八九六円に
補助額計一、〇〇八円が一、五六八円

例…八ヵ月加入の場合（四月〜十一月）の自己負担額

保険額	自己負担額
五〇万円	六七二円
一〇〇万円	二、九一二円
一五〇万円	五、一五二円

移動入浴車

希望者は福祉課へ

町では昨年からねたきり老人または、身体障害者などで、自力あるいは家族のみでは入浴することのできない方に対して、入浴サービスを行なっています。これは、利用を希望されるご家庭に入浴車を走らせ、セットしてある入浴そうを家の中に運び、家庭奉仕員が世話をしながら入浴してもらうものです。

くわしいことと利用を希望される方は、役場福祉課にお問い合せください。

「趣味の教室」を

開いています

お年寄りに老後を楽しくすごしていただくために、六十五才以上のかたを対象に木彫・手芸・陶芸の趣味の教室を開いています。多くの方の参加をお待ちしています

くわしくは役場福祉課におたずね下さい。

場所　福祉センター

「観光案内所」を

産業会館内に開設

岩内駅前の産業会館一階ロビーに、町の観光案内所を五月一日から開設しました。

毎週月曜日以外は、毎日午前九時から午後五時まで専任の係が相談に応じておりますので、お気軽にご利用ください。

みなさんの善意を赤十字へ

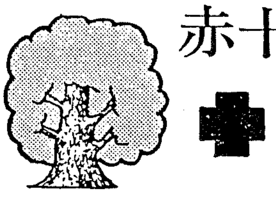

この運動は五月中を赤十字月間として、全国的に行なわれるもので、その成果は、血液事業や医療社会事業、災害援護事業などに活用されます。

ことしも赤十字奉仕団、婦人会のかたたちのご協力をいただき、五月中旬から六月にかけてみなさんのお宅を訪問し、募金をお願いすることになりますので、よろしくご協力お願いします。

岩内弓道連盟誕生

ふるって参加ください

毎年岩内神社でとり行なわれている招魂祭には、かつて町民の奉納試合として剣道、銃剣道、弓道相撲等が盛大で一般町民にはなじみ深いものでしたが、大火後はすっかりかげをひそめていた弓道が最近では町民の間に話題をよび、その練習熱も次第に高まっております。

このような折、新たに岩内町弓道連盟が発足し、野球や剣道、柔道とともに町民の体力向上とスポーツ精神の涵養につとめることになりました。

弓道場は、運動公園整備計画の中にもとりいれられていますが、とりあえず道場の整備ができるまで一般の希望者をあつめ、円山の練習場で毎日練習を重ねることになりました。

連盟では、経験の有無や老若男女を問わず練習を希望する方が一人でも多く集まり、体力づくりと精神修養に参加されるよう希望しています。

ご寄付ありがとうございました

▽函館市日吉町三七　前浜　節子
道路敷地　畑五一一平方米
▽東山　岩内技能士会
社会福祉事業資金　田村　政吉　五万円
▽清住八の一
社会福祉事業資金　中村　武夫　三十万円
▽大浜五六の五
社会福祉事業資金　佐藤　チヨ　十万円
▽清住一四五
社会福祉事業資金　村上　淳一　五万円
▽清住　天寿会会長　熊谷富三郎
ぞうきん　一、二〇〇枚
▽大浜五九の九
株式会社　佐々木組
代表取締役　佐々木二郎
社会福祉事業資金　百万円

集合主税／ことしの納税通知書が出ます

計画納税でご協力を

昭和52年度の集合主税の納税通知書を、まもなくみなさんのお手もとにお届けします。

集合主税は、6月から12月までの7回の月割にして納めていただくことになっていますので、計画をたてて納期内に完納されるようご協力をお願いします。

集合主税とは

集合主税は、町民税、道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の五つの税金をひとつにまとめたもので、これを七回の月割にして納めていただくものです

不審な点は問い合せを

納税通知書についてわからないこと、また、税額などで納得のいかないことがありましたら、六月末までに問い合せるか、申し出てください。

通知をうけてから六十日を経過しますと異議の申立てができませんので注意してください。

通知書が届かないときは連絡を

現住所と住民登録をしている住所が違ったりしますと、納税通知書が届かなかったり、まちがってよそに配達されたりすることがあります。六月十五日までに納税通知書が届かないときは、役場歳入課にお問い合せください。

告示送達

郵送しても居所不明などで通知書を届けることができないときは町の掲示板に掲示されます。

掲示されて七日をすぎると届いたものとみなされ、居所がわかりしだいに納めていただくことになります。

通知書が届かないから納めなくてもよいことにはなりませんので問い合せて確認するようにしてください。

納税は便利な金融機関で

集合主税など町に納める税金や住宅使用料などの税外収入は、町内の各金融機関や農、漁業協同組合で納めることができますので、お近くの金融機関などをご利用ください。

前納したかたには報償金を

町の集合主税は、六月から十二月までの七期に分けて納めるようになっていますが、これを前納したときは前納報償金が出ます。

報償金の計算例はつぎのとおりです。

六月中に七期まで納めた場合
　二期税額の二十一パーセント
七月中に〃
　三期税額の十五パーセント
八月中に〃
　四期税額の十パーセント
九月中に〃
　五期税額の六パーセント
十月中に〃
　六期税額の三パーセント
十一月中に七期まで納めた場合
　七期税額の一パーセント

なお、前納するかたは、印鑑をご持参ください。

議会だより
第二回臨時会

昭和五十二年第二回臨時会は、五月十七日午後一時三十分から招集され、七件の議件を審議して同日閉会しました。

審議した議件

議案第一号　昭和五十二年度岩内町一般会計補正予算（第三号）……原案可決

国の保育単価及び徴収金基準額の改定に伴なって、保育料と所要の経費について補正したものです

議案第二号　岩内町税条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

地方税法が一部改正されたことにより、個人町民税の障害者の非課税限度額の拡大と、法人町民税均等割と入場税の税率改定、その他所要事項について改正したものです。

議案第三号　岩内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

地方税法が一部改正されたことにより、国民健康保険税の課税限度額の改定と減額対象世帯の範囲の拡大等について改正したものです。

常任委員の選任について……選任

岩内町議会の常任委員の任期満了に伴なって委員の改選をしたものです。

常任委員長、副委員長の選任について……選任

常任委員が改選されたことにより、各委員長ならびに副委員長を改選したものです。

岩内町議会運営委員会委員の選任について……選任

議会運営委員の任期満了に伴なって改選したものです。

なお、改選された各委員会委員の氏名は、つぎのとおりです。

◎委員長　○副委員長

総務委員会
◎中川　隆之　　西川栄太郎
○笠原　義雄　　宮下　佐一
伊藤　健三　　猪股　武

社会文教委員会
◎木森　幸男　　小林　靖幸
○堀川　俊彦　　佐藤　猶徳
最上　輝昭　　小野与惣吉

建設委員会
◎岩崎　正　　内田　誠一
○城崎　孝策　　石川　貫一
品田多三郎　　青山　栄

産業委員会
◎真井　敏宏　　竹田　豊一
○宮越　進　　倉島　平治
村田　正二　　芝西市太郎

議会運営委員会
◎品田多三郎　　小林　靖幸
○宮越　進　　中川　隆之
村田　正二　　木森　幸男
最上　輝昭

工事の前に確認申請を
“家を建てる方”

建物を建築する場合には、工事に着手する前に必ず建築確認申請書を提出して建築主事の確認を受けなければなりません。

確認申請書を提出する時には次の点に注意して下さい。

一、建築される敷地は、連絡図等により十分確認し、他の敷地に迷惑をかけないようにして下さい。また敷地には境界石等を埋設して下さい。

二、確認申請書の許可がおりるまで建物は建てられません。

なお、くわしいことは、役場建設課へお問い合せ下さい。

町民交通傷害保険にはいりましょう

家族ぐるみ　職場ぐるみ　町内会ぐるみで

かけ金は　1か月　40円　1年で　480円

★保険料と印かんをもって、役場または支所へ申し込んでください。

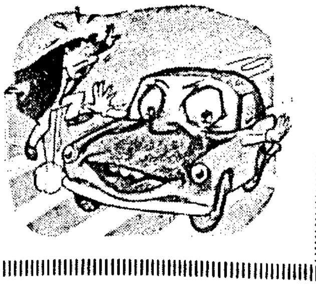

S52. 6月

公営住宅・福祉住宅の入居者募集

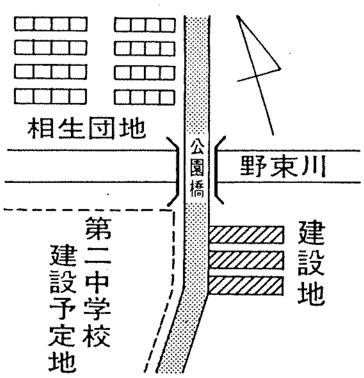

希望者は8月20日までに

ことしは、野束地区に公営住宅一種四戸、二種四戸、道営福祉住宅二十戸が建設されます。

公営住宅は十月上旬、道営福祉住宅は九月下旬に入居できる予定となっております。

この公営住宅、道営福祉住宅の入居申し込みを七月十日から八月二十日まで受付ます。

希望者は受付期間に遅れないよう申し込みください。

・**公営住宅**

第一種公営住宅簡易耐火平家建
三DK四戸　五十六・七六平方メートル（十七・一六坪）

第二種公営住宅簡易耐火平家建
三DK四戸　五十二・八八平方メートル（十五・九九坪）

・**入居者の資格**

①同居家族（婚約者を含む）がいること。

②現に住宅に困っていることがはっきりしていること。

③第一種、第二種の月額収入基準がありますが、これは扶養家族数によって算定がかわります。算定は申し込みのときにいたします。

・**道営福祉住宅**

簡易耐火平家建
三DK　二十戸　五十二・八八平方メートル（十五・九九坪）

・**入居者の資格**

①第二種公営住宅の入居資格に該当すること（収入基準）

②現に住宅に困っていることがはっきりしていること。

③生活保護世帯、母子世帯心身障害者世帯、老人世帯炭鉱離職者世帯、その他この資格に準ずる世帯。

・**申し込み方法**

七月十日から役場住宅課で申し込み用紙をお渡ししますので該当事項をできるだけくわしく記入してください。

・**入居者の選考**

入居者の選考と決定は、申し込み期間中に受けた申込書を事態調査のうえ、選考委員会にかかり、法律で定められている選考基準にもとづき入居資格の審査を行ない、選考された申込者を公開抽せんなどの方法で入居者を決定します。

第1種公営住宅3DK

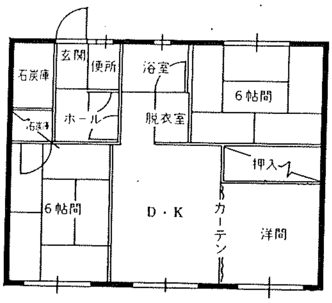

第2種公営、福祉住宅3DK

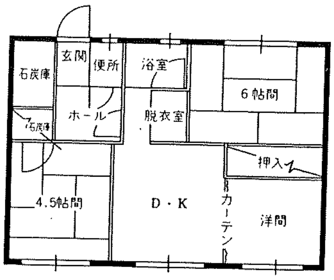

議会だより

第二回定例会

昭和五十二年第二回定例会は、六月十四日招集され、会期を六月二十二日までの九日間と決定され、議長の諸報告と町長の町政報告があったのち、議案の提案説明を受けて議案調査のため休会に入りました。

その後二十日議会を再開、予算特別委員会を設置して議案の審査に入り、審査終了後本会議において一般会計補正予算ほか十七件の審議を議了し会期を一日残して六月二十一日閉会しました。

審議した議件

議案第一号　昭和五十二年度岩内町一般会計補正予算（第四号）……原案可決

今回の補正予算は、近く開局されるHTB・UHBテレビ中継局設置事業費負担金と、国民年金保養センター、青少年勤労者体育センターの建設に伴う円山周辺開発事業費、ならびに雇用問題対策審議会の設置に伴う運営費等、緊急に追加を必要とする予算について補正したものです。

なお今回の追加補正により一般会計の予算総額は、三十四億五千七百九十八万七千円となりました。

議案第二号　岩内町島野会館条例設定について……原案可決

島野会館を新設するため、会館の設置、管理に関して必要な事項を定めたものです。

議案第三号　岩内町職員定数条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

島野会館の新設に伴い、島野会館職員の定数を定めたものです。

議案第四号　非常勤職員に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

島野会館の新設に伴い、管理人の報酬の額を定めたものです。

議案第五号　岩内町雇用問題対策審議会条例設定について……原案可決

岩内町における季節労働者の雇用問題等について、その対策を審議するため、岩内町雇用問題対策審議会を設置したものです。

議案第六号　岩内町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

岩内町雇用問題対策審議会の設置に伴なって、委員の報酬の額を定めたものです。

議案第七号　岩内町公告式条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

島野支所の廃止に伴なって、岩内町の掲示場の位置を一部変更したものです。

議案第八号　岩内町印鑑条例設定について……原案可決

印鑑登録事務と証明事務を合理化して、住民サービスの向上をはかるため、新しい印鑑条例を設定して、旧印鑑条例を廃止したものです。

議案第九号　岩内町費職員の旅費支給条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

日当、宿泊料について、改定したものです。

議案第十号　工事請負契約の締結について……原案可決

相生橋架替工事について、工事請負契約を結ぶため議会の議決を得たものです。

なお契約金額は、八千七百万円です。

報告第一号　専決処分した事件の承認について……承認可決

岩内町国民健康保険特別会計の累積した赤字を計画的に解消してきましたが、昭和五十一年度で、なお、八千五百二十一万九千円の歳入不足が生じたので、これを補てんするため、昭和五十二年度岩内町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を専決処分して、議会に報告し、承認を求めたものです。

諮問第一号　人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて……同意可決

法務大臣から委嘱されている人権擁護委員三名のうち二名が七月十五日付をもって任期が満了となるため、町長から後任者として、栫庭泰寛氏、志摩貞雄氏が推せんされ、議会の同意を得たものです。

決議案第一号　北方領土の早期返還に関する決議……可決

最近二〇〇カイリ問題等に関連して北方領土の早期返還が特に強く望まれているので、関係諸団体と連携をとり、町議会の全会一致の決議によって政府に強く要望することをきめたものです。

なお決議はつぎのとおりです。

北方領土の早期返還に関する決議

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島等の北方領土は、われわれの父祖が血と汗とで開拓してきた土地であり、これまで一度も外国の領土になったことのないわが国固有の領土である。このことは、歴史上明白な厳たる事実である。その早期返還を図り、主権を回復することは、全国民の夢にまで忘れることのできない要求であり、熱望である。

しかるに、戦後三十二年、日ソ国交回復後すでに二十年を経た今日、いまなおこれら北方領土返還の見通しが明らかにされていないことは、まことに遺憾の極みである。

われわれは、政府当局が、これら北方領土の早期、一括返還の実現を期し、国民の強い世論を背景として、一歩もひかないねばり強い対ソ交渉を展開され、これにより日ソ間に真に永続的な友好と平和の関係を一日も早く確立するよう、ここに重ねて強く要望するものである。

以上決議する。

昭和五十二年六月二十一日

岩内町議会

S52.7月

秋の交通安全町民総ぐるみ運動

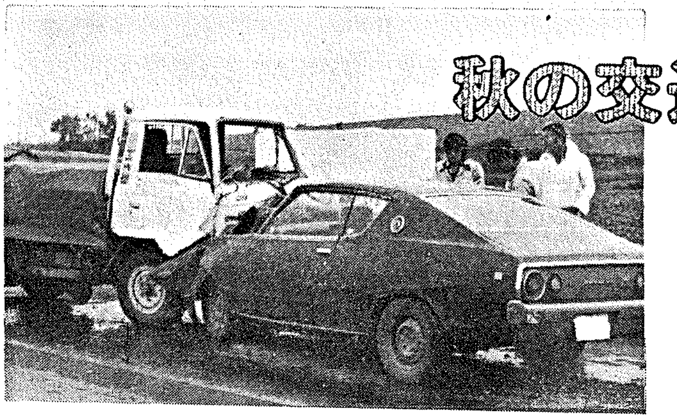

9月21日から30日まで

一、若者の無謀運転者を地域ぐるみで追放しよう

さいきん、若者の無謀運転が問題になっています。特に他の市町村から暴走族を呼び寄せ駅前広場などで、信号無視や急ブレーキをかけるなど乱暴な運転をくりかえし付近住民を悩ませています。このような無謀な運転者をこの町から追放するようみんなで監視し、無謀運転はしない、させない、許さないを合言葉にみなさんのご協力をお願いします。特に、岩内警察署では、このような車をみかけたら、車のナンバーなどを一一〇番でお知らせいただくよう要望しています。

二、歩行者、自転車利用者を交通事故から守ろう

交通弱者である歩行者、自転車利用者、特にこどもと老人を交通事故から守るために運転者は、歩行者や自転車に近づいたら必ず除行し、周囲に気をくばり、運転しましょう。交通事故は、歩行者と自転車が多数をしめています。

三、シートベルトを必ず着用しよう

自動車に乗ったら運転者も同乗者も必ずシートベルトを着用しましょう。シートベルトを着用していたなら、交通事故で亡くなっている方の八〇パーセント以上が、けがだけですんでいるといわれています。自からの命と同乗者の命を守るため、シートベルトは必ず着用しましょう。

四、夜間の交通事故を防止しよう

歩行者や自転車利用者は、夜間道路を通行するときは、夜光反射材を着用し、交通事故から身を守るようにしましょう。夜光反射材は、一〇〇メートル以上手前から運転者に発見されやすいようになっていますので交通事故を防ぐことに役立ち、自分を守ることになります。

あなたのお子さんは自転車に正しく乗っていますか?

最近自転車ブームで幼児から老人まで、自転車に乗っている方が多くなりました。しかし一方では自転車の正しい乗り方を知らない人が多くこれが交通事故の大きなウエイトをしめるようになりました。

子供に自転車を買い与えるだけでなく、正しく乗れるまで指導してあげるのも親の責任です。子供を指導する場合に、おとなが模範でなければなりません。次のことに気をつけて自転車に乗りましょう。

一、自転車は左側を(左端)を通行しょう。
一、発進、右、左折、停止は必ず合図しょう。
一、二人乗りは絶対やめよう。
一、歩行者に絶対迷惑をかけないようにしよう
一、夜間は必ずライトをつけよう。
一、酒を呑んで自転車には絶対乗らないようにしよう。
一、横断歩道を渡るときは自転車をおして渡ろう。
一、信号は正しく見て左右の確認をして信号に従おう。

交通事故巡回相談のお知らせ

五十二年度第二回目の相談を次の日程で行いますので交通事故の後始末などでお困りの方はぜひおいで下さい。

とき　九月二十一日(水)
午前十一時~午後四時
ところ　公民館階下会議室

法務大臣表彰

木森幸男さん

明るい社会への願いをこめて

地道な保護司活動を続けてこられた岩内区保護司会岩内分区長の木森幸男さん(町内字宮園五〇)が晴れの法務大臣表彰に輝き、先日札幌で開かれた全国更生保護大会の席上法務大臣から表彰状とメダルが贈られました。

この表彰は、保護司としては最高の栄誉で、町にとっても大きな誇りであるとともによろこびにたえません。

木森さんは、昭和二十二年から現在まで三十年間にわたって、非行少年や前歴者の保護観察と更生に地道な活動を続けてこられました。その永年にわたる功績が認められて、今回法務大臣表彰を受けられたものです。

行方不明者相談所を開設

みなさんの家族や近所の方で、家出をしたり、出張や出稼ぎ先などから、突然所在が不明になった人はおりませんか。

道内では、昭和三十九年から現在まで約一万二千人の人が行方不明になっています。この中には、不幸にも犯罪の被害者となったりすでに死亡して身元がわからないまま、さびしく無縁墓地に葬られている人もいます。

このような人を少しでもなくしたいということから、今年も次の日程で「行方不明者相談所」を開設します。

個人の名誉と秘密は固く守ります。お気軽にご相談においでください。

札幌方面の日程は次のとおりです。

九月五~八日　札幌中央警察署
(札幌市中央区北一西五)
九月十九・二十日　小樽警察署
(小樽市富岡一)

時間は、いずれも午前九時から午後四時までです。

議会たより

第四回臨時会

昭和五十二年第四回臨時会は、八月二十四日午後一時三十分から招集され、長濱町長の就任あいさつの後、会期を一日間と決め、提案された議案を審議して同日閉会しました。

審議した議件

議案第一号　除雪トラックの買入れについて………原案可決

雪寒地域建設機械整備事業により除雪トラック(ワンウエイプラウ及びグレーダー付七トン車)一台、九百三十六万六千円の購入契約を締結するため、議会の議決を求めたものです。

ツベルクリン・BCGの予防接種

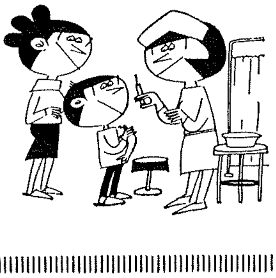

対象者　生後3カ月~4歳

とき　9月6日　ツベルクリン
9月8日　判定、BCG
東山、大浜、万代、栄、高台
9月7日　ツベルクリン
9月9日　判定、BCG
大和、御崎、清住、相生、宮園、野東、敷島内

ところ　公民館2階和室
午後0時30分~1時30分

当日は、体温を計り、母子手帳をおもちください。

議会だより

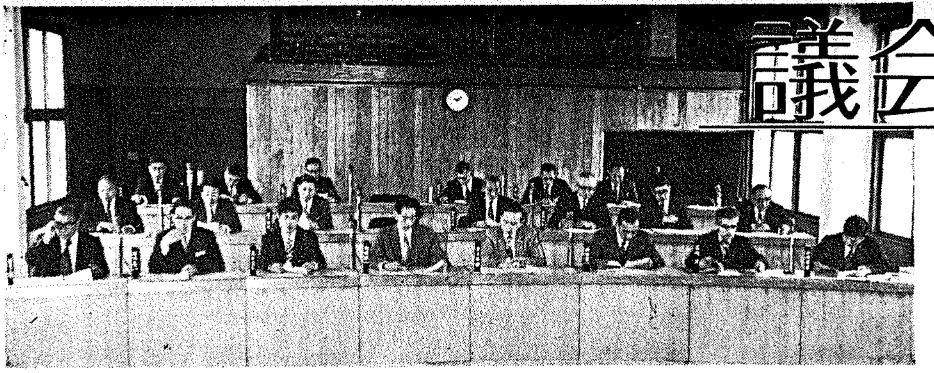

九月定例会

日本共産党議員団代表

昭和五十二年第三回定例会は、九月七日招集され、会期を九月十四日までの八日間ときめ、議案の提案説明を受けたのち、議案調査のため休会にはいりました。

休会明けの十二日に一般質問がおこなわれた後、議案の審議にはいりつぎの頁に掲載の各議案の審議を終え、会期を一日残して九月十三日閉会しました。

この定例会における一般質問と答弁のあらましはつぎのとおりです。

一般質問

町長の公約実現の方途

質問 五選をはたした長浜町長が町政上の重要な課題として公約している
①共和・泊原発問題
②住宅政策
③町道の整備
④保育所の建設
⑤運動公園の整備
⑥円山周辺の開発
⑦養護老人ホームの建設
等の問題の、具体的な実現の方途についておうかがいいたします。

共和・泊原発問題

町長 原発問題について、昨年の十二月三日の第六回臨時会で、二項目の条件付賛成決議がなされて以来、町長としてどのような対応をしてきたか、ということについてふれておきたいと思います。

本年の二月十八日原発問題特別委員会に、議会決議に対する対応策として、今後どういうあらたな覚書を交換するかという、覚書の案を公表してあります。上水道用水の受給の問題についても、関連の覚書の案を報告してあります。更に論議の多い港の問題につきましても、北電の専用岸壁を含めた港湾の長期計画の中に、原発関連の岸壁の問題も考え方として報告してあります。

二月一日から三月上旬にかけて町内の原発反対の六団体に対して以前にとり交した確認書の処理について、話し合いをして、私なりに一応の結末をつけたつもりであります。

三月十一日の定例議会で原発問題に関する町長としての基本方針を、町政執行方針の中にはっきり示したつもりです。

その後七月六日に漁業協同組合の通常総代会、八月十六日には臨時総代会ということで理事の選挙があったり八月十九日の理事会では、組合長の互選があったり、そういう経緯をたどりまして、時が過ぎてきたわけです。

九月九日には、漁業協同組合と北電との第九回の話し合いがありその内容をつぶさに拝聴いたしましたが、そういう経過を経て、私が九月十日に北電社長に対しまして、議会が決議した二項目の条件を、更に九項目に細分化して、北電の対応について、公式に文書で照会をしたわけでございます。

私が北電に対して二項目九細目に対する回答を求めた理由は、議会の決議にある二項目について、町長と北電との折衝に入る前に、北電の考え方、対応策について、事前にきいておく必要があるという考え方に立って照会した訳であります。

今後の扱いにつきましては、町政執行方針に当初明示した新しい覚書は、この回答を受けた後に調印に入るという段どりを考えております。更に、新しい覚書の調印の後で、二項目九細目について、北電と個々の条項に対する折衝に入るという見通しに立って仕事をするわけでございます。

住宅政策

町長 公営住宅管理に関する問題が住宅政策上の大きな問題点でございます。

これにつきましては、三月二十八日の社会文教委員会で、諸般の問題について、理事者は住宅行政を慎重に検討し、今後の住宅管理運営について、具体案を示すべきである。ということで、長い間かかってきた住宅管理の問題について、理事者の方で然るべくやれということでございますが、私の方では、以前議会で問題になったことのある公営住宅管理審議会というような性格のものをつくるか、つくらないか、ということを検討中でございます。

そのほか、住宅の環境整備の問題、あるいは住宅の営繕等の問題につきましては、それぞれの段階でこれに対応してゆく考え方で進めております。

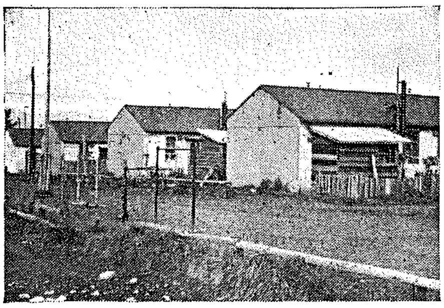

公営住宅

町道の舗装

町長 町道の整備につきましてはひとつは私が選挙で申しあげましたのは、通学道路の舗装を完成するといっております。これは主要通学道路を完成するという意味でございます。

町道を舗装中（清住地区）

二番目は、幹線道路の舗装を進めるといっております。幹線道路というのは、都市計画道路として計画決定を受けている道路と考えております。

それから各町内の交通量の多い主要道路の舗装、そのほか、団地内の主要道路の舗装も考えたい、というようなことが私の公約でございまして、これらはそれぞれ公約に沿って仕事を進めてまいります。

保育所の建設

町長 保育所の建設につきましては、ここ一、二年の間に、昭和四十九年の議会からはじまりまして保育所に関する質問は、今回で六回目でございます。その都度申しあげていることと私の公約とほとんど変わっておりません。町内の西部地区に保育所を新設するという予定で作業を進めております。

運動公園の整備

町長 運動公園につきましては、私申しあげたのは、野球場、弓道場、駐車場、陸上競技場、プールというような内容でございますが野球場につきましては、来年大体仕上げたいという考えでございます。弓道場も財政が許せば来年とりかかりたいという考え方でございます。駐車場につきましては、必要な段階で逐次できていきますし、人が集まるようになるまでには、整備するという考え方です。陸上競技場は、自衛隊が整備しまして、北海道有数の公認グランドができる予定です。これも来年完成まで行かないでしょうけれども公約として必ず実現させるという考え方です。

プールは五十メートルプールで、屋根つきをつくりますと、何億という金がかかりますから、これは来年やります、再来年やりますと簡単に申しあげませんが、これも完成させることを目的にしております。

円山周辺の開発

町長 円山周辺の開発で私公約として申しあげましたのは六点ございまして、ひとつは国民年金保養センターで、今工事中です。

完成間近の野球場

S52 10月No.1

二番目の勤労青少年体育センターも今工事中です。三番目の勤労青少年ホームは、来年道の補助対象になるか、ならないか、もしならなければ一年延ばすという考え方で進めております。

道道野束、清住線の舗装とサイクリングロードの建設は、道としては、岩内でただ一本の未完成の道道に対して、テンポの遅いのが気にかかりますけれども、これも進めておりますし、いずれそう遠くないうちにできあがります。

岩内岳スキー場のリフトの建設は、これも建物ができあがれば、企業が当然はいってくるとみております。

町民湯治場の施設、これは老人いこいの家という形で、道の補助対象になる仕事でございますが、これも今、実現に向けて運動中でございます。

円山周辺の開発につきましては選挙のとき申しあげました公約どおり実現できる確信をもっています。

特別養護老人ホームの建設

町長　私は選挙の公約で特別養護老人ホームをつくるといっております。

養護老人ホームというのは、経済上の問題とか、環境の問題等いろいろとありますけれども、特別養護老人ホームというのは、対象になるのは常時介護を必要とする老人で、いわゆる寝たきり老人であります。

普通の養護老人ホームでは、医者や看護婦は嘱託でいいが、特別養護老人ホームになると、常勤の看護婦をおかなければなりません。それから普通の養護老人ホームは医務室はいらないが、特別養護老人ホームになりますと、医療法に定める診療所の性格をもちますから、いつでも医者にかかれるという状態で、その辺が違うわけでありまして、私が考えておりますのは、この特別養護老人ホームでタイミングをみて建設にとりかかります。

旧西小学校跡地の整備促進

質問　旧西小学校の跡地の利用につきまして、駐車場、児童公園の設置、屋外音楽堂の建設等の整備促進について、どのように対処するか、おうかがいいたします。

町長　旧西小学校跡地の整備促進についてでありますが、今までの経過を申しあげます。

五十年度の町政執行方針で、私が申しあげましたのは、統合校舎の財源として、学校移転後の跡地を含む町有財産の一部を処分して充当するという方針で申しあげております。町有財産を処分するという中には、西校の跡地も含まれているわけです。

五十一年六月定例議会で申しあげたのは、西校の敷地を含めた町有財産を処分して、統合小学校建設財源を確保すると、ここではじめて西校という名称が処分の対象として出たのでございます。

更に、西校跡地利用については町内の各界の代表から公用地の利用計画について意見をきいております。この中に駐車場、児童公園野外音楽堂の建設というような意見が出てきたのは、この段階でございます。

その後昨年十二月議会での町政報告では、その後の状勢の変化により、将来の道路用地、児童公園駐車場、集会所用地に利用する計画とし、かわりに高台小学校跡地を処分したいと報告しております。更に、今年の三月議会でも同様の答弁をしております。

以上の経過をたどっておりますが、今後の西校跡地の問題としては、町民のご意見をうかがってその計画に従いますと、駐車場とか児童公園、道路新設、音楽堂あるいは集会所のようなものを含む公園整備、あるいは移転補償等を含めて、財源的に二億円の一般財源ではまに合わないということになりますので、それをすぐ手がけるといっても、なかなか出来る問題ではないし、放っておけば、ほこりがたつという状態もありますし更に、町自体が現在進めている、着工中の事業の財源、あるいは、これからの急を要する事業の財源確保にも困難な現在の財政状況にあるということもございます。

更に重要なことは、大型店の進出反対の陳情が、産業委員会で審議未了で廃案となっております。

また、総務委員会では、西校跡地は財源確保のために処分すべきである、という意見も出されております。

このような事情がありますので結論としては、現在町内の産業界にもいろいろな意見もありますし、議会の委員会にも、未解決の問題が残されている段階でありますので、もう少し時間をかけて、慎重に結論を出すことにしたいという現在の考えでございます。

一般質問

沿岸漁業の振興策

質問　二百カイリ水域問題の中で地場沿岸漁業の振興のために、漁業資源をどう確保し、発展させるか、その対策を明確にする必要があると思うので、対処する方途を具体的にご答弁願います。

町長　この問題につきましては、今年の三月定例会で、公政クラブと共産党議員団から質問がありまして、その時にご答弁申しあげたのと、現在の段階は変わっておりません。

その時の答弁のおもなことは、沿岸漁場整備開発事業がはじめられた当初でありまして、たとえば大型魚礁の問題につきましても、今年からはじめまして、今年は神恵内村の沖合い、来年は泊村の前浜、再来年は岩内町の前浜ということで、年次計画で大型魚礁の設置が進められております。

更に、現在町として実施しております漁場の整備事業もあります。昭和四十六年度から継続して、約四千万円の事業費を投じております。

各種の種苗移殖事業では、アワビ、イガイ、ウニ、ホッキガイ、ホタテガイその他の関連事業につきましては、ご承知のとおりであります。

そういうようなことで、沿岸漁場整備開発法による大型魚礁の大きな問題をはじめ、島野の前浜の規模は大きくありませんけれども浅海増殖の事業につきましては、今後とも進めていくという考えでございます。

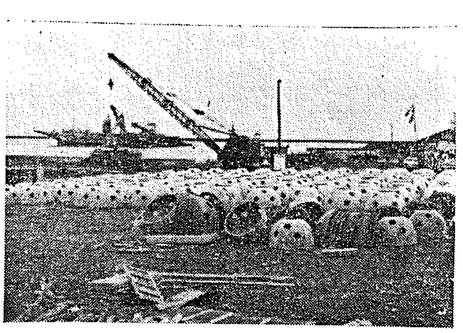

魚のアパート魚礁

九月定例会 審議した議件

議案第一号　昭和五十二年度岩内町一般会計補正予算(第五号)……原案可決

今回の補正予算は、町道の舗装新設工事費二千万円と、西宮園集会所建設工事費七百七十四万円、その他公有財産(用地)購入費二千九百四十万円等追加を要する予算九千百七十三万九千円を補正したものです。

なお、今回の追加補正により一般会計の予算総額は、三十五億四千九百七十二万六千円となりました。

議案第二号　岩内町公営住宅管理条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

昭和五十二年度に建設している公営住宅の使用料及び敷金について額を定めたものです。

なお、使用料は第一種公営住宅は月額二万円、第二種公営住宅は一万四千七百円と決まりました。

議案第三号　岩内町社会福祉委員会条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

岩内町社会福祉委員会委員の定数を現在の三十八名を四名増して四十二名にしたものです。

議案第四号　岩内町営草地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

町営草地の一部を円山周辺開発用地に転用するため該当地を草地から除外するのと、新たな草地を造成するため必要な事項を改正したものです。

議案第五号　岩内町国民健康保険条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

岩内町国民健康保険の適用を受ける外国人の適用範囲を拡大したものです。

議案第六号　工事請負契約の締結について……原案可決

漁業埠頭道路新設工事について工事請負契約を締結することを議決したものです。

なお、工事は道路巾員十一・五米、総延長四百九米で、契約金額三千五百二十万円をもって株式会社吉本組が工事を施工することになります。

議案第七号　財産取得について(公共用地一)……原案可決

多目的用地として公共用地を岩内町土地開発公社から買収するものです。

議案第八号　財産取得について(公共用地二)……原案可決

観光施設用地として公共用地を岩内町土地開発公社から買収するものです。

議案第九号　岩内町助役の選任につき同意を求めることについて……同意

岩内町助役、杉本邦雄氏の任期満了に伴ない、同氏の再任について議会の同意を得たものです。

議案第十号　岩内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて……同意

岩内町教育委員会委員、庄崎之男氏の任期満了に伴ない、同氏の再任について議会の同意を得たものです。

認定第一号　昭和五十一年度岩内町水道事業会計決算認定について……認定

地方公営企業法第三十条第四項の規定により、昭和五十一年度岩内町水道事業会計決算について議会の認定を受けたものです。

S52 10月 NO.2

議会だより

十二月定例会

昭和52年第4回岩内町議会定例会は、12月22日招集され、会期を7日間ときめ一般質問や議案の審議がおこなわれました。

今回はそのあらましについて掲載いたします。

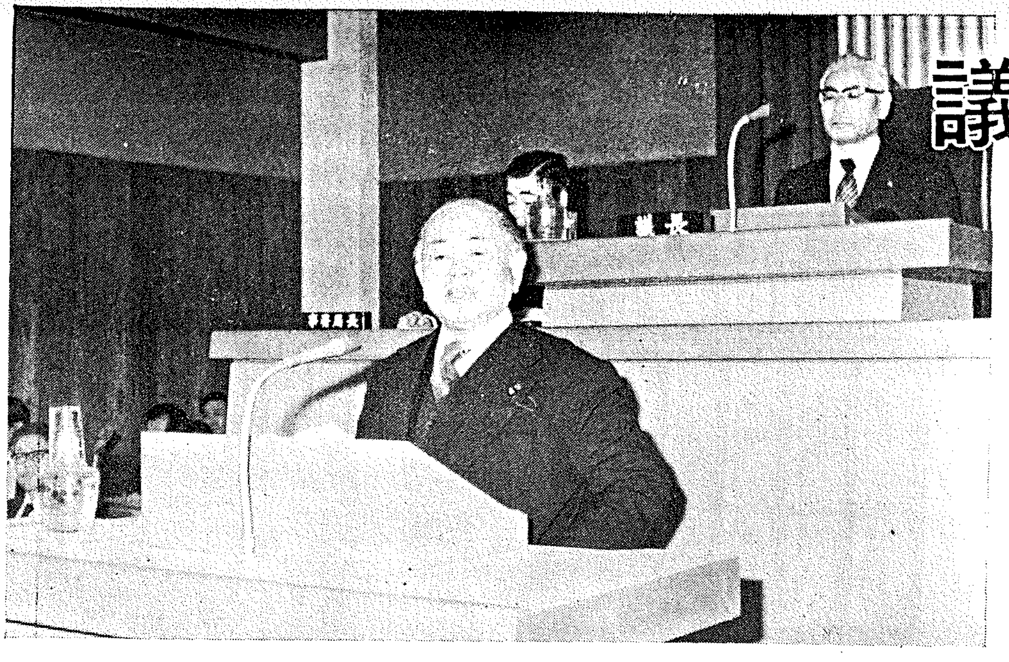

議会で答弁する奈良町長

一般質問

日本共産党議員団代表

原子力発電所問題

基本姿勢

質問　町長の原発問題に対処する姿勢は、前長濱町長の路線を踏襲するとしているが、どのような基本姿勢か具体的におたずねしたい

町長　前町長は賛成と反対による町民同志の紛争は絶対に避けなければならない。対立と抗争の中に町民のしあわせはあり得ない。という基本的な考えを柱として、原発問題の解決に努力されてきたが私も全く同感でありその姿勢については変わりない。

私の基本的な姿勢については、昭和五十一年十二月三日の町議会臨時会においてなされた「原子力発電所の建設に関する決議」にもとづいて対応する考えである。

特に安全性の問題、温排水の漁業に与える影響の問題、農業、漁業、商工業等の地域振興等について、それぞれの分野での責任と協力によって、関係者と十分な話し合いのもとに解決をはかってまいりたい。

町民の理解

質問　原発問題に対して、現時点で全町民の理解が得られていると判断しているのかどうか。

町長　町議会で議決した事項は、議会の意思であると同時に、町民の意思であると考える。

とくにこの議決には条件が付されており、この二つの条件を満たすことを前提とした決議である。

その条件は町民に理解を得るための事項であり、関係者と十分話合いを進め、かつ、具体的な解決がはかられて町民の理解が得られるものと考える。

覚書の問題

質問　昭和五十二年十月七日前町長が北電と結んだ「原子力発電所に関する覚書」を白紙にするつもりはないかどうか。

町長　町議会の議決の主旨に沿って締結されたあらたな覚書の基本的な考え方に変わりはない。

今後の問題としては、北電がこれらの問題解決に対する重大な社会的責任を有することを認識し、積極的に具体的な誠意ある姿勢を示すことが必要であると考える。

従って、覚書を白紙に戻すつもりはない。

立地推進懇談会

質問　「原子力発電立地推進懇談会」の設立の動きがあるが、町長はこれに参加する意思があるか。

町長　これは科学技術庁長官が、十二月二十三日の閣議終了後の記者会見で明らかにしたものであり全く新しい問題である。

具体的には今のところ承知していないし、参加もしていない。

これに参加する意思があるかどうかということについては、今後の問題なので、参加要請が来た段階で検討する。

大浜海水浴場

質問　岩内港新長期計画によれば原子力発電所関係の専用ふ頭をつくるため、大浜海水浴場をつぶさなければならない状態になっているが、この計画を変更して、大浜海水浴場をそのまま残す考えはないか。

町長　岩内港新長期計画については、岩内港の将来構想の素案として、

①フェリー就航のための岸壁

②原子力発電所関係の専用ふ頭

③その他の公共ふ頭の整備等を、長期的展望に立って計画が樹立されている。

しかし、この計画の具体的な策定の段階は、第六次新港湾整備計画策定の時期であり、その時点で岩内町港湾審議会にもはかり、議会とも十分協議し、ご指摘の問題等も含めて、慎重に計画を策定していきたいと考えている。

大浜海水浴場

原発の専用ふ頭

質問　昭和五十二年十月二十六日付北電発行のやさしい原発ニュースによれば、岩内港東側防波堤の先端部にふ頭を設けるとともに運搬路確保のため防波堤を拡巾したいとあるが、岩内港新長期整備計画の方針と関連があるのかどうか北電から協議の申し入れがあったのかどうか

町長　岩内港新長期整備計画は、将来構想であり、具体的な計画の策定までに至っていない。

北電が仮りに原発建設が可能になった場合、資材の荷揚げ等の関連で、計画として岩内港東防波堤の先端部にふ頭の設置を考えているということである。

従って、将来計画の具体的な段階で、原発関係の専用ふ頭との関連が出てくるものと考えている。

電調審の調査

質問　北電は五十三年春の電源開発調整審議会に向け、地元の承認を得ようとしているが、電調審の審査に必要とする諸調査に関する申し入れが町へ来ているのかどうか。

町長　原発に関連する港湾施設については、北電からの話しは聞いている。

しかし、この調査にあたっては漁業権の設定区域との関連もあって、漁業協同組合の承認を得なければならない事項でもあり、北電から漁協組に対して正式な文書で協力方を依頼しているようである。

漁業、農業への影響

質問　町長は基幹産業である漁業農業に与える原発からの影響問題を解明しないで、電調審に向けた諸調査に同意、協力するつもりかどうか。

町長　原発問題に対する基本的姿勢についてさきに申しあげたが、こうしたことを前提に、個々具体的に対応していく。

原発の安全性

質問　町長は原発の安全性が確立していると考えているかどうか。

町長　原子力発電所の建設にあたっては、設置する企業が細心かつ周到であり、しかも万全な対策を講じて、安全性、信頼性の向上に努めることは当然のことであるが、特に安全性については、国の厳重な安全審査により、安全性が確立されるものと考えている。

地元の同意

質問　原発建設に対し町長は漁業農業関係者をはじめ、一般町民の

S53.2月 No.1

同意なしに進めるつもりかどうか。

町長 最初の質問にお答えしたとおりである。

再質問

再質問 ①北電が岩内町長宛の回答に、周辺公衆に障害を与えた例は一件も報告されてないといっているが、これは数多くの政府発表の事故例報告にあるにも拘らず、これを無視している。町長はこのような北電と同様な立場にたたれるつもりかどうか。

②北電は原発の安全性について、法的規制があるから安全だと回答している。しかし、美浜、高浜、玄海など、いずれも法的規制を受けて建設されていながら事故を生じている。

つまり現在国の安全審査そのものにも問題がある点が指摘されている。

町長は法的規制で事故を防止できると考えているのかどうか。

③緊急炉心冷却装置について、一九七五年に敦賀、福島一号、二号炉にひび割れが発見されている しかもこの装置自体がアメリカの小型発電炉で効果を試す実験がおこなわれたが、本実験にはいる前の中間テスト段階で失敗している。このように有効性が確認されていない装置をつけても、安全性の保証にならないことは明白である。

町長はロフト計画が成功したと聞いたことがあるか。

また、有効な装置をつけることを具体的に確認されているのかどうか。

④放射能汚染防止について、北電の回答によれば、国の目標値をはるかに下廻ることを目標とするとあるが、それをどのような方法で努力するつもりか。除去装置など新しい装置を採用するとしか北電は述べていない。

一般質問

町長は岩内町民を放射能汚染より守るため、この点を重視しなければならないと考えるが、この放能汚染防止が可能であると考えているのかどうか。

⑤温排水問題が漁業資源に与える影響について、北電は岩内町長への回答の中で、深層放流を採用するとしているが、町長はこの北電の深層放流が表層放流に比べて、どれだけ漁業への影響を減少できるものと考えているか。

また、冷却器を通過する海水中の卵、稚子は、アメリカの調査によれば死亡率一〇〇％と報告されている。

町長はこのような漁業破壊につながるような原発の設置、さらに原発資材、使用済核燃料の搬入出のために新港建設をおこなうことは、漁業振興と矛盾したものと考える。漁業振興と原発建設のどちらに重きをおかれるのか。また、どのように矛盾を生ぜずに実施できるのか、具体的におたずねしたい。

町長 質問のあったような問題があるために、町議会において決議された事項にも条件がつけられているものと考えている。

これらの条件が満たされるかどうかについては、これから更に個々具体的に話し合いをすることにしている。

従ってただいま質問のあった事項については、条件が満たされるか、満たされないか、という段階で解決をはかるように考えている。

一般質問

再々質問

再々質問 原発問題にはいろいろな問題点がある。そういう条件が満たされない限り、町長としても進められないというように受けとめている。基幹産業に対する安全性が明確になるまで、北電の電審にかける諸調査についての同意協力はすべきでないと考える。

そういう点で町長の決断をお聞きしたい。

町長 原発の問題については、議会で議決された条件が満たされたと判断しない限り、推進は困難だと考える。

基幹産業である漁業関係者の同意がない限り、原発問題は解決されたものとは考えていない。

審議した議件

議案第一号 昭和五十二年度岩内町一般会計補正予算（第七号） ……原案可決

季節労働者の冬期失業に伴う雇用対策と、道の老人医療費の無料化が拡大されたための経費、その他緊急に追加を必要とする予算七千九百八十六万八千円を補正したものです。

なお今回の追加補正により、岩内町の一般会計の予算総額は三十六億三千二百五十五万七千円となりました。

議案第二号 昭和五十二年度岩内町国民健康保険特別会計補正予算（第二号） ……原案可決

五十一年度に国から受けた交付金の超過分の返納とその他追加を必要とする予算二百九十九万四千円について補正したものです。

なお今回の追加補正により、国保会計の予算総額は七億九千五百二十一万二千円となりました。

議案第三号 岩内町費職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について ……原案可決

国家公務員の給与改定に準じて町の一般職の職員の給与を改定したものです。

議案第四号 岩内町立小中学校の給食業務従事職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について ……原案可決

国家公務員の給与改定に準じて町の小中学校の給食業務に従事する職員の給与を改定したものです。

議案第五号 非常勤職員に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定について ……原案可決

一般職の職員の給与改定に伴ない町の施設の管理人及び各種の指導員等非常勤職員の報酬について改定したものです。

議案第六号 遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例設定について ……原案可決

恩給法の一部が改正されたのでこれに準じて元町費職員の遺族扶助料を改定したものです。

議案第七号 岩内町医療費助成の特例に関する条例設定について ……原案可決

老人医療費の助成対象年令を従来の六十八才を六十五才まで引き下げ、条件付きで対象者の範囲を拡げたものです。

議案第八号 国営土地改良事業に伴う負担金納入について ……原案可決

国営土地改良事業で運上屋幹線排水路整備をするため、施行申請に際して土地改良法の規定に基づいて、その事業費の一部を町が負担することを決めたものです。

なお排水路の総延長は二千八百八十メートルで、このうち岩内町が施行する分は七百二十四メートル、工事費が約九千六百万円でこれの七パーセントを町で負担するものです。

議案第九号 国営土地改良施設の維持管理について ……原案可決

国営土地改良事業で整備される運上屋幹線排水路が完成すると岩内町が譲与を受けてこれを維持管理するものです。

議案第十号 岩内町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例設定について ……原案可決

議会議員の月額報酬について改定したものです。

議案第十一号 岩内町費特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について ……原案可決

町の特別職の給料月額について改定したものです。

議案第十二号 岩内町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例設定について ……原案可決

町の教育長の給料月額について改定したものです。

議案第十三号 岩内町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定について ……原案可決

町の各種委員会の委員の日額報酬について改定したものです。

議案第十四号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例設定について ……原案可決

証人等の実費弁償について改定したものです。

選挙第一号 岩内・寿都地方消防組合議会議員の選挙について

岩内・寿都地方消防組合議会の議員一名が欠員となったので選挙によって選出したもので中川隆之氏が当選しました。

選挙第二号 岩内地方衛生処理組合議会議員の選挙について

岩内地方衛生処理組合議会の議員一名が欠員となったので選挙によって選出したもので宮下佐一氏が当選しました。

意見案第一号 岩内営林署存置に関する意見書 ……可決

国有林野事業の合理化計画のなかで岩内営林署が統廃合の対象となるおそれがあり、地域住民の不安と動揺が高まっているので、本町の発展にも重大な影響があるところからこれに反対し、存置を強く要望するため議会として関係方面に次の意見書を提出することを決めたものです。

岩内営林署存置に関する意見書

政府は昭和四十七年十二月林政審議会の答申を受けて、国有林野事業の特別整備計画を昭和五十三年度から実施に移す計画と承っておりますが、その中で組織機構の合理化のため、岩内営林署も他へ統廃合のおそれがあるということで、地域住民の不安と動揺がたかまっている実情であります。

地域開発上重要な位置にある岩内営林署に限り、そのようなことは絶対にあり得ないと信ずるところでありますが、万が一縮少又は廃止されるものとすれば、広域生活圏の中心地として都市的機能の充実を図りつつある当町にとって官公署の削減は致命的な打撃を与えるもので、住民感情を著しく刺激し、地域開発上大きな障害となるおそれがあるということで、深刻な問題として受けとめている現状であります。

以上の理由から、岩内営林署の縮少又は廃止に反対し、存置もしくは統合拡大を強く要望するものであります。

ここに地方自治法第九十九条第二項の規定にもとづき意見書を提出いたします。

昭和五十二年十二月二十二日

北海道岩内郡岩内町議会

S53.2月No.2

中継コーナー

後志支庁から

統計相談所を開設しました

後志支庁では、最近社会経済の発展に伴い統計の利用が一段と増大し、その内容も多様化しつつあるところから、統計に関する情報の提供、相談及び照会等を速やかに処理することを目的として、支庁に「統計相談所」を開設しましたので、お気軽にご利用ください。

一、業務内客
一、統計の利用
ア、統計調査結果表の閲覧
イ、統計調査結果数値の照会
ウ、統計資料の提供
二、統計相談
ア、統計調査結果に関する相談
イ、統計の使い方、分析方法等の相談
ウ、その他統計に関する相談及び苦情
エ、統計の諸問題についての改善相談
三、統計相談所開始時期
昭和五十三年一月七日から
四、統計相談所設置場所
後志支庁振興課統計係

税務署から

所得税、贈与税の申告と納税は三月十五日まで

所得税と贈与税の申告と納税はお済みですか。

昭和五十二年分の所得税と贈与税の、申告と納税の期限は三月十五日までです。

申告をしなければならない人でまだ済ませていない方は早めに済ませましょう。

もし、申告書の書き方や所得の計算の仕方などでおわかりにならないことがありましたら、お気軽に税務署か税務相談室、市（区）役所、町村役場、商工会議所、市町村の商工会にご相談ください。

きめられた日に忘れずに申告しましょう

自動車事故対策センターから

交通遺児育成資金貸付のご利用を

自動車事故対策センター（本部は札幌市ハイヤー会館内）では交通遺児が中学校を卒業するまでの間、育成資金の貸付を行なっています。

貸付期間　貸付がきまった月から中学校卒業まで

貸付金額　はじめに一時金九万円
貸付期間中毎月八千円
小中学校入学時支度金二万五千円

貸付利息　無利子

返還期限　中学校卒業時から六カ月又は一年据え置いた後二十年以内

くわしいことは、役場交通安全対策係か福祉課窓口でおたずねください。

道看協から

〃看護職員の無料職業紹介〃ナースバンクのご利用を

現在お務めしていない保健婦、助産婦、看護婦（士）、准看護婦（士）さん方の就業相談を無料で行なっています。いつでもお気軽にご利用ください。

就業の時期を問わず、あらかじめ登録しておくこともできます。

みなさん方には、看護の技術、知識及び医療施設等の求人情報を掲載した〃看護ニュース〃を毎月無料でお送りします。

なお、くわしいことは、つぎのところにおたずねください。

札幌市白石区
本通十六丁目北八一八
北海道看護研修会館内
財団法人　北海道看護対策協会
「無料職業紹介部」

◎戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求権利が時効となります

第二回の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（二十万円）の請求は、昭和五十年四月一日から受付けしてまいりましたが、この請求期限は三月三十一日までとなっております。

四月からは請求権利が時効となり請求することができません。

第一回目の特別弔慰金（三万円）を受けた遺族の方、公務扶助料、遺族年金、遺族給与金を受けていた遺族が死亡等により、特別弔慰金の請求権利が生じた遺族で、まだ請求をしていない方は三月中に請求してください。

請求手続をした方で、まだ債権を受けていない方についても念のため電話等で請求の確認をしてください。

◎請求、相談、問合わせ窓口
岩内町役場民生部福祉課福祉係（電話　二一一〇一一番）

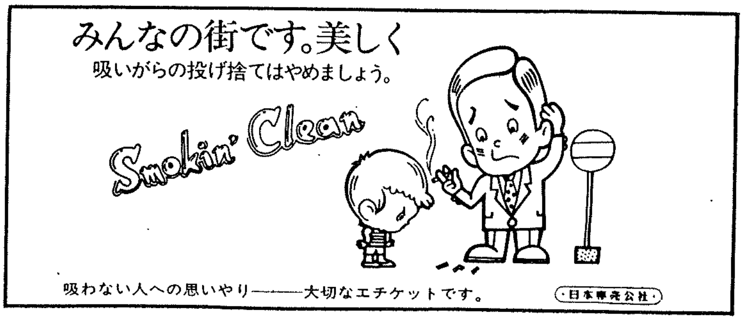

議会だより

第一回臨時会

昭和五十三年第一回岩内町議会臨時会は二月十日午後一時三十分に招集され、議長の諸般報告につづいて会期を十六日までの七日間ときめ、提案された議案の審議がおこなわれました。

続いて昭和五十一年度各会計決算の提案説明を受け、議案調査のための休会に入りました。

十四日再開して議員全員による決算特別委員会を設置、審査の結果各会計決算を認定し、さらに意見書一件を可決して会期を一日残して十五日閉会しました。

なお、臨時会に提案された議件はつぎのとおりです。

審議した議件

議案第一号　昭和五十二年度岩内町一般会計補正予算（第八号）……原案可決

高料金対策として水道事業会計への繰出金と雇用促進を図るため五十三年度事業を五十二年度中に繰り上げて発注するための債務負担行為の追加、その他措置を必要とする予算について補正したものです。なお、今回の追加補正により、岩内町の一般会計の予算総額は、三十六億三千九百九十万二千円となりました。

議案第二号　昭和五十二年度岩内町水道事業会計補正予算（第一号）……原案可決

高料金対策として一般会計から補助金三千万円を受け入れるため補正したものです。

議案第三号　岩内港港湾区域内公有水面埋立てについて（承認）……原案可決

昭和五十二年度から国の直轄工事で、着工が予定されている港湾施設用地一〇、四一五・四三平方メートルの公有水面埋立てについて異議ないことを答申するため、議会の議決を求めたものです。

議案第四号　岩内港港湾区域内公有水面埋立てについて（免許）……原案可決

昭和五十二年度から国の直轄工事で着工が予定されている港湾施設用地の後背地一三、七五六・七四平方メートルの公有水面埋立てを町が施工することについて異議ないことを答申するため、議会の議決を求めたものです。

議案第五号　町道路線の認定について……原案可決

円山周辺の開発に関連して、町道の整備をはかるため、権田川温泉通り四二〇メートルと円山西通り四五〇メートル、共に巾員五・五メートルを町道として認定したものです。

認定第一号　昭和五十一年度岩内町各会計歳入歳出決算認定について……認定可決

◎昭和五十一年度岩内町一般会計歳入歳出決算
◎昭和五十一年度岩内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
◎昭和五十一年度岩内町温泉事業特別会計歳入歳出決算

以上の各会計を地方自治法第二百三十三条第三項の規定によって議会の認定に付したものです。

意見案第一号　韓国漁船操業ならびに外国漁船による被害救済に関する要望意見書……可決

韓国漁船ならびに外国漁船の操業によって、岩内町の漁業者にも被害が発生しており、その影響が大きいので対策を求めるため、議会として政府ならびに関係機関に次の意見書を提出することを決めたものです。

韓国漁船操業ならびに外国漁船による被害救済に関する要望意見書

日本海の北海道沿海海域における韓国漁船操業対策、ならびに外国漁船により、これまで蒙った漁業被害の救済対策につき、つぎの事項の実現が期せられますよう特段のご配慮を賜わりたく要望いたします。

記

一、わが国二〇〇カイリ「漁業水域に関する暫定措置法」における韓国ならびに中国等に対する適用除外条項の削除措置を講じ、これに基づき韓国に対し、ソ連に対すると同様、わが国二〇〇カイリ水域内における操業水域、操業期間漁獲量等の規制措置を早急に実施していただきたい。

二、外国漁船の操業により蒙った漁業被害に対する政府の救済対策を早急に実施していただきたい。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定によって意見書を提出いたします。

昭和五十三年二月十五日

内閣総理大臣
外務大臣
外務省アジア局長
農林大臣
水産庁長官
北海道知事　殿

北海道岩内郡岩内町議会

S53. 3月

町議会第1回定例会

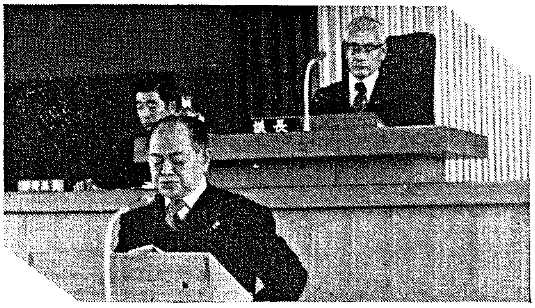

昭和53年第1回定例会は、3月10日招集され、会期を15日間と決定し、町政執行方針ならびに町教育行政執行方針説明に続いて、議案の提案説明を受けて議案調査のため休会に入りました。

3月16日再開、各会派の代表者による町政に対する一般質問が行われ、さらに予算特別委員会を設置、53年度一般会計予算ほか意見書2件を含む、21件の議案を審議して24日閉会しました。

なお一般質問と、これに対する理事者の答弁要旨はつぎのとおりです。

一般質問

政友クラブ代表

岩宇町村合併市制の実現について

質問　昭和二十八年に町村合併促進法が施行されてから現在まで二十五年間にわたり岩宇町村の合併と市制実現のための運動が続けられてきたが、経済的にも社会文化的にも共通の利害をもつ岩宇が今後一層の発展をするためには大同団結して市制を実現する以外にないと考えるが、長い間岩宇選出の道議であった奈良町長にかける期待は大きいので考えをお聞きしたい。

町長　岩宇町村合併、市制実現の問題については町村合併促進法が施行されて以来、四カ町村でそれぞれ検討され、岩内町議会でも特別委員会を設置、さらに数回にわたり議会で一般質問が行われるなど真剣に討議された経緯もあり、また前町長もこの問題で苦労されており、私も非常に関心をもっています。

市制については現行の法律では人口五万人以上と定められています。しかし特例として時限立法で人口三万人、四万人という特別措置が構じられたこともあります。しかし全国的に見ると最近では新しい市として発展する町村は少なく、またこれまで北海道の場合三万人程度で市になっているものに人口がいちじるしく減少して市としての形態が変化しているため、その是非についても批判があり、自治省としては特別措置の立法化の意志はないと聞いています。このようなことから四万人を欠く岩宇の人口では市制の施行は困難となります。

しかし岩宇地方はすでに岩内地方衛生処理組合、岩内地方じん芥処理組合、岩内地方伝染病隔離病舎組合、岩内・寿都地方消防組合など広域生活圏、市町村沿岸ブロックとして行政的にも一本化が進められ、さらに共和高校の道立移管の実現など同じ目的をもって進んでいるので、一本化につきましては将来にむかって善隣友好の実をあげることに更に努力を重ねてまいります。

再質問　市制が実現されることにより道議会議員の議席の確保、支庁を通さず直接道につながる行政上のメリット、社会福祉事務所の設置による福祉の充実など大きな問題を含んでいるので町長の強い行政力を期待します。

町長　道議会議員の選挙については、市制が施行された場合は、後志の人口配分から見て単独選挙区になりうる可能性があります。また財政的な面からも同様で、たとえば公営住宅その他の配分等についても町村と市とでは相当の差があるのが現況です。

また社会福祉その他を含めても市にすることがもっとも好ましい体制であります。

そこで対応策として、これまで三回程人口三万人市制の特例があるので今後もそのような特例措置が必要であります。

この問題については北海道では例があまり多くないと聞きますが、それぞれの地方の状況から北海道選出の国会議員、その他に強く運動することも一つの手段となります。

また人口の状態を見ますと昭和四十五年頃岩宇で五万人を超えていた人口が最近は四万人足らずです。岩内だけ若干であるけれども増えてきてはいますが、農業、漁業その他において非常に人口が減ってきています。

そこで人口を増やすには企業誘致あるいは諸団体の誘致、さらには岩宇だけで足りないから周辺を見てジョイントするとか、そういった諸対策を考えることを怠ってはならない。そうしたことを踏まえて積極的に邁進せよというのがご質問の意味でないかと思いますので、町長として、また長い間道議会におりました私として、そのことについて情熱を傾注対応してまいりたいと存じます。

宅地開発について

質問(1)　現在町道予定地内に相当数の個人住宅が建っていて、町に借地料を支払っているが、今後これを町道として使う必要があるのか、もし必要がなければ居住者に払い下げてもよいのでないか。

(2)　都市計画区域内の道路予定地で早急に認定できるものについては積極的な配慮を望みたい。

(3)　土地があれば住宅を建てたいという町民が増えているが、町内には分譲地がないため、共和町内に土地を求めて住宅を建築しているのが実情で、土地がないため共和町の住民にならざるを得ない現状を見るとき、分譲地の造成が急がれるが、今後の宅地対策についてどのような計画をもっておられるかお聞きしたい。

町長(1)　現在町道予定地内に建設されている個人住宅は二十九戸あり賃貸しています。面積は四千二百六十平方粁です。これについては都市計画上障害があるので居住者と十分話合い、暫時立ち退かせる方針です。しかし居住者に対して立ち退き先の土地確保、土地購入資金の問題、あるいは生活圏域との兼ね合いなど極めて難しい問題があり、解決にはかなりの日時を要するので、この問題については居住者とよく話合い、また議会ともよく相談して前向きに進めることにします。

(2)　現在道路予定地ではあるが道路として認定されていない箇所は相当数あります。これらはポン岩内川沿いの栄地区と、東山の西南部に集中しています。またこれらの地区の私有地は数年来宅地化が進み、土地の売買件数が増加の傾向にあります。これらの土地に住宅を建築するには道路がなければ建築許可とならないため、宅地開発のためにこれらの地区を中心に道路用地に道路を新設し、町道に認定し、民間による宅地分譲もできるように配慮します。

(3)　町民の住宅建設を容易にするための宅地分譲については、安くて生活環境の良い土地の確保が大切です。このため昭和五十一年度において土地開発公社が分譲地を確保し、分譲計画を理事会で検討願っていました。しかし分譲価格を安くするため町の直営工事による整地・造成あるいは公社と町との工事費分担の問題があり、これまで苦慮していましたが、昭和五十三年度において土地開発公社が所有している相生地区宅地分譲用地及び野東地区分譲用地三千六百八十四平方粁（千百十四坪）を十八区画にして分譲する計画で、町としても実施可能な道路造成・側溝の新設などを考慮しながら宅地分譲するようにいたします。

さらに二中跡地についても全体的利用計画のなかで道路用地及び公園用地を除いた一万一千三百七十八平方粁（三千四百四十二坪）を四十二区画として分譲する計画です。

円山開発に伴う中央バスの定期路線確保について

質問　円山地区は昭和四十八年に温泉が湧出して以来町の通年観光の基地として積極的に開発が進められ、本年四月には勤労青少年体育センター、五月には国民年金保養センター、さらには秋に町民の湯治施設がオープンするなど町民の期待は大きく、岩内岳山麓開発が完成を見たときは北海道でも例を見ない大規模なレジャーランドとなり、その観光客数は非常に多い

S53 5月 No.1

と予想されるが、利用者が安い料金で各施設を利用できるよう中央バスの定期路線確保について町は運動すべきでないか。

町長　円山地区の開発に伴う定期的な交通機関の確保は諸施設の効率的な運用をはかるためにも非常に重要な問題です。このため中央バスと円山路線の開設について数度交渉を重ねてきましたが、中央バスとしても経営上の問題もあり、赤字が出た場合の負担、あるいは町が直接バスを運行するかどうか、さらには運行距離及び経路、運行の回数など総体的な事項を協議しながら実現にむけ積極的に対応することにいたします。

救急業務と消防職員の定数問題について

質問　現在岩内消防署職員は署長以下二十八名で隔日勤務者は二十七名を甲番、乙番に分けて勤務している。したがって十三名ないし十四名となるが公休者がいるので当直職員は常時十一～十二名でときには十名の場合もあります。

また消防署では予防査察、水利調査等の外勤があるので火災発生時には一名の通信員を残し、六～七名の少ない職員で二台の消防車を現場まで操作しているのが現状です。

以上の点から岩宇四万人の生命と財産を守る救急係員と消防職員を増員し、業務の万全をはかる必要があると思うが町長は岩内・寿都地方消防組合の管理者でもあるので考えをお聞きします。

町長　昭和四十九年四月岩内・寿都地方消防組合設立に際して、本部業務と署の業務を分担するため岩内町関係分として職員の定数を二十九名から三十六名に増員しています。

現在の業務分担は本部八名、署二十八名となっており、このうち救急業務については専任三名、兼務三名となっています。しかし消防行政の広域化に伴い、救急業務については年々増加の傾向を示しています。

このような状況に対応する必要から本年四月から救急業務の兼務職員一名を専任職員として配置し、総体的な業務分担で職員配置について均衡をはかることにいたします。

日本共産党議員団代表

減反問題について

質問　(1)　国の減反政策についてはいろいろと問題があり、当町においても今年度二十六町歩の減反が割当されておりますが、現在政府が進めている減反政策について、町長はどのように考えておられるか。

(2)　当町での農業の現状は、農地面積にしても、農業人口にしても減少しており、更に国の減反政策が実施されています。このような農業経営の実態をふまえ、都市近郊型農業を全体との関連でどのように位置づけ、どのような方向と内容で具体化しようとしているか。

(3)　米の過剰問題を解決する上で農業関係者との話し合いによる自主的転換と、その条件整備が前提と思うが、具体的な対策についておうかがいします。

町長　(1)　減反問題につきましては近年過剰生産を続ける米の需給状況が、更にその傾向がつよまっておるところから、国は米の生産を計画的に調整し、麦、大豆等の主要作物の生産拡大を目的として水田利用再編対策を実施することとなり、このことは厳しい自然条件のなかで農業者及び関係機関がともに努力を積み重ね冷害の克服に努めながら、生産性の高い経営を作りあげていくものであります。

本道の稲作はもとより、地域的に悪条件の加わる当町の稲作農家にとっても深刻な事態でありますが、当町はもとより本道の稲作を支える食糧管理制度をどうしても堅持しなければならないという観点から現実の問題として受けとらざるを得ない状況であり、農業協同組合等関係団体とともに農業者の理解と協力を得ながら転作を進めざるを得ないものと考えております。

当町の昭和五十二年度稲作転換の割当数量は、俵数に換算していますと、確定で七千八百二十七俵となっており、面積では二十六ヘクタールであります。昭和五十三年度につきましては面積は同様程度でありますが、売渡し予約数量は、うる米だけで俵数に換算して七千九百俵であります。五十二年度と五十三年度の対比をいたしますと数量で二・六パーセントの増となっており、関係機関と共に緊密な連絡のもとに対処してまいります。

(2)　転換農地の高度利用と効率的な生産性を考慮しながら畜産の振興、大型温室栽培による高級そ菜、花きの栽培などへの振り替えを推進し計画的に通年出荷のできるような施設の整備等について指導し、生産品の流通についても農業協同組合と連係のもとに市場の開発をおこなう考えであります。

例を申しあげますと旭川方面の東神楽の農協では、大きなビニールハウスを作って、中には水をまく機械、加温施設等があり通年耕作をおこなっております。高級そ菜では夏はキュウリ冬はミツバなどを作っておりしかも消費地に旭川市があり成果をあげているように聞いております。

岩内町のように面積の少ない地域では余程考えて、転換作物やそのほかいろいろな工夫をする必要があろうかと思います。ここは小樽、札幌も近いのでこの点も考え新しい着想を今の岩内にもつことが極めて必要であり十分考慮してまいります。

(3)　米の過剰問題を解決するための自主的転換問題について具体的に申しあげますと現在、米の生産のため、ほ場整備事業をおこなっておりますがこの事業が完成されないうちに減反問題などがおこっており、折角ほ場整備してもそれを転換するということになると水はけが悪くビートとか、イモのような作物はできないということです。一方において水田の基盤整備を進めておりながら、これを転換させる問題でありこれをかみ合せていくことが非常に大事なことでなかろうかと考えます。

公営住宅買収年賦期間の延長について

質問　道で建設する福祉住宅は、順次町に移管され、町では買収年賦金を支出しておりますが、この年賦金の償還期間が十年となっております。道で福祉住宅を建設するための起債償還期間は、二十五年となっており、このことからも町長は、道に対し、買収年賦期間の延長をはかるようつとめるべきと考えるがご見解をうかがいします。

町長　道が建設し、町に譲渡移管される福祉住宅は、本年四月移管分を含めると二百二十八戸あり、新年度の買収年賦金見込額が二千五百十六万六千円であります。

福祉住宅は、町の建設計画にそって、道が建設し、その後、道の公営住宅管理業務委託要綱に基づいて管理しており、譲渡移管についても法令の定めるところによって契約を締結しております。

買収年賦期間については十年と定められておりこれを延長するには法令の改正を得なければできないものと考えます。しかしながらこの問題は、福祉住宅を設置しようとする道内全市町村の問題でもありますので今後十分検討し、まえむきに積極的に対応してまいります。

都市計画税新設について

質問　都市計画税新設にあたって用途地域内の各層の方々に説明会を開き、広く町民の意見を聞くべきと思いますが、この点についておうかがいします。

町長　都市計画税の内容につきましては、一部新聞報道されておりますが、議会で正式に決定をみていないので、詳細については公式に周知しておりません。

都市計画税については、関係条例などが議会の議決を得た場合、四月以降事務が進められますが、町民への周知については、毎月発行される町広報で行うとともにチラシの配付とか報道機関でＰＲするなど、あらゆる方法で周知をはかり万全を期してまいります。

保育料について

質問　厚生省は昭和五十三年度保育料徴収金基準額を一〇・八パーセントの引きあげをおこなうとしており、これまで無料であった市町村民税非課税世帯であるＢ階層を有料にしようとしております。この場合、当町としては現行のまま無料として、すえおくべきと考えますが、町長の見解をおうかがいします。

また、保育料の上限をＤ５階層にとどめるべきと考えるが、これについてもおうかがいします。

町長　保育料の改定については、毎年国の示す徴収金基準額が決定した段階で実施しておりますが、今年度はまだ示されておりません。従って市町村民税非課税世帯であるＢ階層の取り扱いも不明であります。

保育料の現状では、Ｂ階層の対象人員は百三十七名で、保育定員五百四十名の四分の一をしめてお

S53.5月NO.2

り、昭和五十二年度の岩内町における措置児童一人当り保育料月額は平均三千九百五十二円で、全道平均の一人当り七千百七十一円をおおきく下回っておる状況であります。

また、保育料の上限を階層区分D5でとどめた場合、四才以上の児童ではD4階層の一万三千九百円と同額であり、三才児では二名より対象児童がなく、予算の現況では、上限を定めても効果は少ないものと思われます。

新年度の保育所費は、新設工事費分を別にして、一億七千九百七十九万一千円であり、このうち一般財源は六千九百四十七万二千円にもなり、B階層の無料、D5階層の上限問題の主旨は理解できますが、このことによってさらに一般財源所要額が増大することになり、財源的にも非常に困難を伴う問題であります。

保育料の設定にあたっては、国が示す徴収金基準額が決定した段階で十分検討いたしますが、この徴収金基準額により設定せざるを得ない状況にあります。

児童館の新設について

質問 児童に健全な遊びをあたえ健康の増進と情操をゆたかにする施設として、各小学校区内に三ヵ所の児童館を新設し学童保育を実施するべきと考えるが見解をおうかがいします。

町長 児童館の新設は、児童の地域における健全育成の場として理想ではありますが、小学校区ごとに三ヵ所を早期に実現することは財政的に困難な状況にあります。現在はご承知のとおり、子供会館青少年会館、児童公園、学校施設の開放事業などで児童の健全育成の場として、それぞれの役割をはたしております。

小学校区ごとに三ヵ所の児童館ということであれば、教育委員会とも良く協議しなければなりませんが、とりあえず近代的設備をもつ小学校校舎の活用をはかることも考えられます。

児童館の新設は、岩内町総合計画にもあり、今後の課題として検討を続けてまいります。

学童保育についても、各種施設の利用状況や児童館新設の段階で併用して検討いたします。

二〇〇カイリ減船補償問題について

質問 「以南ニシン刺し網漁業船主に係る交付金の額」は、私の資料によれば八十一隻、八十一億八千八百五十三万円となっており、このほかほっけ刺し網等がありますが、これらのうち労務費についてどのように支払われているか明確にしていただき、適正に支払いされるよう指導していただきたいと考えますがこの点についておうかがいします。

町長 二〇〇カイリ減船補償問題につきましては、ただいま具体的な数字をあげられておりますが、この事実関係については承知しておりません。しかしながら町としては、町民の利害関係の問題ですからできる限り双方納得のゆく方法で解決されることを望むと同時に、減船補償という面からも斡旋的な指導という立場で対応することが適当でなかろうかと思います。今後、後志支庁水産課などとも連絡をとり実態を把握するとともに行政指導を受けながら適正に対応してまいる所存であります。

再質問 減船補償問題について再質問いたします。以南ニシン刺網関係の休業に対する労務費にしても聞くところによれば満足に支払われていないようであり、働く漁船員は困っている。水産問題では減船補償の問題が大きく取りあげられている現状から、業界だけでなく、漁船員の立場にもなってやるべきだと考えます。また補償を受けた業者は国税や、町税の所得申告の問題もあると考えます。いづれにしても減船問題で、働いた人が当然もらうべき金を、もらえないということのないよう強く望みます。

町長 質問の主旨は理解できました。特に労務賃金の問題を強調されておるものと存じます。したがいまして先程申しあげましたように漁業関係機関あるいは関係行政機関とも連絡をとり実態把握につとめ、特に勤労者対策の面からも質問の主旨にかなうように対処してまいります。

公明党議員

財政問題について

質問 (1) 各事業費の超過負担金による財政への影響は前年と比較しどの位になるか、又解消策について具体的にどう取りくむか。

(2) 公共料金の引き上げが大きな問題となっているが、当町の使用料、手数料の見直しが計画されているか。

(3) 現在、各自治体とも不況克服が最大課題であり、的確な景気浮揚対策が急務となっている時期に、財源確保を個人負担増に求めるべきでなく、従って町民の家計に影響する「都市計画税」の新設は撤回すべきである。

(4) 諸税の収入確保には万全を期すべきであり、特に滞納整理等に対する取りくみについてご所見をおうかがいします。

町長 (1) 超過負担の問題につきましては、近年の地方財政の深刻化に伴い、財政危機要因の一つとして指摘されている問題であります。しかし、一口に超過負担といいましても、その算定の基礎、対象の範囲、内容等により、一定の定めがなく、どこまでが超過負担となるかは明確でありません。

事業費と補助基本額との差額をすべて超過負担としますと、昭和五十二年度では一億二千九百八十万六千円の見込であり、昭和五十三年度では一億九千二百三十二万五千円の見込となります。この要因はほとんど単価差であります。たとえば五十二年度では第二中学校の一平方メートル当りの単価は、実施単価で十三万一千八百九十八円。補助単価では十一万二千二百円となりまして一万九千六百九十八円の単価差が生じているわけであります。この解消策につきましては、昭和四十九年の十一月には、全国知事会、全国市長会全国町村会など地方六団体による地方超過負担解消対策特別委員会を設置し、強力な解消策を押し進めており、五十三年度の国家予算案に対しましても、多くの問題があるとの意見書をまとめて政府、国会に対して強く要請しております。

昭和五十三年度の国の解消策としては、小・中学校の校舎、公営住宅等基準面積の拡大など、事業費で九百三十三億円の改善措置がとられるなど逐次運動の成果があがっておると考えておりますが、今後とも地方六団体の一員として積極的に解消に努力を傾注する考えであります。

(2) 使用料、手数料の見直しの点でありますが、財政事情の悪化に伴い、最近は都道府県をはじめ各市町村とも、これらの収入について見直しが進められている傾向にあります。

岩内町としましても、住宅使用料については維持管理費などの関係から検討されておりますが、当面は、その他の使用料、手数料を含めて改定する考えはありません。しかし、五十四年度の予算編成にあたっては、財政的な面など受益者負担の原則に立脚した見直しを検討する必要があると考えております。

(3) 都市計画税については、都市計画事業又は、土地区画整理事業に要する費用にあてるため、これらの事業によって利益を受ける都市計画区域内の土地・家屋の所有者に対して課税する目的税であります。

町が、都市計画事業又は土地区画整理事業を行なった場合、一般的に利用価値の向上、価格の上昇など、いわゆる財産価値が加わることになります。昭和五十三年度でこの都市計画税に対応する事業として、岩内運動公園造成事業七千四百万円。町道舗装新設及び改良工事一億五千百万円。都市計画街路薄田通り舗装新設工事八千二百五十万円。相生橋架替事業九千七百五十万円。都市計画街路公園通り測量設計費二百万円。計四億七百万円の事業費が予定されており、これに対する町の持ち出しは、起債を含めて二億六千四百万円という多額の財政負担となっております。

町といたしましては、今後これらの事業を進め、将来には公共下水道の敷設など積極的な都市計画事業を推進する考えであります。また、都市計画区域を設定している市町村のほとんどが都市計画税を課税しており、これらの事業の財源確保のため都市計画税を創設したいものであります。

課税の範囲につきましては、昭和四十九年十月一日付をもって、指定された岩内町都市計画の用途地域内とし、岩内町の面積七一・四四平方キロメートルのうち五・〇一九平方キロメートルの土地及びその区域内の家屋に対し、課税することになり、税率は、課税標準額の千分の二であります。

本来、地方自治制度は自らの地域を自らの負担によって自治的運営をすることが基本的原則であります。そのためには、自分の町の町づくりは、自らの手でという思想でなければならないと考えます。

今後の都市的な町づくりを推進するためにも町民の皆様に応分の負担をしていただき都市計画事業を進めることが、その趣意でありますので、税の創設についてご理解をいただきたいと存じます。

(4) 税収の確保にあたりましては、納税貯蓄組合の特段な協力を願うとともに滞納者に対しては、納付誓約、財産の差し押え等を実施し、年々収入率の向上をみており、昭和四十七年度九〇・五パーセント、昭和五十一年度におきましては九五・五パーセントという高成績をあげております。また、最近二ヵ年間の差し押え件数は、五十一年度は四十九件、五十二年度は百二十七件となっており、滞納繰越額も減少しておりますが、今後とも、町民の納税意識の向上をはかるとともに滞納整理にあたりましては公正を期し、一層の努力をいたします。

地方公共団体の運営について

質問 (1) 執行体制の万全を期するために機構を改革すると提案されていますが、従来の機構のマイナス要素は何か。また、新機構の目的と基本的な特色について。

(2) 職員の定数増七名の提案がなされていますが、新規事業計画の基本的な内容について。

(3) 臨時職員は何名採用しているのか。また、過去三年の推移と現在の臨時職員を正職員にするのかどうかご所見をおうかがいします。

町長 (1) 地方公共団体の運営についてでありますが、行政組織の改正は、町行政を推進するためにどのような姿勢で対応するかということであり、その内容はどのような機構がその時期の社会的、経済的変化等に対応できる機構かということであります。したがいまして、従来の機構にマイナス点があるということで機構の改正をはかろうとしたものではありません。

このたびの新らしい機構は二〇〇カイリ問題等漁業及び水産加工の振興、中小企業の振興、新らしい生産基盤確立を図るための農林業の振興など、産業、経済行政の積極的な対応をはかり、合わせて建設行政の高率化、迅速化をはかるために、従来の経済部を経済部と建設部に分け、円滑な町政を執行しようとするものであります。

S53. 5月 NO.3

また、雇用問題等の労働行政の対応など部制の改正に伴う機構の適正化をはかり、多様化する町政に積極的に対応するものであります。

(2) 職員定数の増加は、労働行政並びに産業、経済行政などに対応する職員分が四名、保健婦の増員一名であり、水産研修センターの増員は二名で、これについては基幹産業としての水産加工技術の開発と新製品の開発等をはかるため、専門職員の増員をはかり、水産研修センターの充実をはかろうとするものであります。

(3) 現在臨時職員として勤務している人員は十四名であります。過去三年間の状況は、昭和五十年には十名、昭和五十一年は十一名昭和五十二年は十四名となっております。

臨時職員は必ずしも、定数内職員にすることにはなりませんが、現在勤務している十四名の臨時職員につきましては、おのおの採用過程において、将来正規職員として採用する予定であったものであり、定数等のかねあいをみて本採用にする予定であります。

広報、広聴制度の充実について

質問 (1) 町政執行方針では、町民の参加による町づくりの推進を訴えているが、町政懇談会は再開するのかどうか、また、今後の広聴制度充実の具体策について。

(2) 税金がどのように使われているか、町民に理解をしてもらい、さらに町民の声を反映させるためにも、毎月一回程度、町民の公共施設見学会を計画すべきと考えるが町長のご所見をおうかがいします。

町長 (1) 町の広聴活動、文書による広聴ということで、従来から町が実施いたしました広聴ハガキがあります。町民の皆様からご意見、ご要望をいただき、町政に反映させるものですが、本年度もこれは実施いたします。町政懇談会につきましては、昭和三十八年から、これまで八回開催しておりますが、町民の皆様の声を直接耳で聞き、町政に反映させることになりますので、本年度はこれを実施することにいたします。

(2) 公共施設見学につきましても、毎年一回公民館行事として実施し、多くの町民の方が参加されております。本年度は、これも実施いたします。

いずれにいたしましても、これまで実施してまいりました、公聴活動をもとに町民の皆様の意見や要望が町政に反映できるよう改めるところは改め、新らしく取り入れるものは取り入れて、その具体化をはかってまいります。

環境衛生対策について

質問 (1) 保健婦の確保により「保健指導班」の設置が決定したことは、町民の健康を守る施策が一歩前進したことと高く評価するものであります。そこで指導班の陣容と事業計画について。

(2) 今後の保健婦適正配置についておうかがいします。

町長 (1) 本年度、保健婦一名の増員をはかることができましたので、町民の健康保持増進のため、保健婦二名、栄養士一名で保健指導班を配置し、当面母子保健対策の推進を重点に、各地区に配置する十二名の母子健康推進員を拠点とした保健婦の訪問活動により母子健康の向上に努めてまいりますほか、逐次成人病対策、食生活の改善と町民の健康を守り育てる施策に取り組んでまいります。

(2) 保健婦の配置については、人口三千五百人に一名の割合が標準とされており、現在の段階では保健婦の確保は非常にむずかしく、求人数は、卒業者数を大きく上まわっております。

しかし、町政執行の基本方針として、町民皆健康をめざし、予防衛生の強化をはかる方針でありますので、保健婦の配置については今後とも特段の努力をしてまいります。

高額療養費貸付制度について

質問 国の「高額療養費支給制度」は支払いに困っている患者、家族を救済するしくみになっていますが、診療を受けた日から三カ月以上も期間がかかり、この間一時的に患者自身が高額療養費を負担しなければならず、最近の医療費の値上げにより多大な出費をこうむり、厳しい現状にあります。

そこで、町民が安心して医療を受けることができるよう早期に公費による貸付制度を実施すべきであると考えるがご所見をおうかがいします。

町長 近年、医療水準の向上にともなって、難病の治療も可能となるほか、一方では医療費の引き上げにより三割である自己負担も高額になってまいりました。

国の高額医療費制度は、健康保険の機能をより有効にいかすため保険対象医療費がいくら高額になっても一カ月につき三万九千円以上の自己負担はさせないということを原則としております。しかしこの場合一時的には医療費を支払って、受診後二カ月を経て高額医療費として支給されるので、その間の資金繰りで苦慮する場合もあります。従ってこの間の資金繰りとして貸付制度が必要となるわけですが、現在各地で実施している内容は市町村の福祉政策の一還として行われており、後志管内では特に貸付制度を設けている所はありませんが、古平町、赤井川村、留寿都村では社会福祉協議会の法外援護の形で行われており、貸付金額は一人十万円が限度となっております。

岩内町の対策としては、現在のところ愛情金庫貸付制度、これは岩内町の補助により町社会福祉協議会が実施しておりますが、貸付限度額三万円、利息なし、返済期間は一年以内で現在の枠は二百万円であります。次に、世帯更生資金の貸付制度、これは貸付限度額十五万円、利息は年三パーセント返済期間は五年以内などがありまして希望者には、これらの制度を利用して高額医療費の一時的な資金繰りを行うよう助言指導しておりますが、あわせて愛情金庫の貸付限度額の増額、労働金庫生活資金の貸付制度の利用などについても検討してまいりたいと思います。

野球場にナイター施設設置について

質問 当町はスポーツが盛んであり特に野球、ソフトボール等各チームも年々ふえる傾向にあり施設を利用できないチームさえ出ることが予想されます。そこで町民の健康づくりという面からも野球場にナイター施設をつくり、はば広く利用できる道を開くべきと考えます。予算上も文部省の「国民運動場照明施設建設事業」の補助制度等を活用し、実現すべきと思うがご見解をおうかがいします。

町長 野球場にナイター施設の設置についてでありますが、運動公園内にある野球場の整備につきましては、五十三年度をもって完成する計画でありますが、この施設にナイター施設をする計画はありません。ご質問のナイター施設については教育委員会及び関係諸団体とも十分協議し、完成後に結論を出しても遅くないと考えますのでその時に検討したいと思います。

教育行政について

質問 (1) 情緒障害児の学級開設の見通しと開設された場合、担任の先生が一人では大変だと思うので介添的な補助員か指導員を配置できるかどうか。

(2) 言語治療教室は現在、小中学生が対象となっているが、幼児の相談が町内外から三十名近くもあり今後職員をふやし、幼児の治療教室を併設できないかどうか。

(3) 最近、テレビの見すぎなどで、当町にも近視になる児童がふえていると聞いております。中国では目の周囲にあるツボをマッサージすることにより、目の疲れをとり近視の生徒は皆無に近い成果をあげていると報道されており、国内でもこの目の体操を学校現場にとり入れて効果も出ているといわれているが、費用も設備もいらず毎日の心がけでできる「中国式目の健康体操」をとり入れてみる考えがないかどうか。

(4) 西小学校へ通学する児童で敷島内方面からバス通学する児童の降車位置は現在島野農協前で下車しているが、交通量の多い二二九号線を横断するため非常に危険が多い、そこで島野農協前に横断歩道及び安全標識の設置をすみやかに実現すべきと考えるがご見解をおうかがいします。

教育長 (1) 情緒障害児の学級開設の見通しでございますが、昨年来情緒障害児をもつ親の方々から専門的な教育の場を設けてほしいと強い要望がありました。教育委員会といたしましても教育の機会均等という立場で是非この学級を設置したいということで、昨年来道教委に働きかけていたのであります。この度、教員の異動等についての最終的な協議がありましたがその際この学級を認めるということに決定をいたしました。しかもこの学級の先生は専門的な新しい教育を受けた若々しい先生を配置するということでございますので報告を申しあげます。

(2) 言語治療教室は、昭和五十二年度において小学校十三名、中学校三名が治療を受けて本年は小学校六名、中学校二名が完全といっていいほどなおり修了しております。

このように大きな効果がありますので、幼児のうちから治療を受けられるようにすべきだということには同感であります。昨年来、町内で幼児のこの相談を受けた者が十七名程ありますが、幼児の言語治療教室というのは義務教育では認められておりません。しかしそういうような相談は事前にしてもいいわけでありますので、言語治療教室を教えている先生方にもよく事情を話しまして、現在の言語治療教室の範囲内で、先生方の協力を得まして専門的な治療についての相談に応じてまいりたいというように考えております。

(3) 最近テレビの見すぎとか、読書で町内でも約三〇パーセントが近視であると調査がなされております。この予防策につきましては、過日校長などとも話をしておりますが、更に養護の先生とも十分相談し、また学校医との関係もございますので「中国式目の体操」につきましては今後十分に協議をし積極的に検討してまいりたいと考えております。

(4) 島野農協前のバス停の交通安全でございますが、この地域は昭和五十二年四月からスクールゾーンになっており、私どもといたしましては、交通安全対策について学校側とも協議して十分意をもちいているつもりでありますが、ここの横断歩道と標識については、その必要性を痛感しております。この施設の設置については、おおむね当局の了解を得ております。なお、国道二二九号線から学校までの間に町道が三本ございます。この町道につきましても、整備を進めていただくとか、さらには交通安全の徹底、登下校の注意など横断歩道ばかりでなく、今後の交通安全対策については十分関係機関に要望してまいりたいと思います。

歩車道の段差解消について

質問 (1) 町道の歩車道の段差解消計画について、年次計画を策定すべきと考えます。

(2) 道々の段差については、昭和五十二年度において、かなりの改善をみたが、今後さらに道々・国道について関係機関に実現を働きかけて行くべきと考えるがご所

S53.5月No.4

見をおうかがいします。

町長 (1) 町道の歩車道段差解消は舗装新設の際に実施してまいりましたが、既設の歩道につきましては、段差解消を要する箇所が約百八十箇所程あります。これは交通安全対策事業により、年次計画で解消し、本年度は五十～六十箇所程度の段差解消を実施する計画で、昭和五十五年度では、ほぼ段差解消が完了する予定であります。

(2) 昨年も国道二二九号線の市街部分及び道々路線の段差解消が実施されてきましたが、実施されていない部分についても、早急に実施されるよう、国・道に強く要望することにいたします。

清和クラブ代表

地方交付税の引き上げ超過負担解消等、国に対する要望の姿勢について

質問 昭和五十三年度の執行方針のなかで、地方財政対策のため政府などに対し、言うべきことは言うと表現しております。

このことはかってないことで、この姿勢をこれからも続けていただきたいと思います。

町長 超過負担の解消、地方交付税の引き上げなど、地方財政の問題につきましては、さきに公明党の質問にもお答えしたこととも関連いたしますが、地方公共団体の健全財政を確立させるため、今後とも適正な国の措置を求める必要から、関係団体とともに要望し、その実現について最大の努力をいたします。

企業誘致等青年の地元定着の方途について

質問 岩内町の常住人口が、最近少なくなっているという報道がされているが、豊かで住みよい町づくりは、人口の増加のみでなく、その地域社会が暮らしやすいかどうかということも必要ではないかと考えます。

そこで、本年度の町政執行方針のなかで、産業振興や企業誘致のことがいわれており、このことは雇用安定や青年の地元定着をはかるうえからも必要なことでないかと考えますが、この具体的な計画などをお聞きいたします。

町長 企業誘致等青年の地元定着の方途についてでありますが、明るく、豊かな、住みよい町づくりをするためには、生活環境の整備や企業の誘致を推進して、労働者を地元職場に定着させ雇用の拡大をはかるなど、町政推進のうえからも重点的に施策を講じなければならないのであります。

ご質問の産業振興対策等でありますが、これは活気みなぎる産業の振興という目標を掲げましたが、まず漁業生産の増大と安定的供給をはかるための諸対策、農業については、生産性向上のための土地基盤づくりも地域に密着した農業形態への移行と生産所得の向上を促進する工業については、現存工業の育成振興と近代化、さらに工業基盤整備も公害のない新規工業の積極的誘致の推進。

商業については、商店経営の近代化と経営合理化をはかり、岩宇、南後志地方の中心商業都市としての機能が発揮できるように対応し、また観光の面では、道南からの義経、弁慶ラインに沿いながら、海と山の無限に近い自然の景勝をいかし、加えて国道・道々などの陸上交通経路の確立をはかるとともに、海上交通では、フェリー就航など広範にわたってきめこまかい行政の推進が必要かと考えております。

さらに、今まで申しあげました各事項を、より効果的に進めるためには、側面から住宅行政の推進港湾、道路、公園、学校、保育所など、経済、文化、教育全般にわたり岩宇の大同団結はもちろん、南後志七カ町村の中核都市としての都市的機能の整備をはかることも重要なことであり、こうした点を総合的に推進することが、いわゆる「怒涛のひびきも創造豊かな生産と文化のふるさと」をスローガンとする岩内町建設の対応策であると考えております。

大学課程の教育環境をつくることについて

質問 岩内の場合、教育面では水準が高いとされており、学校施設も高校教育までは、立派に整備されております。

この上は、大学課程の教育施設の誘致をはかり、教育文化の高い学園都市のような町づくりが必要と考えますが、町長のお考えをお聞きいたします。合わせて、道立養護学校の誘致について、現状をお聞かせください。

町長 大学課程の教育環境づくりの問題ですが、当町の場合どのような大学をどのようなかたちで誘致するかということが問題であります。

国立大学の誘致はなかなか困難であり、私立大学の誘致については、用地確保の問題、立地条件などいろいろな問題があろうかと考えられます。したがって、各大学が地方において、どのような分野での教育を望んでいるか、あるいはどのような環境にどんな分野の大学が進出可能なのか、さらに当地方においてどのような対策が可能なのかなど十分検討したうえで、大学誘致の第一歩を踏み出したいものと存じます。

つぎに道立養護学校の誘致につきましては、過去において町議会ともども取り組んできたものでありますが、昭和五十四年度からの養護学校教育義務化にそなえ、道及び道教育委員会が全道十地区に十校の学校を建設し、千四百人を対象に養護教育をおこなう計画で、この地区に当町も加えていただきたいという運動をしてまいったわけでございます。

その後、入学希望者が八百五十人に減少しておるとのことで、後志、西胆振地区と網走、北見地区の二つの地区については、今後の希望者の推移をみて建設するかどうか、決定される見込みです。

そこで、後志と西胆振地区の一校については、いづれ設置場所が選定されるわけですが、その場合南北に非常に長い地域であることから、一番目は西胆振と後志の父兄の意向。

二番目は交通事情
三番目は学校の立地条件
四番目は対象児童、生徒の分布状況
五番目は福祉との関係

などが考慮されて設置場所が決定されることになろうかと思います。

以上のような事情でございますが、今後引続き誘致運動を続けてまいりたいと思います。

農水産加工品の高次加工への方途について

質問 水産研修センターは全国にも類のない施設として設置されておりますが、町の水産加工品では第一次加工製品の扱いが多いのではないかと思われる。

現在、各地では高次加工がさけばれ、研究されているが、当岩内町でも積極的な施策として、たとえば、町職員を派遣して、調査、研究を行ってはどうか。町長の所見をおうかがいします。

町長 岩内町の水産加工はご指摘のとおり、腹出しから塩乾、くん製品などの一次加工がほとんどであり、高次加工としては、消費地でその地域にあった食品に作りかえられる場合もありますが、一般的には、一次とか高次とかの厳密な分類はなされていないようであります。

たとえば、一次加工といわれる塩乾やくん製品であっても、旧来のものから脱皮した製品が作られた場合には、高次加工といわれているようであります。

最近では、一次加工品でも乾度が高いとか、調味濃度が高いとかで好みがあわないもの、他の類似食品が出回っているため販売速度がおそくなり、保存性を高める問題など、一次加工においても高次加工へ移行しなければならない問題もあり、これらの解決のため研究と指導が必要な課題であります。今後、これらの改善のため、専門研究員の増員と機能の充実をはかり高次加工の指導をおこないます。

また、将来的には、農畜産物と水産物を合わせて新製品の開発をしたい。

なお、ご提言のあった研究、調査等のための町職員の派遣ということですが、現在もおこなっており、今後も参考になる地域の視察など、積極的に対応してまいります。

公政クラブ代表

岩内線（黒松内―岩内間）の現状と今後の見通しについて

質問 岩内線の建設は昭和四十七年に起工式を終っており、その後国の予算もついておるように聞いております。

昭和五十三年度の町政執行方針では、のべられておりませんが、黒松内―岩内間の岩内新線建設についての現状と今後の見通しについてお聞かせ願います。

町長 岩内線は、昭和四十七年十月三日、運輸大臣の黒松内・岩内間工事実施計画線認可により、正式に工事線に決定し、さらに十一月には日本鉄道建設公団主催による起工式を終え、その後昭和四十八年度には、鉄道の中心線測量をすべて完了し、今日に至っております。

今後におきましては、用地の買収、鉄道路線の敷設、そして開業という問題が残されておりますが、最近では、国鉄の営業成績と大いに関連をもたせる意向が発表され、昭和五十二年度の国鉄監査報告では、新線建設に伴う拡大投資を当面見送るべきであると、示唆されております。

運輸省における運輸審議会の地方交通線問題小委員会での地方交通線対策の検討。さらに運輸省、国鉄においては、既設の赤字ローカル線問題が解決しないかぎり、新線建設を検討する余地がないとしており、今後のローカル線建設にあたっては、特別運賃の導入と地元負担の原則が受けいれられない限り、建設は続けない方針を固めているなど、きわめて強い姿勢を打ち出しているところから、現段階では、岩内線のみならず、新線建設については困難な情勢であり、円滑に進められていない現状であります。

しかし、本問題については、多年の懸案であり、沿線住民の足の確保と当地域の発展、さらには北海道開発の上にも重要な路線でもありますので、本年二月に岩内線建設促進期成会の関係町村長、議長とともに上京し、運輸省、国会、国鉄など関係方面に陳情してまいりました。

国鉄では、現在赤字問題があるため、新線の着工はすべておこなっておらず、運輸審議会での新建設線に対する答申を待っている状況であり、この答申は本年七月ころになる予定で、その後国鉄側の意向も明確になるものと考えます。

陳情を通じての感触としては、この問題は、さらに強力に運動をする必要があり、北海道新幹線との関連もあり、いろいろと論評もありますが、地元としては断念するわけにはまいりませんので、今

S53. 5月 No.5

後とも関係町村ともども関係機関に対し、積極的に陳情運動を推進いたします。

フェリー就航促進と新港湾長期計画について

質問 道々岩内・洞爺線の開通により、当地方は産業的にも観光的にも重要視されてくるわけですが、さらに発展をはかるため、岩内港の新港湾長期計画による港湾整備を急ぎ、フェリー就航の促進をはかるべきと考えますが、この点についておうかがいします。

町長 岩内港の新長期計画による港湾整備計画は、現在の第五次港湾整備五カ年計画とは別に、新たな経済社会に対応できる長期的展望に立って計画されなければならないもので、昨年度町政執行方針に示された、岩内港新長期整備計画は、今後の港湾整備計画の見直し段階で組み込まれていくものと考えております。

なお、この新計画については、技術的な面など検討事項が残されているので、港湾審議会に諮り、国と協議のうえ、慎重に計画を策定しつつ整備を進める考えであります。

フェリー就航促進につきましては、一万トン級の船になりますので、現有施設では就航させることが困難であり、当然新港計画の実現によって、フェリー就航が可能となります。

したがって、現在就航を希望している新日本海フェリー株式会社では、岩内港の新長期整備計画が実現し、港が整備され、安全運航が確保できれば、いつでも配船が可能な状態にあるのでご高配をいただきたいということでありますので、私といたしましても、この就航問題について早い機会に同社と話し合いをもち、積極的に推進する考えであります。

公共下水道計画について

質問 町内の各学校の生徒は水洗トイレに馴れ、家庭においても水洗トイレを望む声があり、特に水産加工の多い当町にとって、公共下水道の必要性が強くなっております。

これには多額の財源を必要とする大きな計画であると考えられますが、町長はこの点、積極的に調査費を予算づけする考えはないかおうかがいします。

町長 上水道の完成によって、公共下水道の必要性が強くなっていることは、私も十分承知しております。

公共下水道の敷設につきましては、多額の公費負担ならびに受益者の個人負担が必要です。

町としては、この事業の全体計画を作り、総事業費を積算し、その財源の負担区分をどうするかを検討し、町費負担、個人負担を明確にしたうえ、全町民の賛同を得まして、着手するという手順になるわけであります。

この事業の着工は、町も重大な決意をもって取り組まなければならないことはもちろんでありますが、町民各位も負担すべきものは負担するという協力体制が肝要であると考えます。

この問題は、近い将来必ず実施しなければならない町政上の重要課題でありますので、できうるかぎり近い年度において、調査することにし、その必要額について予算を計上いたしたいと存じます。

後志管内では、余市町が昭和五十五年度着工ということでありますが、私もきわめて近い時期に決意し、皆様とご協議申しあげたいと思っております。

審議した議件

本年三月十日に招集された第一回町議会定例会において審議した議件の結果はつぎのとおりです。

議案第一号 昭和五十三年度岩内町一般会計予算……原案可決
五十三年度予算総額は三十八億八千三百三十万円で、前年度当初予算に比較して五億三千三百万円の増となりました。

議案第二号 昭和五十三年度岩内町国民健康保険特別会計予算……原案可決
予算総額は七億九千七百万円で前年度当初予算に比較して九千万円の増となりました。

議案第三号 昭和五十三年度岩内町温泉事業特別会計予算……原案可決
予算総額三千三百十二万四千円で前年度当初予算に比較して五百三十六万九千円の減となりました。

議案第四号 昭和五十三年度岩内町水道事業会計予算……原案可決
予算規模は二億二千八百三十万円となりました。

議案第五号 岩内町医療費助成条例の一部を改正する条例設定について……原案可決
老人医療費の助成について、所得等一切の制限をしないで六十五歳以上の老人に医療費を助成し、無料としたものです。

議案第六号 岩内町中小企業振興条例設定について……原案可決
町内の中小企業の経営近代化と経営者及び従業員の経済的、社会的向上と、その育成振興をはかるため条例を設定したものです。

議案第七号 岩内町公営住宅管理条例の一部を改正する条例設定について……原案可決
五十一年度に建設された道の特別低家賃住宅が本年四月町に譲渡移管されるので、その使用料を定めたものです。

議案第八号 岩内町国民健康保険条例の一部を改正する条例設定について……原案可決
これまでの助産費四万円を六万円に、葬祭費一万円を一万五千円にそれぞれ増額改定したものです。

議案第九号 岩内町郷土館条例の一部を改正する条例設定について……原案可決
郷土館の観覧料について改定したものです。

議案第十号 岩内町部設置条例の一部を改正する条例設定について……原案可決
行政能率と住民サービスの向上をはかり、あわせて事務の正確と執行体制の万全を期するため、機構を改正したもので、新しく建設部が設置されました。

議案第十一号 岩内町職員定数条例の一部を改正する条例設定について……原案可決
事務量の増大に対応するため、職員の増員を行うので職員定数を改正したものです。

議案第十二号 育児休業に係る給与等に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決
保母等の育児休業に関する法令の改正にともなって町の条例を改正したものです。

議案第十三号 岩内町税条例の一部を改正する条例設定について……原案可決
都市計画税を新設するにあたり納税者の範囲、税率等を定めたものです。
なお、都市計画税のおもな内容は『広報いわない』の四月号に掲載されています。

議案第十四号 町税の納期の特例に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決
都市計画税を徴収するについてその納期を定めたものです。

議案第十五号 岩内町立小学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例設定について……原案可決
基金を設置した目的の小学校建設事業がすべて終ったので、この基金条例を廃止したものです。

議案第十六号 後志広域市町村圏振興協議会規約の変更に関する協議について……原案可決
後志広域市町村圏振興協議会と後志広域生活圏振興協議会の一元化をはかり、協議会の名称を後志広域圏振興協議会に改めたものです。

議案第十七号 昭和五十二年度岩内町一般会計補正予算（第十号）……原案可決
除排雪に必要な経費について補正したものです。
なお、今回の追加補正は七百二十万円で、これにより五十二年度一般会計の予算総額は二十六億五千百六十二万二千円となりました。

議案第十八号 岩内町費特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決
助役が一人欠員となったので、給与支給に支障のないよう条例の改正をしたものです。

議案第十九号 岩内町議会委員会条例の一部を改正する条例設定について……原案可決
建設部が新たに設置され、建設部に住宅都市課が配置されたので所管の委員会についても社会文教委員会から建設委員会に変更が必要となったので条例を改正したものです。

諮問第一号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて……同意
法務大臣から委嘱されている人権擁護委員三名のうち一名が三月十四日をもって任期満了となったので町長から後任者に南河勇氏が推せんされ、議会の同意を得たものです。

報告第一号 専決処分した事件の承認について……承認
前町長・岩内町名誉町民長濱金太郎氏の逝去に伴い、緊急に町葬費の予算措置が必要となり、昭和五十二年度岩内町一般会計補正予算（第九号）を専決処分したので議会に報告し、承認を求めたものです。

意見案第一号 北海道国際空港の早期実現に関する要望意見書可決
千歳空港の国際化を促進するため、関係大臣につぎの意見書を提出することを決めたものです。

北海道国際空港の早期実現に関する要望意見書

千歳空港は、一日二十便も往来する北方圏コースに近接する優位な立地性を備えており、これを国際線に開放することにより、道民の便益が保障されるばかりでなく国際的な交易、交流を通じて、産業経済、文化の発展に寄与し、本道の開発を促進することは明らかであります。

よって千歳空港に通ずる国際定期航空路線を確保し、あわせて所要の関連施設を整備して、北海道国際空港を早急に実現するよう要望いたします。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により提出いたします

昭和五十三年三月二十四日

運輸大臣
大蔵大臣
外務大臣　殿
北海道開発庁長官

北海道岩内町議会
議長　宮下佐一

意見案第二号 日ソ漁業協力・協定交渉の促進に関する要望意見書……可決
日本海さけ・ます漁業及び、北洋さけ・ます漁業の実績を確保し従来どおりの操業ができるよう、日ソ漁業協力・協定交渉の促進を要望するため、関係大臣につぎの意見書を提出することを決めたものです。

日ソ漁業協力・協定交渉の促進に関する要望意見書

日ソ漁業暫定協力及び長期協定により北洋漁業は大幅な漁業規制を受け、漁業はもとより水産加工業等水産関連産業に大きな混乱をもたらしております。

このような状勢下にあって、本年四月末には日ソ漁業条約がソ連側からの破棄通告により失効することになっています。

日ソ漁業協力・協定交渉の成りゆきについては、漁業及び水産加工業を基幹産業とする本町にとって、重大な関心事であり、まことに憂慮に堪えません。

従ってこのたびの交渉においては、多年にわたって築きあげてきた日本海さけ・ます漁業及び北洋さけ・ます漁業の実績を確保し、従来どおりの操業ができますように最善の努力を傾注していただきたく要望いたします。

以上地方自治法第九十九条第二項の規定により提出いたします。

昭和五十三年三月二十四日

内閣総理大臣
外務大臣
農林大臣　殿

北海道岩内町議会
議長　宮下佐一

S53. 5月 No.6

▼宅地を分譲します▲

五月の広報でもお知らせしましたが、このほどつぎの要領で宅地分を分譲することに決定しましたのでお知らせします。

分譲する宅地は、相生地区（東相生団地の西側）九区画と野東地区（西小学校の北側）四区画の合計十三区画です。ご希望のかたは期日までにお申し込みください。

申込者の資格は

㈠昭和五十三年六月一日現在、岩内町に住民登録しているかたか勤務先が町内にある世帯主。

㈡都市計画用途地域内に土地を有しないかた及び町内に自家を所有していないかた。また借地上に自家を有しているが地主に立ちのきを要求されているなど、現に住宅を建築したいが、宅地がなくて困っているかた。

㈢現に同居、又は同居しようとする親族（婚約中のかた、内縁関係にあるかたを含む）のいるかた。

㈣土地引き渡し後三年以内に住宅を建築し、自ら居住するかた。

㈤町税を滞納していないかた。

申し込み方法は

㈠申し込み期間
六月二十日から六月三十日まで

㈡申し込み場所
岩内町土地開発公社（岩内町総務部企画課）

㈢申し込みは一世帯一区画とする。

分譲価格は

㈠相生地区は、一区画当り二〇二平方メートルから二六三平方メートルで、二、〇一六千円から二、六二八千円。

㈡野東地区は、一区画当り二四一平方メートルから二四五平方メートルで、一、三八九千円から一、四六九千円。

岩内勤労者体育センターをご利用ください

この体育センターは、勤労青少年の体位を向上し、健全な育成を図るため雇用促進事業団が設置し、岩内町が管理運営する体育施設です。

働く青少年のみなさんが、仕事の余暇にスポーツをたのしみながら健康の保持増進をはかり、スポーツを通じて力強い青少年グループをつくり、健全な社会性を身につけ、明日えの勤労意欲を盛りあげるために、設置されたもので使用の方法などは、つぎのとおりです。

☆使用方法は

◆開館時間
・平日及び土曜日　午後一時から午後九時まで
・日曜日及び国民の祝日
午前九時から午後五時まで

◆休館日
・毎週月曜日
・月曜日が祝日の場合はその翌日
・年末年始（十二月二十九日から翌年一月三日まで）

◆使用料
使用料は、当分の間無料です。

◆使用の手続
体育センターを使用するかたは課労政係で、所定の申し込み用紙に必要な事項を記入し使用許可書の交付を受けてください。
なお、使用についてのくわしいことは、直接体育センター（二局の八九一〇）におたずねください。

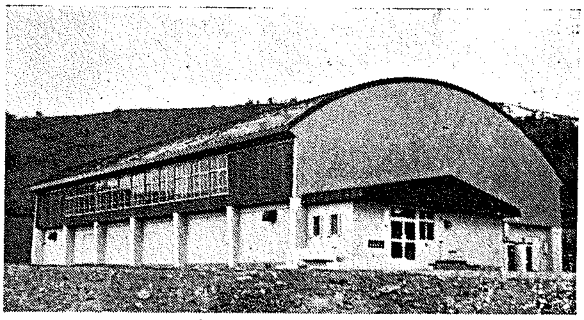

5月7日、午前7時のサイレンを合図に、消防団員職員が続々と中央小学校グラウンドに結集、消防車10数台を連らねて町内を防火パレード、火の用心を呼びかけました。観閲式で奈良町長（統監）が人員、服装機械器具を検閲しました。つづいて模擬火災消火訓練がおこなわれ火災シーズンに万全の体制を整えました。

議会だより 第二回臨時会

昭和五十三年第二回岩内町議会臨時会は五月十二日午後一時三十分に招集され、議長の諸般報告につづいて会期を一日間と決め、提案された議案を審議して同日閉会しました。

審議した議件

議案第一号　昭和五十三年度岩内町一般会計補正予算（一号）……原案可決

保育所新設事業費、集会所建設事業費等国、道の補助、起債の決定に伴う追加と、その他緊急に追加を必要とする予算一億五千百四十万六千円を補正したものです。

なお今回の追加補正により岩内町の一般会計の予算総額は四十億三千四百四十万六千円となりました。

議案第二号　岩内町税条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

地方税法の一部が改正されたのに伴い、均等割の非課税範囲の拡大、その他所要事項について条例を改正したものです。

議案第三号　岩内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

地方税法の一部が改正されたのに伴い、国民健康保険税の課税限度額の改正と減額対象世帯の範囲拡大について条例を改正したものです。

議案第四号　岩内町特別土地保有税審議会条例設定について……原案可決

地方税法の一部が改正されたのに伴い、特別土地保有税の免除についての調査審議のための岩内町特別土地保有税審議会を設置する条例を設定したものです。

議案第五号　岩内町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

岩内町特別土地保有税審議会の設置に伴い、委員の報酬の額を定めたものです。

議案第六号　岩内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて…同意可決

固定資産評価審査委員一人が五月二十七日をもって任期満了となるため選任し、議会の同意を求めたもので、守谷春吉氏が再選されました。

議案第七号　工事請負契約の締結について……原案可決

町立第二中学校改築工事について、建築主体、電気設備、暖房設備、給排水衛生設備の各工事について請負契約を締結するため議会の議決を求めたものです。

報告第一号　専決処分した事件の承認について……承認可決

昭和五十二年度の第二中学校改築事業費等にあてる町債が増額になったので、昭和五十二年度岩内町一般会計補正予算（第十一号）を専決処分し、議会に報告し承認を求めたものです。

委員会審査報告
（建設委員会）

陳情第三十六号　岩内川第一東通り道路舗装についての陳情…採択

陳情第三十八号　大浜地区町道舗装についての陳情……採択

陳情第四十二号　南栄地区道路防塵舗装並びに道路側溝完備についての陳情……採択

陳情第四十三号　地元業者に優先発注についての陳情……採択

いよいよ本格的な観光シーズン

観光客を親切に迎えましょう

「雷電」をはじめ、町内の史跡名所を毎年約40万人の観光客が訪れています。
地元の人達のちょっとした親切が印象深く、より楽しい思い出となって再び来たいという気持ちがおきるものです。観光客には、心から親切な態度で接しましょう。

S53. 6月

議会だより

第2回定例会

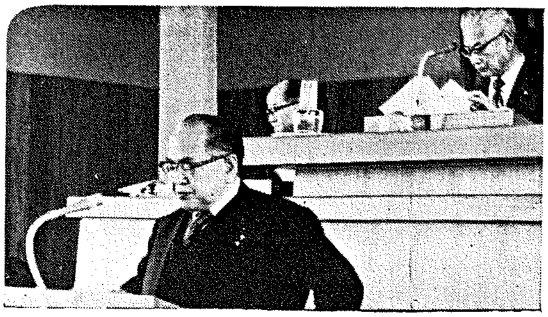

昭和53年度第2回定例会は6月26日招集され、会期を11日間と決定、議長の諸般報告、町政報告があり、続いて議案の提案説明を受け、議案調査のため休会に入りました。

7月4日再開、町政に対する一般質問が行われたのち予算特別委員会を設置、53年度一般会計補正予算ほか専決処分報告を含む9件を審査、その結果を本会議に報告可決の後追加提案された人事案件、決議案を審議、会期を一日残して7月5日閉会しました。

町政報告

(一)岩内駅前、円山地区間乗合バスの運行について

岩内駅前から、岩内岳山麓円山地区の間にバスを運行することにつきましては、住民の交通確保と円山地区の開発と関連し、その対応策として、

①町が直営でバスを運行すべきか或は

②民間企業によるバスの運行が好いのかまた更に

①バス事業の運営の問題

②所要経費の問題

③バス運行上の問題

など総合的に検討いたしました結果ある程度の財政負担をしても既存業者によりバスの運行をすることが合理的であると判断し、北海道中央バス株式会社側とバス運行について、話し合いを進め、今日に至っているのであります。

中央バス側としては、企業でもあり、基本的には、不採算性の新設路線については運行しない方針であり、路線新設にあたり、

①運行後の赤字補填を含めて応分の財政的措置をして、戴くこと

②円山地区については、将来的に開発された段階では採算路線となることが予想されること。

③更に一部は住民の生活路線にもつながるとして、会社側としては積極的に検討したいということで今日まで協議を重ねてまいりました。

その結果内容的につぎのように協議が成立いたしましたので議会の関係委員会にもはかり過日、運行についての覚書を取り交したのであります。

その内容といたしましては

一、初年度としての昭和五十三年度としては中央バスの昭和五十一年度運行直接費に対する岩内、円山地区間の運行延キロ数を掛けた額を町から補助金として負担していただきたい。

二、この額は、仮りに一日四往復とし、七月一日から運行を開始すると仮定した場合百九十四万円となりますが中央バスとしては、初年度ということで新しいバス路線の許認可の手続、停留所の設置、待合室設置などいわゆる新規開設に必要な経費が必要であり補助金をもってこれに充てる考えでありますので初年度分の補助金は、開設費として理解していただきたいこと。

三、来年度以降の補助金については昭和五十三年度の実績経費に基づき算定することにし、乗客の利用数事業計画の変更などを勘案して補助金額を決定することにするが中央バスとしては、将来円山開発が円滑に進捗した場合、このバス路線は採算路線となることが予想されるのでその段階に於ては補助金は必要としない。

四、そのほかこの中央バスの運行に際して終点となる地域の迂回路の確保、道路狭隘個所の排除のほか、運行時間、停車箇所については、町と中央バスが協議して決めること。

といった内容となっています。

また、運行につきましては取りあ

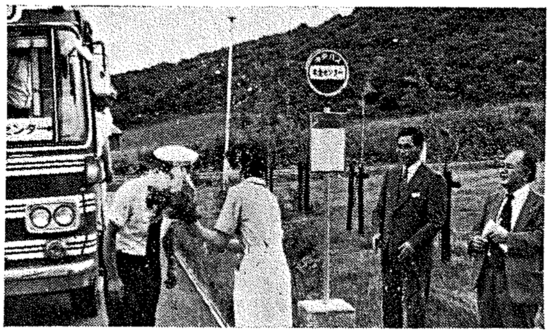

七月七日に運行開始

えず本年度においては一日四往復とすることにし、時間については岩内駅発、九時、十一時、十四時、十七時、国民年金保養センター発、九時十五分、十一時十五分、十四時十五分、十七時十五分とすることにし、停留所は、岩内駅前から発車して①神社通り②中央通り③相生団地④終点国民年金保養センターと考えており将来、町が野束地区に特別養護老人ホーム等を設置した場合、その周辺に停留所を設けることにしています。

バス料金につきましては、現段階では岩内駅前から相生団地までの区間は六十円、終点の国民年金保養センターまでは八十円と予定されています。

最後に開設の時期でありますが中央バスとしては目下、陸運局に円山地区へのバス運行について認可申請中であり、町としては岩内神社の祭典をメドに運行されるよう要望しておりますが運行許可とのかねあいもあり、遅くても、七月下旬までには、運行開始されるものと見込まれます。

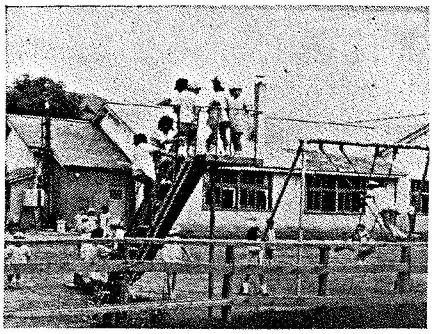

(二)中央保育所(仮称)の建設について

保育所の建設については、五十三年度に建設し、五十四年度開設を目途とし、五月の臨時議会におきまして建設費一億二千七百万円の追加補正をし、当初予算に計上分の用地買収費設計委託料の五〇、五四四千円と合せ一億七千七百、五十四万四千円の事業費で建設の準備を進めてきたものであります。

既に、用地については四、二二三平方メートルの買収の契約を締結し、境界測量、地耐力調査も完了しております。

又、建物全体の設計もほぼ終り国、道の補助決定を待って発注を進めるばかりとなっているわけでありますが五月末の国庫補助の内示段階では岩内町はこの内示を見送られました。

然し、その後国をはじめ関係機関等に強く要請してまいりましたところ、この程補助決定の見通しを得ましたので正式な内示があり次第工事の発注を進める所存であります。

(三)道路橋りようの整備について

一、町道の防じん舗装については昨年の四、五㌔施工に引き続き本年度は主として外周主要幹線の接続と、公営住宅団地及び中心市街地の整備を重点に八・二㌔を施工し、六月末までに完成をする予定であります。

これにより町道の総延長一一三・七㌔のうち、従前の舗装道路と合わせて町道舗装延長は二二㌔、舗装率一九%となります。

尚、これを角度を変えてD、I、D方式による「岩内町の人口集中地区」内の道路でみますと、道路総延長約七十㌔のうち舗装済み二十二㌔となりますので舗装率は、三十一%ということになります。

更にこれを促進し、町民のみなさんの要望にできるだけ応えるために本定例議会に三〇、〇〇〇千円の防じん舗装費の増額補正予算を更に提出しております。

二、都市計画事業として取り進めております相生橋から東へむかう道路三三八米については、本年十月末までに完全舗装により完成することになっております。

併せて相生橋も総工事費一億九六、〇〇〇千万円で本年十一月に完成いたします。

三、懸案でありました雷電温泉団

S53. 8月No.1

地内の道路改良についても五四、〇〇〇千円の予算で本年度から着工いたします。本年度は、弁慶隧道手前の入口から雷電温泉病院まで六二〇㍍について勾配をゆるめ、急カーブを緩和し路線の延長をするための調査、設計及び測量、用地確保上改良工事を施工してまいります。

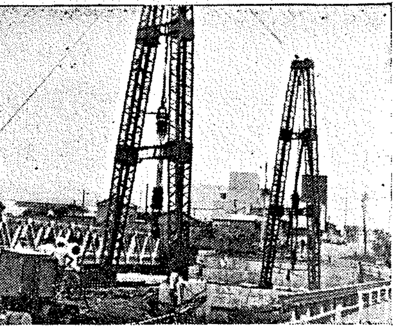

九月末に完成する相生橋

四、昨年度から着手いたしております農道（農林漁業用揮発油税財源身替農道）については総額三億六五、〇〇〇千円でその総延長は、四、〇五六㍍・巾員七㍍となっており昭和五十二年度で九六〇㍍の路盤造成（砂利道）が完了いたしております。本年度は、残りの路盤造成三、一〇六㍍を完了する外一、六四〇㍍の舗装工事が予定されており残りの舗装二、四一六㍍は、昭和五十四年度に施工されることになっております。

五、又、漁業ふ頭内の舗装道路についても本年度において一三一㍍を施工し、完了いたします。

六、次に年金保養センターに通ずる道々野東、清住線については

1、本年度において火薬庫から保養センターに向って一・一二〇㍍路盤完了し、道路巾は車道六㍍停車帯夫々一・二五㍍計八・五㍍の外山へ向って右側に二㍍の自転車歩行者道がつくことになっております。

2、来年度は、薄田橋から相生団地入口附近まで巾員十八㍍の舗装道路五百六十㍍が完了します。

なお、本年度において、薄田橋の全面架替えが行なわれます。

3、残りの区間の舗装についても出来るだけ早く取り進められるよう道へ更に要望を続けて参ります。

七、道々岩内港線の一部（岩内駅から東栄の角まで）一六五㍍について従来は、歩道四・五㍍、車道九・〇㍍のものを本年度において車道十一㍍、歩道三・五㍍に舗装による全面改修をし、排水の円滑化、交通安全等利用度を高める工事が行なわれます。

以上道路、橋りょうの整備につきましては住民生活の環境基盤整備の観点より今後も更に積極的に取り組んで参る所存であります。

(四)円山地区温泉ボーリングについて

岩内岳山麓、円山周辺開発のため、町が所有している岩内岳山麓、円山地区の泉源は、毎分一八〇リットル、平均温度四十六度の最良質の温泉であります。

この温泉は円山周辺の開発と関連して現在、国民年金保養センターに給湯しておりますがこの秋までに新設する老人憩の家が完成いたしますと湧出量の半分、九十リットルが利用されることになり、従って現在の湧出量は、この両施設に分湯する余分はないのが現況でありますが、そこで町といたしましては将来計画として本年度の町政執行方針でも申し上げましたように、老人福祉施設、児童福祉施設等を網羅した福祉村の建設を計画しており、この構想としては道立養護学校、特別養護老人ホーム等福祉施設の誘致、建設を予定いたしております。

特に養護学校は学校の性質上温泉のあるなしは、施設誘致の上で極めて有利な条件であるとともに、是非必要なことであり、更に福祉林計画の中でもいわゆる温泉付のユニークな福祉施設を建設するためにも、その確保が重要であります。

このため、町としては、かねてから温泉ボーリングの適地を専門家をもって調査を依頼し今日に至っておりますが、円山地区に有望なボーリング地点がありますのでここに、温泉堀削を実施し、湧出のあかつきには、福祉林計画に呼応した引湯をする考えであります。

この温泉ボーリングは、本議会に所要の経費を計上、提案中しあげておりますが、この議決を経た段階で、早急に着手する考えであります。

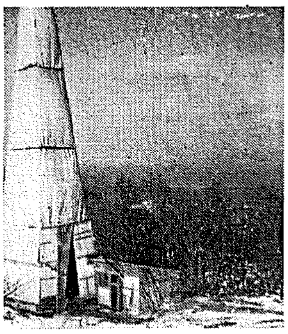

温泉ボーリング開始

(五)岩内水産加工業界の重大問題について

既に新聞紙上で報道され、現在町内に大きな話題をまき岩内の水産加工業界にショックを与えた木村海産の問題については、町内の産業、特に水産加工業に直接、間接、大きな打撃を与えることを予想し、

1、関連企業の関連倒産の防止
2、労働者の救済対策
3、岩内町水産加工業の信用保持対策

等を重点として対応を開始しました。

只、関連者の中には、信用上の問題もあり、内容の把握に困難な面があまりにも多く現在も調査続行中であります。

この間、町内の動きとしましては、六月二十六日には、加工協同組合の理事会が開催され、二十七日には、海同冷蔵株式会社の重役会が開かれ二十八日には、加工協同組合側と木村社長が会合いたしたとのことであります。

その内容については直ちに私の方に報告があり色々と協議致しました。

私は、この問題はその性格が今申したとおり一個人第一企業の問題に止まらないことを重視し、二十九日には支庁へ赴き更に三十日には道へ出向き、直接担当の商工観光部・水産部を訪れてこれまでの内容を報告すると共に、岩内町水産加工業界のために直接支援していただき被害を最小限度にくい止めることができるようその具体的対策の立案まで要請して参りました。

幸い道に於ては私の意図する所を了察して頂き、今日四日と五日にこうした問題の権威者である商工観光部の総括参事や道商工指導センターの関係者が来町し、その対策の検討を始めております。

私は、この調査結果を待って、夫々指導も受けながら、関連企業の倒産防止対策や労務者対策等について具体的な運動方針を定め、更に行動に入る予定であります。

一般質問

岩内町大手水産加工業者の倒産について

日本共産党議員団代表

質問　新聞報道された町内の大手水産加工業者の倒産について、緊急に対策が必要とされているが、これについてつぎの点をおうかがいします。

(1) 倒産の原因に関連して岩内町の水産加工業をとりまく経済環境の現状について、どのように受けとめられているか、ご見解を。

(2) 関連倒産防止など行政上の対策について決意を。

(3) 倒産業者及び、関連下請業者に雇用されている従業員は、町内外あわせて百三十五人と聞いておりますが、この方々の雇用不安解消のための対策をどのように考えておられるかご見解を。

町長(1) 町の水産加工業の現状は水産加工業協同組合加入の事業所が、法人二十六社、個人三十四、あわせて六十カ所となっており、このうち本年五月末現在操業中の事業所は、法人二十五社、個人二十四、あわせて四十九カ所であります。

各事業所に雇用されている従業員数は五月末現在で、常用八百七人（男百十六人、女六百九十一人）臨時七十七人（男十一人、女六十六人）あわせて八百八十四人となっております。また、生産高は五十二年度百五十六億二千二百万円で、町内の他産業の生産高と比較すると、漁業は三十二・一㌫（七十五億八千三百万円）農業は、一・八㌫（四億三千万円）で水産加工業は、実に六十六㌫となり町内産業の首位にあることがわかります。

以上の状況から、町の基幹産業である水産加業工の占める割合は非常に大きく町の経済を左右するものと考えられます。すでに新聞等で明らかにされている大手水産加工業者の倒産の原因として予想されることは、

一、二〇〇カイリによる原魚高及び売上不振による在庫過大のため資金融通の目途がたたなかったこと。

二、大手荷受商社等の取引中止になったこと。などが考えられます。

関連業者への影響については、債権者名簿など現在とりまとめ中とのことであるが、金融機関、道内外の取引先、保証人、下請水産加工業者などをあわせ、大きいものになると予想されます。

(2) 関連倒産防止の対策として町では、支庁、道に対し現況を報告するとともに、道の専門官派遣を要請したところ七月四、五の二日間、町内の関係者と会い専門的な立場で指導助言していただくことになり、また関連倒産の予想される業者への対策としては、

一、銀行債務に対する保証だおれによる倒産防止については、道・国の制度融資の道はないので金融機関に対し、債務返済の条件緩和や、猶予、凍結等を強く要請し、保証だおれによる倒産を防いでいきたい。

二、一般債権の取り立て不能による倒産防止については、金融機関等の借入金を除く、負債総額一億円以上の倒産企業の関連企業については、道の制度資金の適用を受けることができるので、この制度の認定を強く要請してまいりたい。なお、この融資の実施までには、債権者会議の開催、債権者名簿の作成などの作業がありますが、道の指導を受けながらつなぎ資金の確保に努めて行きたいと考えております。

また、水産加工業界内部におき

S53.8月 No.2

ましては、信用を保持するため、原魚の買付資金や不況克服のための運転資金等に不足を生ずることも考えられますので、この場合はそれぞれ組合と協議し、制度資金の導入に努力するとともに、すでに町が予託している商工組合中央金庫、農林中央金庫にはたらきかけこの事態のりきりのための一助にしたい考えであります。

(3) 雇用不安の解消ならびに対策でありますが、今回のように事業所が経営困難となった場合従業員の雇用不安は、はかり知れないものがあり心配しています。調査によると従業員は百三十五人で、町内七十八人、町外五十七人となっており、これらの従業員には一カ月間の休業などの申し渡しをしておりきびしい状況にあります。

町内の水産加工場は、市況が思わしくなく操業を極力手びかえており、新規就労者の受入れは、まことにきびしい現状にありますが岩内公共職業安定所でも稼働者の受入れ事業所の開拓に着手しており、町としても職業安定所ならびに関係機関と密接な連係をとり対応してまいります。

一般質問

学校運営と「主任制度化」問題について

質問(1) 教育委員会が学校管理規則の一部を改正し、「主任制度化」をはかった理由と、その根拠をあきらかにしていただきたい。

(2) 学校管理規則の一部を改正するに至った経過と、関係者との話し合いの状況、及びこの一部改正について合意されたかどうかおうかがいします。

(3) 教育委員会は教育に直接たずさわる教師の意見を行政にどのように反映してきたか、また、今後どのように反映させていくのかご見解をおうかがいします。

(4) 現在「主任制度化」は凍結中であるが、かりに「主任」を任命する場合、その主任の適性についてどのように考えているかおうかがいします。

(5) 「主任制度化」の導入は、教師と教育に対する統制を強め、教職員組合の団結を破壊し、教育の荒廃を促進することになり、他の都府県及び市町では学校管理規則を未改正のまま推移しておるところもあります。

教育委員会はこれらの点を考えあわせ、民主教育のため教育行政の不偏不党、主体的姿勢をどのように示したかおうかがいします。

教育長(1) 学校は教育の場であり つねに明るく、のびのびとして、充実した教育がおこなわれるように運営されなければならないものであり、そのためには学校教育活動を円滑、効果的に展開し、調和のとれた学校運営がおこなわれるよう教職員の組織が必要であります。学校教職員の組織については学校教育法で校長、教頭、省令で保健主事、進路指導主事が規定されており、その他の各種主任は教育委員会の定める学校管理規則または校長の定める校務文書規定等により設置されております。

主任制度につきましては、昭和五十年十二月二十六日、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が公布され、同五十一年三月一日から施行されたものであり、このことによって公立学校の主任等の設置が明確に規定されたのであります。

(2) 「主任制度化」については、市町村の代理交渉というかたちで道教委と北教組の間に話し合いが三十三回ももたれておりますが、結局はものわかれに終っておりま す。

この間、岩内町教育委員会としても、北教組後志支部岩内支会と、十数回にわたって話し合いをもっており、また教育委員会、同協議会も十二回招集し、審議を重ねてまいったわけであります。

この結果、岩内町教育委員会としては、「主任の制度化は必要である」と判断し、昭和五十一年十二月三日、岩内町立学校管理規則の一部を改正し、同日付をもって公布し、翌四日から施行している現状であります。

改正学校管理規則施行後の昭和五十一年十二月十日、北教組後志支部長と後志町村教育委員会協議会の教育長部会長との間に「この改正規則の実施までに互に誠意をもって話し合いを続けるため、その間、改正規則は凍結状態におく」ということで、今日に至っております。

このことは道教委でも問題として再三北教組と交渉がおこなわれたことは、新聞報道のとおりであります。

しかし六月二十六日、両者間の交渉は打ち切りとなったのでありま す。

また、後志町村教育委員会協議会の教育長部会と北教組後志支部の間においても十数回交渉をもたれましたが、平行線をたどったまま話し合いがつかず、七月三日凍結解除になったわけであります。

教育委員会としても後志管内の町村と同一歩調で取りあつかうということで、現在に至っておりますが、いままでの交渉の経過もあり今後、混乱のおきないよう話し合いをもつことにしております。

(3) 教育現場の意見を行政に反映させることについてでありますが実態としては、町内各学校とも毎月一回定例職員会議を開いているほか、必要に応じて職員会議を開催しておるようでございます。教育現場の意見は校長に集約され、教育行政にかかわるものについては教育委員会へ出される仕組みになっており、委員会としては毎月一回、校長、教頭の出席を求めて定例の学校連絡会を開いているほか、必要に応じ校長会議を開催しております。

更に組合との話し合いは、住宅問題など組合が教育委員会と話し合いをもちたいという場合には、いつでもそれに応じ話し合っている状態であります。

(4) 主任の適性についてでございますが、主任を固定化せず、専門的な能力を持って適格な教員ができるだけ多くこの経験を得ていくことが望ましいという考えで主任を格付けしております。

また主任は管理者ではなく、指導助言、連絡調整をして、教育指導の効果をあげるため配置されるものと考えております。

(5) 教育行政の不偏不党、主体的姿勢についてでございますが、教育委員会としては教育基本法に定められている基本的教育理念を十分自覚して運営しておるものであります。

教育委員会自身も法律で作られており、この法律の定める範囲で岩内町の実態に則した教育行政の運営をしております。

主任制度の問題については、教育現場の意見にも十分耳を傾け今後の後志管内の情勢も判断して実施運営については十分配慮してまいりたいと思います。

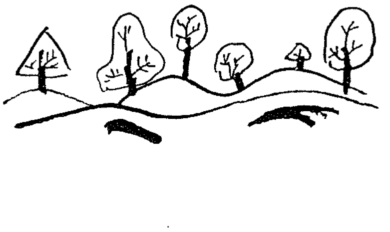

雇用の安定と一部トラック運輸業者の解雇問題について

質問(1) 町内のトラック運輸業者が労働組合員をすべて解雇し、非組合員のみ雇用しているが、解雇された労働者は収入のみちがふさがれている。

円満な解決にむけて町理事者としても無関心ではいられないと思うが、ご見解をおうかがいします。

(2) この業者は公共土木工事を主とした運搬事業を土建業者を通じておこなっているが、このなかに町の工事も含まれていることについて町長の考えをおうかがいしま す。

(3) 解雇問題について、さきに実状を説明し、お願いしてありますが、その後の経過と今後解決にむけてどのように取りくまれるか、お考えをおうかがいします。

町長(1) 質問のあった雇用問題につきましては、町として調査し、事業主と話し合いを持った結果としていえることは、

第一に、仕事の見通しが悪いとの判断にたって、事業を縮少し、前年十八人雇用していたものを本年は春さき七人程度より雇用できなかったようであります。

第二に、事業縮少と相まって比較的に勤務年数の短かい方は雇用できなかったということであります。

事業主としては「組合員を解雇し非組合員のみ雇用しているということではない」ということで、町長としてはそのように受けとめ理解しております。

今後、事業主も事業が好転すれば事業量に見合うよう雇用を増やしていきたい考えを持っておるようでもありますので、その努力に期待しております。

(2) 正規の手続きにより、運搬業の登録をしている有資格業者で正当な手段によって運搬業を営んでおる以上、特に意見を持っておりません。

(3) 本年三月、この問題について要望があり、その後、数度にわたって関係事業主と話し合いをもちましたが、さきに申し述べたような状況で今日に至っております。

労使紛争問題は労働協約、就業規則などによって解決されることが望ましい姿であり、それを期待しておりましたが解決を見ないようであります。

岩内公共職業安定所に対し雇用されなかった方々の雇用について要請しておりますが、現在労使紛争中のものについてはその取扱いが面倒であり、また雇用されない方で残っている方々は再雇用を強く望んでおるようでありますので、現状では解決はまことに困難な状況にあると考えられます。

再質問(1) 町長は「不況だから解雇した」という業者の話を理解していると答弁しているが、今年の仕事の量を具体的につかんで答弁されているのかおうかがいします。

(2) 解雇は年数の新しい者からおこなうと言っているが、九人解雇し、新たに六人採用している。

これでは不況とは口実で、解雇の理由にはならないと思うが町長の見解をおうかがいします。

(3) 町の工事発注については、岩内の業者を守る立場から、更には雇用促進、景気回復といった面も考慮して発注していると思うが、たとえば業者が労働基準法を犯したり、不正工事をしたり、不当に労働者を解雇しても正当な許可があれば認めるのか、町長の見解をおうかがいします。

(4) 業者と話し合ったと答弁があ

S53, 8月 No.3

ったが、なぜ解雇された人達と話し合いをしなかったのか。両者の話を聞いて解決に努力する意志があるかどうか。

町長　業界の全般的な経済不況の中で、先の見通しをつけて雇用してゆくことは事業主の説明とおり理解できると受けとめたものであります。

また業者が正当な許可があれば何をやってもよいということではありません。

事業主の説明も聞きましたし、解雇された方の話も聞いております。特に事業主には問題解決について要望しました。

しかしながらこうした問題については、労使間において最大の努力をし合い問題を解決してほしいと念願いたします。

福祉政策について

質問(1)　特別養護老人ホームの建設計画についておうかがいします。

(2)　養護学校の誘致についておたずねいたします。

(3)　身体障害者の通院にかかわる交通費の負担制度確立についておうかがいします。

町長(1)　老人福祉の問題は町の重点施策として取りあげており、今後におきましては、身体または精神などに欠陥があるため、常に看護を必要とする老人の福祉増進をはかるため、特別養護老人ホームの建設を計画しております。

敷地についてはすでに町民の方から寄附されており、この場所に定員百名規模のものを設置するもので、本年度は具体的な建設計画を樹立し、国・道などの関係機関に補助金、起債の交付決定について強く働きかけ、昭和五十四年度において建設できるよう努力している所存であります。

(2)　道立養護学校の誘致については、本年五月三十日にいたって「道立養護学校建設候補地選定協議会」が後志支庁で開催され、正式に道教委の方針が示されました。

その内容は

一、後志地区と西胆振地区を合わせて一校建設の予定であり、候補地を近日中に選定し、昭和五十四年度に設計に入りたい。

二、岩内を含めた各町村の候補地について調査したところ、各候補地ともに適地であった。

三、総合的に評価しなければならない事項として

㈠　西胆振地区との関連性
㈡　福祉施設との関連性
㈢　対象児童生徒の分布状況
㈣　特殊学級設置状況との関連
㈤　地域の理解と協力
㈥　気象の状況
㈦　後志における地理的条件
㈧　地価、整地費

等を総合的に評価して決定するが、最終的には後志教育局長に一任してほしいということでありました。

当町としては

一、すでに適地を日本アスパラ株式会社の隣地に確保済であり。

二、この場所は自然環境に恵まれ。

三、また設置予定地には、道々野束清住線がはしり、現在道路の整備が進捗し、交通面でも中央バスが運行され、停留所が新設される。

四、さらに温泉利用が可能である。など立地条件が具備されておりますので、岩内町の諸条件を当局に公正に判断していただき、本年中に決定をみることのできるよう努力を続けてまいる所存であります。

3)　現在、国鉄などの身体障害者旅客運賃割引制度があり、それぞれ利用する方々に適用されておりますが、ご質問の通院にかかわる交通費負担制度については、三月の定例会において答弁のとおり、部局に検討させせましたが、財政的理由も含めて、今後の懸案事項にして、さらに考えてまいることにいたしたいと思うのであります。

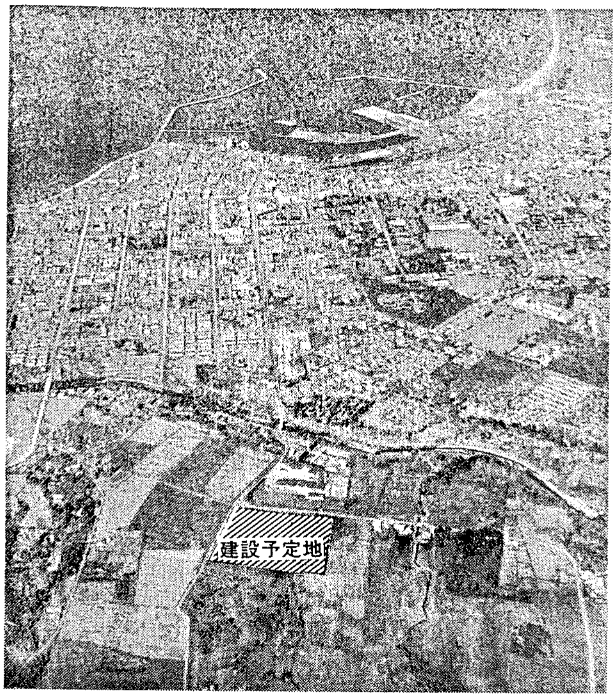

福祉村建設予定地

審議した議件

議案第一号　昭和五十三年度岩内町一般会計補正予算（第二号）……原案可決

老人憩の家新設、岩内岳山ろく周辺施設整備、町道舗装新設改良等に伴う事業費とその他緊急に追加を必要とする予算一億二千七百六十九万六千円を補正したものです。

なお今回の追加補正により一般会計の予算総額は四十一億六千二百十万二千円となりました。

議案第二号　岩内町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

岩内町予防接種健康被害調査委員会の設置に伴って委員の報酬額を定めたものです。

議案第三号　岩内町国民健康保険条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

国民健康保険の助産費支給については、他の保険から給付される場合には給付を行わないこととしたほか所要事項の改正をしたものです。

議案第四号　岩内町地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

町内敷島内に建設中の農免農道の予定地に敷島内集会所が該当しているので、これの移転が必要となるため所在地を変更するものです。

議案第五号　岩内町営草地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

町営草地の一部を本年度円山地区に新設する老人憩の家、ならびに中央バス運行に伴う道路、駐車場に転用するため該当地を草地から除外するのと、新たな草地を造成するため必要な事項を改正したものです。

議案第六号「⺍岩内港港湾区域内公有水面埋立てについて…原案可決

港湾施設用地埋立て後の効率的利用をはかるため、公有水面埋立てについて意見を求められたので異議ないことを答申したものです。

議案第七号　工事請負契約の締結について……原案可決

老人憩の家新設工事、薄田通り舗装新設工事、相生橋架替工事、大浜地区港湾施設用地埋立造成工事について、工事請負契約を締結するため議会の議決を求めたものです。

議案第八号　町道路線の変更について……原案可決

岩内町土地開発公社から寄付された土地を老古美橋町通りの延長として町道に認定したものです。

報告第一号　専決処分した事件の承認について……承認

昭和五十二年度国民健康保険特別会計において歳入不足が生じたので、これを補てんするため昭和五十三年度国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を専決処分したので議会に報告し、承認を求めたものです。

岩内町議会運営委員会委員の選任について……選任

議会運営委員の任期満了に伴い改選したもので全員が再選されました。

委員の氏名はつぎのとおりです。

委員長　品田多三郎
副委員長　宮越進
委員　村田正二
〃　最上輝昭
〃　小林靖幸
委員　中川隆之
〃　木森幸男

推せん第一号　岩内町農業委員会委員の推せんについて……推せん

農業委員会は選挙による委員と農協及び共済が推せんした委員、さらに議会が推せんした委員とで構成されています。

委員の任期満了に伴い議会からつぎの三名を推せんすることを決定したものです。

竹田豊一
笠原義雄
石川貫一

決議案第一号　国鉄岩内駅の貨物取扱い廃止に反対する決議……可決

国鉄が経営合理化のため、岩内駅の貨物取扱いを廃止する計画を進めているので、これに反対するため全会一致の決議をもって政府ならびに関係機関に強く要望することを決めたものです。

国鉄岩内駅の貨物取扱い廃止に反対する決議

国鉄は経営合理化の一環として岩内駅における貨物取扱いを廃止する計画と承っておりますが、このことは岩内町の主要生産物及び農水産加工品等の輸送に重大な影響を及ぼすと共に地域の開発に極めて大きな障害になることはあきらかであります。

よって、ここに地域の実情を無視した岩内駅の貨物取扱いの廃止に強く反対いたします。

以上決議する

昭和五十三年七月五日

岩内町議会

S53.8月No.4

宮園地区に六つ目の保育所

町は、児童福祉対策として来年四月に開設する中央保育所の地鎮祭が、おこなわれた。

中央保育所には管内初の障害児（自閉症・言語・チエ遅れ）の保育を受け入れる施設を併設しております。保育定員は百二十人、鉄筋コンクリート平屋建てで保育室、遊ぎ室、給食室、医務室のほかに障害児保育室があり関係の付属施設も完備されたりっぱな施設で、この日の地鎮祭には奈良町長をはじめ町議会関係者、工事請負業者など多数が出席し工事の安全と完成を祈った。中央保育所は来年一月完成で四月一日開設する予定です。

奈良町長がクワ入れ

"最優秀賞に斎藤繁さんのスイカ"

――農作物品評会――

8月17・18日の両日にわたり農業振興の一環として毎年行われている農作物展示品評会並びに即売会が公民館で開かれました。

農作物を見てまわる奈良町長

今年もスイカ、メロンなどの果菜類をはじめ根菜、葉菜、林産品に至る二百二十二点が会場いっぱいに展示され、いずれも見事な出来ばえでした。また会場に設けられた即売コーナーは市価より安く鮮度もよいとあって買い求める人々でにぎわいました。

なお審査の結果、斎藤繁さんに奈良町長より最優秀賞が手渡されました。

最優秀賞　斎藤　繁（スイカ）
優秀賞　品田政市（ナス）
優秀賞　上田耕市（ばれいしょ）
優秀賞　山城　正（ネットメロン）

第6回いわない怒濤まつりおわる

第六回いわない怒涛まつりは、大盛況のうちにその幕を閉じました。開祭日の八月四日、郷土芸能の雷電太鼓による怒涛まつりふれこみに続き、駅前の歩行者天国において奈良町長、野口会頭、村田観光協会会長等多数が出席し、紅白のテープにはさみが入れられました。

五日は町内、近隣町村の児童生徒、高校ブラスバンドによる音楽隊パレードが町内の目抜き通りを一巡、まつりムードを盛り上げました。午後七時から雷電の伝説にちなんだ、岩内ならではの義経、弁慶パレードを先頭に、各団体がそれぞれ趣向をこらした仮装パレードで続き、町内一巡しつめかけた人々の目を楽しませました。

六日は、岩内町夏のつどいでNHK、岩内町主催ののど自慢公開番組があり二千三百人の人々がつめかけ盛大の内に終り、午後六時から、怒涛まつり最大の呼びものの怒涛千人踊りパレードが行われ各町内会、自治会団体、千二百人がそれぞれ、そろいの浴衣やハッピを身につけ町内を一巡、延々と続く踊りの波はまつり気分を盛り上げました。

また、午後九時からは初日から延びていた花火大会が行われスターマイン、早打ち、仕掛けなど千発の花火が夜空に花開き怒涛まつりの幕を閉じました。

9月26日は大火の日

昭和26年9月26日は、私たちの町にとつて忘れることのできない大火の日です。

あれから24年を迎えましたが、この間、みなさんのたゆまぬ町づくりで他の町にまけないりつぱな町が建設されました。

町民のみなさんは、あの大火の状況を思いおこして二度と惨禍をくりかえさないよう、これからも火の用心には万全の注意をはらって、火災のない明るい町を建設しましよう。

臨時サイレンを鳴らします

9月26日に秋の消防団演習が行われます。この日は次のように団員召集と模擬火災消火訓練合図のため臨時にサイレンを鳴らしますので、まちがいのないようにしてください。

時　間　団員召集午前7時30分
模擬火災消火訓練午前10時30分から12時までの2回

議会だより

第三回臨時会

昭和五十三年第三回岩内町議会臨時会は七月二十八日午後一時三十分に招集され議長の諸般報告につづいて会期を一日間と決め、提案された議案を審議して同日閉会しました。

審議した議件

議案第一号　工事請負契約の締結について……原案可決

町立中央保育所新設工事の建築主体工事について請負契約を締結するため議会の議決を求めたものです。

委員会審査報告（建設委員会）

陳情第四十四号　島野地区町道舗装についての陳情……採択

図書室だより

公民館

岩内町字宮園二一八の三
佐藤　春雄様

図書の御寄贈ありがとうございました。

皆様の御家庭で読終った文書本や単行本がございましたら、公民館図書室に御寄贈ください。

新刊案内

黒魔術の女　森村誠一
愛子　佐藤愛子
信長　坂口安吾
産業士官候補生　眉村　卓
暗い道　樹下太郎
透明女　戸川昌子
第一一二計画　佐野　洋
間違いだらけの運転テクニック　徳大寺有恒
肌と金　黒岩重吾
事件　大岡昇平
時々の花　網野　菊
頭の体操第6集　多湖　輝
初歩のゴルフ　下川真明
星座の話　野尻抱影
彩霧　松本清張
偽装工作　高木彬光
江戸の虹（上）（下）　山手樹一郎
妖怪　司馬遼太郎
秋の終りの旅　渡辺淳一

児童図書

学研マンガひみつシリーズ
野球のひみつ　他15冊
ビッグマンモス　岡本美雄
オホーツクノ歌　菊地慶一
顕微鏡観察　木谷要治
円・えん　シトマー

S53.9月

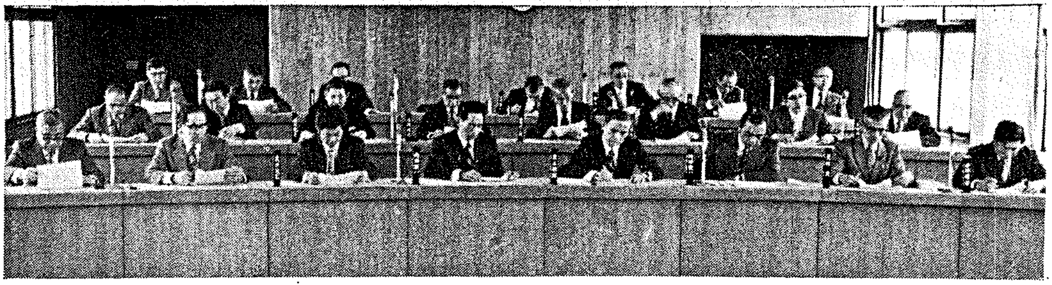

議会だより

第3回定例会

昭和53年第３回定例会は９月13日招集され、会期を10日間と決定し、議長の諸般報告があり続いて議案の提案説明を受け、議案調査のため休会しました。

９月20日本会議を再開、各会派の代表による町政に対する一般質問が行われたのち予算特別委員会を設置、一般会計補正予算ほか６件を審査、その結果を本会議に報告、更に追加提案された人事案件、委員会報告を審議、可決して会期を１日残して21日閉会しました。

政友クラブ代表

(一)共和、泊原子力発電所について

質問　原発の第二基地問題がクローズアップされてきている現状から、共和、泊原子力発電所問題についてつぎの点をおたずねします。

(1) 町長に就任されて以来現在まで、原発問題に対処されてきた経過について。

(2) 町長の立場において特に岩内漁協対策について。

(3) 道が実施した海洋調査結果の現地説明は、いつ行われる見通しか、これに対して町はどう対処される考えか。

(4) 町と北電との関係はどうなっているか、その内容と経過について。

(5) 町長に就任以来、特に要請はないが原発問題について町議会の協力が必要かどうか。

町長　原子力発電所問題については、私が町長に就任した最初の議会で所信を申しあげており、基本的には昭和五十一年十二月の岩内町議会の決議に基づき対応する考えであり、安全性の問題、温排水の問題、更に地域振興の問題について、それぞれの分野での責任と協力によって十分な話し合いのもとに解決をはかり、推進してまいりたいと考えております。

特に、この問題が本町にとって重大な課題であるだけに慎重に推進しなければならないというのが私の基本姿勢であります。

海洋調査については、道が昭和四十六年から四十七年にかけて実施したものを補完するものとして本年一月から三月にかけて調査し、当初六月には結果説明があるものと聞いておりましたが、結果的に時期がおくれ、九月末に現地説明の日程が組まれているようであります。

町長に就任以来、この問題にどう対処したのか、また岩内郡漁業協同組合に対する対策の問題、更に北電との関係について現在どうなっているのかということにつきましては、この補完調査の結果を踏まえて個々具体的に対応する考えであります。

原発問題についての町議会の協力のことでありますが、議会が二項目の条件付賛成決議をしたことは、議会の決議という形で示された町民の意志であると理解しておりますので、この決議に基づいて対応して来たところであります。

もとよりこの問題については、議会としての対応も必要であると考えますし、また町長一人で対応しきれるものではないと考えておりますので、議会の御協力を得ながら問題解決のため対応して行かなければならないと考えます。

(二)岩内港整備新長期計画について

質問　(1)岩内港の新長期計画において、運輸省及び北海道開発庁などとの折衝経過と今後の見通しについておうかがいします。

(2) 新長期計画に関連して背後地の確保が必要であり、共和町との広域的土地利用計画を樹立すべきと思うが、ご見解をおうかがいします。

町長　(1)第三次全国総合開発計画に対応した港湾の長期整備計画として、運輸省港湾局を中心に策定作業を進めており、その一環として、本年八月北海道開発局のヒアリングがあり、その内容について八月二十三日岩内町港湾審議会に諮問し、答申を得たあと九月六日岩内町議会建設常任委員会に協議了承を得ております。

今後は、この十年を目途とした岩内港整備長期計画をもとに昭和五十五年度から第六次港湾整備五カ年計画が樹立され、具体的に実施に移されていくことになります。

この計画を推進するにあたり多くの課題がありますが、時代の推移と港湾に関連する諸条件及び動向に留意しつつ、関係機関との密接な連けいをはかり、ひとつ、ひとつ問題の解決にあたり、計画の実現に努力してまいります。

(2) 背後地確保のための土地利用でありますが、先づ水面区域については港湾法の規定による港湾区域が共和町境界から共和町寄りに約九百メートルあり、これは港湾管理者の管理区域になっており、このことは共和町議会でも議決済みであります。

背後地域の計画については、岩内町総合計画策定の際、共和地域に及ぶ浜中海浜部の利用計画は基本的に了承を得、なお具体的問題については、その都度協議をするということになっております。従って岩内港整備計画が運輸省で採択となった時点で、その取扱いについて考えてまいりたいと存じます。

(三)岩内町総合計画について

質問　(1)社会経済情勢の変化に伴い、岩内町総合計画も目標と現実のズレは拡大する一方であり、この計画を見直し、総点検の作業をはじめるべきと考えるがどうか。

(2) 奈良町長の公約や、政策上の諸点からみて現在の総合計画についてどのようにお考えか、所見をおうかがいします。

町長　(1)現在の岩内町総合計画は昭和五十年四月に策定され今日に至っており、岩内町十カ年の将来計画を折込んだものであります。

この計画を策定した時期と最近の経済、社会情勢の変化は著しいものがあり北海道においても、昭和四十六年から策定した第三期北海道総合開発計画の総点検を行い昭和五十三年度から十カ年の計画で北海道発展計画が策定され計画の推進がはかられております。

また、この計画と呼応して広域生活圏計画についても見直し作業が進められており、目下管内的な基礎作業が進められております。

岩内町としても、このような情勢に対応するため現行の総合計画の点検作業を進めております。

(2) 現行の総合計画には、基本的には私の公約や、政策推進のうえで大きく異なることはないものと考えますが、経済、社会情勢の変化と、さらに計画年次の進行によって当初の基本的計画が実施計画として具体化した形で、策定しなければならない事項もあります。

例えば、岩内岳山麓円山地域の開発計画、新岩内港長期計画の策定、福祉村計画の具体化など、長期的展望に立った開発計画の総合計画への折込みも検討を要するものと考えます。

いずれにしても現行の総合計画を全面的に改訂するか、部分的な補正をするか関係機関などとも協議し、結論を出すことにいたします。

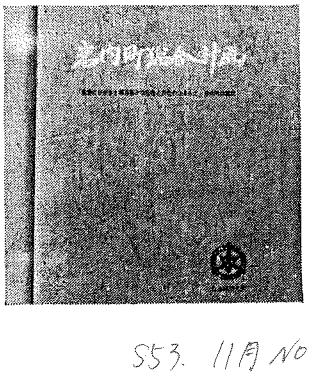

S53. 11月 No.1

たします。

(1) 公用車のガソリンなど石油製品について、業者とどのような交渉がされているか、また今後どのように努力する決意か。

(2) 契約方法、購入内容、年間使用量及び金額などについて。

町長 (1)町において購入しているガソリン等については、毎年度、当初に町内業者の見積り合わせを行い購入しております。

本年度も見積り合わせの結果、最低価格業者と契約しており、前年に比較し低い価格で購入しております。

また契約後も情勢の変化により業者と価格引き下げの交渉を行い七月及び九月の二回にわたって引き下げをしており、今後についても情勢をみながら対応して行く考えであります。

(2) 契約の方法は見積り合わせにより、最低価格業者と契約しており、本年度購入予定量は、

ガソリン	二万九千リットル
軽油	十万リットル
A重油	三十八万三千リットル
B重油	十六万五千リットル
灯油	十一万リットル
計	七十八万七千リットル

金額は約三千三百万円程度です。

(二)無年金者の特例納付について

質問 (1)岩内町の特例納付の対象者はどの程度推計されるか、また現在の加入状況について。

(2) 対象者に特例納付制度を理解してもらうため、どのような手段を講じているか。

(3) 無年金者をなくする最後の機会といわれているが、多額の納付になるため、支払い能力の弱い人に対して納付金を貸し付ける緊急貸し付けを実現すべきと考えるがどうか。

(4) 年金制度の複雑なケースに対応するため、町独自の「年金相談コーナー」を設置すべきと考えるがどうか。

町長 (1)特例納付の対象者は、これまでの国民年金未加入者か、国民年金強制加入者で保険料の滞納などで、年金がもらえない方であり、現在、住民基本台帳から該当者を調査し、他の公的年金加入者か、また公的年金の受給者か、その実態を把握するため関係者個々に照会しているところであります。

原則的には本人の意志表示を待って相談に応じ、将来無年金者とならないよう指導していきたいと考えており、目下その作業中であります。

従って対象者とみなされる数は推計で約一、三二一名で、現在まで二十九名が加入しております。

(2) 町としては七月から毎月広報紙に掲載する外、各納税組合の総会等で制度の理解をはかっており、更に今回個々に手紙でお知らせしております。

(3) 無年金者をなくするよう努力中であるが、納付金の額については個人、個人で差があり、一概に例をもって申し上げられませんが、特例納付の保険料は一ヵ月四千円と決められており、総納付金を二ヵ年、分割納付できることになっておりますので、事情はわかりますが、現在のところ納付金の貸し付けについては考えておりません。

(4) 現在、町では年金係で随時年金相談を受けており「年金相談コーナー」と銘を打ったものは設けておりません。

更に三ヵ月に一度、社会保険事務所から担当者が来町し、各種年金相談を実施しており、今後もより充実した年金相談ができるよう常に窓口業務のなかで努力します。

(三)保健衛生について

質問 (1)「保健指導班」の体制について保健婦二名、栄養士一名でスタートするとしておきながら、栄養士を配置しないのはどのような理由か、また今後の取り組みについておたずねします。

(2) 昭和五十四年度の保健婦確保の見通しと、求人活動についてうかがいます。

(3) 町民の健康状況把握のため、保育所の保母、小中学校の養護教諭と保健指導班及び保健所との定期協議の場を設けるべきと考えるがどうか。

町長 (1)現在、保健指導班は八月に町内各地区に委嘱した母子推進員の方々と共に妊産婦、乳幼児等町民の健康保持増進のため活躍中であります。

保健指導班は、当初保健婦二名、栄養士一名の計三名ということで計画いたしましたが、結果的に保健婦一名を増員し二名とし、栄養士については岩内保健所の応援をいただき対応しておる現状であります。

今後はでき得る限り早い機会に栄養士を配置することとし、なお一層の町民の健康を守るための施策に努めます。

(2) 保健婦の確保については、昭和五十四年度においても増員したいということで、北海道国民健康保険団体連合会及び道立衛生学院などに対し、機会あるごとに強い採用要請をしている現状であります。

(3) 現在、幼稚園、保育所、小学校の三者で、幼小保運営協議会があり、各関係機関が協力し合って実現しようということであれば、実施可能な問題でありますので、各関係機関と相談いたします。

(四)母子保健センター建設について

質問 岩宇四ヵ町村で母子保健センターを建設する計画を持っていると聞いておりましたが、その後計画がどう進展しているか、着工時期の見通しなどについておうかがいします。

町長 五十二年三月定例会で前町長から説明のとおり、広域市町村圏振興計画のなかに取り入れてあり、今後町の懸案事項となっている諸施設の整備促進のなかで考慮してまいります。

(五)西校跡地の利用計画について

質問 跡地利用について、道路予定地、児童公園、駐車場、地域集会所建設などをはかるということで専門家に設計を依頼したと聞いておりますが、その計画の具体的内容及び実施年度についておうかがいします。

町長 跡地利用の問題については、昭和五十一年度に道路、駐車場、公園、集会所などの公共施設用地として利用した場合の概略設計をし、各界代表の意見も聞いております。

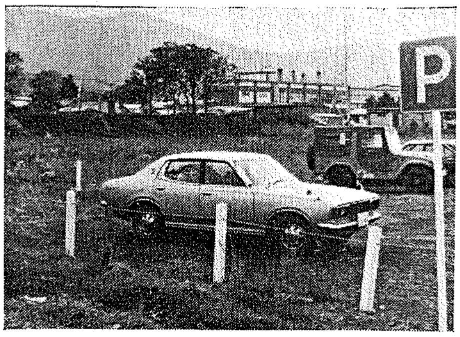

しかし、これらの施設を全部完成させるとすれば、当時の試算で約二億円の事業費を必要とすることから、この財源確保の問題などで、結論を得ないまま現在に至っております。

私としてはこれまでの経緯を踏まえながら、第二中学校を始めとする他の事業の財源確保上の問題も含めて、慎重に検討を加えていく考えであります。

いづれにしても、この跡地利用計画を具体化するにあたっては、議会を始め関係機関とも協議し結論をだす考えであります。

日本共産党議員団代表

(一)一般消費税について

質問 (1)一般消費税の導入が実施されれば勤労者はもとより、年金生活者など低所得者の生活を圧迫することは必至であり、更に町財政運営にも重大な影響を来たすものと考えます。

町長は町民生活防衛と岩内経済の擁護、町財政危機を守る立場から一般消費税導入反対の先頭に立つべきと考えるが、その決意をおうかがいします。

(2) 新聞報道によれば、地方自治確立対策協議会は、一般消費税導入に対して同税の一部を地方交付税として地方自治体に配分するよう要望しているが、一般消費税の導入を前提としたこれらの動きは許されるものではないと考えるが見解をうかがいます。

町長 (1)新聞報道によりますと、首相の諮問機関である税制調査会は、九月十二日一般消費税の試案を公表しましたが、この試案をめぐり財政健全化のため一般消費税の導入が望ましいという意見と、物価高騰の恐れがあるとして反対する意見があり、現段階では試案として骨子が公表されるにとどまっております。

この税については、今後導入する時期の問題、税率の問題など、まだ明確にされていない部分も多く、いろいろな角度から検討と議論が重ねられるものと考えます。

町長としては、この税の導入にかかわる推移をみきわめたうえで対応することにいたします。

(2) 一般消費税導入に対する財源の配分要望の点でありますが、もし仮りにこの税の導入が明確になった場合には地方公共団体の財源確保のため、配分については要望したいものと考えます。

(二)町有財産の管理について

質問 (1)現在、町有財産の管理状況はどのように行われているかうかがいます。

(2) 道々野束、清住線の工事区域の町有地を道に対し、無償提供または無償貸与されているのか、どうか。

(3) この工事区域の町有地の面積について。

(4) 道々野束、清住線の工事施行にあたって、道が町有地を測量や用地巾もきめないで入札を行っているときいているが、この工事に関連したものはすべて道が行うべきものと考えますが、見解をうかがいます。

(5) この路線工事施行にともない道路用地などに関連することで道と町との間に約束ごとがあるのかどうかうかがいます。

(6) 国、道が行う港湾、都市計画、諸施設などの実施による町負担についてどのように考えておられるかうかがいます。

町長 (1)財産の管理については、その所有の目的に応じて最も効率的に運用することを基本としながら行政財産と普通財産に分類し、管理にあたっております。このうち行政財産については、その財産の用途、目的に応じ管理運営され

S53. 11月 NO.2

ており特例として用途または目的外使用を認めている場合もあります。また、普通財産については公共の福祉に反しない範囲で貸し付けまたは売払いをおこなっております。

(2) 道々野束、清住線の延長された部分の町有地については、路線延長の経緯から無償貸与する考えで現在、道と協議中であり、本工事の着手される前に貸借契約を締結する予定であります。

(3) 道々に使用される予定の町有地は約六千五百平方㍍であります。

(4)・(5)道々野束、清住線については昭和五十一年三月三十一日付けで、道々に昇格し、その後、路線延長について機会あるごとに陳情を続けてきたものであります。路線延長を必要とする要因は、将来の岩内岳山麓円山地域の開発とも関連し、更に現在設置されている国民年金保養センター、勤労者体育センター、また建設中の老人憩の家などへ通ずる道路がこの路線の延長よりなく、道々の早期整備の推進と、その道々の終点から施設までの道路を町が町道として整備しなければならない点などを考え、道々を今少し延長することによって、すべてが解決することを思えば、町政担当者として、道々の延長を取りあげることは極めて当然であると考えるのであります。

こうした立場で関係方面に陳情をおこなったものであり、この過程で道路用地については町が確保をいたしますということで進められたものであります。

用地確保に当っては道路構造上あるいは道路勾配の点から一部やむなく民有地にかかる個所もありそれらについては必要に応じて測量を実施しなければならないところもあるわけであります。

以上のような経緯をもって本年四月、道々延長の決定を見たものであります。

(6) 現在、国、道が施工する事業で、町が負担を要する事業は、港湾整備事業、農免農道整備事業があり、これら事業について適正な負担について、負担すべきものは負担することにし、事業の推進を図る考えであり、超過負担等の解消については今後とも適正な負担について関係機関に要望して、財政対策に配慮する姿勢に変りはありませんが、町民のための福祉増進には、ある程度の応分の負担もやむを得ない場合もあり得ると考えております。

(三)大型スーパー進出に対する民主的規制について

一般質問

質問 (1)岩内町に大型スーパー「ヤマダイ」の進出が具体化されているが、これにともない既存小売業者の経営におよぼす影響は重大であると考え、町としても行政の立場から独自の条例を設けるなどあらゆる方途をもって規制すべきと考えますが、その意志があるかどうかおうかがいします。

(2) 大型スーパー「ヤマダイ」建設予定地は、各学校の通学路であり、また病院、保育所、幼稚園などの主要幹線道路になっており、これらの交通安全対策を考えた場合、この予定地は大型スーパー店の適地と考えられるかどうか、また同店が計画している駐車場についても屋上でなく敷地内に設置するよう申し入れていただきたいと思いますが、この点についてもおうかがいします。

(3) 各地では、大型スーパーが非行青少年の温床の場とも言われているが、教育的見地からも重大視しなければならないと考えます。町長及び教育委員会の見解をおうかがいします。

(4) 大型スーパー進出は、一般消費者についても密接な関係がありますので、関係団体等による審議会条例をつくり民主的規制をただちに行うべきと考えるがどうか。

一般質問

町長 (1)株式会社「ヤマダイ」の店舗移転拡張の主旨は、当町の購買力の流入を促進して商圏の拡大をはかり、既存商店街ともども相乗効果を願って商店街の発展をはかるということで、直接この問題と取り組んでいる商工会議所においては、この問題を冷静に受けとめ、各種委員会や、協議会を開いて対策を協議しておりますが、法的に進出を規制する方策のない現実問題に対しては、

一、日曜日閉店問題の再検討
二、従業員教育の実施
三、駐車場問題の研究
四、協業化問題
五、低金利資金の導入対策

等を検討し、自らの商店経営を近代化し、共存共栄をはかりながら進めていくと結論づけております。また、消費者協会においても中型店進出は既存商店との間で価格競争がおこり物価は、さがるだろうから賛成であると結論づけております。

こうした町内の現状からすれば法律的にも何等の規制を受けない一、五〇〇平方㍍以下の中型店の進出を今直ちに町が条例等を設けて規制することは考えておりません。

(2) 現在の予定地は、学校、病院などの幹線道路であり急な坂道にもなっているので店舗の建設に当っては、これらのことを十分に考慮し、駐車場を利用する車の出し入[illegible]対する対策を十分ねって計画されるよう町の希望あるいは条件といったものを相手に伝え、相応の対策を講じてもらうよう申し入れる考えであります。

(3) 大型スーパーが非行の温床の場となるということですが、これは大型スーパーだけでなく各商店にも共通する関心事でありますが学校教育の問題、家庭環境の問題等、それ以前の教育、しつけの問題として重視しなければならないことでありますので当該商店はもとより関係機関、相たづさえてこれらの弊害を排除するよう努めてゆきたいと考えております。

(4) 他の町村や、いくつかの市が設けているような小売商業活動の調整に関する指導要綱や、条例を今、直ちに設け進出を規制する考えはありません。

教育長 非行防止については、教育委員会としても補導センターを中心に取り組んでおりますが、大型スーパーの場合でも十分に監視体制をとっていただくとともに、私共もより一層社会教育、学校教育、特に家庭教育などにご協力を願って、このような非行がおこらないよう努力をいたしたいと思います。

審議した議件

議案第一号　昭和五十三年度岩内町一般会計補正予算（第三号）……原案可決

地域農政特別対策整備事業費、岩内岳山ろく円山周辺開発施設整備工事費、除雪ロータリ車の購入とその他緊急に追加を必要とする予算八千五十八万八千円を追加補正したものです。

なお今回の補正により一般会計予算の総額は四十二億四千二百六十九万円となりました。

議案第二号　昭和五十三年度岩内町温泉事業特別会計補正予算（第三号）……原案可決

引湯管敷設替工事費百九十万円を追加補正したものです。

議案第三号　岩内町公営住宅管理条例の一部を改正する条例について……原案可決

昭和五十三年度に建設した公営住宅の使用料及び敷金の額を決めたもので、使用料は第一種三DKは月額二万三千九百円、第二種三DKは一万七千七百円と決まりました。

議案第四号　岩内町地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

昭和五十三年度において建設の東山集会所の設置について条例改正をしたものです。

議案第五号　岩内町部設置条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

消費者行政に関する事務を効率的に処理するため、事務分掌の変更をしたものです。

議案第六号　岩内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて……同意可決

岩内町教育委員会委員、若林彦治氏の任期満了に伴ない、同氏の再任について議会の同意を得たものです。

認定第一号　昭和五十二年度岩内町水道事業会計決算認定について……認定可決

地方公営企業法第三十条第四項の規定により、昭和五十二年度岩内町水道事業会計決算について議会の認定を受けたものです。

委員会審査報告（社会文教委員会）

陳情第三十九号　働く婦人の家建設についての陳情……採択

陳情第四十号　精神障害者対策の促進に関する陳情……採択

S53. 11月 No 3

町有地を売却します

町では、つぎにより町有地を売却します。

㈠　町有地を公売いたしますので買受けを希望するかたは入札に参加してください。

㈀　売却する不動産の表示
岩内町字高台一九五番地の三（検察庁ウラ）宅地、二七八・〇七㎡

㈁　入札の日時及び場所
日時　昭和五十三年十二月十二日　午後二時
場所　岩内町役場、小会議室

㈂　その他
入札の方法等については別に定め岩内町公告式条例にもとずき公告します。

㈡　つぎの土地の買受けを希望するかたは期日までに申し込み下さい。
工業港区となっておりますので構築物の建設は、一定の規制を受けます。

㈀　売却する不動産の表示
岩内町字大浜九四番地の一のうち七区画（一区画約五七三㎡～八四七㎡）

㈁　売却価格
三・三㎡当り二万五千円

㈂　申し込み受付期間
昭和五十三年十二月十一日から十二月二十五日まで

㈃　申し込み場所
岩内町役場、財政課管財係

㈄　代金の納入　即金

㈅　その他　申し込み多数のときは、抽選により決定します。
なお、くわしいことは、役場財政課管財係におたずねください。

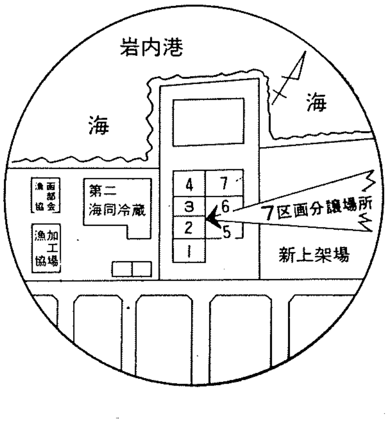

水道の凍結にご注意
水抜きをお忘れなく

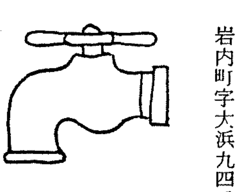

いよいよ厳寒の冬が近づき、これからは凍結による水道給水管の事故が多くなることが予想されます。

ご承知のとおり給水装置はみなさんの所有物です。従って給水装置の管や蛇口、水抜栓、メーター等が破損した場合は、みなさんの費用で修理しなければなりません。

これから冬の間予想される給水管の凍結は、水の使用ができなくなるばかりでなく、給水装置の破損をまねくことがありますので、毎日おやすみになる前と、外出前にはつぎの要領で必ず水を抜いてください。

・まず蛇口を開いて水を流しながら、次の水抜栓のハンドルを完全に閉じて（閉の方に回転させる）水が落ちたことを確認し、蛇口は開いたままにしておいてください。

この場合、蛇口を開かないで、水抜栓だけを閉じても、水が給水管の内部に残り、凍ることがありますので注意してください。

老令福祉年金の請求はすみましたか

明治四十一年十一月以前に生まれたかたで老令福祉年金の請求をされていない方はすぐ手続きをしてください。

また、明治四十一年十二月から明治四十四年四月一日まで生まれた方も対象となりますが、七十才の誕生日を過ぎてからでなければ請求できませんのでご注意ください。

ただし次に該当される方は対象となりません。

対象者本人、配偶者または扶養義務者にある程度の所得があるとき。

他の公的年金を受けているときただし、年額三十七万円より少ない人にはその差額分の福祉年金が支給されます。なお、くわしくは役場の年金係におたずねください。

請求に必要なもの
印鑑、住民票謄本

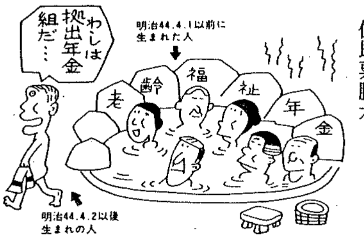

幼稚園就園奨励費補助制度

町では幼児教育の振興をはかるため、幼稚園に四才児、五才児を通園させておられるご家庭で保育料等の支払の経済的負担が大きいかたを対象として、補助しております。

一、対象となる範囲及び補助額
岩内町に住んでいて、私立幼稚園に四才児および五才児（四月一日現在）を通園（六月一日現在在園児）させておられる保護者で次に該当する方が対象となります。

・町民税が課税されない世帯および生活保護法の規定による保護を受けている世帯
年額　七万円

・町民税の所得割が課税されない世帯
年額　五万五千円

・町民税の所得割額が五千円以下となる世帯
年額　三万円

・町民税の所得割額が五千円をこえ五万三千円以下となる世帯
年額　二万千千円

なお、対象となる範囲、補助額は、昭和五十三年度の場合であって、昭和五十四年度は変わる場合があります。

・補助を受ける手続きについて私立幼稚園に用紙を備付しておりますので、幼稚園を通じて岩内町教育委員会に提出してください。

◎このことについての問い合わせは岩内町教育委員会におたずねください
電話②－一〇一一番内線六〇番

料理講習会のごあんない

町では、岩内町前浜から水揚げされる新鮮なスケトウ、ホタテ、ホッケ並びに町内で生産されるミガキニシンを素材とした料理講習会を開きます。

多数のかたの参加をお待ちいたしております。講習料は無料です。

とき　12月8日(金)午後二時から
ところ　ホテルうきよ一階ホール
講師　北海道日本料理研究会理事長、札幌調理師専門学校専任講師　滝沢正之先生

※なお、会場の都合により先着一五〇名様で締め切らせていただきますのでご了承ください。

巡回〃無料法律相談〃を開催します

札幌弁護士会の先生方が、いろいろな法律問題解決のための相談にあたってくれます。お気軽にご相談ください。

とき　十二月十四日(木)午後一時から四時まで
ところ　公民館

なお、くわしいことは総務課へご連絡ください。

議会だより
第四回臨時会

昭和五十三年第四回岩内町議会臨時会は、十一月二日招集されました。

会期を十一月九日までの八日間と決定したのち、議長の諸般報告に続いて提案された議案三件を審議可決、続いて昭和五十二年度各会計決算について提案説明を受け議案調査のため休会に入りました。

七日再開した議会において、議員全員による決算特別委員会を設置、委員会室において書類審査の結果認定、これを本会議に報告可決して、八日会期を一日残して閉会しました。

なお、臨時会に提案された議件は、つぎのとおりです。

審議した議件

議案第一号　昭和五十三年度岩内町一般会計補正予算（第四号）……原案可決

円山に建設の岩内町いこいの家設置にともない、これの運営、管理に必要な予算三百五十四万九千円を補正したものです。

なお、今回の追加補正により岩内町一般会計の予算総額は四十二億四千六百二十三万九千円となりました。

議案第二号　岩内町いこいの家条例設定について……原案可決

岩内町いこいの家の設置にともない、利用料その他、管理について必要な事項を定めたものです。

議案第三号　ロータリ除雪車の買入れについて……原案可決

ロータリ除雪車（一台一千八百四十四万三千円）の買入れ契約を締結するため、議会の議決を求めたものです。

認定第一号　昭和五十二年度岩内町各会計歳入歳出決算認定について……認定可決

◎昭和五十二年度岩内町一般会計歳入歳出決算

◎昭和五十二年度岩内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

◎昭和五十二年度岩内町温泉事業特別会計歳入歳出決算

以上の各会計を地方自治法第二百三十三条第三項の規定によって議会の認定を求めたものです。

岩内町議会議員
猪股　武さん安らかに
十一月二十日　町議会議員会葬

岩内町の発展に大きく貢献された岩内町議会議員、猪股　武氏が本年八月から札幌市、幌南病院に入院加養中のところ去る十一月十七日午後九時二十五分、胃腫瘍のため五十九才の生涯を終えられました。

町議会では、ただちに協議し、葬儀は岩内町議会議員会葬とすることとして、十一月二十日午後一時から全修寺でしめやかに行われました。

故猪股　武氏は、昭和三十年四月町議会議員に初当選以来、今日まで二十三年七ヵ月の永きにわたり岩内町議会議員として、卓越した識見と旺盛なる実践力をもって地方自治の振興と社会福祉の増進のため尽すいされました。

この間、議会にあっては、総務委員長、副議長の要職につかれ、また、町の公職として監査委員、社会教育委員、公営住宅入居者選考委員、都市計画委員、港湾審議会委員、国民健康保険運営協議会委員など数多くの公職を歴任され町勢の進展に大きく貢献された。

町民のみなさまと共に心からごめい福を祈ります。

S53.12月

人身事故をなくしよう

しめて安心、ゆっくりと。
心眼を、パッと見開き火の用心、
火災なくして、明るい郷土。

火災は「ついうっかり」の恐ろしさ

最近、管内で火災のニュースが報じられております。

当町においても、今年になって五件、この内、焼死者のでた痛ましい火災もありました。

自分の家からは、火事を出さないと誰もが思っているのです。

しかし、火災の原因のほとんどが「ついうっかり」といった心のすきに起こるのです。

火の用心に、やりすぎといったことはありません。

ふだんから十分火に対する注意を怠たることなく、火災のない明るい町にしましょう。

火の元に、慣れた心をもう一度、確認し合おうそれぞれに。

のんびりと、している時こそいぶりだす、タバコの火種は、七百度。

用たしは、ガスの元栓きっちりと、

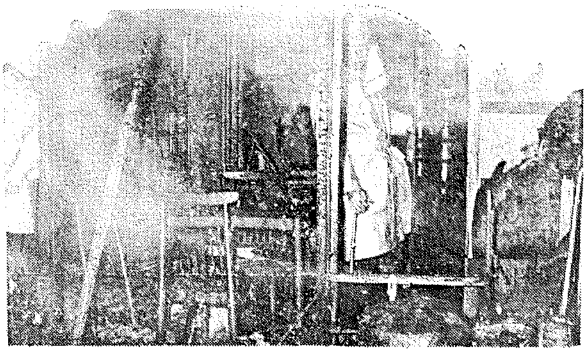

町民税の申告は3月15日までに

町民税などの所得申告はおすみですか。申告は三月十五日が期限です。

期限後に申告したり、申告しなかった場合には、やむえず認定により課税され、いろいろな控除がされず、余分な税金を負担することになりますので、必ず期限内に申告してください。

申告受付場所
消防二階会議室

申告受付時間
午前九時から午後五時まで。
ただし土曜日は正午までです。

申告のとき持参するもの
(1) 印かん
(2) 給与支給を受けた証明
(3) 生命保険支払証明書
(4) 健康保険証
(5) 申告案内通知書

★旧軍人等の恩給改正による断続一時金の支給

一回の実在職年は三年未満であるが、二回以上の実在職年を合算すると三年以上になる者（その者の遺族）であること。

ただし次に該当する者は除かれます。

㈠ 昭和五十三年十月一日前の規定による普通（加算）恩給、一時恩給又はこれらにかかる扶助料等を受ける権利を有している者。

㈡ 昭和五十三年十月一日前に公務員等を退職したことにより、軍人等の在職年を加えて共済組合法による退職年金等を受ける権利を有している者。

くわしくは役場福祉課にご相談ください。

◆国民健康保険 高額療養費とは

▲払いもどします

同じ人が、一人、一ヵ月、一つの病院、診療所において、医療費の自己負担額が、三万九千円をこえた場合は、そのこえた分は全額、国民健康保険が負担してあとで払いもどします。

・自己負担額三万九千円の中には、差額ベッド代などは含まれません。あくまでも保険適用分です。

・一ヵ月というのは、暦月計算で、毎月一日から月の終りまでを一ヵ月として、その間の自己負担額が三万九千円をこえた場合に限られます。

・二つの病院に同時にかかっても両方は合算しません。

・入院、通院、歯科は別々の計算になります。

▲お貸しします

高額療養費の支給をうけられる見込の方で、医療費の高額な方については、自己負担額の三万九千円を差引いた額の、十分の九以内で貸付ける制度があります。

・手続き、内容など、くわしいことは、役場健康保険係に相談ください。

ご寄付ありがとうございました

▽小樽市祝津二の三二二
青山　キク
社会福祉事業資金　五万円

▽御崎十三の十三
増川　朗
社会福祉事業資金　二十万円

受ける
奈良町長から紺綬褒章の伝達を
岩内青年加工研究会々長
林　彬さん

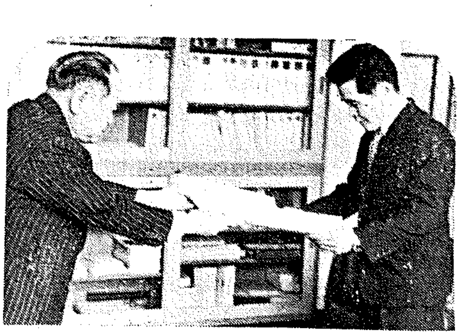

議会だより

昭年五十四年 第一回臨時会

昭和五十四年第一回岩内町議会臨時会は、一月二十六日午後一時三十分に招集されました。

開会につづいて会期を一日間と決定したあと議長の諸般報告があり、このなかで永年地方自治の振興に功績のあった議員として芝西市大郎議員が、後志支庁長表彰を受けることになった旨の報告がありました。

続いてただちに議事に入り、提案された議案六件を審議、可決して同日閉会しました。

審議した議件

議案第一号　昭和五十三年度岩内町一般会計補正予算（第六号）……原案可決

季節労働者の冬期雇用対策について、追加を必要とする予算一千三百二十万円を補正したものです。

なお、今回の追加補正により岩内町一般会計の予算総額は四十三億三千三百九十七万五千円となりました。

議案第二号　岩内町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

議会議員の月額報酬について改定したものです。

議案第三号　岩内町費特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

町の特別職の給料月額について改定したものです。

議案第四号　岩内町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

町の教育長の給料月額について改定したものです。

議案第五号　岩内町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

町の各種委員会委員の日額報酬について改定したものです。

議案第六号　証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

委員会等に出席する証人等の実費弁償について改定したものです。

年度末金融をご利用下さい

道では、中小企業者の当面する資金繰り難を緩和するため今年も年度末、金融を実施いたしますのでご利用ください。
△融資対象　道内中小企業者（中小企業等協同組合法に基づく組合を含む）とする。ただし遊興娯楽などの業種は除く。△融資金額　1企業1千万円以内、組合1千5百万円以内（転貸の場合は3千万円以内）△資金使途　運転資金　△融資期間　1年以内　△融資利率　各取扱金融機関の利率による　△担保　原則として必要　△信用保証　すべて信用保証協会の保証付　△取扱金融機関　各銀行、信用金庫、信用組合　△申込み期間　昭和54年4月28日まで

経営安定のためにご利用を

S54 2月

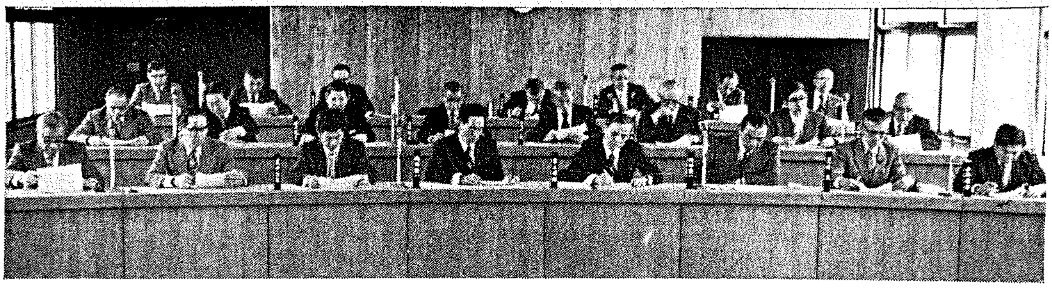

議会だより

第４回定例会

昭和53年第４回岩内町議会定例会は12月７日招集されました。

開会にひきつづき去る11月17日逝去された故猪股武議員の生前の功績をたたえ議会出席者全員による黙禱がささげられました。

つづいて会期を12月15日までの９日間と決定、議長の諸般報告、町長の町政報告があり、続いて議案の提案説明を受け、議案調査のため休会に入りました。

12月13日本会議を再開、予算特別委員会を設置、議案を審査しその結果を本会議に報告、続いて追加提案された議案を審議、可決して、会期を１日残し14日閉会しました。

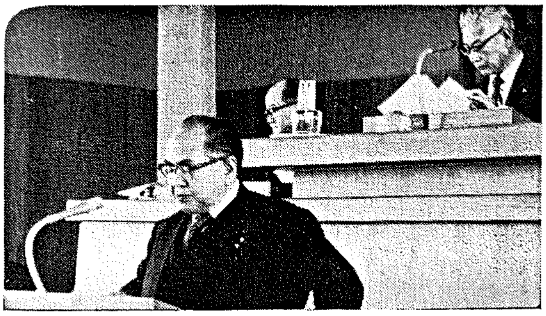

町政報告

(一) 特定不況地域関連市町村の指定について

国は、造船、鉄鋼、非鉄金属鉱業等の構造不況業種を抱える地域に対して、経済の回復を図るため、特定不況地域中小企業対策臨時措置法案をもとに、その対策について検討を加えていましたが、去る十月二十日法案を修正し、二百海里問題の影響を大きく受けた北洋漁業関連基地及びそれに伴う水産加工業種を抱える地域も加えることに一部修正して、本法案は国会で可決されたのであります。

町としては、こうした国の方針に呼応し、岩内町も、本法の適用を受けられるよう国及び道等、関係方面に強力な運動を展開して参りましたが、その結果、十一月十七日付を以って、特定不況地域関連市町村に指定を受けることが出来たのであります。

この指定により、この法律の適用される該当事業所には、別枠による緊急融資や設備近代化資金の償還猶予等の金融対策、転換資金の確保、或いは、税制上の特別措置等の恩恵に浴することができることとなります。

また、これとは別に、自治省が独自の基準を定め、特定不況地域振興総合対策を実施する方針であり、その内容は、特別交付税の重点配分、地方単独事業に対する地方債の弾力運用等、市町村の財政的な援助を中心としたものであります。

この制度にも、岩内町が組み入れられる見通しを得ましたので、町長といたしましては、今後とも、これらの指定による制度の活用等について積極的に対応する所存であります。

(二) 円山地区温泉ボーリングについて

本年七月から掘削を進めておりました岩内岳山麓円山地区の二号井の温泉ボーリング工事は、予定しておりました深度七百五十メートルの掘進が完了し、十一月二十七日から三十日にかけて揚湯試験を実施した結果、良質の温泉が湧出しました。

これは、一重に町議会議員各位をはじめ、町民皆様の深いご理解とご声援に答えて地底より湧き出たものと信じ衷心より厚く御礼申し上げる次第であります。

湧出しました温泉の湯量は、毎分約二百リットル、泉温は、摂氏六十三度まで上りまして、量的にも、温度的にも、現在国民年金保養センター及びいこいの家に給湯しております一号井泉源より、相当上廻る良好な状態であることを申し添えておきます。

今後、この温泉の利用計画といたしましては、本年六月二十六日の第二回定例会におきまして、私の町政報告の中でも申し上げましたように、日本アスパラガス株式会社の南側に、ユニークな湯の煙立ち昇る温泉付の福祉村建設を計画しておりますので、これに対応し引湯する考えであります。

なお、この新しく湧出しました温泉の当面の利用方法としては、取りあえず、泉源地から既存の一号井の分湯槽まで約八百メートルの給湯管とエアー管を敷設し、一号井の温泉と混合し、国民年金保養センター並びにいこいの家に給湯することにいたします。このことによって、今まで、湯量不足が心配されておりました両施設の湯量確保は、万全を期せられることになり、この工事は十二月一杯で完了する予定、またこの給湯管は、暫定的な敷設管であり、来年度以降福祉村に給湯する段階では、この給湯管が利用できるよう配意することにいたしたいと存じます。

以上

審議した議件

議案第一号 昭和五十三年度岩内町一般会計補正予算(第五号)……原案可決

町道改良工事費、心身障害者医療費助成扶助費、公営住宅火災復旧工事費、道知事、道議会議員選挙費、その他緊急に追加を必要とする予算七千四百五十三万五千円を追加補正したものです。

なお、今回の追加補正により岩内町一般会計の予算総額は四十三億二千七十七万円となりました。

議案第二号 岩内町費職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について…原案可決

国家公務員の給与改定に準じて、一般職員の給与を改定したものです

議案第三号 岩内町立小中学校の給食業務従事職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

国家公務員の給与改定に準じて、町の小中学校の給食業務に従事する職員の給与を改定したものです。

議案第四号 非常勤職員に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

一般職の職員の給与改定に伴ない町の施設の管理人及び各種の指導員など、非常勤職員の報酬等について改定したものです

議案第五号 遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

恩給法の一部が改正されたので、これに準じて元町費職員の遺族扶助料を改定したものです

議案第六号 岩内町医療費助成条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

道の医療費助成の拡大にともない、乳幼児・母子家庭などの対象者の範囲を拡げて、入院にともなう医療費の無料化を実施したものです。

議案第七号 岩内港の臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

岩内港の臨港地区のうち、漁港区に構築できる施設の範囲を拡大したものです。

議案第八号 岩内町監査委員の選任につき同意を求めることについて……同意可決

監査委員の猪股武氏が逝去されたので、後任者を選任するため議会の同意を求めたもので、青山栄氏が選任されました。

意見案第一号 陸上公共輸送整備特別会計の創設推進に関する要望意見書……可決

岩内線新線の早期建設を推進するため陸上公共輸送整備特別会計を創設するよう意見書を可決、関係方面に送付したものです。

陸上公共輸送整備特別会計の創設推進に関する

要望意見書

昭和四十七年十月二十四日運輸大臣の着工認可を受けた岩内線の早期建設は、地域の発展と沿線住民の生活向上をはかるための緊急課題であり、永年にわたる地域住民の悲願であります。

国は地方交通対策の強化をはかるため、陸上公共輸送整備特別会計を創設し、適切な財源措置を決定して、速やかに岩内線等新線建設を推進されるよう特段のご配慮を賜わりたく要望いたします。

以上地方自治法第九十九条第二項の規定により提出いたします。

昭和五十三年十二月十四日

内閣総理大臣
大蔵大臣
自治大臣
運輸大臣　殿

北海道岩内町議会
議長　宮下佐一

S54.2月

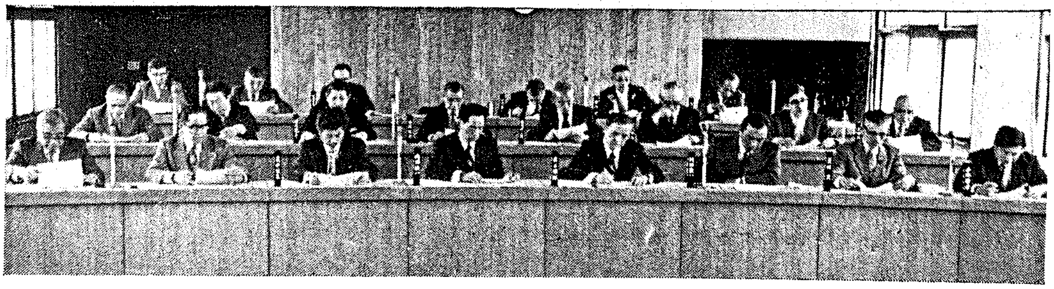

議会だより

第1回定例会

昭和五十四年第一回岩内町議会定例会は、三月二日招集され、会期を十三日間と決定したあと議長の諸般報告があり、このなかでさきに逝去された故猪股武議員が勲六等単光旭日章を、さらに自治功労者として倉島平治、西川栄太郎、佐藤猶徳、笠原義雄の四議員が全国町村議会議長会表彰受章の報告があり、後志支庁長から猪股夫人に叙勲が伝達、四議員に議長から表彰状が伝達されました。

続いて議事にはいり、委員会審査報告四件を可決ののち五十四年度各会計予算を議題とし、町政執行方針、教育行政執行方針、さらに全議案の提案説明を受けて、議案調査のため休会にはいりました。

三月八日再開、町政に対する一般質問が行なわれたあと議員全員による予算特別委員会を設置、全議案を付託審査の結果、本会議において意見書一件を含む二十二件の議案を可決して三月十三日閉会しました。

なお、一般質問と、これに対する理事者の答弁要旨はつぎのとおりです。

日本共産党議員団代表

(一) 公共下水道の施設について

質問 (1)昭和五十四年度町政執行方針によると、公共下水道施設の設置について は、引き続き検討するとありますが、どのような検討をしているか、おうかがいします。

(2)また、計画の内容を明らかにしていただきたい。

町長 (1)(2)当町の公共下水道全体計画では、処理対象区域五百二ヘクタール、二十年後の処理対象人口を三万五千人として、その事業費は昭和五十七年推計で二百億円程度であります。

したがって、建設事業開始に当っては財政上の措置、その他受益者負担金の問題等について十分検討しなければならない課題であり、また多くの下水道の資料を集め関係機関と十分協議のうえ将来における最良施設の基本的計画を策定することであります。

更に下水道事業の都市計画決定下水道事業認可の手続及び実施設計作成の作業を経て、事業開始という手順になりますが、当町の公共下水道の基本計画策定については、昭和五十五年度より調査に着手できるよう検討してまいりたいと思います。

(二) 栄、大浜、清住、島野各保育所の改築計画について

質問 (1)中央保育所の開設により町の保育行政は全道的にみて、進んでいるところでありますが、今後木造保育所四カ所の改築に目をむける必要があると考えますが、現在の各木造保育所の老朽度をお知らせ願います。

(2)木造保育所の改築については、年次計画をたてるべきと思いますが、その計画をおうかがいします。

町長 (1)(2)栄、大浜、清住、島野の各保育所の改築計画については今、ただちに改築を要するということではないので具体的な改築計画ならびに老朽度の測定などは行っておりません。しかし、これらの保育所はいずれも木造であり、栄保育所は昭和二十八年九月、大浜保育所は昭和三十三年四月、清住保育所は昭和四十二年五月、島野保育所は昭和五十二年七月にそれぞれ開設したものであります。

こうした現状から第一段階として栄、大浜の各保育所の改築計画について今後の課題として取り組んでいきたいと思います。

再質問 相当古く開設された保育所もあり、小さい子供さんが保育されているので老朽度の調査をしていただき、遂次改築するようご配慮ください。

町長 栄、大浜の保育所については、相当年数を経ておりますので老朽度の調査をしながら諸条件がととのった段階で対応してまいりたいと考えております。

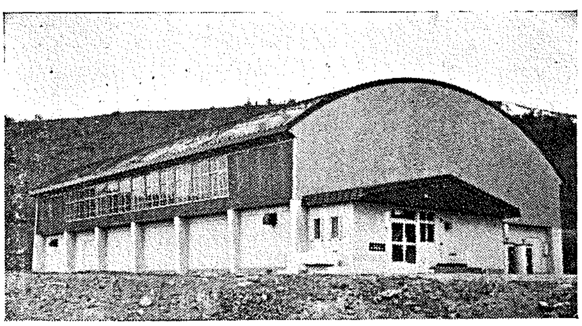

(三) 勤労者スポーツセンターの管理について

質問 (1)現在、屋外にある勤労者スポーツセンターのトイレと、管理人室の設置をいつするのか。

(2)管理体制をどのようにするのかおうかがいします。

町長 (1)(2)勤労者体育センターの管理については、当初計画として は勤労青少年ホームを併置し、管理機能を果しながら、その効果を発揮させていきたいと考えておりました。しかし、関係方面の意向によりますと二年ないし三年程度またざるを得ない状況のようであります。また、トイレについては臨時トイレをすでに二基設置し、利用に供しております。更に、管理人については、現在利用者のきわめて自主的な協力によって施設が利用されており、いこいの家管理人の兼務で管理を続けていきたいと思っております。専任の管理人は、管理棟の設置の段階で考えたいと思います。

(四) 環境衛生対策について

質問 燃やせるごみ、燃やせないごみの収集については、町民に喜ばれるものとして、どのような対策をたてられているが、具体的におうかがいします。

町長 ごみ処理については、ごみ処理場が計画通り完成することによって、おおかたの問題が解決し町民のみなさんからも喜んでいただけるものと考えております。

しかし、実際には燃えるごみ、燃えないごみに分離収集した結果当初の計画どおり運行がなされないため、一時期みなさんにご心配をおかけしたが、新年度はこうした点を十分留意して運行できるよう進めてまいります。

再質問 現在ごみ処理場から出される残ぱいと燃えないごみの処理について、公害問題もあるので専問家を招いて検討する必要があると考えますが、この点と、燃えないごみの収集日の変更問題、更にごみを積載した自動車におおいをかける問題についておうかがいします。

町長 ごみ処理場から出る残ぱいの処理を根本的に解決するには、あらたに三億円程度かけて施設を作る必要があり、いま四カ町村でつくっている岩内地方じん芥処理組合で検討中であります。いずれ近いうちに方針がさだまるものと思いますが今後も積極的に取り組んでまいります。

このほかの問題は民生部長に答弁させます。

民生部長 現在の捨場における公害発生については、地元保健所とも協議して結論を得たいと考えます。ごみ収集日の変更問題については、より効率的なごみ収集をはかるため実施したもので、一時期ご指摘もありましたが、現在では町民の皆様からご協力をいただいてスムーズに収集されております。収集車のおおいの問題ですが、運搬中ごみが落ちないよう配慮してまいります。

(五) 浅海資源の漁場追跡調査について

質問 (1)当町の漁場整備事業の成果についておうかがいします。

(2)アワビ、ウニ、コンブ、イガイ、ホッキ、タートルブロック等の事業については、漁民及び関係者と話し合い、更に科学的調査が必要であると思いますがこの点と、予算も増額を考える必要があると思

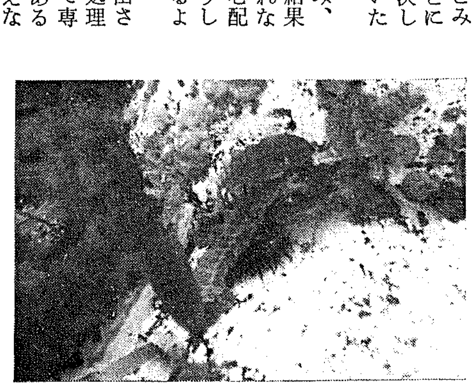

S54 4月 No.1

いますが、これについておうかがいします。

町長　浅海資源漁場追跡調査については、岩内郡漁業協同組合が事業主体となり後志南部地区水産技術普及指導所及び地区ダイバーズの協力を得ながら調査を実施しています。調査は、おおむね春から秋にかけ実施したが、この結果、アワビ、ウニ、ホソメコンブ等はいずれも天然漁場の状況より、やや好転していることがわかりました。例えば、アワビについては、一平方メートル当りタートル型ブロックでは平均三・四個の付着をみており天然漁場では〇・九個にとどまっている。またウニでは、三・四個に対し〇・九八個ということであります。過去二カ年の調査結果においては、投石事業が漁場の改善をもたらしているように評価することができますが、事業の性質上、短期間の調査のみでは判断のできない点も多くあり今後イガイ、ホッキの調査など加えながら継続してまいります。

(2)町が行なっているアワビ、ウニ、イガイ、ホッキ等の稚貝移殖や、タートル型ブロックの投入による魚貝藻類の増殖事業については、これまでも関係漁民の声をよく聞き、漁業協同組合とも十分協議し実施しており、今後も直接これらの漁獲の対象としている方々の意見も取り入れ事業を実施し、成果の調査をする考えには変りありません。

再質問　タートル型ブロック使用の前は、H型ブロックを使用していたが、現在の方が生産の向上に役立っているのかどうか。予算についても増額する考えがないかどうか答弁願います。

町長　予算については、現在計上された範囲内で行なっており、増殖の効果はあがっていると考えますが更にくわしくは部長から報告させます。

経済部長　SH型ブロックとタートル型ブロックの差異については岩内湾のような波浪のはげしい所ではSH型ブロックでは砂に埋没する度合が大きく、漁組とも相談した結果タートル型ブロックのほうがよいということで、これを使用することになっております。

また、増殖の効果については、その品種とその年によって差はありますが、投石事業の実施により効果があがっておると考えますが、なお今後継続して調査をする必要があると思います。

(六)　岩内水産研修センターについて

質問　総合的な役割をはたすため、ホタテ、ウニ、アワビ、サケ、マス、ヒメマス、ニジマス、タラ、コイ、アユ、などの養殖事業に力を入れ、産業の発展をはかるべきと考えるが町長の見解をおうかがいします。

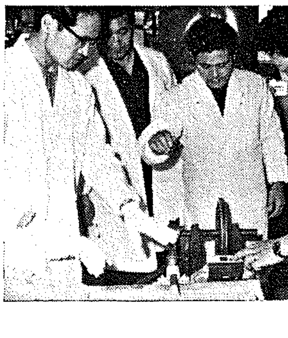

町長　沿岸資源の増殖問題は、町にとっても重要な課題であるという私の考え方は町政執行方針のなかでも申しのべたおとりであります。資源培養の対象となる魚類にホタテ、ヒラメ、ウニ、アワビ、サケ、マス等のかん水魚類や、ニジマス、コイ、アユ等の淡水魚族があり、これらを対象として研究を進めている機関に水産庁の北海道サケマスふ化場、鹿部の北海道立栽培漁業総合センター等があります。町としてもこれらの機関と連けいを密にし、水産研修センターの業務の一つに、これらの成果あるいは、研究課題を取り入れて、サケ、マス、ウニのふ化放流やスケトウタラの増殖研究など事業費等も十分検討して、これらの成果が早く町産業振興の一助になるよう努力しつつあります。

(七)　墓地公園について

質問　(1)墓地公園計画はどのようになっており、また実施されているか。

(2)早急に整備をはかるべきと考えますが見解をおうかがいします。

町長　(1)(2)墓地公園は大火後に公園計画をたてて昭和三十三年に公園として指定を受け、第一期工事は昭和三十四年に着手し、三十七年に完成しております。

この工事では、概括的な基礎工事をしたもので、

イ、公園内の道路地に縁石を入れて区分したもの

ロ、共同手洗所を二カ所建設

ハ、池の造成

ニ、草花苗畑の造成

ホ、橋梁架設一基

等で、その後第二期工事によって逐次、本格的に整備されて行く予定が現状のような状況になっております。

墓地公園は都市計画施設であるので、今後整備計画をたて、進めることとします。

(八)　養護学校の建設について

質問　本年四月から養護学校が義務教育になると聞いているが、現況についておききします。また、岩内町への建設誘致について、その決意をうかがいます。

町長　養護学校の義務化は、学校教育法施行令の一部改正によって本年四月から適用されますが、本町としては、さきに岩宇をはじめ南後志七カ町村の重要な懸案事項として誘致運動を続けてまいりました。この主な経過としては、昨年の五月三十日に、道立養護学校建設候補地選定協議会が後志支庁において開かれ、正式に道教委の方針が示され、その内容としては

一、後志地区と西胆振地区を合わせて一校建設の予定であり、近日中に候補地を選定して昭和五十四年度に設計に入りたい。

二、各町村の候補地について現地調査を実施したところ各候補地とも適地であった。

そのほか、西胆振地区との関連性、福祉施設との関連性、対象児童生徒の分布状況、特殊学級の設置状況、地域の理解と協力などが勘案されるとしており最終的には各町村が競合することなく、後志教育局長に一任させてほしいということでした。岩内町としては、

一、すでに養護学校を建設するために必要な校舎敷地、職員宿舎用地を日本アスパラガス株式会社の南となりに確保済みであり、

二、この場所は自然環境に恵まれ、

三、交通面でも中央バスが運行されており、やがて停留所が新設され、

四、更に温泉を全面的にただちに利用できる状況である。

など立地諸条件が具備されている点を公正に判断していただき、本年度に岩内町に決定するよう運動を展開してまいりましたが、今後も強力な運動を続行してまいる所存であります。

(九)　町営プールについて

質問　(1)現在町営プールの浄化装置について、いつ設置し、いつ故障したのか、またなぜ修理しないのか。

(2)現在の町営プールの水は、汚染されていると聞くが浄化装置を新たに設置する考えはないか。

(3)町営プールを新たに建設する考えはないか。あるとした場合いつになるのかおうかがいします。

教育長　(1)現在のプールは昭和三十九年に設置され、浄化装置は当初から設けられておりましたが、昭和四十六年頃、破損したものと記憶しております。修理できなかった理由は、この機種の部品がなくなったということで、何回か修理するよう努力したのですができなかったのであります。対策としてはプールの水を頻繁に取りかえて汚染を最少限度にとどめて今日に至ったのであります。

(2)浄化装置の更新は、約四百二十万円程かかる見込みでありますが早い機会に実現したいものと存じます。

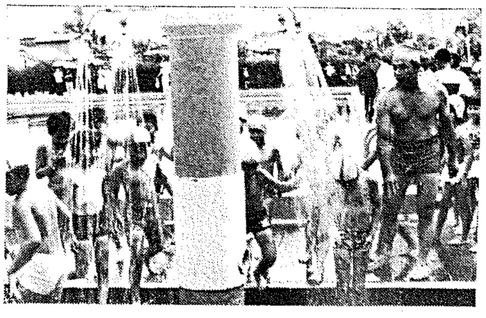

(3)プールの新設は、町内各学校連Pより西側に一カ所、造ってほしいという要望があり、現在のプールの整備をはかるとともに、もう一カ所是非増設したいものと念願しております。

再質問　町営プールの浄化装置について早急に予算をつけて使用時までに設置していただきたいということで町長におききします。

また、プールの新設についてもおうかがいします。

町長　町営プールにつきましては先般開催した地域懇談会で、洗眼設備をしていただきたいということであったので、考慮することにいたしました。浄化装置については、予算その他の関係もありますので検討させていただきます。

プールの新設につきましては、町の西側という要望も受けておりますが、従来からの計画では運動公園の中に予定されております。これは、補助金その他の運動施設との関係もあり、更に検討を要するものと考えます。また、将来の港湾計画との関連もありますが、東側防波堤の付近で海水浴ができる場所を設置しては、という話もあり目下検討中であります。

成案を得ましたら所管の委員会におはかりしたいと思っております。

(十)　土木作業用重機車両等の管理棟建設について

質問　重機、車両等の管理体制に万全を期すため、管理棟の建設が急務と思うが見解をおうかがいします。

町長　重機車両の管理棟については、私もその必要性を感じております。現在の重車両は、ダンプトラック、ブルトーザー、タイヤショベル、グレーダー、散水車など十二台保有しております。

今後の進め方としては、制度資金の導入をはかるとともに建設地の選定などを進める考えであります。

S54 4月 No.2

審議した議件

本年三月二日に招集された第一回定例会において、審議した議件の結果はつぎのとおりです。

議案第一号　昭和五十四年度岩内町一般会計予算……原案可決

五十四年度予算総額は四十九億五千五百万円で、前年度当初予算に比較して十億七千二百万円の増となりました。

議案第二号　昭和五十四年度岩内町国民健康保険特別会計予算……原案可決

予算総額は八億四千八百万円で前年度に比較して五千百万円の増となりました。

議案第三号　昭和五十四年度岩内町温泉事業特別会計予算……原案可決

予算総額は二千九百十万八千円で前年度当初予算に比較して四百一万六千円の減となりました。

議案第四号　昭和五十四年度岩内町水道事業会計予算……原案可決

予算総額は二億四千六百九十二万九千円で前年度当初予算に比較して六百四十二万九千円の増となりました。

議案第五号　昭和五十三年度岩内町一般会計補正予算（第七号）……原案可決

水道事業会計への繰出金と、老人医療費の無料化に伴う国民健康保険特別会計への繰出金、第二中学校給食設備整備工事費等について補正したものです。

なお、今回の追加補正は二千三百八十二万七千円で、これにより五十三年度一般会計の予算総額は四十三億五千七百八十万二千円となりました。

議案第六号　昭和五十三年度岩内町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）……原案可決

一般会計からの繰入れ及び高額療養費について補正したものです。

なお、予算総額については変更はありません。

議案第七号　昭和五十三年度岩内町水道事業会計補正予算（第一号）……原案可決

高料金対策のため、一般会計から補助金受け入れについて補正したものです。

議案第八号　岩内町職員定数条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

中央保育所の新設に伴う職員の増員と、と畜場の廃止により減員するため職員定数を改正したものです。

議案第九号　非常勤職員に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

霊殿管理人の報酬と費用弁償の額を定めるため条例の一部を改正したものです。

議案第十号　岩内町債管理基金条例設定について……原案可決

町債の現在高の状況から、将来の公債費に充てる財源を確保するため、町債管理基金を設置したものです。

議案第十一号　岩内町奨学金条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

奨学金の額を月額五千円を六千円に増額改定をしたものです。

議案第十二号　岩内町保育所条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

中央保育所が新設されたので保育所の位置、名称と保育定員を定めたものです。

議案第十三号　岩内町公営住宅管理条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

道が昭和五十二年度に野束地区に建設した特別低家賃住宅（第二種簡易耐火住宅三DK）が、本年四月町に譲渡移管されるので、その使用料を定めたもので、月額一万五千円と決ったものです。

議案第十四号　岩内町都市公園条例設定について……原案可決

都市計画施設として整備を進めてきました運動公園が一部使用を開始するので、関連する都市公園とあわせて、その管理について条例を新たに設定したものです。

議案第十五号　岩内町と畜場条例を廃止する条例設定について……原案可決

昭和三十一年に設立された岩内町と畜場を三月三十一日をもって廃止したものです。

議案第十六号　岩内、寿都地方消防組合規約の変更に関する協議について……可決

岩内、寿都地方消防組合から規約の一部変更について協議があったものです。

議案第十七号　岩内地方じん芥処理組合規約の変更に関する協議について……可決

岩内じん芥処理組合から規約の一部変更について協議があったものです。

議案第十八号　岩内港港湾区域内公有水面埋立てについて……原案可決

昭和五十四年度から着工が予定されている港湾施設用地として、公有水面埋立て施工について意見を求められたので、異議のないことを答申したものです。

議案第十九号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について……原案可決

雷電地区の整備計画をたてるにあたり「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」の規定に基づいて、議会の議決を求めたものです。

議案第二十号　岩内町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

議会議員の就職、ならびに職の異動等に伴う報酬額の算出方法について改正したものです。

議案第二十一号　岩内町体育施設条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

町営グランドを中央小学校の専用グランドとするため条例を改正したものです。

議案第二十二号　北海道町村非常勤職員公務災害補償組合の設置に関する協議について……可決

非常勤職員の公務災害補償に関する事務を共同で処理するため、一部事務組合を設置して、この組合に加入するため議会の議決を求めたものです。

意見案第一号　北方領土問題の解決促進に関する要望意見書…可決

わが国固有の領土である歯舞、色丹及び国後、択捉の復帰の早期解決と、北方領土の平和的返還に障害となるソ連の軍事的施設の撤去を強く要望するため、関係大臣につぎの意見書を提出することを決めたものです、

北方領土問題の解決促進に関する要望意見書

わが国固有の領土である歯舞、色丹及び国後、択捉の北方領土の復帰は道民多年の悲願であるが、いまだその返還が実現していない。

しかもなお、最近ソ連は国後、択捉の両島に、新たな軍事力の配備と軍事施設の構築等をはかっていることは、両島に近接する本道の住民として激しい不安感を覚えるものであり、かつ領土問題にもつわが国民の願いをしりながらなお、かかる既成事実をつみあげようとするソ連の態度は、日ソ両国の平和友好関係の確立をはかるうえにまことに遺憾である。

よって、政府は速やかに北方領土の平和的返還に障害となる軍事的施設の撤去をソ連政府に対し強く要求するとともに、道民の悲願である北方領土問題の早期解決をはかるよう強く要請する。

以上地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

昭和五十四年三月十三日

内閣総理大臣
外務大臣　殿
総理府総務長官

北海道岩内町議会
議長　宮下　佐一

図書室だより

公民館

今月は新刊が多数入りましたので御利用ください。

新刊図書

もう頬づえはつかない　見延　典子
ナナカマドの挽歌　秋庭ヤエ子
男の城　田辺　聖子
聖職の碑　新田　次郎
一絃の琴　宮尾登美子
女ひとり氷河を滑る　熊谷　榧
くろい足音　小桧山　博
徹子の部屋　黒柳　徹子
木版画　佐藤米次郎
大人のままごと　萩　昌弘
私だけの映画史　古谷綱正
新劇・愉し哀し　宇野重吉
かいまみた死後の世界　ムーディ
・私の部屋のポプリ　熊井　明子

児童図書

キャプテン・フューチャー①・②　ハミルトン
黄金仮面　江戸川乱歩
紙工作入門　松田　博司
がんばれヘンリーくん　クリアリー
長い冬　上・下　ワイルダー

S54. 4月 NO.3

明るく住みよい豊かな町づくりに

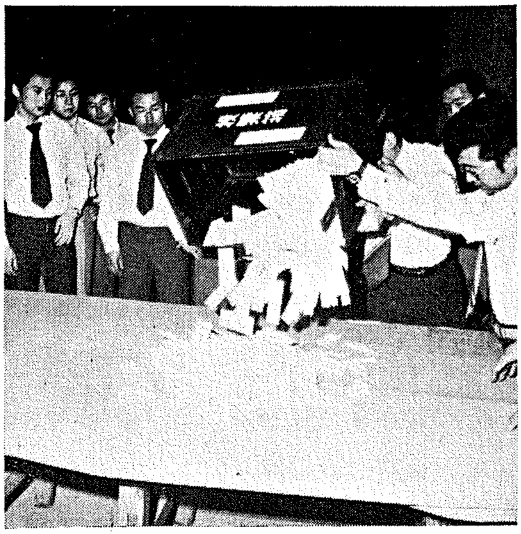

選ばれた24人のかた

4月22日おこなわれた、町議会議員の選挙は、投票率で前回を若干下廻りましたがかってない小数激戦の選挙戦で終りました。

このたび選ばれたかたは、現職16人、新人5人、元3人となっております。

選挙は政治のはじまりであるといわれます。とかく選挙だけは関心を持つが、そのあとはさっぱりと言うことのないようにしたいものです。

町の仕事をする町長と、審議する側の議会と町民が3者いったいとなり、これからの4年間、選ばれた人も、選んだ人も、明るく住みよい豊かな町づくりに、それぞれの立場から協力してほしいと思います。

それでは、新しい町議会議員のかたのこれからの活躍を期待して横顔をご紹介します。

氏名、所属政党、職業、当選回数（今回も含む）、年令、現住所（順序は、五十音順で敬称は略させていただきます）

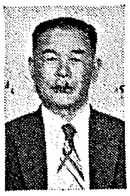

青山栄　無所属　漁業　現　当9　63歳　大浜24の6

石川貫一　無所属　保険代理業　現　当6　70歳　清住82

伊藤健三　無所属　商業　現　当4　54歳　大浜17の3

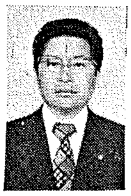

今井省三　無所属　社会保険労務士　新　当1　43歳　万代12の17

岩崎正　日本共産党　会社員　現　当4　55歳　宮園298の2

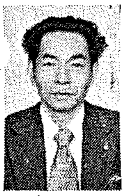

内田誠一　無所属　米殺酒類小売業　現　当2　57歳　大浜9の3

笠原義雄　無所属　建築塗装業　現　当5　65歳　万代27の8

川埜政三　無所属　会社役員　元　当3　54歳　高台13の4

木森幸男　無所属　商業　現　当7　58歳　宮園50

倉島平治　無所属　酪農業　現　当5　73歳　宮園225

小林靖幸　日本共産党　銀行員　現　当2　39歳　栄166の2

島進一　日本社会党　青果店自営　元　当2　53歳　清住5の6

城崎孝策　無所属　洋服仕立業　現　当3　59歳　万代40の14

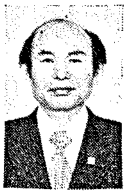

清本清次郎　無所属　貸店舗業　元　当4　56歳　万代12の5

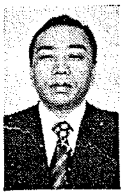

竹田豊一　日本共産党　会社員　現　当2　41歳　東山102

長谷川市三郎　無所属　農業　新　当1　61歳　敷島内596の2

堀川俊彦　無所属　染物業　現　当3　50歳　万代41の16

真井敏宏　無所属　会社役員　現　当4　48歳　万代18の18

三川由祐　無所属　会社役員　新　当1　45歳　万代3の13

宮越進　無所属　漁業　現　当3　46歳　御崎15の5

宮下佐一　無所属　漁業　現　当9　68歳　大浜76の5

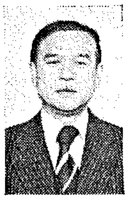

最上輝昭　公明党　政党役員　現　当2　39歳　高台157の5

山口文男　無所属　会社役員　新　当1　45歳　万代6の12

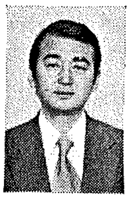

和田誠一　無所属　喫茶店経営　新　当1　41歳　高台84の5

S54.5月 No.1

ゴミがめだつ季節です みんなで周囲の清掃を

いまがいちばんゴミのめだつ季節です。年に一度は地域ぐるみで家のまわりを清掃し、ゴミのない明るい住みよい街づくりにご協力ください。町でも全力をあげてゴミの収集処理につとめていますが収集日以前にゴミを出すかたが非常に多く、そのためカラスや犬が袋やダンボールをやぶり、あたりを散らかし衛生的に非常に悪く地域のかたから苦情が出ておりますので、収集日以外は絶対に出さないでください。

☆袋詰めやダンボール箱詰めは、きちんとヒモでむすんで出してください。

☆収集場所については、ご近所で協力してきれいにしましょう。

今年もローターアクトのみなさんにより公園の清掃が行われました

皆さんが安心して働くためにも就労前に傷害保険に加入いたしましょう

この保険は月数に応じて加入でき、保険料も月割になっています。保険金額は一人五十万から五十万きざみで三百万まで加入できます。

保険料のうち、基本になる八カ月で五十万円の掛金二千二百四十円の四十%、八百九十六円を限度として町が補助し、道が三十%、六百七十二円を限度として補助しておりますので、本人は六百七十二円の負担で済むことになります。

保険金額や月数を増やす場合は補助金額はそのままで、自己負担が増額になります。

加入される方は、印鑑と自己負担分の保険料を添えて、福祉課労政係へ申し込んでください。

なお、家族の方でも申し込みができます。

老人居室整備資金を貸付いたします

六十才以上の老人のかたの専用居室を整備するため、現在居住している住宅を増改築しようとするかたで、次の各号に該当するかたに資金を貸付します。

一、老人と同居し、または、同居しようとするかた。

二、北海道に引き続き一年以上居住しているかた。

三、申込者の前年の総収入が四百万円以下のかた。

四、整備資金の調達が困難で、貸付金を真に必要とするかた。

五、貸付金を確実に償還する能力のあるかた。

◎貸付条件

・貸付限度額　一件につき百万円以内

・利　率　月利〇・五%（年利六%）

・償還期間　十二年以内（元利均等毎月償還）

・申請期日　五月十日から五月三十一日まで

くわしくは、役場老人児童係までお問い合せください。

全国防犯運動標語募集

◎募集期間

昭和五十四年五月一日から三十一日まで

◎募集テーマ

(1) 空き巣の防止

(2) 自転車盗難の防止

◎応募資格

一般および児童、生徒の方で年令、性別は問いません。

◎応募方法

普通はがきに「テーマ」(1)(2)のいずれかと、標語、住所、氏名、年令、職業（または、学校名および学年）を記載してください。

応募数は制限ありません。

◎送り先

〒〇六〇　札幌市中央区北二条西六丁目（道警庁舎内）北海道防犯団体連合会、防犯運動標語係

ゴミ焼をする場合には届出を

五月は毎年空気が異常に乾燥する時期です。畑の枯草や大量のゴミ焼をする場合には、十分注意し事前に消防署に届出でください。

臨時サイレンを鳴らします

五月十三日に春の消防演習が行われます。この日は、次のように団員召集と模擬火災消火訓練合図のため、臨時にサイレンを鳴らしますので、まちがわないようにしてください。

◎時間、団員召集、午前七時三十分模擬火災消火訓練、午前十時三十分から十二時までの間一回。

国民健康保険被保険者証の更新はすみましたか

国民健康保険被保険者証は四月三十日で期限が切れましたので五月からは使うことはできません。

まだ更新していないかたは、被保険者証と印鑑をもって健康保険係で新しい被保険者証ととりかえてください。

観光案内所を産業会館内に開設

岩内駅前の産業会館一階ロビーに、町の観光案内所を五月一日から開設しました。毎週月曜日以外は、毎日午前九時から午後五時まで専任の係が相談に応じておりますので、お気軽にご利用ください。

国有林に入られるみなさん！

太陽の日ざしが日一日と増し、野や山が緑へと色づいてきますといよいよ行楽のシーズンです。

魚釣り、山菜取り、登山などの皆さんは、国有林に入林される機会が多くなりますが、ちょうどこの季節は山火事が発生しやすい時期でもあり、また、最近ではクマが出没しているようでもあります。

どうぞ行楽のために入林されるときは、森林を山火事から守り、クマによる不測の事故を防ぐ意味から、次のことがらを守りましょう。

一、国有林に入林するときは、最寄りの営林署、入林手続所などに立寄り入林者名簿に記入し、クマについての情報などを聞いてから入林してください。

二、入林するときは、二人以上で行き、一人あるきはやめましょう。

三、タバコ、たき火など火の取り扱いに十分注意してください。

四、林道などを歩行するとき、雪崩崩落などに十分注意し、危険区域などを確認したら、近よらないようにしてください。

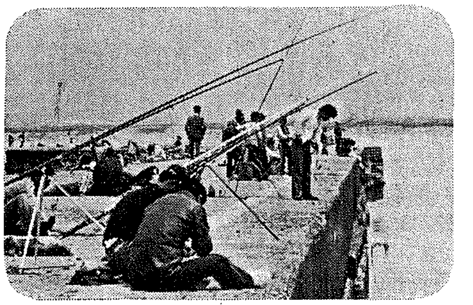

釣りには最善の注意を

最近、全国的に釣り人の増加に伴い釣りによるいたましい事故が増えています。

管内においても、釣り人の死亡事故が数件起きています。このような事故の多くは釣り人の自覚や注意によってほとんど防げるものであり、釣りをする場合にはつぎのことに十分気をつけましょう。

⊙釣りに行くまえに目的地や気象状況をは握し、時化のきざしがみられるときは中止すること。

⊙釣り場では周囲の状況に注意を払うとともに単独行動はさけ、とくに夜間においては何人かのグループで行動すること。

⊙酒類や正常な活動の判断を妨げるおそれのある飲物を飲まないこと。

⊙雨具、懐中電灯、その他安全をはかるための必要な物は携行すること。

⊙港湾や漁港などの施設内でたき火をしないこと。

⊙漁網や漁具を損傷したり、浅海資源を採らないこと。食べくず、空かんは捨てずに持ち帰るなど適切に処理し、釣り場、海、浜を大事にすること。

以上のように釣りをするかたは安全確保には十分注意するとともに海や海岸が公共の場であり、また漁業を営むかたの生活の場であることを認識して、環境の保全、水産資源の保護などに気をつけましょう。

議会だより 第二回臨時会

昭和五十四年第二回岩内町議会臨時会は四月五日招集され、会期を一日間と決め、議長の諸般報告につづいて議事に入り、提案された議案四件と委員会報告一件を審議、可決して同日閉会しました。

審議した議件

議案第一号　昭和五十四年度岩内町一般会計補正予算（第一号）……原案可決

岩内地方振興公社が岩内信用金庫から事業資金を借入れるにあたり、町が損失補償をするため、債務負担の補正をするものです。

なお、予算総額については変更はありません。

議案第二号　工事請負契約の締結について……原案可決

町立岩内第二中学校屋内体育館改築工事について、建築主体工事の請負契約を締結するため議会の議決を求めたものです。

議案第三号　岩内町の区域内にあらたに生じた土地の確認について……可決

公有水面埋立てにより造成した土地を、町の区域に所属されるため、確認をしたものです。

議案第四号　字の区域変更について……可決

公有水面埋立地を字大浜に編入するため、「字」の区域を変更したものです。

委員会審査報告

（建設委員会）

陳情第十一号　岩内川壁坂通りの道路舗装についての陳情……採択

554 5月No.2

議会構成決まる

議長に青山栄氏

昭和五十四年第三回岩内町議会臨時会は、五月十一日から十七日まで行われ、つぎのとおり議会構成が決まりましたので、お知らせします。

議長　青山栄

副議長　笠原義雄

◆総務常任委員会

委員長	木森幸男
副委員長	伊藤健三
委員	倉島平治
〃	石川貫一
〃	宮下佐一
〃	真井敏宏

◆社会文教常任委員会

委員長	堀川俊彦
副委員長	小林靖幸
委員	今井省三
〃	内田誠一
〃	青山栄
〃	笠原義雄

◆建設常任委員会

委員長	岩崎正
副委員長	最上輝昭
委員	山口文男
委員	城崎孝策
〃	長谷川市三郎
〃	島進一

◆産業常任委員会

委員長	宮越進
副委員長	川埜政三
委員	和田誠一
〃	三川由祐
〃	竹田豊一
〃	清本清次郎

◆議会運営委員会

委員長	城崎孝策
副委員長	島進一
委員	内田誠一
〃	小林靖幸
〃	宮越進
〃	最上輝昭
〃	真井敏宏

◆岩内町監査委員

清本清次郎

◆上水道特別委員会

委員長	伊藤健三
副委員長	竹田豊一
委員	和田誠一
〃	三川由祐
〃	山口文男
〃	木森幸男
〃	川埜政三
〃	真井敏宏
〃	岩崎正
〃	清本清次郎
〃	最上輝昭
〃	内田誠一

◇安全運転監視員を委嘱

このたび、後志支庁、岩内警察署長が連名で、次のかたがたが、安全運転監視員として委嘱されました。

万代三一	加藤豊雄
万代九ノ一	広田満男
栄一八六	伝法順次
栄一二四ノ一	中川清
万代一ノ一	堀川卯一郎
大和七ノ五	渡辺正雄
大浜六十ノ一三	内田昌三
栄二一〇	三浦金松

この安全運転監視員は、模範運転者を選び、監視員自から模範運転を励行することによって、他の車両の安全運転をおし進め、善意の監視を行い、誠意のある注意警告を行うと共に悪質、危険性の高い違反に対しては、警察に通報を行い、更に交通安全対策に関する意見、要望などを関係行政機関に通報し、交通事故を防止しようとするものです。

◇交通事故巡回相談

交通事故による被害者等の相談窓口を設けて、交通事故相談員による指導又は、助言を次の日程により行ないますので、ご遠慮なくご利用下さい。

- 六月二十日（水）九時〜十五時まで　公民館
- 九月二十日（木）十一時〜十五時まで　公民館
- 十二月二十日（木）十一時〜十四時まで　公民館

『行政相談員に小笠原軍人氏が再委嘱されました』

行政管庁では、役所の仕事について皆さんの身近な相談窓口として全国の市町村に「行政相談員」を置いています。

行政相談員は、国や道、町の仕事に対し

- 説明に納得できない
- このようにしてほしい
- 事務処理がまちがっている
- どうすればよいわからない
- 事務処理がおそい
- 不親切な扱いを受けた

など皆様からの苦情、要望、問い合わせをお受けして、その解決や実現にあたっております。

国や道、町の仕事に対し苦情、要望、問い合せなどがありましたら行政相談員に遠慮なくご相談してください。

連絡先　岩内町字高台二十番地
小笠原軍人宅
でんわ②二一三三番

今年は国際児童年

国際児童年1979

国連で、児童権利宣言が採択されてから、ちょうど二十年目にあたります。これを記念して〝子どもは民族の宝、世界の宝〟という認識のもとに子どもたちの幸せについて皆で考えよう。という年なのです。この機会にわたしたちは子どもたちの世界を直視し、そのありのままの姿を理解するとともに、新しい親子関係のあり方を見いだしたいものです。

親は子どもの先生です

国際児童年にちなんでパートⅠ子どもの教育は、生まれたときから始まっています。母親がお乳をのませたり、抱いたり、おむつをかえたり、寝かせたり、こういう日々の生活の中で知らず知らずのうちに教育が行なわれています。

さて、〝三才〟は、子どもにとって自立心が芽生える時期で、子どもに良い生活習慣をつける上で最もたいせつな時期です。

親は子どもが自分でやりたいことをじょうずに利用して日常の基本的な習慣をきちんとしつけてください。そのこつは、

①しからずにできるまでやらせましょう
②できたらほめてやりましょう
③段階を小さく、できることから積みあげていきましょう

この時期にしつける基本的な習慣は、①食事②睡眠③排便④着脱衣⑤清潔の五つの習慣です。

これらの習慣は、日常生活のもとになり、子どもに行動やけじめをつけさせる大事な習慣です。

また、子どもは両親や家族の影響を大変強く受けますので、子どもも、とくに三才児のしつけには、両親や家族の生活態度を正し、小手先のしつけではなく、一貫した方針をもつことが大切です。

ご寄付ありがとうございました

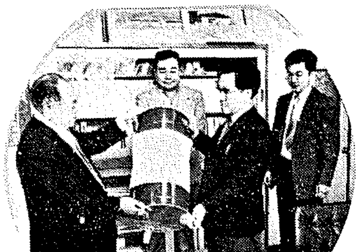

▽万代十二の六
いこいの家に水墨画　相坂春山　一点

▽大阪牧方市中宮東之町十四
いこいの家に　横がく　木下啓次　一点

▽万代一の四
いこいの家に　㈱ホテルうきよ代表取締役　鈴木カツエ　座椅子　五十脚

▽西宮園町内会　会長高橋勢治
中央保育所に　植樹（プラタナス二本、イタヤ七本、白樺二十四本）

▽建築士会岩内分会長　高橋幸吉
美化運動推進に　ゴミ箱二十個

いよいよ本格的な観光シーズン

観光客を親切に迎えましょう

新しい温泉地「円山」をはじめ「雷電」など町内の名所、史跡を毎年約40万人の観光客が訪れています。

地元の人達のちょっとした親切が印象深く、より楽しい思い出となって、再び訪れたいという気持ちがおきるものです。

観光客には、心から親切な態度で接しましょう。

S54.6月

社会を明るくする運動シンボルマーク

社会を明るくする運動が、七月一日から七月三十一日まで全国いっせいに展開されます。

この運動は、地域住民みんなで犯罪の防止と罪を犯した人たちの更正について、理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする運動です。

第二十九回目を迎えた今年の運動は、前年に引き続き「地域活動の推進による青少年の非行防止」を重点目標に行われます。

岩内町においても〝社会を明るくする運動〟の期間中に、街頭パレードをはじめ各種行事を、つぎの日程で実施しますので、みなさんの深いご理解とご協力ご参加をお願いいたします。

記

7月9日 街頭パレード
　午後三時 町内一巡
7月7、8、9日 愛の募金
　午前十時 神社参道
7月中旬 ミニー集会
　五カ所で開催予定
7月20日 更正保護相談所開設
　午前十時 公民館
7月下旬 街頭パトロール
　町内一巡
7月20日 作文の募集
　対象は小、中、高生で、取りまとめは各学校で行います。

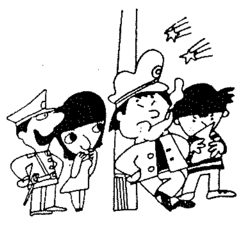

話し合いのできる明るい家庭環境を

岩内運動公園を写つそう

今年四月に一部完成した運動公園を町民のみなさんにもっとよく親しんでいただくため、写真コンテストを行います。

◎コンテスト
岩内運動公園写真コンテスト

◎目　的
運動公園の公用開始に伴い、スポーツ施設、町民いこいの場としてより活用を図るための周知を目的とする。

◎題　材
運動公園区域内で自由

◎サイズ
一部　白黒写真、キャビネから四ツ切まで
二部、カラー写真、キャビネから四ツ切まで

◎賞（各部とも）
最優秀賞　一点（賞状、賞金二万円）
優　秀　賞　二点（賞状、賞金五千円）
入　　選　五点（賞状、記念品）
佳　　作　五点（記念品）

◎応募期間
昭和五十四年七月一日から八月三十日まで

◎審　　査　町が委嘱する審査員

親子の信頼感

国際児童年にちなんでパートⅡ

子どもが小学校に入学するようになると自立心も旺盛になり、行動の範囲も広くなります。したがって、幼児期とは違ってしだいに子どもの行動のすべてには親の目もとどかなくなります。

親が幼児期から子どもに一貫した態度で接している限り子どもには、自分の行動を善悪に照して行動するような内面的な行動の規準ができております。

ですから、ここで一番大切な事は、親は子どもを信頼することです。子どもを疑ったり、むやみに行動を規制したりすることは、子どもの心の発達を妨げることにもなりかねません。

また、子どもが小学校に入学すると、親の最大の関心事は勉強ということになるでしょうが、親が子どもにあまり勉強、勉強とうるさく言うことは、子どもとの信頼関係や、知的発達によい影響があるとは思われません。むしろ心の中ではあれこれと心配しながらも暖くみまもる親の態度が子どもの学力を向上させることになるでしょう。

ところで親子の信頼感ですが、親が子どもと接する時間が長いからとか、ほめる回数が多いから暖く子どもをみまもっているとか、逆に子どもと接する時間も短かく会話の時間も少ないからといって冷たい親とみることは必ずしも正しいとは限らないでしょう。つまり、親子の気持が一致しない限り親子の信頼関係は崩れることになります。

さて、幼児期の終りごろから子どもは父親の影響をうけるようになりますが、特に男の子にとって学童期には、父親が男性の代表として子どもの目に映るようになります。女の子にとっても異性感をつくるうえで父親は大切な存在となってきます。

この時期は、親と子のきずなを堅く結びつけることが大切です。

ご寄付ありがとうございました

▽東山八十三の二　㈲梅村石油
　代表取締役　梅村　光雄
　交通事故防止資金に
　一万六千六百三十八円
▽高台十二の一　㈲佐藤造花店
　代表社員　佐藤　信義
　霊殿焼香台用仏具　一式
▽共和町発足　南田　磐
　第一中学校還境整備に白樺30本
▽大浜五　北海道電力岩内営業所
　水力発電所発祥の地
　案内三角板　一式
　水力発電所沿革、発電所概要
　案内板　一式
　防護レェンス　一式

議会だより

第三回臨時会

統一地方選挙後の初議会が五月十一日、昭和五十四年第三回岩内町議会臨時会として招集され、選挙による議会人事と議案五件を審議、可決して五月十七日閉会しました。

なお、議会人事については、さきの「広報いわない」六月号でお知らせしておりますが、さらに未登載の分は次のとおりです。

選挙第一号　**議長選挙について**
選挙第二号　**副議長選挙について**
岩内町議会運営委員会委員の選任について……選任
常任委員・委員長・副委員長の選任について……選任
選挙第三号　**岩内地方伝染病隔離病舎組合議会議員の選挙について**
　当選人　笠原　義雄
選挙第四号　**岩内地方衛生処理組合議会議員の選挙について**
　当選人　青山　栄
　　　　　堀川　俊彦
選挙第五号　**岩内地方じん芥処理組合議会議員の選挙について**
　当選人　青山　栄
選挙第六号　**岩内・寿都地方消防組合議会議員の選挙について**
　当選人　宮下　佐一
　　　　　内田　誠一
選挙第七号　**後志教育研修センター組合議会議員の選挙について**
　当選人　宮下　佐一
決議案第一号　**上水道特別委員会設置に関する決議**……可決

議会に、上水道の利用普及の推進をはかるなど、対策を講ずるため上水道特別委員会を設置する決議案を提出したものです。

上水道特別委員会設置に関する決議

一、本町議会に十二人の委員をもって構成する上水道特別委員会を設置する。
二、議会は、上水道特別委員会に対し、つぎの事項の調査を付託する。
(1) 上水道に関すること。
(2) 上水道の利用普及に開すること。
三、本特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができることとし、議会が本件の調査終了を議決するまで継続して調査を行なうものとする。

以上決議する。

昭和五十四年五月十七日
岩内町議会

上水道特別委員会委員の選任について……選任

議案第一号　**昭和五十四年度岩内町一般会計補正予算（第二号）**……原案可決

町費職員の勧奨退職に伴う所要額について補正したものです。

なお、今回の追加補正は、三千四百八万二千円で、これにより五十四年度一般会計の予算総額は、四十九億八千九百八万二千円となりました。

議案第二号　**岩内町税条例の一部を改正する条例設定について**……原案可決

地方税法の一部改正に伴い、町民税の均等割の非課税範囲の拡大と、軽自動車税の税率改正、その他所要事項について改正したものです。

議案第三号　**岩内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例設定について**……原案可決

地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の改定と減免規定の追加、その他所要事項について改正したものです。

議案第四号　**岩内町監査委員の選任につき同意を求めることについて**……同意

議会議員のうちから選任していた監査委員青山栄氏が任期満了となったので、後任に清本清次郎氏を選任するため、議会の同意を求めたものです。

報告第一号　**専決処分した事件の承認について**……承認

五十三年度の町道舗装新設事業及び第二中学校改築事業費にあてる町債が増額になるため、一般会計補正予算（第八号）を専決処分したため、議会に報告し、承認を求めたものです。

なお、予算総額については変更はありません。

＝雷電野営場オープン＝

野外レクリエーションと若人の健全な遊び場として親しまれている雷電野営場が七月十四日（土）から八月十五日（水）まで開設されます。

利用されるかたは、駅前産業会館内岩内観光案内所(2)—一一八四番にお問合せください。

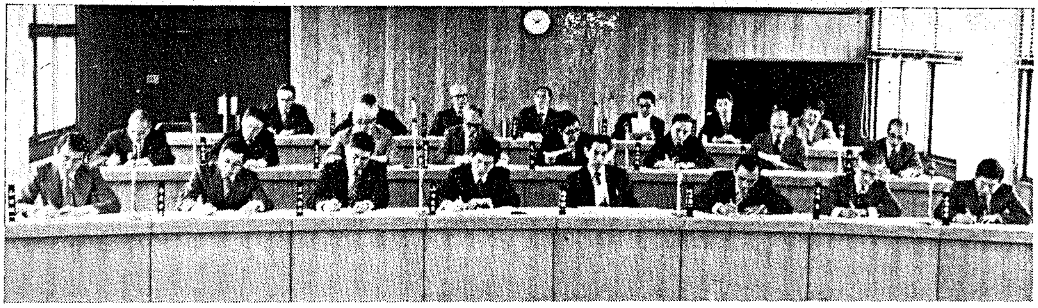

議会だより

第2回定例会

昭和54年度第2回岩内町議会定例会は6月22日招集され、会期を11日間と決定、議長の諸般報告、建設委員長の所管事務調査報告、さらに町長の町政報告があり、続いて議案の提案説明を受けて議案調査のため休会にはいりました。

6月27日再開、町政に対する一般質問が行なわれたあと、議員全員による予算特別委員会を設置し、全議案を付託、審査し、さらに本会議において決議2件を含む10件の議案を可決して6月29日閉会しました。

なお一般質問とこれに対する理事者の弁答要旨はつぎのとおりです。

町政報告

(一) 第六次岩内港整備五カ年計画について

昭和五十五年度を初年度とする第六次岩内港整備五カ年計画の開発庁並びに運輸省のヒヤリングを終えてまいりました。

計画の基本的な構想といたしましては、岩内港は漁業基地として有効な活用を図ると共に漁船の出入航の安全対策をはかりつつ、今後は岩内―新潟間のフェリー就航を中心とする、商港としての基盤の整備、更には工業港的な機能をもあわせもつ多角的な港湾としての飛躍を期するものであります。

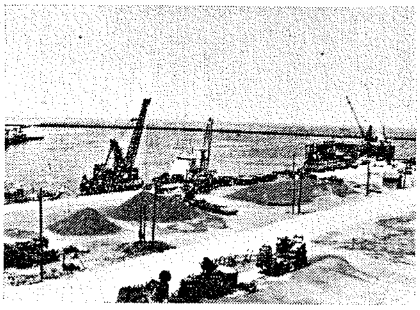

現在就航いたしております苫小牧―東京間のフェリーの所要時間は三十一時間でありますが、岩内―新潟間は十五時間、これに関越高速自動車道(新潟―東京間)三時間三十分、苫小牧―岩内間二時間四十分を加えても二十一時間十分となり、約十時間の短縮となりフェリー就航の有望な条件となっております。

◎五ヵ年計画の内容は

現在の西防波堤の五〇〇米延長の外、東防波堤から約六六〇米東側に新たに外防波堤を新設しその中にフェリーを主軸とする公共埠頭を設け海浜地の埋立てによる港湾関連用地を造成すると共に、後背地の適正開発をも推進しようとするものであります。

ただ今の段階ではこの総事業費は約一一二億円となっておりますが、今後政府の閣議を経て正式決定をみることになります。

本計画は岩内町のまちづくりのため、重要な役割りを背っておりますので、今後推進するにあたりましては、関係者、関係の機関とも十分な連携をとりながら最善の努力をして参りたいと存じます。

以上、第六次岩内港整備計画について中間報告といたします。

(二) 特別養護老人ホームについて

本年度の重点施策として計画しておりました「特別養護老人ホーム」の建設につきましては、国並びに北海道更に関係機関の深い理解と御支援をいただき、六月五日付けをもって国から建設費補助の内示を受けたのであります。

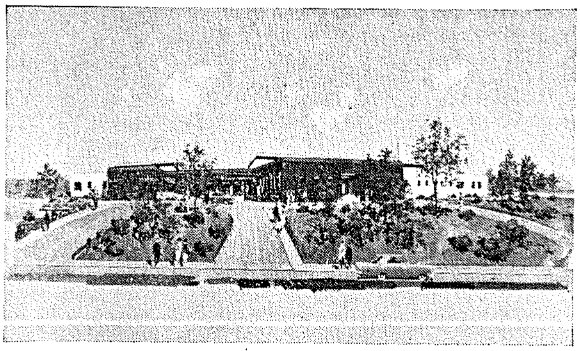

◎この施設の概要としましては、

・敷地面積が　一九、〇〇〇平方メートル（五七四七・五坪）

・建物面積は　一、五五七、二〇平方メートル（四七一・一坪）

収容定員を五十名とし、総事業費は、三億一千七百十二万円であります。また、内部施設といたしましては、居室、浴室、機能回復訓練室、医務室、談話室、静養室、寮母室などのほか、管理施設が設けられることになっております。特に浴室については、円山地区に湧出している岩内温泉を引湯し、いわゆる温泉付の特別養護老人ホームとして特色のある施設とし、明年四月には開設できるよう万全を期してまいりたいと存じます。

(三) 働く婦人の家について

岩内警察署の東側に計画していた「働く婦人の家」につきましては、六月一日付をもって国から正式に補助金の決定通知があり、近く着工の見通しとなりました。

◎この施設の概要としましては、

・敷地面積が　一、〇〇〇平方メートル（三〇二・五坪）

・建物の面積が　六一七、八〇平方メートル（一八六・九坪）

・建物の構造は　鉄筋コンクリート造り一部二階建

・総事業費　一億三百二十万円をかけ工事を施行する予定でありますが、内部施設といたしましては講習室、料理講習室、図書室、談話コーナー等働く婦人のための拠点的役割を果たすための機能のほか、六十七畳敷きの集会ができる和室を設け地域住民も多目的に利用できる施設とする計画であります。

なお、この「働く婦人の家」は、年内に工事を完成する予定でありますが、名称につきましても「働く婦人の家」というだけでなく、いわゆる愛称を広く町民の皆さんから募集し、名実ともに、町民の憩の場として親しまれる施設とすることに配意してまいります。

無所属クラブ

内田誠一議員

一　文化センターの早期建設について

質問　文化センターの建設を、早期に着手していただきたいと思いますが、次の点についてお尋ねいたします。

(1)　前年度における基礎調査の結果について

(2)　現在の状況と見通しについて

(3)　町民の要望に応えるため、明年度からでも着工していただきたいと考えますが、この点について

町長　(1)(2)(3)　基本調査ですが、一階、二階、三階、地階、合わせて七千九百平方メートルの面積を考えており、建物の性質上、鉄筋コンクリート造り、地下一階、地上二階、一部三階建てということになろうかと思います。

施設の内容としては、公民館と図書館と集会所を合わせたような性格のもので大ホールの固定席が

千三百席、中ホールの可動席が三百席、図書室の蔵書一万冊、このほか、児童室、老人室、会議室、応接室、音楽ライブラリー、視聴覚室、調理実習室、研修室、休憩室、展示コーナー、郷土の部屋、茶室、そのほかであります。

駐車場は、用地を最大限に利用し、地上で五十台、地下で百台、計百五十台の収容可能な施設にするということであります。

このセンターが実現しますと、おそらく、管内随一の施設になろうかと思っております。

文化センターの建設は、多くの町民の方から強い要望があり、目下計画事業について検討の段階でありますが、問題になりますのは財政措置であります。

建設の概算事業費は、全体で十七億五千万円程度が予定され、この財源内訳は、国庫補助金、七千五百万円、起債、四億七千九百三十万円、一般財源、十一億九千五百七十万円が見込まれることになり、特に起債と一般財源を合わせ町の持出分は、十六億七千五百万円の巨額な費用が必要なため、規模の問題、施設の内容、財政的な問題も含めて、さらに検討が必要でありますので、町としては、今後とも、関係機関と十分協議し、財源の見通しがついた段階で、実施してまいりたいと考えております。

二　新岩内線について

質問　国鉄岩内新線の問題について次の点をお伺いします。

(1)　最近における、中央陳情の経過について

(2)　運輸大臣、道知事からの相談事項、または、質問などがあればその内容について

(3)　岩内新線問題に対する、町長のお考えについて

(4)　今後とも、運動を続けるべきか、または、道路網の建設に切りかえることが得策か、この点について

町長　(1)(2)(3)(4)　国鉄の深刻な赤字解消と、財政再建については、既存路線の廃止までを含めた経営見直しや、合理化等が検討されていることは、御承知のとおりであります。

本年一月には、運輸大臣の諮問機関である、運輸政策審議会の国鉄地方線問題小委員会から、運輸大臣に対し、地方線についての経営改善策が報告されており、この内容は、次の三点に要約されると思います。

㈠　官民共同出資の事業体、いわゆる第三セクターや、民間事業者が国鉄から、鉄道を無償で借り受け運営すること。

㈡　バス輸送に転換すること。

㈢　仮に国鉄が運営するにしても、その赤字は、地元が負担すること。

以上の三点ですが、報告は更に、新規に開業する地方線についても同じ考えであることを述べております。

そこで運輸大臣としては、既存の地方線対策に着手する前に、新規に開業、着工、工事継続する路線については、その選択を先行させることをねらいとして、本年五月十一日、運輸大臣から関係知事あて、意見を求める文書が出ております。

地方線（地方開発線、地方幹線など、いわゆるＡＢ線）は、国が鉄道建設公団に建設させ、無償で国鉄に譲渡するものであります。運営については国鉄であり、この運営方法を考えるべきであるとする、委員会報告を基調として求められた意見は、

㈠　第三セクター、民間事業者等により、鉄道運営を行なえるか。

㈡　当該鉄道輸送から欠損が生じた場合は、国からの助成のほか、所要の公的助成を行ない得るのかの二点であります。

これに対し北海道知事は、地方の意向や、関係町村長の意見も十分に踏まえまして、

㈠　国鉄新線の建設は、地域経済の基盤強化と、地域格差の是正を願う、住民の強い願いであることを訴え、

㈡　今後の省エネルギー、環境保全などの、社会的要請に応えるためにも、鉄道網の整備は極めて大切であること。

㈢　更に、運営についても国鉄新線は、国の責任で行なうべきであり、地方公共団体としては助成を行なわない。

という見解を示しており、私どもといたしましても、同様の認識をもっているところであります。

また、岩内線建設促進期成会、北海道鉄道新線建設促進期成会、鉄道新線建設促進全国協議会等も、同様の見解を取っております。

しかし、この問題の解決を見ない間は、今年度の予算執行を凍結するとしている運輸省との間では、今後なお、短期間のうちに論議が集中するものと考えます。

以上が、最近における、鉄道新線に対する現況であります。

一般質問

そこで、岩内線建設に対する関係八ヵ町村としては、六月五日に開催された本年度総会において、これらの状況を十分考慮した上で、永年にわたる悲願達成のため、早期予算配分と、完全消化による工事促進のため、活動を申し合わせておりますが、厳しい見通しであることは、御推察のとおりであります。

いずれにしても、この問題の基本方針が決定され、工事継続線として、一気に進行することになるのか、また、新たな問題が提起されるのか、その辺の状況を見極めるとともに、特に、七月の十一日に期成会として、運輸省及び、関係国会議員等に陳情申し上げ、その成果を踏まえまして、関係町村及び、議会とも十分協議を進め、対応していく所存であります。

三　共和・泊原子力発電所建設計画について

質問　原子力発電所の建設問題について、次の点をお伺いします。

(1)　アメリカ、スリーマイル島原子力発電所の事故について、町長の感想をお尋ねします。

(2)　今回の事故に関連して、国内原発の点検の結果を、国が現地で説明すべきと考えますが、この点のご見解と、このことについて、国に要請された経緯があるかどうか。

(3)　漁業関係者との話し合いについて。

(4)　北電との話し合いについて。

(5)　立地点変更計画に対する本町議会の同意は、いつ、どのようにして行なうべきか。また、理事者提案とすべきと思うが、そのお考えについて。

町長　(1)(2)(3)(4)(5)　共和・泊原子力発電所建設に対する基本方針は、議会の決議により示されており、町長としては、これに基づき、対処する立場にあります。

就任以来、今日まで対処した主なものは、漁業者の、多数の方々の理解と、納得を得ることであります。

その第一段階として、道が第三者的見地から、漁業影響に関する考察を地元漁協に説明中、北電は、計画変更を公表し、関係町村に協力を求めたものであります。

町長としては、道の、この説明のもとに、話し合いを進める予定でありましたが、更に、立地点変更の問題も提起され、それに対する新たな対応の必要が出て参りましたので、議会とよく協議し、結論を出す予定でおりました。

しかし、三月二十八日、米国のスリーマイル島で起った事故により、安全性確認の問題が提起されてまいりました。

そこで、その後の方針としては、国や、道などの責任ある機関が、安全性に関する結論を示すまで、発電所問題についての対応は、困難であると判断しております。

以上が、経過と対応の状況でありますが、今後の状況によっては更に、議会の皆様と良く協議し、対処してまいる所存であります。

清新クラブ

今井省三議員

一　産業の振興対策について

質問　産業振興をはかるための施策について、次の点を、お伺いします。

(1)　水産研修センターの運営費のうち、試験、研究のための原材料費予算が、十分でないと聞いておりますが、増額するお考えはないか。

(2)　水産加工業界での原魚の確保難と高値、その反面、製品安のジレンマに陥っているが、統一商標、販路の拡大、新製品の開発などに、行政上の配慮を進めていただきたいと思うが、この点について、特に、良質の原魚は、大手商社の一方的な市場操作に、末端業者は振り廻されているように聞いておりますが、これについても伺います。

(3)　岩内地方出身者が、主要官公署、大手商社及び、海外で数多く活躍されておられますが、この方々に、例えば、レター作戦や主要都市で、町長を囲んでの懇談会などを開き、英知と協力を得て町の産業振興をはかられるお考えがあるかどうか。

(4)　商店街は大型店舗二店の影響を受け、売り上げの大巾なダウンをみ危機感のなかで企業努力を行なっているが、これにも限度がありますので、町はこの際、自然発生的な商店街から、計画的な望ましい商店街づくりをめざし、新しい角度から都市再開発計画を設定し、これと合わせ実施されるお考えはないか。

(5)　二店舗開店により、商店街で経営難のため、閉店、もしくは転出しなければならない店主もでているように聞いているが、大型店舗オープンによる既設商店の影響をお知らせ下さい。

町長　(1)　水産研修センターは、開設当初より業界が、手の廻りかねる分析、加工、実験を中心に、その他文献調査、指導、講演会等を行ない、技術的、情報的な面の啓発や、新製品開発への方向を模索してまいったところです。

質問の原材料費は、あくまでも、分析、加工の実験のためのものでこの諸実験の内容を検討して、業者が大量実験をやり、これを宣伝、販売して行くというシステムを取って来ており、このような、町と業界との接点が有機的に連繋されて、スムーズな活動が保障されるものと考えております。

従って、原材料費については、分析、加工実験の必要に応じて補正して行く、という考え方で取り組んでおります。

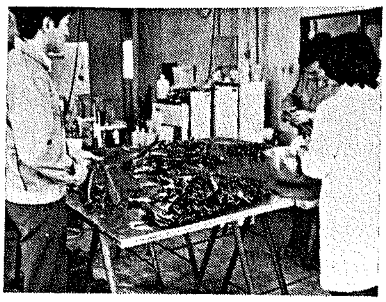

(2)　原魚の確保難と高値、製品安は、最近の加工業界に大きな影響を与えていることは事実であります。

対策としては、共同購入、共同販売体制の強化を、加工協に対して要請する一方、原魚購入資金対策として、昭和五十三年九月の定例会で、八千万円を限度としての損失補償を議決していただき、原魚

購入資金、四千万円の導入をはかっておりますし、販路拡大についても、今年札幌市で行なわれる予定のフードフェアーに参加して、地元生産品の宣伝販売を行ない、その拡大を計画しております。
また、新製品の開発については、日本海マスくん製の試作実験に成果をみ、各界の好評も得ており、これを受けて業者が製造販売をする段階にまで来ており、今後とも業界と町が一体となって、このような開発をしてまいりたいと考えております。
(3) 町内出身者の英知を結集するようにとのことですが、町長としても現在、あらゆる面で岩内出身者の知恵を拝借し協力をいただいており今後なお、一層視野を広げ最新にして正確な情報や、指導、助言をいただいて、行政上や、産業振興上の参考とさせていただきたいと考えておる所であります。
(4) 商店街の街づくりについては既存商店街は勿論、町、商工会議所、商店街近代化対策協議会、商店連盟等において、検討を重ねているところであります。
また、都市再開発の現行制度には
① 都市再開発法による、市街地の再開発事業
② 都市区画整理法による、土地区画整理事業
③ 住宅地区改良法による、住宅地区改良事業
等多くありますが、これらは、大都市を対象としたものであって、当町のような場合には、これらの制度の対象外であります。
しかし、町としては商店街の中心をなす国道沿いに、海水を利用しての日本で初めてという融雪溝設置を、国の予算で施行するようお願いする段階であり、これと一体となって、道路内のグリーンベルト、要所要所のロードヒーティング、アーケード等を設置して、商店街の姿を一変するよう、現在強力に運動中であり、今後も、その実現に向って、ともども努力してまいりたいと存じます。
(5) 二店舗の開店による影響については、岩内青年会議所が中心となり、目下影響調査を取りまとめ中であります。
調査期間は、五月二十五日から六月二十五日までで、調査項目は、町からも資料を提供し、町、会議所、商店連盟が後援して行ないましたが、締切りが二十六日でありこれから集計、取りまとめを行なうことになっておりますので、結果の報告はもう少し待っていただきたいと存じます。
再質問 商店街対策の一つとして苫小牧市などでは、大型店を一時凍結というようなことが行なわれております、このようなことについて、町理事者のお考えをおかせいただきたい。
町長 苫小牧の大型店舗人口支持率は激化の状態でありますが、岩内町の場合は、現在の所二店舗の売場面積が大体三千平方メートルであり、競合の状態でありますので、今の二店については、凍結は考えておりません。

二 私道対策について

質問 民有地の住宅建設に関連して私道が設けられるが、これについて舗装は勿論 散水、除雪も適用除外であるが、行政の公平化と福祉の恩恵に浴させるためにも、この救済措置として、洞爺村が行なっている条例化など、整備補助制度を進めるお考えはないか。
町長 建築に関する法令では各種規制があり、民有地内に建築物を建てる場合の道路、いわゆる私道に関しては、あらかじめ私道の位置について、支庁の指定をうけなければならず、その基準として概ね、
(一) 私道の巾が、四メートル以上であること。
(二) 交差部、接続部、屈曲部は、すみ切りを設けること。
(三) 砂利敷、その他ぬかるみとならない溝造であること。
(四) 縦断勾配が十二パーセント以下で、かつ、階段状でないこと。
(五) 排水施設については、私道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝などを設けたもの、などの定めがあり、私道をつくる人は、以上の条件を満たすことを前提として、支庁から位置の指定がなされます。
従いまして、支庁から位置の指定を受けている民有地内の道路、並びに排水施設については、私道所有者の責任において、管理することになっております。
私道整備補助制度については、今のところ、早急に制度化することは考えておりませんが、今後の問題として十分検討を重ねてまいります。

一般質問

三 公営住宅の質的改善について

質問(1) 昭和二十九年、三十年に建設した公営住宅は、狭隘と老朽化がはげしく、昨今の住宅ニーズに合致していないので、住宅使用料、維持管理費の不均衡是正と合わせて、総合対策が必要と思うがご所見を伺います。
(2) 公営住宅団地内の環境整備についてお尋ねします。
町長(1) 昭和二十九年、三十年建設の公営住宅は、現在まで、管理運営改善方法等について、いろいろと審議されてきた経緯もありますが、岩内大火の後仕末問題として、町政上の重要な課題として検討を加えてまいりました。
これの対策としては、町政執行方針で明らかにしておりますが、本年度国の補助を受け、住宅の現況と入居者の意識調査を行ないます。
この意識調査は、アンケート方式によりますが、調査の概要は、
一、世帯構成、就業先、収入概要等
二、増改築の状況
三、現住宅の満足度
四、改善に対する要望として、住戸改善、建替えの希望、施設設備の要望、周辺施設の利用についての要望等
五、自己の将来の住宅計画などであり、現住宅のかかえている課題を抽出して、総合的対策を策定して参りたいと思います。
なお、事務体制としては、総合的に対処できるプロジェクトチームを組織し、計画策定にあたっては調査結果をもとに、議会、所管委員会とよく協議し、推進してまいりたいと考えております。
(2) 住宅団地の環境整備については、工事費、原材料費を合わせて千七百万円を予算計上し、住宅の維持補修、環境整備に努めております。
本年も四月以来、十二団地、六十箇所にわたって、切込み砕石を敷いて、団地内道路の維持補修にあたっており、下水側溝についても新設、土砂あげ等、近く工事発注の予定であり、限られた予算でありますが、有効、適切に予算を執行し、環境整備にあたってまいります。

四 交通事故防止のための街路灯の設置について

質問 交通事故防止のため、主要道路の交差点に水銀灯の設置をはかっていただきたい。
町長 昨年の当町における交通事故発生件数は五十九件で、死者一名、傷者七十九名が事故の犠牲になっております。
事故の原因の一つとして照明度があげられておりますので、事故防止と歩行者保護の立場から、今後町道においても年次計画で街路灯の改良、新設を検討してまいります。

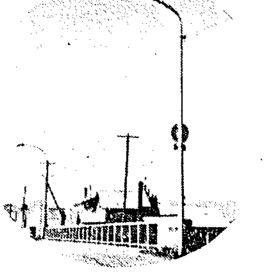

なお、国道、道々についても危険箇所については改良及び設置要請を行ない、交通安全対策に万全を期したいと考えております。

清新クラブ

山口文男議員

一 昭和五十四年度財政について

質問 (1) 本年度歳入予算について、町債に依存する財源が極めて多いが、このような状態で健全財政が維持できるのか、その見通しについてお伺いします。
(2) 自主財源にしめる公債費比率が年々増加しているが、このような状態が続くならば早晩地方債借入れの制限を受けるものと思われますので、この現況と将来的な見通しについてお伺いします。
(3) 最近管内町村でおきている財政上の不祥事もあり、現行監査体制の強化をはかるべきであると考えますがご見解を。
町長 (1) 昭和五十四年度の一般会計予算は、第二中学校の改築工事の最終年度、特別養護老人ホームの建設など重点施策の事業を推進するための総額四十九億五千五百万円という大型の予算編成をいたしました。
一方この財源としては、予算総額の十四・七％にあたる七億二千六百六十万円の町債、さらに特殊要素といたしまして四億五千万円の土地建物売払収入を見込んでおります。
これは、これまで実施してまいりました町内各小、中学校の改築事業費について特に今年度が最終年度ということで大きな財政負担を余儀なくされているのであります。
このため、町としては大変困難を伴いますが学校跡地を含め、現在貸付中の町有地の処分を積極的に進め財源の確保をはかる考えであり、また歳出においては経費の節減合理化に努めてまいります。
いずれにいたしましても、本年度の見通しは極めて厳しい状況下にありますが、健全財政の維持に最大限の努力をしてまいります。
(2) つぎに町債の内訳でありますが、昭和五十三年度末の町債の借入れ残高は三十六億三千五百万円で、この公債費比率も十六・六％となっておりますが、この率が二十％を超えると町債の借入れ制限を受けることはご指摘のとおりであります。
しかし、各種事業を積極的に推進するためには多額の町債に依存しなければならないことも今日の地方財政のおかれている立場からやむを得ない措置であり、今後の方向としましても町民の福祉向上をはかるためには、ある程度の増加は避けられないものと考えます。
公債費が将来の町財政に及ぼす影響が大きいことを十分配意し、今後の事業推進にあたっては緊急度合、事業効果を十分配慮しながら財政を運営してまいります。
また、昭和五十三年度においては、こうした公債費の増嵩に対応するため減債基金制度を設けましたが、今後とも長期的展望に立った適切な財政運営がはかられるよう十分留意してまいります。
(3) 監査体制の強化は、健全な自

S54 8月No.3

治体の運営に極めて重要なことであります。

本町の監査機構については、監査委員二名のほかに職員二名（兼務職員を含む）を配置しておりますが、最近における地方自治体の監査は行政事務の拡大に伴い、年々その重要性を増しておりますので現在の補助職員の専任化等、監査委員とも十分協議し、そのご意見を尊重しながら前向きに対処したいと考えます。

二　雷電地区再開発について

質問　雷電地区、ウエンドマリの野営場付近に青少年むけの宿泊施設を設けるなど、雷電地域の開発について将来展望がありましたらお伺いします。

町長　町の観光開発については、岩内岳山麓円山周辺の開発と雷電地区の間に密接な関連を持たせて開発することが必要であると考えます。

そこで、雷電地区の再開発については比較的平地部分の多い現在の野営場の東側から傘岩にかけての海岸線約六百メートルの区域に「雷電ウエンドマリ地区開発計画構想」の検討を進めております。

この構想の内容としては、国民宿舎の設置を中核として管理棟を併設した水族館、更に展望台、レストラン、キャンプ場、遊戯場、ボート桟橋等雷電地域の立地条件にあった特色ある施設の設置のほか団地内道路及び遊歩道の整備、海水浴場等の基盤整備についても、取り上げたいと考えております。

しかし、この構想の具体化については多額の事業費が見込まれ極めて困難な問題もあるが、財政的な見通しを得た段階で、具体化してまいりたいと考えております。

また、当面の雷電地区の整備については、既存の道路整備などを重点的に開発を進めてまいります。

三　産業用燃油並びに家庭用灯油の確保について

質問　(1)　産業用燃油の不足は漁業、水産加工業、建設土建業、運輸業など各方面に深刻な影響をあたえており、燃油確保の早急な対策を講ずる必要があると思いますが、これについてお伺いします。

(2)　家庭用灯油についても不足しており、これが安定供給と価格高騰に対する対策についてもお伺いします。

町長　(1)　石油不足は世界的な問題を背景にして道においても、また町においても需給のバランスがくずれつつある状況であり、それが特に漁業及び土木、運輸、建設水産加工業において顕著にあらわれ生産性を低下させていることは残念なことであります。

町内の業種別需給率は漁業で例年の六十％、土木、建設では例年の七十％程度となっております。

このまま推移すれば深刻な事態を迎えることになります。

このような事態をさけるため六月二十日、町村長及び管内漁協組合長の合同対策会議を開き、その方策を検討いたしました。

その結果これは、全道的なレベルで国に働きかけなければならない問題であるとの結論を得、目下それぞれの団体で請願陳情等の運動を展開しております。

町としては、漁業と共に土木運輸についても業界と共に適切な処置を講じてまいりたいと考えます。

(2)　家庭用灯油の確保と価格安定については国においても十分対応されることと考えますが、町としても、道と連携を密にして必要に応じて全道的に、あるいは管内的に歩調を合わせた運動を進めてまいりたいと考えます。

次に価格の面については何よりもまず、石油業界として消費者や他の産業界などが納得のできる価格の実現に努力を払うべきであろうと考えます。

先般、通産大臣が来道の際には「本道については秋口に向けて需要確保の最重点地域にしたい」と本道に特別対策を講ずる旨の約束をしております。

また、道も先般各関係部長が上京し通産省、経済企画庁などに対し需要期の必要量の確保と価格を低く抑える政府価格の導入方を強く要請したところであり、加えて六月二十六日には道庁内に「北海道石油需給対策推進本部」を設置し各支庁にも地方本部を設けて灯油などの石油製品の需給調整、省エネルギー対策に総合的に取り組むことになりました。

町としては、安定した灯油の供給と併せて適正なる価格について関係機関と連携をはかりながら可能な限り努力してまいりたいと考えております。

政友クラブ

代表　川埜政三議員

一　大型店の岩内進出について

質問　(1)　現在町内に大型店（第二種）が二店営業中であるが、岩内商店街の現状を考えるとき、これ以上大型店は必要ないと思うが町長のお考えをおききしたい。

(2)　今後大型店には、町有地（西校跡地も含む）の売却はしないと思うが、町長のお考えをお伺いします。

(3)　現在の商店街近代化対策協議会に、町としても全面的な協力をお願いしたいと思うがこの点について。

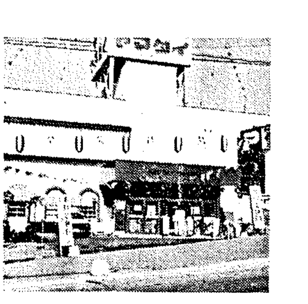

町長　(1)　北海道商工指導センターの推計資料を参考として町内商店街のことを考えますと、既に開店している大型店は二店舗で、売場面積は合計約三千平方メートルとなっており、売場面積一平方メートル当りの人口は約八人になり、これは同センターでいう競合状態に該当します。これ以上になると超激化、独占という段階になります。

従って私は、これ以上の大型店進出は売上の超激化を招くおそれがあるので、慎重に対処しなければならないと考えております。

(2)　西校跡地をこれから進出する大型店のために売却することについては、今の所考えておりません。

(3)　商店街の振興をはかるため、昨年二月岩内商店街近代化対策協議会を設立し、今年はとりあえず駐車場の設置に着手しております。

むずかしい使命をもつこの協議会は、運営も大変苦労されると思いますが十分その意志をくみ取り町としては今後ともできる限りの協力をいたします。

再質問　大型店の進出について本町では二店以上必要がないと理解してよいか。更に西小学校跡地の売却については、大型店に売るのか売らないのか答弁下さい。

町長　大型店舗については、北海道商工指導センターの資料に基づいても満度になっておるので、今のところこれ以上いらないという結論を出しています。また西校跡地については、大型店舗敷地としては売らない考えです。

二　共和・泊原子力発電所の地点変更同意について

質問　(1)　原子力発電所に関して国及び道の安全性に対する基本姿勢を打ち出させるためにも、早急に立地点変更に対する町の態度を明確にすべきであると考えるがご見解をお伺いします。

(2)　当町及び岩宇地区の地域発展に原発が寄与するとの考えに変りはないかどうか。

(3)　岩宇地区において他の三町村は立地点変更に同意しているが、当町だけが明確にしてない。町長のご所見を伺いたい。

(4)　後志総合開発期成会では、先般管内地域発展のためにも原発建設は重要な事業であるとの認識で促進を陳情していると聞いている。本会のメンバーである町長もこの趣旨に添って町の姿勢を明確にして行くことになると思うが、具体的な進め方についてお伺いします。

(5)　北電は岩内漁協に対し、調査の申し入れをしたと聞いているが、町長は承知しているか。承知しているとすれば、岩内漁協をどのように認識し、理解を求めて行くかお伺いします。

町長　(1)(2)(3)(4)(5)　共和・泊原子力発電所建設計画の変更については、議会ともよく協議し、結論を出さなければならない重要な問題であります。

このような時期に、米国スリーマイル島の事故が発生し、安全性の問題が論議されるに至っており、その結果が関心を集めているところであります。

町長としては、国や道などの責任ある機関の安全性に関する結論が示されるまで、発電所問題の対応は困難であると考えております。

従って、この問題の結論を待って設問の事項等に対処してまいりたいと存じますので、御理解をいただきたいと思います。

なお、後志総合開発期成会のことについては、後志全体の問題として以前から取り上げられている事項でありますので、期成会としての運動に対応してまいります。具体的に、いつどのような対応するかは、状況認識の上にたって判断し、対応する考えであります。

再質問　原発問題については、国道の姿勢を引き出すためにも、町長としての見解を求めておりますので、その観点より再答弁を願います。

町長　この問題については、私共市町村の指導機関である道と密接な連繋をとって対処することにしたいと存じます。

三　国、道の出先機関の町外流出について

質問　(1)　農林統計事務所及び専売公社岩内出張所の流出した理由と、その背景についておたずねします。

(2)　広域市町村圏計画の中心都市、岩内として均衡のとれた行政機構の配分がなされているかどうか町長のご見解を。

(3)　今後流出が心配される岩内営林署、税務出張所について、町長はどのように配慮しているか、また見通しについて。

町長　(1)　農林省函館統計調査事務所岩内出張所については、昭和四十七年一月に国の出先機関整備統合計画により、農林省函館統計情報事務所倶知安出張所に統合され、また日本専売公社岩内出張所については、昭和四十七年四月に第一線事業所関係の合理化ということで倶知安出張所に統合されたというのが、その理由であり実態であります。

(2)　町が後志広域市町村圏の沿岸地帯町村の中心都市としての役割を果たすためには、官公庁等の出先機関の設置は是非必要なことであります。

(3)　今後において岩内営林署の組織機構の合理化に伴います統廃合あるいは、後志支庁岩内税務出張所の引上げ等が懸念されておりますが、現在の段階では、具体的な方針が示されておりません。

S54. 8月 No.4

しかし、町長としては、支庁関係事務所等については、むしろ統合庁舎を建て替え、社会福祉事務所も併設すべきであると強く要望しているところであります。いずれにしても、こうした事態がおこらないよう関係機関とも十分協議を進め、町議会のご支援のもとに、心配されるようなことのないよう対処してまいりたいと考えております。

四　廃船処理について

質問　前浜における廃船の残がいについて、産業公害とならないよう抜本的な廃船処理対策を講ずべきと考えますが、町長のご所見を伺います。

町長　廃船処理義務は、船の所有者にあり、港内の廃船については漁業協同組合の協力を得て、昭和五十二年度で六隻、昭和五十三年度で九隻、昭和五十四年度で現在処理中を含めて九隻、それぞれ処理をいたしている現状であります。現在、港の中に廃船として残っているのは十一隻で、これについても逐次上架の上解体し、共和町にお願いをした捨場に従来どおり処理されていく予定になっております。

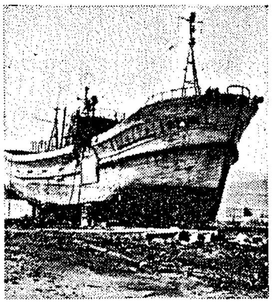

廃船焼却処理施設については、建設費が三億円から五億円を要する大きな事業でありますので、全道的な廃船処理の推移や、岩内港における廃船の実態等により、港湾整備計画の中に取り入れるかどうか検討してまいります。

公明党

最上輝昭議員

一　産業振興対策について

質問　(1)　アワビ、ウニ、ヒラメ等の市場性の高い魚貝類を蓄養し、市場価格との調整をはかりながら出荷するため、蓄養施設を新設すべきと考えますが

一、施設の建設見通しについて
二、生産高と現状について
三、財源、規模及び補助の可能性について

以上について町長のご所見を伺います。

(2)　サケ、マスふ化増養殖事業について
本年度町政執行方針の中で、基礎的な調査を進めるとあるが、具体的にどう取り組んでいるか、更に堀株川を利用する方法を検討すべきと考えますが、可能性はどうかお伺いします。

町長　(1)　蓄養施設の建設については魚価の安定性を高め、消費に見合う出荷態勢がはかられるよう漁業協同組合とも協議し、施設場所の検討、財政措置の見通しなどがつきしだい建設に着手することにいたします。

なお、現在国の新沿岸漁業構造改善事業の昭和五十四年度の調査指定を受けるべく作業を進めており指定を受けますと、昭和五十五年度から昭和五十八年度の四カ年で実施することになります。

蓄養施設で蓄養の可能性のある魚貝類について、その生産高の現況をみますと、

五十三年度で
かれい　八百二十五トン　一億七千三百九十五万二千円
ひらめ　四十二トン　六千七百三十二万六千円
うに　四トン　二千四百五十三万円
そい　十一トン　千百六十四万円
あわび　五トン　千七百六十三万九千円
ほたて　四十二トン　三千五十一万三千円
となっております。

蓄養施設の総建設事業費は、八千万円程度となる予定であり、これに対する国庫補助は、五十パーセントになる見通しであります。

また、すでに本年度は、スケトウダラのふ化実験も行い、基礎的な飼育実験にも着手しておるので、今後はこの事業も拡大し、貴重なスケトウダラ資源の培養とその確保に力を注いで行く考えであります。

このようにして、ふ化、蓄養施設については、今後とも積極的に取り進めて行く考えであります。

(2)　町においては、昭和五十三年九月から実施した水産庁のさけ、ますふ化放流事業の調査結果で、町内の河川はかならずしも適当でないことが明らかにされております。また、神恵内村においては、昭和四十五年からこの事業に着手し、近隣町村もこれを支援し、年間約二百万尾の稚魚放流に成功している状況であります。

町としては、町内河川にさけ、ますの放流を実施していただきたい旨、国や道に要請し、本年五月比較的可能性のある幌内川に水産庁によって稚魚の放流をしていただいたところでありますが、今後はこの試験放流の結果をみて、この事業に関する対策を考え、その振興をはかってまいります。

堀株川の利用については、まず保護河川の指定を受けること、地域住民の協力が必要であること、捕獲施設を設けることなどが条件であり、更にこの河川は、行政区域が異なっておりますので、共和町理事者ともよく相談することにいたします。

二　生活環境整備対策について

質問　町の総合計画のうえからも国土調査法に基づく地籍調査を実施すべきと考えます。調査が実施されますと町村道が明確になり、土地所有者が安心できるなど、多くの利点があり、調査に要する経費も六分の五の補助率でありますので、財源的にも容易に実施できると考えますが、町長のご所見を伺います。

町長　地籍調査の成果は、土地に関するあらゆる施策の基礎資料として利用でき、いわば土地に関する戸籍調査ともいうべき必要な調査であります。

本年度から道路台帳作成に取り組んでおりますので、これの進み具合い並びに財政事情を考慮の上、調査に取りかかれるよう検討をいたします。

三　住宅用地の分譲計画について

質問　(1)　第二中学校跡地を一部宅地分譲する計画の具体的内容と実施時期について。

(2)　土地取得が困難なため共和町に流出しているが、町民の持家を勧奨するため、町として考えてやるべきと思いますが、町長のご所見を伺います。

町長　(1)　宅地分譲による町民の持家の勧奨については、第二中学校の跡地利用による宅地確保を含めて、目下検討中でありますが、

本年度建設の道営住宅が、四階建二十四戸の建設見通しがつき、この建設場所が第二中学校跡地に予定されております。

道としては、第二中学校跡地全体について、道営住宅団地として適正な配置を意図しておりますが、道営住宅建設後の入居希望者の推移とも関連して、まだ最終的な決定をしていない状況であります。

町としては、第二中学校跡地を住宅地とする計画であり、道営住宅の建設計画の推移を見極めたうえで、具体的な宅地分譲計画を考えます。

(2)　宅地取得が困難なために、共和町に流出している問題については憂慮しており、町としてはこれまでも、土地開発公社などによって宅地分譲を進めてまいりましたが今後においても、町区域内での適地の確保につとめ、ご趣旨にそうよう努力をいたします。

四　福祉対策について

質問　福祉行政を効果的に遂行させるため、岩宇四ヵ町村を中心とする福祉事務所の出張所を、当町に設置すべきと考えますが、町長のご見解を伺います。

町長　後志管内町村の生活保護法関係取扱い実績から考えますと、福祉事務出張所が岩内町に置かれ岩宇四ヵ町村の福祉行政が行なわれることが、極めて適切な課題であろうと考えられます。

町としては、昭和五十年以降、岩内出張所の実現について関係方面に陳情しておりますが、今後も引続き実現に対して積極的に努力してまいります。

五　島野会館の図書貸出しについて

質問　島野会館に保管中の図書について、地域文化に貢献できるよう整備し、貸出しを容易にできる体制にすべきと考えますが、町長のご所見を伺います。

町長　会館の図書については、地域の図書室として十分利用されるよう、住民の皆さんの要望にこたえて運営していくよう努めます。また、貸出しについても、広く利用されるよう配慮してまいります。

日本共産党議員団

代表　竹田豊一議員

一　原子力発電所問題について

質問　(1)　日本共産党岩内町委員会が、本年四月十三日付で、町長に公開質問状を提出したが、いまだに回答がないのは何故か、その理由をお尋ねします。

(2)　スリーマイル島での事故によって、欠陥原子力発電所の危険性はあきらかになったが、町長は、なお安全と考えておられるかどうか伺います。

(3)　町民の生命を守り、安全を保障するため、このような危険な欠陥原子力発電所の建設を、中止する意志はないのかどうか。

(4)　町長は、道ならびに北電など関係機関に、共和、泊原子力発電所建設の中止、再検討などの申し入れを行なうべきと考えるが、その意志があるかどうか。

(5) 第六次港湾整備五カ年計画が進められておるが、埠頭など、港湾諸施設が、発電所建設に使用しないという保証があるかどうか、お伺いします。

町長(1)(2)(3)(4) アメリカのスリーマイル島の事故以来、原子力発電所の安全性の問題については、その確認が急がれていますが、その結果は、いまだ明確に示されておらず、このことは、一地方公共団体の長として判断できる現況ではありません。

従って、町長としては、国や道など責任ある機関の結論をまって、対処したいと考えております。

共産党岩内町委員会に対する回答が遅れているのも、以上のような実情からであり、設問のスリーマイル島事故に関連する安全性の問題、発電所建設中止の問題、中止再検討の申し入れなどに対しても現時点では処理できない状況にありますので、ご理解いただきたいと存じます。

(5) 第六次港湾整備五カ年計画に関連して、埠頭の利用などの問題でありますが、この計画は、長期的展望に立った計画であり、現在まだ、閣議決定がされていない段階であります。

本案の熟す状況に即応して、その運営を含め、港湾審議会及び、議会によく諮りながら対処してまいります。

二 看護ヘルパー制度について

質問 重い病気やけがにより、長い療養生活をおくる患者の看護のため、重症患者看護ヘルパー制度及び療養者看護助成制度をつくる考えはないかお伺いします。

町長 独居老人のかたが一時的疾病により日常生活に支障が出た場合には、町としてその介護のため介護人を派遣することにしておりますが、この制度を更に拡大し、町が単独で全町的に実施するとなれば、要請に応じて介護に出てくれる人の確保の問題、基準額と実支払額との差額等財政負担の問題などがありますが、現在の社会状勢下にあってはまことに望ましい制度でありますので総合的に検討することにいたします。

三 婦人職業訓練校について

質問 婦人の雇用促進をはかるため、婦人職業訓練校の誘致をはかる考えがないかお伺いします。

町長 現在道が、道内初の婦人専用の職業訓練校を札幌に建設中で昭和五十六年の開校をめざし、その第一期工事を進めております。

訓練科目は四教科で、経理科、トレース科、写真植字科、販売科でまことに実用的な科目が選択されており定員は一二〇名であります。

当地方には現在岩内専修職業訓練校がありますので、この関連等もあり、いまここに婦人職業訓練校を誘致することについては、その成果が困難であろうと予想されるので、現在の訓練校に婦人の訓練教科を導入し、男女共学の態勢でとり進めることができるかどうか、関係機関ともよく協議し、前向きに取り組んでいきたいと考えます。

四 身体障害者用、特別公営住宅の建設について

質問 不自由な日常生活をおくる身体障害者の福祉の向上をはかるため、その方々の希望を取り入れた公営住宅の建設が必要と考えますが、町長のご見解を伺います。

町長 現在町には、低所得者、身体障害者、母子及び、老人世帯向福祉住宅が二六〇戸建設されておりますが、特に、身体障害者用として特別の構造、設備を有するものとはなっておりません。

身体障害者の方が入居する住宅としては、別途に建設基準があり、特別の構造、施設、設備を必要とし、心身障害者の福祉が増進されるよう、考慮されております。

今後、入居希望者などの実態にあわせて、一種及び、二種公営住宅の建設計画の中に折り込んで建設ができるかどうか、関係機関と協議をし、岩内町を、少なくとも、「身体障害特別公営住宅」のモデル地区として対応できるよう、積極的に検討してまいります。

五 防犯灯にかかわる電気料金の補助について

質問 明るく住みよい町づくりのため、現在各自治会が負担している防犯灯の電気料金について、補助するお考えはないか、お伺いします。

町長 町内の防犯灯設置については、設置者に対し補助を行ない、防犯と交通安全の両面からの施策を講じておりますが、現在までに設置した灯数は、二〇〇八灯となっております。

ご質問の電灯料金の補助制度については、防犯灯の電灯料が、町内会運営費に大きな比重を占めていることもよくわかりますので、町内会、自治会の負担軽減という意味から、前向きに検討してまいりたいと考えます。

社会クラブ

島 進一議員

一 国民健康保険特別会計について

質問 本年度国保会計は八億四千八百万円で、そのうち診療側に約七億四千万円が支払われていますが、これについて支払側の審査方法などどういう仕組みであるかお伺いします。

町長 被保険者である患者が受診することによって、当該療養取扱機関である「医者」は、療養の給付に要した費用の請求書を診療報酬明細書とともに、国保連合会に提出することになります。

国保連合会では提出された診療報酬明細書の内容について事務の点検をするとともに、国保連合会に設置されている診療報酬審査委員会で適正な診療、投薬等についての点検審査を行ない、その結果保険者である町に診療報酬明細書とともに請求書が送付されます。

町では送付された診療報酬明細書について資格審査を行なったのち請求書により国保連合会に払込み国保連合会では療養取扱い機関である「医者」に支払いすることになっております。

二 教育予算の執行について

質問 新校舎の備品購入について現在までの執行に、批判の声があるようにきいており、これについてお尋ねします。

(1) 入札見積り合わせに、文具商組合員のみを対象に行なっているのはなぜか、家具商もそのなかに入れるべきであると考えますが、この点について。

(2) 見積り合わせの書類を、文具商組合長に持たせて、各組合員に配送させたといううわさがあるが事実はどうか。

(3) 購入価格の点で、普通大きな金額になると、定価の六掛けから七掛け半で納入されるものだといわれておりますが、この点、調査研究されて対処しているかどうか伺いたい。

(4) メーカーの指定を行なうのに「オカムラ」、「ウチダ」、「イチムラ」、「イトウキ」、「コクヨ」とあるなかで、他の官庁でもあまり取り引きされていない「コクヨ」に重点をおき、備品購入するのはなぜかお尋ねします。

また、このような問題がありますので、第二中学校の備品購入を白紙に戻す意志があるかどうか伺います。

教育長 新校舎の備品購入について、現在までの執行に批判の声があるとのお話しですが、私どもとしては特に聞いておりません。

しかし、そのようなことについては、憂慮しております。

備品購入に際しては、その都度、学校側の計画や要望を聞いた上で基本的に地元業者優先の方針をもって、見積り合わせをして購入する方法をとっております。

五十二年度の中央小学校と西小学校の備品購入の場合、七業者を指名して、品質、規格を指定して、購入品目を一括して、最低の見積り業者と随意契約によって購入しております。

購入価格は、定価からみて平均値引率が、二十五、八パーセントとなっており、例年、二十五パーセントから二十六パーセントの範囲内で納入しておりますので、勉強していただいたものと考えていたわけであります。

本年度の第二中学校の場合、五十二年度の経過をふまえて、更に、他の学校の備品と差が生じないように配慮し見積り合わせをいたしました。その結果、契約業者は二人となり定価からみた平均値引率は、二十五、四パーセントとなりました。第二中学校の備品購入は二学期から授業を開始するという方針にあわせなければならないので、契約から納品まで二ヵ月程度日時がかかるという現状から、六月上旬に契約を済ませて、第二中学校の移転時期までに納品を完了していただくということで取り運んでおります。

(1) 備品購入についての取扱い店の関係でありますが、従来の実績からみますと、事務用機取扱い店で扱っている品目は、一括して調達しているという経緯もあるわけで、本年度の第二中学校の場合も家具取扱い店、電気器具取扱い店、スポーツ用品取扱い店、布団取扱い店と、品目別に取扱い店を分離し、見積り合わせをすることにしております。

(2) 見積り合わせの通知のことですが、私は、そのようなことはないと信じておりますが、更に調査いたします。

(3) 購入価格の問題ですが、いままでの状況からみて、二十五パーセントから二十六パーセントの値引きということで協力をいただいていたので、これが適正ではないかと考えております。

(4) メーカーを指定した理由でありますが、すでに改築が終わっている他の学校の備品と差をつけないため、同じものを揃えたいということと、管理上、アフターサービスを受けるためにも、統一した備品がよいということがあげられますが、ご指摘された点については、今後十分前向きに検討し、善処してまいります。

三 交通安全対策について

質問(1) 現在、町内に全盲またはそれに近い方が合わせて四十二名おり、交通安全上、現在のままの信号機では危険なので、是非ともチャイムなどの取りつけが必要と思いますが、この整備方についてお伺いします。

(2) 交通安全のため、年次計画で行なわれている歩道の段差解消について、早急に解消するお考えはないか伺います。

町長(1) 現在信号機にチャイム等の取付をされているものは、全道で五十五基で、主に札幌、旭川等の都市に設置されている現状であります。

北海道公安委員会では、その設置基準を、交通量が多く、視覚障害者人口の多い都市部を優先して設置して行く方針とのことで、現段階では、当町の場合困難な状況にありますが、当町に於ける視覚障害者の多い現状を訴え、関係機関とも十分に協議し、設置要請を行なってまいります。

(2) 歩道の段差解消については、昭和五十三年度より年次計画で実施しており、当時の調査で解消を必要とする箇所は一八二箇所で、前年度は七十三箇所を解消し、本年度は五十八箇所を解消するため工事を進めており、残り五十一箇所についても、明年度で解消をはかることにしております。

S54. 8月 No. 6

審議した議件

本年六月二十二日に招集された第二回定例会において審議した議件の結果はつぎのとおりです。

議案第一号　昭和五十四年度岩内町一般会計補正予算（第三号）……原案可決

各保育所の整備工事費と町道新設工事費、橋の新設工事費及び公営住宅の基本計画策定事業費、その他追加を必要とする予算六千七百五十九万五千円を補正したものです。

なおこれにより五十四年度一般会計の予算総額は五十億五千六百六十七万七千円となりました。

議案第二号　岩内町の非常勤の職員の公務災害補償に関する条例を廃止する条例設定について……原案可決

非常勤職員の公務災害に関する補償事務が七月一日より北海道町村非常勤職員公務災害補償組合によって処理されることとなったので、町の条例を廃止したものです。

議案第三号　岩内町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

非常勤職員の公務災害に関する補償事務が七月一日から北海道町村非常勤職員公務災害補償組合によって処理されるため、町の条例の一部を改正したものです。

議案第四号　町道路線の認定及び廃止について……原案可決

道営の整備事業による農免農道の開通及び宅地造成にともない、町道路線の認定と廃止をしたものです。

議案第五号　工事請負契約の締結について……原案可決

八幡通舗装新設工事、公園通舗装新設工事ならびに岩内運動公園造成工事について、工事請負契約を結ぶため議会の議決を求めたものです。

議案第六号　岩内町モーテル類似旅館規制条例設定について……原案可決

本町の風俗及び生活環境を害するおそれのあるモーテル類似旅館の新築等について、規制と指導を行なうための条例を設定したものです。

報告第一号　専決処分した事件の承認について……承認

昭和五十三年度国民健康保険特別会計で三千七百四十二万二千円の歳入不足額が生じたので、これを補てんするため、昭和五十四年度岩内町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を専決処分し、議会に報告して承認を求めたものです。

推せん第一号　岩内町農業委員会委員の推せんについて……推せん

農業委員会等に関する法律に基づき議会が推せんし選任された農業委員のうち笠原義雄議員が六月十二日付をもって辞任したので後任者として川埜政三議員を推せんすることを決めたものです。

決議案第一号　漁船用燃油確保に関する要望決議……可決

現在国内のエネルギー問題はきわめて深刻な情勢にあり、本町の産業用燃油、特に漁船用重油が不足し、町民生活に及ぼす影響も大きく、憂慮すべき状態にあるので適切な措置を求めるため、決議をもって政府ならびに関係機関に強く要望することを決めたものです。

なお決議はつぎのとおりです。

漁船用燃油確保に関する要望決議

現下のエネルギーの動向は、昭和四十八年のオイルショックを上回る深刻な情勢にあり、国際的にも最大の課題となっている。

当町に於いても、家庭用灯油は勿論、産業用燃油、特に漁船用重油の供給が消費との間にいちじるしい均衡を欠く一方、価格の異常急騰に加え、漁業生産量の大幅な減少を招いており、関連産業とともに町民の生活も憂慮すべき状態にあります。

当町の主産業である漁業は、年間およそ七十五億円の生産額を維持しているが、その背景にはおよそ一万四千キロリットルの漁船用重油の供給があったためで、現在のような需給状況では備蓄施設のない当町の漁業は危機に瀕し、町民の生活不安を招くことは必至であります。

よって、政府はこの現状に鑑み生活と生産の基盤である燃油が安定供給され、水産業の振興発展が阻害されることのないよう適切な措置を講ぜられるよう強く要望いたします。

以上決議する。

昭和五十四年六月二十九日

北海道岩内町議会

内閣総理大臣
通商産業大臣
農林水産大臣
経済企画庁長官
通商産業省資源エネルギー庁長官
衆議院議長
参議院議長
北海道知事　殿

決議案第二号　国鉄岩内駅の貨物取扱い廃止に反対する決議……可決

国鉄が経営合理化のため、岩内駅の貨物取扱いを廃止する計画を進めているので、これに反対するため全会一致の決議をもって政府ならびに関係機関に強く要望することを決めたものです。

なお決議はつぎのとおりです。

国鉄岩内駅の貨物取扱い廃止に反対する決議

国鉄は再建計画の一環として、貨物取扱い駅の統廃合を中心とした合理化案をたて、将来岩内駅の貨物取扱いを廃止する計画と承っておりますが、このことは岩内町の主要生産物の輸送及び原料品移入等に重大な影響を及ぼすとともに、地域の開発に極めて大きな障害となることはあきらかであります。

よって地域の実情を無視した岩内駅の貨物取扱い廃止に強く反対いたします。

以上決議する。

昭和五十四年六月二十九日

北海道岩内町議会

運輸大臣
日本国有鉄道総裁
日本国有鉄道副総裁
日本国有鉄道貨物局長
日本国有鉄道北海道総局長　殿

◈昭和五十四年度北海道職員初級、中級試験実施

・受付期間　八月二十日～八月三十一日
・第一次試験日　十月十四日
・試験地　初級～各支庁所在地
　中級～札幌市

詳しいことは役場総務課まで。

◈第一回岩宇青年交流スポーツ大会

この大会は、岩宇で組織化された十五の青年団体を中心に、自由な立場で競技に参加しスポーツを通じて交流を深めるとともに、健全な心身を培い、相互の連帯性を高め、明るい豊かな地域社会の建設に努めることを目的として開かれます。

岩宇の青年が一堂に会するという初めての試みですので多数の青年の参加を期待致します。

日時　九月二日（日）午前八時
場所　中央小学校グランド（スポーツ大会）
　　　中央小学校体育館（懇親会）
種目　団体縄飛び、玉入れ、むかでリレー、綱引き、チームマラソンなど。
連絡先　（実行委員長）川埜雄司②〇九一〇または、（事務局長）下田陽一②一一一六まで

◈消火栓が使えない

もしもこんなことがあったら大変です。最近は消火栓も交通事故?により転倒、破損され、そのまま放置されている事が多くなっています。又、消火栓のまわりにゴミを多量に出している所が見うけられますが、ご承知のとおり消火栓は皆さんの「生命、財産」を火災から守る、町の大せつな施設です。火災の時すぐ使えるよう次の事に協力願います。

○消火栓のまわりに物を置かない。
○消火栓より五メートル以内は駐車しない。
○消火栓や標識にいたずらしない。

消火栓や標識を誤って転倒、破損させた時、又は、見かけた時は消防署（二―一一四二）へお知らせください。

◎◎密漁防止は　みんなの手で◎◎

暑さが増すとともに、観光客の訪れがふえ学校も夏休みに入り、本格的な海水浴シーズンとなり、浅海漁業者にとっては、例年悪質な密漁者や海水浴客に多量の浅海資源が密漁される心配があり、町と漁業協同組合では毎年、専任取締員を配置し、警察官とともに密漁防止のパトロールを実施しています。

あわび、うに、ひるかい等は浅海漁業者の生活の糧であり、このために毎年、町や漁業協同組合によって、あわびの稚貝の放流、ひるかい稚貝の移殖等、資源の増殖につとめております。

町民のみなさまには、このような状況をご理解願い、密漁者を出さないように、お互いに注意しましょう。

又密漁者を見かけたときは、次の連絡先へ御連絡願います。

せっかく楽しいはずの海水浴がちょっとした、不注意や心えちがいで、不愉快なものにならないように気をつけてもらいたいものです。

記

・岩内郡漁業協同組合　（二）一三一三
・岩内警察署　（二）一二五一
・島野警察官駐在所　（二）〇七五四

S54 8月 No.7

働く婦人の家 特別養護老人ホーム 建設工事着工

今年の大きな福祉政策の一つとして取り上げておりました「働く婦人の家」と「特別養護老人ホーム」の建設工事が、着工されました。

「働く婦人の家」は、岩内警察署の東側に鉄筋コンクリート一部二階建で、町内の働く婦人の皆さんや地域の皆さん方が、研修会、レクリエイションなどに利用する施設で、完成は三月十日です。

又、「特別養護老人ホーム」は町の福祉村建設の第一号の施設であり、日本アスパラガス工場の南側で、ベット数五十を持ち、専属のお医者さんもついて、自分で身の廻りのことが出来ない、お年寄りの方々が入るもので、円山から温泉を引いて、温泉付きの施設となっており、老後を安心して暮してもらう施設です。完成は三月十日で、両施設とも明年四月から利用できることになります。

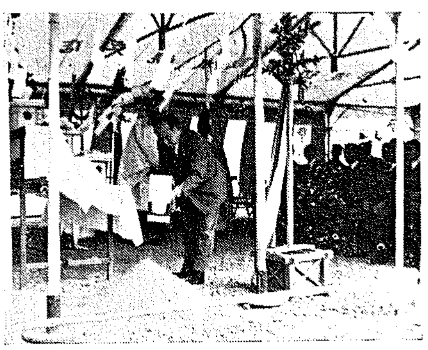

第7回いわない怒濤まつり終る

今年のいわない怒涛まつりは、実行委員会が主催するという新しい方法で八月十日から盛り沢山の行事をもって賑やかに大勢のご参加をいただき、大成功のうちにその幕を閉じました。

十日は雷電太鼓によるふれこみ、午後六時からは駅前歩行者天国で開祭式。テープカットの瞬間くす玉がはじけ、ハトと風船が夕空に放されました。このあと雷電太鼓、エレクトーンの夕べ、こどもサイダー・ビールの早飲み大会などが行われました。

十一日は音楽隊パレード金魚すくい大会、ミルクまつり、豳太鼓、スイカ割り大会などがあり、夜七時からは呼び物の仮装パレード各団体がそれぞれ趣向をこらし沿道から盛んな拍手をあびました。中央小体育館では、子どもミュージカル「まほうのステッキ」の公演がありチビッ子の人気を集めました。

十二日は、町内初のラジコンカー大会、小樽海上保安部の巡視船「えさん」の一般公開、子供相撲大会、ブラスバンドの夕べなどがあり、夕方六時半からは怒涛千人踊りが大通りいっぱいに繰り広げられ、祭り気分も最高潮に達しました。夜九時からは花火大会。華麗な光と音のきようえんを展開、夜空にきらめく鮮やかな七色は文字通り夏の岩内を彩り郷土色豊かな怒涛まつりのフィナーレを飾りました。

旧東小学校跡地に建設中の建物は

旧東小学校跡地に現在建設中の建物について、多くのかたから問い合せがありますが、この建物は岩内電報電話局の仮舎局です。

これは岩内電報電話局が通信回線強化のため現局舎の増築工事を行うにあたって、工事部門の一部を仮移転する必要があるためです

工事は、八月の初旬からはじめられており九月末迄には終る予定です。この仮舎局は、昭和五十六年の五月頃迄使用され、その後解体撤去されることになっております。

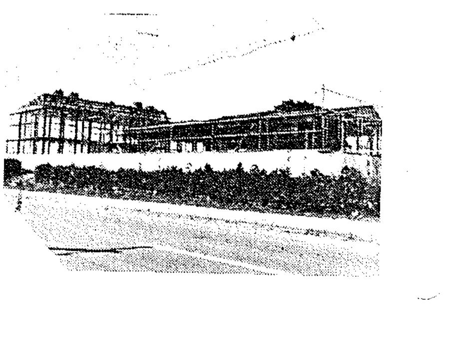

▼人事異動▲

町では八月二十日付で人事異動の発令をしました。（ ）は前職名。

岩内町辞令

▽総務部長兼町長公室長岩城成治（総務部長） ▽民生部長兼特別養護老人ホーム準備室長吉田吉就（民生部長） ▽建設部長藤木保治（教育委員会教育次長） ▽総務部次長兼温泉管理室長芳賀博（総務部次長） ▽建設部公共下水道準備室長中島宏（建設部主任技師） ▽総務部町長公室秘書主幹兼秘書係長秋山勝美（町長室長） ▽同・同企画主幹小石川賢（総務部企画課長） ▽岩内町監査委員室長粒羅昭紀（経済部商工観光課長） ▽建設部建設課主任技師兼同・同土木係長志賀昇（同・同土木係長） ▽総務部町長公室企画第二係長安藤憲樹（総務部企画課企画係長） ▽同町長公室広報係長山本勇雄（同企画課広報係長）▽同町長公室企画第一係長青山利則（経済部商工観光課商工係長） ▽同総務課調査係長清本明（同・同交通公害対策係長） ▽民生部福祉課福祉係長岩本雅明（総務部企画課調査振興係長） ▽建設部建設課事務係長兼港湾係長中村修（同・同事務係長） ▽総務部温泉管理室施設係長新保征美（建設部建設課港湾係長） ▽総務部総務課交通公害対策係長中川弘道（民生部住民課国民年金係） ▽経済部商工観光課商工係長福島哲哉（建設部住宅都市課住宅管理係） ▽総務部町長公室秘書係鈴木勉（同町長室勤務） ▽同町長公室秘書係兼広報係児玉明美（同町長室勤務） ▽同町長公室広報係表芳弘（岩内町水産研修センター勤務兼経済部水産課水産振興係） ▽同町長公室企画第一係高野禎実（同企画課調査振興係） ▽同総務課調査係三浦裕子（同企画課調査振興係） ▽民生部住民課国民年金係福井清一（岩内町監査委員書記） ▽岩内町水産研修センター勤務兼経済部水産課漁政係馬場康司（経済部水産課漁政係） ▽総務部温泉管理室施設係大場信志（建設部建設課管理係） ▽同総務課調査係坂本龍司（同企画課調査振興係） ▽建設部建設課港湾係大西光良（総務部企画課企画係）

岩内町教育委員会辞令

▽教育次長本間光雄（建設部長） ▽青少年会館長新谷守章（議会事務局長補佐） ▽郷土館主事中出外喜之（青少年会館長）

岩内町議会辞令

▽事務局長補佐安田良一（民生部福祉課福祉係長）

町民の森をみんなの手で

〜緑豊かな憩いの場 ありがとうございます〜

町民の記念植樹で緑豊かな憩いの場として町民の森が設けられて四カ月になりますが、この間個人、団体など十六件、百一本の植樹がおこなわれました。みなさんのご協力により町民の森もりっぱになりつつあり、担当者もはりきっております。

これからも植樹をされるかたは住宅都市課都市計画係におたずねください。

なお、八月十七日現在までに植樹寄贈されたかたは次のかたがたです。

▽宮園　岩田サト　イチョウ一本
▽高台　大港尚亮　プラタナス一本
▽高台　東山十太郎　エゾマツ一本
クルミ五本、ナナカマド二十本
▽宮園　武田みさ子　桜一本、桂一本、ライラック一本
▽敷島内　工藤久　桜二本
▽宮園　木村金太郎　プラタナス二本
▽宮園　木村修三　プラタナス一本
▽高台　小沢荘一　プラタナス一本
▽大浜　北電㈱岩内営業所桜十本
▽高台　桜居透　桜一本
▽清住　岩内体育協会　桂二十二本
▽東山　樋口功二　桜一本、ナナカマド一本
▽宮園　富塚正行　白樺　一本
▽宮園　館彰　白樺　一本
▽高台　岩内電報電話局桜二十本
▽共和町　池田佐市　桜三本、檪一本、カイド二本、ツタ一本

議会だより

第四回臨時会

昭和五十四年第四回岩内町議会臨時会は八月十四日招集され会期を一日間と決め、議長の諸般報告につづいて議事に入り、提案された議案四件を審議、可決して同日閉会しました。

審議した議件

議案第一号　昭和五十四年度岩内町一般会計補正予算(第四号)……原案可決

ポン岩内川災害復旧工事費、町道舗装工事費、住宅団地設計調査委託費、その他追加を必要とする予算二千八万七千円を補正したものです。

なおこれにより一般会計の予算総額は五十億七千六百七十六万四千円となりました。

議案第二号　岩内町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

岩内町モーテル類似旅館規制条例にもとづき設置されたモーテル類似旅館新築等審査会の会長及び委員の報酬等について額を定めたものです。

議案第三号　岩内町立学校設置条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

第二中学校の改築に伴い位置の変更期日を昭和五十四年八月十五日と決めたものです。

議案第四号　工事請負契約の締結について……原案可決

岩内町特別養護老人ホーム、及び岩内町働く婦人の家新設工事について、工事請負契約を結ぶため議会の議決を求めたものです。